

第3部 各国における知的財産制度を巡る状況に関する調査

はじめに

近年、企業活動やサプライチェーンのグローバル化が進む現状において、知財の重要性はますます高まっている。特に、人工知能や情報通信技術の急速な発展は様々な分野でイノベーションを創出し、知財保護の重要性はますます増している。加えて、新興国や途上国への企業の進出や技術移転が進展しており、これらの国における知財権の保護の現状についても注視する必要がある。このような背景から、先進国だけでなく、各国の知財制度の改正状況や知財関連の注目裁判例等について、最新の情報を把握することは、グローバルに企業活動を行う産業界にとって重要である。特に、市場が大きく知財関連の注目度も高い米国、及び欧州等との貿易の中継地点となり得るトルコにおける知財制度の改正状況や司法判断は、企業へ与える影響の程度・可能性も大きいと考えられることから、企業の知財戦略に大きな影響を及ぼすものと思われる。そして、その最新情報を把握することは、グローバルに企業活動を行う産業界にとっても有意義な情報となり、その制度概要を整理することは有用である。

以上を踏まえ、米国・トルコにおける知財に関する制度改正等の国際動向について、調査・分析を行った。

米国に関しては、本調査の仕様書に従い、令和3年度の国際知財制度研究会報告書からの更新を中心に、最近の知財政策、知財制度改正及び知財関連注目判決の動向を対象に調査を行った。特に、2025年1月20日からトランプ新政権が発足し、バイデン前政権下の知財保護政策から方向性が大きく変化する可能性もあるため、政権交代に伴う影響についても着目して調査を行った。

トルコに関しては、最近の知財政策、知財制度改正並びに知財関連注目判決の動向を対象に調査を行った。

第1章 米国における最近の知財関連注目判決及び最近の知財政策、知財制度改正

第1節 知財関連注目判決

1. 米国連邦最高裁判所判決

米国連邦最高裁判所が判決を下した、最近の注目すべき知財関連判決は以下のとおり。

(1) **Amgen Inc. et al. v. Sanofi et al., 598 U.S. 594¹** (2023年5月18日) 特許権侵害事件

(事案の概要)

本件は、Amgen社が保有する、高コレステロール血症治療薬「レパーサ (REPATHA)」

¹ 米国連邦最高裁ウェブサイト https://www.supremecourt.gov/opinions/22pdf/21-757_k5g1.pdf [最終アクセス日：2026年3月6日]

に関する 2 件の特許に関する事件であり、Amgen 社は 2014 年、Sanofi 社を特許侵害の理由により提訴した。

Amgen 社の米国特許では、「PCSK9（前駆体タンパク質転換酵素サブチリシン／ケキシン）上の特定のアミノ酸残基に結合し、PCSK9 が LDL 受容体に結合するのを阻害する抗体群」という構成で、機能的特徴によって特定された抗体がクレームされていた。また、明細書において、クレームに記載された 2 つの機能（結合し、阻害する機能）を果たす 26 の例示的な抗体を示すとともに、2 つの機能を果たす他の抗体を作るためのロードマップおよび保守的置換法に関する説明が記載されていた。

Sanofi 社は、Amgen 社のクレームは明細書に記載された抗体よりも理論的に数百万種類に及ぶ他の抗体が権利範囲に含まれ得るとして、米国特許法第 112 条(a)の実施可能要件を満たしていないと主張した。

（裁判所の判断）

連邦最高裁判所は、連邦巡回区控訴裁判所（CAFC）の判断を支持する判決を下した。連邦地方裁判所は、実施可能要件を満たしていないとの Sanofi 社の主張を認め特許無効の判決を下していた。CAFC（Court of Appeals for the Federal Circuit）も判決において、Amgen 社の特許を実施可能とするには、明細書に記載された実施例だけではならず、クレームの全範囲を実施可能とする実施例を開示する必要があるとして地方裁判所の判決を支持していた。

本件は、機能的に定義された広い“属（genus）クレーム”について「クレーム全範囲を実施可能にするだけの開示が必要」と最高裁が明確に示し、バイオ・抗体を含む化学系特許のクレーム戦略と審査実務に大きな制約を課した点で重要な判決である。

（2）Andy Warhol Foundation for the Visual Arts, Inc. v. Lynn Goldsmith, 598 U.S. 508²（2023 年 5 月 18 日）著作権侵害事件

（事案の概要）

本件は、写真家であるゴールドスミス氏が撮影したミュージシャンであるプリンスの写真をもとにしたアンディ・ウォーホルによるアート作品が、ゴールドスミス氏の著作権を侵害するとして、ゴールドスミス氏がアンディ・ウォーホル財団を訴えた事件である。以下、原告をゴールドスミス氏、被告をアンディ・ウォーホル財団として説明する。

被告は、雑誌の表紙に掲載された作品が原告による元の写真とは異なるアイデアを伝えるための芸術的表現であり、元の写真から変容されたことで、原告の著作権が及ばない範囲であると主張した。第 1 審の地方裁判所の判決は被告の主張を支持し、有名な曲のアレンジで元の曲が認識できるとしてフェアユース（著作権法で保護されている作品を、特定の条件下で許可なく使用しても、著作権侵害とみなされないという法理）であると認められた他の種類の芸術的表現との比較も踏まえ、被告による作品が変容的な作品であった。

しかしながら、原告により上訴された第 2 審の第 2 巡回区控訴裁判所は、第 1 審の判定

² 米国連邦最高裁ウェブサイト https://www.supremecourt.gov/opinions/22pdf/21-869_87ad.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

を覆した。第 2 巡回区控訴裁判所は、既存の作品に対し単に新たな美学や表現を加えた改変は、フェアユースの抗弁を支持するような変容的なものとして認めるのに不十分であると判決を下した。被告はその判決に不服として連邦最高裁判所に上訴した。

(裁判所の判断)

連邦最高裁判所は、第 2 審の判決を支持し、被告の主張を退け、作品の変容性と原告の派生的著作権（二次著作権）とを比較した上で、原告の著作権侵害の訴えに対するフェアユースの抗弁を十分サポートする明確な目的や特徴を被告による作品は有していないと判決において結論付けた。

連邦最高裁判所は、作品の変容性に基づくフェアユースの抗弁が認められることとすれば、著作権者の権利が大いに浸食される可能性があるとし、「派生的著作物を創作するという著作権者の排他的権利が、変容的な使用により失われるおそれがある」とした。

本件は、連邦最高裁判所が「変容的」でさえあればフェアユースになり得るという近年の流れにブレーキをかけ、著作権者の派生的著作物の権利とのバランスを重視する方向でフェアユース判断の枠組みを示した点で、アート・メディア産業全体に波及する重要な判決である。

(3) Jack Daniels Properties, Inc. v. VIP Products LLC, 599 U.S. 140³ (2023 年 6 月 8 日) 商標権侵害・商標希釈化事件

(事案の概要)

本件は、Jack Daniels 社が保有する、ウイスキーボトルの商標に関する事件であり、2014 年に VIP Products 社が Jack Daniels 社に対して、商標権の非侵害確認および商標の希釈化の不存在確認の訴訟を提起したものである。

VIP Products 社は Jack Daniels 社製のウイスキー「Old No.7」のボトルに似た犬用玩具を製造し、「Jack Daniels」の文字を「Bad Spaniels」とし、「Old No.7」の文字を排便の意味を持つ用語「No.2」を含んだフレーズである「Old No.2」とした。

VIP Products 社は、合衆国憲法修正第 1 条 (First Amendment)⁴に基づく表現の自由と商標権の問題を検討する際の判断基準である Rogers テスト⁵に基づき商標権侵害にはあたらず、また、商標の信用毀損による希釈について、パロディであるためフェアユース（著作権法で保護されている作品を、特定の条件下で許可なく使用しても、著作権侵害とみなされないという法理）にあたり希釈化は起きないと主張した。

しかしながら、第 1 審の地方裁判所は、犬用玩具が表現的作品であったとしても自社製品の出所を特定するために使用しているため、商標権侵害にあたると判断した。一方、第 2 審の第 9 巡回区控訴裁判所は、VIP Products 社の主張を認め、Rogers テストに基づけば商

³ Justia 米国連邦最高裁ウェブサイト <https://supreme.justia.com/cases/federal/us/599/22-148/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁴ 米国議会調査局 (Congressional Research Service) ウェブサイト <https://constitution.congress.gov/constitution/amendment-1/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁵ Rogers v. Grimaldi, 875 F.2d 994, 1989 <https://law.resource.org/pub/us/case/reporter/F2/875/875.F2d.994.88-7828.88-7826.600.601.html> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

標権侵害ではないとして地方裁判所の判決を覆し、また、商標の希釈についてもパロディであるため非商業的利用となり、フェアユースにあたると判断した。

（裁判所の判断）

これに対し、連邦最高裁判所は、第 9 巡回区控訴裁判所の判決を取り消し、表現的行為であっても、他人の商標を自己の商品の出所を示すために使用する行為には、Rogers テストが適用されない旨を判示した。

本件は、連邦最高裁判所が表現的・パロディ的な商品であっても、他人の商標を自社商品の出所表示として用いる限り、Rogers テストなどの拡張的な表現の自由保護は及ばず、通常の商標混同・希釈の枠組みで判断すべきだと明言し、パロディと商標権の境界線を引き直した点で重要な判決である。

（4）Abitron Austria GmbH et al. v. Hetronic International, Inc., 600 U.S. 412⁶（2023 年 6 月 29 日）商標権侵害事件

（事案の概要）

本件は、Hetronic 社が保有するクレーンなどの大型建設機械を操作するリモコンの商標に関する事件であり、Hetronic 社が 2014 年に Abitron 社側を被告として米国商標権の侵害を理由に訴訟を提起したものである。

過去にライセンスを受けて Hetronic 社の製品を販売していた Abitron 社は、後に、Hetronic 社の商標権の所有権を主張し、同社が独自に製造・販売する製品に Hetronic 社の商標を使用し始めた。

ライセンス契約終了後、Abitron 社が販売した製品には Hetronic 社の商標が表示されており、それらは主に欧州で販売され、売上の約 97%が米国外で発生していた。

Abitron 社は、米国商標法第 1114 条(1)(a)および第 1125 条(a)(1)の規定は、域外における販売行為には適用されない（域外適用されない）と主張した。

連邦地方裁判所は、Abitron 社の主張を退け、陪審は約 9,600 万ドルの損害賠償を認める評決を下した。第 2 審の第 10 巡回区控訴裁判所の控訴審において、Abitron 社は、地方裁判所が商標法を自社の欧州での販売に適用したことが誤りであると主張したが、控訴審は主張を却下した。控訴審は、少なくとも 170 万ユーロ相当の製品が米国市場に流通したこと、また米国の消費者が Hetronic 社と Abitron 社の間に何らかの関係があると混同していると認められることから、商標法の域外適用が妥当であると結論づけた。

（裁判所の判断）

連邦最高裁判所は、今回問題となった商取引における使用は米国領土内ではなかったため、第 2 審の判決を取り消した。

連邦最高裁判所の判決の概要は以下のとおり。

「法令の域外適用の推定は『議会の立法において、反対の意図が明白でない限り、米国領

⁶ 米国連邦最高裁ウェブサイト https://www.supremecourt.gov/opinions/22pdf/21-1043_7648.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

土内のみで適用されることを意図している』という長年の原則がある。域外適用を判断するためには2段階のテストがあり、第1段階は法令の規定が域外適用可能かどうかを問う。つまり、規定が外国の行為に適用されるべきであると議会が明白かつ断言的に指示したかどうか問われる。法令の規定が域外適用可能でない場合、第2段階が適用され、裁判所が、問題となる規定の根底にある議会の関心の焦点を特定し、その焦点に関連する行為が米国領土内で発生したかどうかを判断することになる。米国商標法第 1114 条(1)(a)および第 1125 条(a)(1)の規定は、域外適用に関する明示的な記述がなく、記述がないにもかかわらず域外でも適用される、まれな規定の 1 つであることを示す明確な示唆もない。どちらの規定も保護される商標の商取引における使用が混同を引き起こす可能性が高い場合の使用を単に禁止している。そのため、どちらの規定も域外適用可能ではなく、商取引における使用の場所がこれらの規定の域外適用と国内適用の境界線となる。今回問題となった商取引における使用は米国領土内ではなかったため、第2審の判決を取り消す。」

本件は、連邦最高裁判所が米国商標法の域外適用を原則として厳しく制限し、「商標の混同が米国の消費者に及ぶかどうか」ではなく「商取引における商標使用の場所」が決定的であることを示した重要な判決である。

(5) Vidal v. Elster, 602 U.S. 286⁷ (2024 年 6 月 13 日) 商標登録拒絶事件

(事案の概要)

本件は、トランプ前大統領の名前を含む商標が争点となった事件である。米国商標法第 2 条(c)は、生存中の特定の個人の名称等を含む商標は登録できない旨を規定しており、これは一般に「氏名条項」と呼ばれている。米国特許商標庁 (USPTO) がこの氏名条項を適用して商標「TRUMP TOO SMALL」の登録を拒絶したことが、表現の自由を保障する合衆国憲法修正第 1 条 (First Amendment)⁸に違反するか否かが争点となった。

(裁判所の判断)

連邦最高裁判所は、氏名条項が合憲であると判断した。法廷意見は、氏名条項が内容に基づく制限ではあるものの、観点中立的であると認定した。すなわち、氏名条項は、特定の見解やイデオロギーを差別するものではなく、生存中の個人の名称を含む商標の登録を一律・平等に制限する規定であるとの認定を行った。また、法廷意見は、歴史的・伝統的にも、氏名条項が長く合衆国憲法修正第 1 条と共存してきていること、および氏名条項が個人の名声や信用を保護し、消費者の混乱を防ぐという商標法の本来の目的にも沿うことを理由とし、合憲と判断した。

本件は、連邦最高裁判所が政治的メッセージを含む商標であっても、氏名条項のような「内容に基づくが観点中立的な」登録制限は合衆国憲法修正第 1 条の下で許容され得ると

⁷ 米国連邦最高裁ウェブサイト https://www.supremecourt.gov/opinions/23pdf/22-704_4246.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁸ 米国議会調査局 (Congressional Research Service) ウェブサイト <https://constitution.congress.gov/constitution/amendment-1/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

明確に示し、「表現の自由と商標登録審査の線引き」を大きく整理した点で重要な判決である。

(6) Dewberry Group, Inc. v. Dewberry Engineers Inc.⁹ (2025年2月26日) 商標権侵害事件

(事案の概要)

原告である Dewberry Engineers 社は、1956年に設立された不動産開発サービスを提供する企業で、「DEWBERRY」という商標の連邦登録商標を所有している。

一方、被告の Dewberry Group 社は、不動産デベロッパーの John Dewberry 氏が所有するアトランタに拠点を置く不動産開発会社である。Dewberry Group 社は、John Dewberry が所有する約 30 の別個に法人化された関連会社（アフィリエイト）に対して、法務、財務、運営、マーケティングなどのサービスを提供している。

両社間の商標紛争は、2000年代半ばに始まった。2007年に和解が成立し、Dewberry Group 社（被告）による「Dewberry」名の使用に一定の制限が課された。しかし、約 10 年後、Dewberry Group 社（被告）は、この合意に反して「Dewberry」名を使用したリブランディング（企業やブランドが持つ既存の価値やイメージを、時代の変化やニーズに合わせて再構築・一新し、訴求力や競争力向上を図る戦略）を行った。

Dewberry Engineers 社（原告）は、競合の不動産開発会社である Dewberry Group 社（被告）をランハム法に基づく商標権侵害で訴え、訴訟において賠償額の算定が主要な争点となった。帳簿上、収入が関連会社の帳簿に計上され、Dewberry Group 社（被告）が合意された手数料のみを受け取る形になっており、その手数料が市場価格よりも低いもので何十年もの間、赤字で運営され、Dewberry Group 社（被告）と関連会社のオーナーである John Dewberry による資金注入によってのみ生き延びてきたという事情があった。

この「経済的実態」を反映させるため連邦地方裁判所及び連邦控訴裁判所は、Dewberry Group 社（被告）と関連会社を一つの法人として扱い、Dewberry Group 社（被告）の利益額を算定した。

(裁判所の判断)

連邦最高裁判所は、Dewberry Engineers 社（原告）に対し、『「Dewberry Group 社（被告）の利益」（ランハム法第 1117 条(a)) を判断する場合、被告の関連会社を含まない』とし、4,300 万米ドルの賠償を認めた第 4 巡回区連邦控訴裁判所の判断を差し戻す旨の判決を下した。

連邦最高裁判所は、ランハム法第 1117 条(a)¹⁰ (※) に基づく侵害訴訟において勝訴した原告に「被告の利益」を判断する場合、「被告」自身に帰属する利益のみを対象とすべきであり、ここでいう「被告」とは、救済または回復が求められる当事者である。つまり、本件では、Dewberry Group 社であって同社の関連会社が被告に加えられておらず、関連会社

⁹ 米国連邦最高裁ウェブサイト https://www.supremecourt.gov/opinions/24pdf/23-900_19ml.pdf [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹⁰ 米国連邦最高裁ウェブサイト https://www.uspto.gov/sites/default/files/trademarks/law/Trademark_Statutes.pdf [最終アクセス日：2026年3月6日]

の利益が通常理解される「被告の利益」には含まれない旨の判断を下した。

(※) ランハム法第 1117 条(a)

裁判所が利益を基にする回収額が不十分であり又は過大であると認定した場合は、裁判所は、その裁量において、その事件に係る事情に応じて公正であると認定する金額を定める判決を出すことができる。

本件は、連邦最高裁判所がランハム法上の「被告の利益」の範囲を、訴訟当事者として名指しされた被告自身の利益に限定し、別法人の関連会社の利益を当然には含まれないことを明確にした重要な判決である。

2. 米国連邦巡回控訴裁判所 (CAFC) 判決

米国連邦巡回控訴裁判所 (CAFC) が判決を下した、最近の注目すべき知財関連判決は以下のとおり。

(1) **California Institute of Technology v. Broadcom Limited and Apple Inc. et al.**¹¹ (2022 年 2 月 4 日) 特許権侵害事件 (損害額の算定方法に関わる部分)

(事案の概要)

本件は、カリフォルニア工科大学 (California Institute of Technology) が、米国特許第 7,116,710 号、米国特許第 7,421,032 号、及び米国特許第 7,916,781 号に基づいて、無線データ通信用のチップを販売する Broadcom 社及びこのチップを用いたスマートフォンを販売する Apple 社による特許侵害を訴えた事件である。

本件では、クレーム解釈、特許適格性、IPR エストッペル、不公正行為、米国外での実施行為に対する特許権の行使、及び損害額の算定方法といった多彩な争点について争われたが、ここでは損害額の算定方法に係る争点について紹介する。

本件侵害訴訟において、原告であるカリフォルニア工科大学は、通信用チップを販売する Broadcom 社と、通信用チップをスマートフォンに使用する Apple 社のそれぞれに対して、異なるロイヤリティ率に基づく損害賠償を請求した。カリフォルニア州中部地区連邦地方裁判所の判決においては、この異なるロイヤリティ率を前提とした損害額が陪審により認定され、判決が下された。

CAFC (Court of Appeals for the Federal Circuit) における控訴審において、Broadcom 社、Apple 社は、チップレベルの Broadcom 社の製品と、デバイスレベルの Apple 社の製品のそれぞれに対する 2 段階の損害額の算定手法が妥当ではないことを主張した。

それに対して、カリフォルニア工科大学は、Broadcom 社にはチップレベルのライセンス、Apple 社にはデバイスレベルのライセンスを、全く異なるロイヤリティ率で設定する 2 段階の損害モデルを陪審に説明していた。このような 2 段階の損害モデルの正当性について、カリフォルニア工科大学は以下のように説明した。

¹¹ 米国連邦巡回控訴裁判所サイト https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/20-2222.OPINION.2-4-2022_1903268.pdf
[最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

- ・サプライチェーンの各段階にある会社に損害賠償を請求するケースはしばしば見られる。
- ・Broadcom 社に対するライセンスからは Apple 社への販売分を除外するため、二重回収にはならない。
- ・合理的ロイヤリティは製品に対して、特許技術が与える価値によって決まるものだから、サプライチェーンの別の段階にいる相手に対して異なるロイヤリティ率を適用することは妥当である。

(裁判所の判断)

CAFC は以下のような理由で Broadcom 社および Apple 社の主張を認めた。

- ・合理的ロイヤリティは、自発的なライセンサーと自発的なライセンシーが侵害開始直前における仮想的な交渉において合意するであろう額になる。通常のケースでは、単一の侵害者が交渉していれば支払うであろうロイヤリティに基づいて損害額を決めるものである。
- ・Broadcom 社と Apple 社が同じチップについて異なるライセンス料率を支払うという不合理な交渉に入っていたであろうと結論づけられる根拠は存在しない。Broadcom 社と Apple 社がサプライチェーンの別の段階にいるからといって、このような 2 段階の損害モデルを正当化する理由はない。
- ・十分な理由がない限り、同じサプライチェーン内の異なる時点において、同じデバイスに対するロイヤリティを変えることは過去の判例に反する。
- ・過去の判例によれば、複数の侵害者ごとに個別の合理的ロイヤリティを計算してはならず、同じデバイスについて一人から賠償を回収できたら、他の人からはせいぜい名目的な追加の賠償を回収できるにすぎない。

最終的に、CAFC はカリフォルニア工科大学が提示した 2 段階の損害モデルを訴訟記録に裏付けられていないとして否定し、判決を破棄してさらなる損害額の審理のために事件を連邦地方裁判所に差し戻した。

本件は、CAFC が同一特許・同一デバイスについてサプライチェーン上の複数企業に異なるロイヤリティ率を課す「2 段階の損害モデル」を退け、「合理的ロイヤリティは原則として一つの仮想交渉価格に収れんすべきであり、二重回収は許されない」という損害算定の枠組みを改めて明確にした重要な判決である。

(2) California Institute of Technology v. Broadcom Limited and Apple Inc. et al.¹² (2022 年 2 月 4 日) 特許権侵害事件 (IPR エストッペルに関わる部分)

(事案の概要)

本件は、カリフォルニア工科大学(California Institute of Technology)が米国特許第 7,116,710 号、米国特許第 7,421,032 号、及び米国特許第 7,916,781 号に基づいて、無線データ通信用のチップを販売する Broadcom 社、及びこのチップを用いたスマートフォンを販売する Apple 社による特許侵害を訴えた事件である。

本件では、クレーム解釈、特許適格性、IPR エストッペル、不公正行為、米国外での実施

¹² 米国連邦巡回控訴裁判所サイト https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/20-2222.OPINION.2-4-2022_1903268.pdf
[最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

行為に対する特許権の行使、及び損害額の算定方法といった多彩な争点について争われたが、ここでは IPR エストッペルに関する論点を紹介する。

IPR エストッペルとは、当事者系レビューである IPR の手続きで主張した理由を後の特許庁での手続や民事訴訟などで再度主張することを禁じる制度である（35 U.S.C. § 315(e)）。

本件侵害訴訟において、被告（IPR 申請人）である Broadcom 社および Apple 社は無効主張を行ったが、根拠とした先行技術は過去の IPR において合理的に主張し得たものであるとして、カリフォルニア州中部地区連邦地方裁判所の判決は、IPR エストッペルの規定に基づいて無効主張を排斥した。

CAFC においては、この判断の妥当性について争われた。

（裁判所の判断）

本件において、被告（IPR 申請人）が侵害訴訟において無効主張のために用いた先行技術を、IPR 申請の際に知っていたことに争いはなかった。このため、CAFC は、被告の主張する無効理由は IPR 中に合理的に主張し得たとして、無効主張を排斥した連邦地方裁判所の判決を支持した。CAFC は、IPR 申請時に合理的に主張し得た無効理由は、以後の侵害訴訟において主張できないことを示した。

本件（IPR エストッペルに関わる部分）は、CAFC が 35 U.S.C. § 315(e)の「合理的に主張し得た無効理由」は、IPR 申立時に知っていた先行技術に基づく主張を広く含み、後の侵害訴訟での無効抗弁を実質的に封じ得ることを明確に示した重要な判決である。

（3）Auris Health, Inc. v. Intuitive Surgical Operations, Inc.¹³（2022 年 5 月 5 日）特許有効性（IPR）をめぐる事件

（事案の概要）

Auris 社は Intuitive 社が有する米国特許第 8,142,447 号（'447 特許）に対して IPR を請求した。

米国特許商標庁（USPTO）内の審判機関である特許審判部（PTAB）は'447 特許の各クレームが自明であることを Auris 社（IPR 申請人）が示すことができなかったと判断し、IPR の請求を棄却した。

（裁判所の判断）

Auris 社（IPR 申請人）は、CAFC に控訴した。クレームに係る発明の構成のすべてがいずれかの引例に開示されていることには争いがなく、CAFC における争点は引例の組み合わせが自明であるか否かであった。PTAB は引例の組み合わせの動機付けが存在しないと判断し、Auris 社の主張を退けた。

CAFC は、PTAB の判断が「業界における一般的な懷疑論」に過度に依拠しており、不当であるとして、破棄すべきであると判断し、本件を PTAB に差し戻した。

CAFC の「業界における一般的な懷疑論」に関する見解は以下のとおり。

¹³ 米国連邦巡回区控訴裁判所サイト https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/21-1733.OPINION.5-5-2022_1947201.pdf
[最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

「業界における一般的な懐疑論は、それ単独では組み合わせの動機付けの発見を妨げることができない。業界における懐疑論の証拠は、自明性の議論において、二次的な考慮事項としての役割を果たすかもしれない。しかし、業界における懐疑論の証拠は本発明に特有のものでなければならず、単に本分野における一般的なものでは不十分である。

Intuitive 社（特許権者）は、組み合わせの動機付けの欠如を見出すために業界における一般的な懐疑論に頼ることができる判例法を提示していない。また、本発明に特有な業界の懐疑論の証拠は組み合わせの動機付けの欠如を見つけることに寄与するかもしれないが、そのような証拠は本件では提示されていない。」

本件は、CAFC が進歩性判断において「業界全体の一般的な懐疑論」は動機付け否定の決定打にはならず、発明に特有の証拠として二次的要素として扱われるべきだと明確化した点で重要な判決である。

（４）Pavo Solutions LLC v. Kingston Technology Company, Inc.¹⁴（2022年6月3日）特許権侵害事件

（事案の概要）

本件は、回転式カバー付きのフラッシュメモリに関する米国特許第 6,926,544 号について、Kingston 社による特許侵害の有無が争われた事件である。カリフォルニア州中部地区連邦地方裁判所は、クレーム中の誤記を司法訂正した上で Kingston 社の故意侵害を認定し、Kingston 社に対し 7,515,327.40 米ドルの損害賠償を支払うよう命じた。

これに対し、Kingston 社が CAFC に上訴した。

（裁判所の判断）

CAFC における争点は、連邦地方裁判所による司法訂正の是非、および故意侵害の判断の正当性である。CAFC は、連邦地方裁判所によって司法訂正が認められる場合の要件を確認すると共に、誤記に依拠した故意侵害の抗弁を認めず、連邦地方裁判所の判断を支持した。

CAFC の「誤記に依拠した故意侵害の抗弁」に対する見解は以下のとおり。

「司法訂正はクレームの意味を明らかにするものに過ぎない以上、クレーム中の明白な誤記の存在は故意侵害に対する抗弁とはならない。故意・過失の有無は、問題となる行為があった時点における知識に基づいて判断される¹⁵。したがって、実施行為後における PTAB の判断は、故意の有無とは関係がない。」

本件は、CAFC がクレーム中の明白な誤記が司法訂正で是正される場合であっても、その誤記に依拠したことは故意侵害の抗弁にはならず、故意の有無は当該行為時点の知識に基づいて判断されることを明確に示し、司法訂正と故意侵害判断の関係を整理した点で重

¹⁴ CCH/Wolters Kluwer ウェブサイト <https://business.cch.com/ipld/PavoSolutionsKingstonTechFedCir20220603.pdf> [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹⁵ Justia 米国連邦最高裁ウェブサイト <https://supreme.justia.com/cases/federal/us/579/14-1513/> [最終アクセス日：2026年3月6日]

要な判決である。

(5) Novartis Pharmaceuticals Corp. v. Accord Healthcare, Inc.¹⁶ (2022年6月21日) 特許権侵害事件

(事案の概要)

ノバルティス製薬は、米国特許第 9,187,405 号 ('405 特許) の特許権者であり、'405 特許を実施しているとされる医薬品を「Gilenya」というブランド名で販売していた。'405 特許は、免疫抑制剤を用いて再発寛解型多発性硬化症を治療する方法を開示していた。'405 特許の各クレームは、免疫抑制剤を「直前に負荷用量の投与がない場合に 0.5mg/日の用量で投与する」ことを規定していた。「負荷用量」とは、通常、最初の投与として与えられる量であり、1日の投与量よりも多い量である。'405 特許の明細書には「負荷用量」の記載はなく、一定の間隔(例えば1日1回、または1日に複数回)で免疫抑制剤を投与することが記載されているのみであった。

HEC Pharm Co., Ltd.および HEC Pharm USA Inc. (以後、総称して HEC 社) は、Gilenya のジェネリック医薬品の新薬承認申請 (ANDA) を米国食品医薬品局 (FDA) に対して行った。ノバルティス製薬は、HEC 社の新薬承認申請が'405 特許の全クレームを侵害しているとして、デラウェア地区地方裁判所に対して HEC 社を提訴した。デラウェア地区地方裁判所は、'405 特許が有効であり、侵害が成立する旨の判決を下した。

これを不服として、HEC 社は、CAFC に控訴した。

HEC 社の主張は、免疫抑制剤を「直前に負荷用量の投与がない場合に 0.5mg/日の用量で投与する」という要件に関して、米国特許法第 112 条(a)に規定される記載要件を'405 特許が満たしていない、というものであった。

(裁判所の判断)

CAFC は、先行技術を回避するために審査中に追加された否定的クレーム限定に関して、米国特許法第 112 条(a)に規定される記載要件を満たすために必要な要件について議論し、本件の明細書は特許クレームに対する十分なサポートを有しないと認定し、地方裁判所の判決を取り消した。

本件は、CAFC が審査過程で追加された「負荷用量がない」といった否定的クレーム限定についても、明細書中にその限定を裏付ける十分かつ明確な記載が必要であり、単なる「不記載」では足りないと明確に示した点で重要な判決である。

(6) Genentech, Inc., Intermune, Inc., v. Sandoz Inc., Lek Pharmaceuticals, D.D.¹⁷ (2022年12月22日) 特許権侵害事件

¹⁶ 米国連邦巡回区控訴裁判所サイト https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/21-1070.OPINION.6-21-2022_1967294.pdf [最終アクセス日: 2026年3月6日]

¹⁷ 米国連邦巡回区控訴裁判所サイト https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/22-1595.OPINION.12-22-2022_2052253.pdf [最終アクセス日: 2026年3月6日]

(事案の概要)

Sandoz 社 (被告) は、医薬品 **pirfenidone** のジェネリック医薬品の新薬承認申請 (ANDA) を米国食品医薬品局 (FDA) に対して行った。Genentech 社 (原告) は、この新薬承認申請が自己の 6 件の特許を侵害するとして訴訟を提起した。デラウェア地区地方裁判所は、Sandoz 社による新薬承認申請が薬物相互作用に関する Genentech 社の 2 件の特許を侵害しないと判断した。

この判決を不服として、Genentech 社が CAFC に控訴した。

(裁判所の判断)

CAFC における控訴審は、医師による証言に基づいて、Sandoz 社のジェネリック医薬品が上市されても Genentech 社の 2 件の特許に対する直接侵害が成立するとは認められず、したがって誘引侵害 (induced infringement) も成立しないと判断し、地方裁判所の結論を維持した。

CAFC の「直接侵害の認定方法」に関する見解は以下のとおり。

「新薬承認申請がなされたという事実のみでは、直ちに直接侵害が成立するわけではない。直接侵害の成否を判断するために、製品ラベルの記載、医師の治療行為を含めた、関連するすべての証拠が総合的に考慮される。新薬承認申請に対する訴訟では、直接侵害の証拠として、過去の医師による侵害行為を立証する必要はない。しかし、そうした過去の行為を証拠として提示することは許容される。」

本件は、CAFC が ANDA 提出そのものから自動的に直接侵害を推定することを否定し、製品ラベルや医師の実際の処方行動など「全証拠に基づく直接侵害の蓋然性」が示されなければ誘引侵害も成立しないことを明確に示した重要な判決である。

(7) Intel Corporation v. Pact Xpp Schweiz AG¹⁸ (2023 年 3 月 13 日) 特許有効性 (IPR) をめぐる事件

(事案の概要)

Intel 社は、マルチプロセッサシステム、およびそのシステム内のプロセッサがデータにアクセスする方法に関する PACT 社の特許のクレーム 4 について、IPR を求める申請を行った。問題となったクレーム 4 は、異なるキャッシュ間のデータのローカルコピーの不一致を識別することによって、キャッシュの一貫性をモニターし、維持する相互接続システムについて記載していた。

IPR における争点は、先行技術を組み合わせることにより、セグメントによって形成される分離キャッシュに関するクレーム 4 の「セグメント間の限定」を自明にすることができるか否かであった。

Intel 社は、2 件の文献からの図の組み合わせが「セグメント間の限定」を自明にしたと主張した。PACT 社は、二次文献にてこの限定が示されていることに必ずしも異議を唱えたわけではなく、Intel 社が文献を組み合わせる動機付けを十分に示さなかったと主張した。

¹⁸ 米国連邦巡回区控訴裁判所サイト https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/22-1037.OPINION.3-13-2023_2093578.pdf
[最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

それにもかかわらず、PTAB は、先行技術にはクレームに記載された「セグメント間の限定」が教示されていないとした。さらに、PTAB は、Intel 社が当業者にはクレームに記載の方法で 2 件の文献を組み合わせる動機付けがあったことを示さなかったとした。Intel 社はこれを不服として上訴した。

(裁判所の判断)

上訴にて、CAFC は、二次文献に「セグメント間の限定」が明確に示されているとし、これは、PTAB の手続きにおいて Intel 社と PACT 社の両社の理解であったことを指摘した。

また、CAFC は、PTAB が周知の二次文献による技術的根拠を見落としたことに欠陥があるとした。

IPR の間、Intel 社は、別個のキャッシュを使用することは周知の技術であるため、二次文献からのこの教示を使用して主要文献を変更することは自明であると主張した。PTAB はこれに同意せず、主要文献は既に同じ課題を別の方法で対処していたため、当業者であれば二次文献の教示を探す必要はなかったであろうと判断した。

CAFC は、PTAB の結論が不適切であると判断し、組み合わせの動機分析は柔軟であり、当該技術はクレームの特定の主題に関する正確な教示を提示する必要があることを指摘した。

両方の文献が同じ技術分野のものであり、同じキャッシュの一貫性の課題に対処しようとしていること、および二次文献の教示がマルチプロセッサ環境におけるキャッシュ一貫性の向上に用いられていた。

そのため、CAFC は、当業者であれば、文献を組み合わせでキャッシュの一貫性を向上させる動機付けを容易に推考できたはずであると結論づけ、PTAB の判断を破棄して差し戻しとした。

本件は、CAFC が自明性判断における「組み合わせの動機付け」は、柔軟な基準に従うべきであり、同じ技術分野・同じ技術課題に向けられた先行技術が存在する場合には、PTAB が過度に形式的な理由で動機付けを否定してはならないことを明確に示した点で重要な判決である。

(8) Joe A. Salazar, v. AT&T Mobility LLC, Sprint United Management Company, T-Mobile USA, Inc., Cellco Partnership Inc., DBA Verizon Wireless, Inc.¹⁹ (2023 年 4 月 5 日) 特許権侵害事件

(事案の概要)

Salazar (原告) は、AT&T Mobility 社 (被告) が販売する電話機について、外部機器と通信するための通信システムに関する自己の米国特許第 5,802,467 号を侵害するとして、侵害訴訟を提起した。テキサス州地区地方裁判所は、AT&T Mobility 社による電話機の販売行為について、本件特許を侵害しないとす非侵害の判決を下した。

Salazar がこの判決を不服として控訴した。

¹⁹ 米国連邦巡回区控訴裁判所サイト https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/21-2320.OPINION.4-5-2023_2105955.pdf
[最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

(裁判所の判断)

CAFC は、本件のクレーム 1 の「said processor」の文言について、「生成」、「作成」、「検索」の各機能を単一のプロセッサが実行する必要があると解釈した地方裁判所のクレーム解釈を支持した。

この限定解釈に基づく地方裁判所の非侵害判断は正当であるとし、CAFC は非侵害の判決を維持した。

本件は、CAFC がクレーム中の「said processor」のような参照語が複数の機能（生成・作成・検索など）にまたがって用いられる場合、それらを「同一の一つのプロセッサがすべて実行する」と読むべきであることを明確に示した点で重要な判決である。

(9) Arbutus Biopharma Corp. v. Modernatx, Inc.²⁰ (2023 年 4 月 11 日) 特許有効性 (IPR) をめぐる事件

(事案の概要)

Modernatx 社 (IPR 申立人) は、Arbutus 社が保有する核酸脂質粒子を含む組成物に関する米国特許第 9,404,127 号 ('127 特許) に対して PTAB に IPR を申し立てた。PTAB は、Modernatx 社の主張を認め、Arbutus 社自身が出願した米国特許第 8,058,069 号 ('069 特許) から、'127 特許に係る発明を新規性欠如により無効であると判断した。Arbutus 社は不服として控訴した。

(裁判所の判断)

これに対し、CAFC は、無効資料である '069 特許に参照により取り込まれた文献に、'127 特許と同じ組成物の製法が開示されており、当該文献に記載の方法に従って組成物を調製すれば、'127 特許に係る形態的特性 (morphological characteristics) を有する組成物が得られると判断し、PTAB の決定を支持した。

CAFC の「'127 特許に係る形態的特性を有する組成物」に関する見解は以下のとおり。

「'127 特許のクレームにおける形態的特性は、'069 特許には内在的特性として開示されている。クレームに記載されているすべての要素が明示的に又は内在的に単一の先行技術文献に記載されている場合、そのクレームは新規性を欠如している。新規性欠如の判断において、先行技術の内容を実際に作製したり、実施可能に還元したりする必要はなく、新規性欠如には、可能にする開示があれば足りる。

'069 特許それ自体が、当該内在的特性がクレームによって課される追加の要件ではなく、むしろ必然的に存在する特性であることを明らかにしている場合、'127 特許は、内在的特性に基づいて無効になり得る。内在的特性による新規性欠如には、先行技術の開示から導かれる操作の自然な結果として、クレーム対象製品が得られることが合理的に示されていれば足りる。」

²⁰ 米国連邦巡回区控訴裁判所サイト https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/20-1183.OPINION.4-11-2023_2108936.pdf
[最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

本件は、CAFC が先行特許に明示されていない「形態的特性」であっても、その特許の開示どおりに実施すれば必然的に生じる内在的特性であれば新規性を否定し得るとあらためて明確化した重要な判決である。

(10) In Re Collect, LLC²¹ (2023 年 8 月 28 日) 自明型二重特許/PTA に関する事件

(事案の概要)

Collect 社は、携帯情報端末や電話など、イメージセンサーを備えたデバイスに関する複数の特許を保有していたが、これらの特許は単一の特許出願に基づく優先権を主張した。これらの特許はいずれもターミナルディスクレマーの対象とはなっておらず、それぞれの特許に対して、審査手続段階における米国特許商標庁 (USPTO) の手続上の遅延を理由に、米国特許法第 154 条(b)の規定に基づいて特許期間の調整 (PTA) が付与されていた。もしこれらの特許に PTA (Patent Term Adjustment) が認められていなかったとすれば、それぞれの特許は、最初の出願に基づく親出願の満了日と同じ日に満了していたことになる。なお、これらの特許はすべて存続期間の満了によってすでに消滅している。

(裁判所の判断)

CAFC は、PTA が自明型二重特許 (Obviousness-type Double Patenting, OTDP) とどのように相互作用するかという問題に初めて明示的に対処した。

CAFC は、パテントファミリーを構成するそれぞれの特許の存続期間満了日が PTA によって互いに異なる場合、そのうちのより早く満了する特許が、より遅く満了する特許に対して自明型二重特許を理由とする特許無効の根拠として用いることができる、と結論付けた。

本件は、CAFC が PTA によって延長された後願特許の存続期間であっても、自明性型二重特許の観点からは「より早く満了する同一ファミリー特許」を基準に無効理由となり得ると初めて明示した重要な判決である。

(11) Baxalta Incorporated v. Genentech, Inc.²² (2023 年 9 月 20 日) 特許権侵害事件

(事案の概要)

Baxalta 社は、Genentech 社の血友病 A 治療薬が Baxalta 社の米国特許第 7,033,590 号 ('590 特許) を侵害しているとして訴えを提起した。

デラウェア州連邦地方裁判所は、Genentech 社の主張を認め、'590 特許のクレームは実施可能要件 (enablement) 違反により無効であると判断した。Baxalta 社は不服として控訴した。

Baxalta 社は、当業者は過度の実験をすることなく、クレームされた抗体の全範囲を取得

²¹ 米国連邦巡回区控訴裁判所サイト https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/22-1293.OPINION.8-28-2023_2181381.pdf
[最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

²² 米国連邦巡回区控訴裁判所サイト https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/22-1461.OPINION.9-20-2023_2193254.pdf
[最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

できることから、連邦地方裁判所が下した実施可能性欠如による無効判断が誤りであると主張した。

(裁判所の判断)

CAFC は、Baxalta 社の'590 特許が不合理な実験を行わずにクレームされた全範囲の抗体を製造および使用できることを教示していないとし、地方裁判所の判断を支持した。

CAFC の「実施可能要件違反」に関する見解は以下のとおり。

「明細書には、発明およびその製造や使用の方法を当業者にとって製造および使用できるように、完全、明瞭、簡潔かつ正確な用語で記載しなければならないこと（米国特許法第 112 条(a)）を参照した上で、近年の Amgen Inc. v. Sanofi の最高裁の判決²³を参照し、明細書は、そのクレームで定義された発明の全範囲を可能にし、合理的な量の実験を可能にするものでなければならない点を指摘した。また、明細書は、過度の実験なしに、クレームされた発明の全範囲を製造および使用する方法を当業者に教示しなければならない点を指摘した。」

本件は、CAFC が Amgen Inc. et al. v. Sanofi et al., 598 U.S. 594²⁴（最高裁判決）の実務的射程を具体的に示し、機能的に広く定義された抗体クレームについて「クレーム全範囲」を過度な実験なしに実施可能にする開示がなければ第 112 条(a)違反で無効となることを再確認した重要な判決である。

(12) Actelion Pharmaceuticals Ltd v. Mylan Pharmaceuticals Inc.²⁵ (2023 年 11 月 6 日) 特許権侵害事件

(事案の概要)

新薬短縮申請訴訟で争われている薬剤は、心血管疾患の治療に役立つ天然物質であるエポプロステノールである。エポプロステノールは水中で不安定であるため、製品として使用するためにフリーズドライまたは凍結乾燥粉末として調製された。

Actelion 社は、米国特許第 8,318,802 号と米国特許第 8,598,227 号の 2 つの特許を保有しており、どちらも改善されたエポプロステノール製剤に関するものである。

2 つの特許の明細書によれば、「市販の点滴液で再構成可能で、再構成後の使用まで冷蔵する必要がないエポプロステノール製剤が必要である」とされていた。発明者は、アルカリ化剤の存在下、pH>11 のエポプロステノール溶液が従来知られていたエポプロステノールと比較して非常に安定であることを発見した。

(裁判所の判断)

CAFC におけるクレーム解釈にあたっては、クレーム、明細書、及び審査経過を含む内的証拠 (intrinsic evidence) を考慮し、そのうえで、論文、専門書、及び雑誌等の外的証拠

²³ 米国連邦巡回区控訴裁判所サイト https://www.supremecourt.gov/opinions/22pdf/21-757_k5g1.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁴ 米国連邦巡回区控訴裁判所サイト https://www.supremecourt.gov/opinions/22pdf/21-757_k5g1.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁵ 米国連邦巡回区控訴裁判所サイト https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/22-1889.OPINION.11-6-2023_2217732.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

(extrinsic evidence) を考慮した。

本件では「pH13 以上」の文言解釈が争点となり、pH13 をわずかに下回る被告製品がクレームの技術的範囲に属するか否かが争点となった。連邦地方裁判所は、内的証拠に基づき、「pH13」という文言が、通常、13、12.5～13.4 に切り上げまたは切り下げられる値を包含すると判断した。連邦地方裁判所は、内的証拠の分析後も係争中のクレームが曖昧にもかかわらず外的証拠には触れなかった。代わりに、内的証拠のみに基づいて Actelion 社が提案した解釈を採用した。

CAFC は、連邦地方裁判所の侵害に関する判決を取り消し、外的証拠とそのクレーム解釈への影響を検討するよう地方裁判所に差し戻した。

CAFC の「pH13 以上の文言解釈」に関する見解は以下のとおり。

「内的証拠の分析した後でも係争中のクレームが曖昧な場合に限り、裁判所は外的証拠に頼るべきである。このような場合、連邦地方裁判所は外的証拠に関する補助的な事実認定を行う必要があり、そのような認定はクレーム解釈の証拠の基礎となる。」

本件は、CAFC が数値限定 (pH13 以上) のような微妙な技術範囲の解釈につき、内的証拠だけで曖昧さが解消できない場合には、論文等の外的証拠に基づく事実認定を行ってクレーム解釈を確定すべきだと明示した重要な判決である。

(13) Rai Strategic Holdings, Inc. v. Philip Morris Products S.A.²⁶ (2024 年 2 月 9 日) PTAB の PGR 審決に対する控訴事件

(事案の概要)

RAI 社は、米国特許第 10,492,542 号 ('542 特許) を保有する。RAI 社はアメリカのタバコ製品を提供する企業である。一方、Philip Morris 社は世界有数のタバコ会社である。

'542 特許は、吸入可能な物質を蒸気またはエアロゾルの形態で提供する電子式喫煙具に関するものである。タバコまたはその他の物質を加熱することにより、蒸気またはエアロゾルの形態で吸入可能な物質を提供するために必要な数値範囲を規定した電子式喫煙具に関するパラメータ特許である。

Philip Morris 社は、RAI 社の保有する'542 特許に対して、PTAB へ付与後審査 (Post-Grant Review) を申請した。PTAB は、'542 特許を無効と審決した。

RAI 社は、不服として控訴した。

(裁判所の判断)

CAFC は、本件特許のほとんどのクレームは先行技術文献の組合せにより自明であるため、米国特許法第 103 条に基づいて無効であるとの PTAB の決定を支持した。

しかし、一部の従属クレームについては、米国特許法第 112 条に基づき、明細書の記載によってサポートされていないため、無効であるとの PTAB の決定を取り消し、差し戻した。

CAFC の「明細書の数値範囲より狭い数値範囲クレームへのクレーム減縮」に関する見

²⁶ 米国連邦巡回控訴裁判所サイト https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/22-1862.OPINION.2-9-2024_2267755.pdf
[最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

解は以下のとおり。

「クレームの数値範囲が、単に明細書に記載された数値範囲より狭いという理由だけでは、サポート要件を満たさないとはいえない。狭められた数値範囲に係る発明と、明細書に記載された数値範囲に係る発明と異なる発明と解釈される場合には、当該クレームは明細書によってサポートされていないと判断され得る。」

本件は、CAFC が明細書に開示された数値範囲をクレームで「狭めた」だけでは直ちにサポート欠如にはならず、その狭い範囲が明細書記載の発明と「別の発明」と評価される場合にのみ第 112 条違反となり得ることを示した重要な判決である。

(1 4) Harris Brumfield, Trustee For Ascent Trust v. IBG LLC, Interactive Brokers LLC²⁷ (2024 年 3 月 27 日) 特許権侵害事件

(事案の概要)

BRUMFIELD 社 (原告) は、IBG 社および Interactive Brokers 社 (被告) の製品が自己の 4 件の特許を侵害するとして訴訟を提起した。争点となった 2 件の原告の特許は、金融商品の取引システムに関する。いずれも、金融商品の取引状況をリアルタイムで表示する画面において、相場に出ている売値・買値と並ぶように、固定した価格を表示することを要件としている。

イリノイ州北部地区連邦地方裁判所は、被告の製品が原告の 2 件の特許を侵害すること、ならびに米国内で生じた損害の賠償を認定した。その一方で、米国外で生じた損害の賠償に関する専門家証人の証言をトライアルから除外した。これに対し、原告が控訴した。

(裁判所の判断)

CAFC は、先行する WesternGeco LLC v ION Geophysical Corp.による最高裁の判決²⁸に基づき、米国外で生じた損害の賠償を認める枠組みを明示した。そして、その枠組みに基づく、本件では米国外で生じた損害の賠償を認めることはできないと判断して、連邦地方裁判所の判断を維持した。

CAFC の「米国外で生じた損害の賠償を認める枠組み」に関する見解は以下のとおり。

「米国外で生じた損害の賠償を認めるために必要な因果関係として、事実上の因果関係だけではなく、近接因果関係が必要である。事実上の因果関係とは、その行為がなければ損害が生じなかったという関係のことをいう。近接因果関係とは、事実上の因果関係よりも近接した因果関係 (例えば予見可能性) のことをいう。」

本件は、CAFC が「米国外で発生した損害」を認めるためには単なる「事実上の因果関係」だけでなく予見可能性などを備えた近接因果関係が必要だと明確に示した重要な判決である。

²⁷ 米国連邦巡回区控訴裁判所サイト https://www.caafc.uscourts.gov/opinions-orders/22-1630.OPINION.3-27-2024_2292106.pdf
[最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

²⁸ 米国連邦最高裁サイト https://www.supremecourt.gov/opinions/17pdf/16-1011_6j37.pdf [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

(15) AI Visualize, Inc. v. Nuance Communications, Inc.²⁹ (2024年4月4日) 特許権侵害事件

(事案の概要)

AI Visualize 社は、米国特許第 8,701,167 号、米国特許第 9,106,609 号、米国特許第 9,438,667 号、米国特許第 10,930,397 号を保有していた。これら 4 件の特許はすべて医療用スキャンの視覚化、特に「ボリューム・ビジュアライゼーション・データセット」(以下、VVD) からの三次元仮想ビューの作成に関連していた。

さらに、AI Visualize 社の発明の特徴は、従来技術では高速通信リンクが必要であったのに対し、低帯域幅の Web ポータル経由でも 3D 仮想ビューにアクセス可能である点にあった。

これら 4 件の特許明細書では、患者の CT スキャンまたは MRI スキャンを用いて、臓器などをスキャンし得られる複数の間隔をあけた 2 次元断面画像からなる大規模な 3D ボリュームデータセットが生成されるとされていた。

さらに、3D 仮想ビューは「特定の位置および角度でオブジェクトのボリュームを切断する平面を選択することによって生成され」、「所望の視点からとらえた画像を示す 3D オブジェクトの 2 次元表現であり、選択されたビュー平面に垂直な方向において、平面の背後にあるオブジェクトの深さを示す画像、またはオブジェクトを透過して見通す画像を含むことがある」と記載されていた。

AI Visualize 社は、デラウェア地区連邦地方裁判所において Nuance 社および Mach7 社を特許侵害に基づき提訴した。これに対して被告らは、連邦民事訴訟規則 12(b)(6)に基づき訴えの棄却を申し立て、特許が特許適格性(米国特許法第 101 条)を欠くと主張した。

連邦地方裁判所はこの主張を認め、AI Visualize 社の訴えを棄却した。AI Visualize 社はこの決定を不服として、CAFC に控訴した。

(裁判所の判断)

アリス・ステップ 1 (抽象概念かどうか) に関して、CAFC は地裁の判断に同意し、クレームが抽象的概念に関するものであると判断した。

AI Visualize 社は、クレームにはクライアントコンピュータ上で即座に生成される仮想ビューが記載されているため、抽象ではないと主張した。

しかし、CAFC は、クレーム文言が VVD に対する操作にすぎず、それは抽象的なデータ処理であると解釈した。仮想ビューを生成するという点も抽象的操作の一部に過ぎないと判断した。

また、AI Visualize 社は、明細書には特定のビュー選択方法が技術的に説明されており、クレームは技術的課題に対する技術的解決策を示していると主張したが、CAFC は「クレームに記載されていない明細書の特徴を読み込むことはできない」としてこれを退けた。クレーム自体が仮想ビュー生成の具体的手順を記載しておらず、技術的解決とは言えないとした。

²⁹ 米国連邦巡回区控訴裁判所サイト https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/22-2109.OPINION.4-4-2024_2296276.pdf
[最終アクセス日: 2026年3月6日]

アリス・ステップ2（発明的概念の有無）においても、CAFCは「クレームは抽象概念を超えておらず、従来のコンピュータ機能または汎用コンポーネントを用いたにすぎない」とした。審査記録にも、仮想ビューは既知技術であり、AI Visualize社もそれを認めていたと指摘された。

同社は、「クライアントコンピュータ上で即座に生成される仮想ビュー」は発明的概念に相当すると主張したが、CAFCは「抽象的なコンテンツの送信という概念を実用的に応用しておらず、単なるカスタマイズされたUI（ユーザインターフェース）だけでは米国特許法第101条を満たす発明とはならない」として退けた。

結論として、CAFCは、クレームにおいて新たな技術的手法が記載されているとは認められず、仮想ビューの生成という抽象概念に具体性を与える十分な事実が主張されていないと判断した。

また、CAFCは「クレーム文言が過度に抽象的または上位概念的に記載されている場合、明細書中に具体的技術があっても、それがクレームに記載されていなければ特許適格性判断に影響を与えない」と明示した。

本件は、CAFCが医療用3Dビジュアライゼーションのような高度な内容でも、クレームが抽象的データ処理レベルにとどまり具体的な技術的手法を記載していなければ米国特許法第101条上の特許適格性を欠くとし、「明細書に書いてある技術」をクレームに書き込まない限り救われないことをあらためて示した重要な判決である。

（16）LQ Corp. v. GM Glob. Tech (102 F.4d 1280)³⁰（2024年5月21日）意匠特許の自明性（IPR）に関する事件

（事案の概要）

本件は、LQ社が先行意匠として主引例と副引例とを提示し、それらの組み合わせからGM社の自動車フロントパネルの意匠が自明なので、GM社の意匠特許が無効であるとしてPTABへIPRを請求したことによって開始された。PTABは、意匠の自明性判断において、判例に基づくRosen-Durlingテストを適用した。Rosen-Durlingテストは、次の2つのステップからなる。

①審査対象の意匠と「本質的に同じ（essentially the same）」特徴を有する意匠を主引例とする。

②当業者が副引例などを用いて主引例の意匠を変更し、審査対象の意匠とすることが自明であるか否かを判断する。その際、主引例と副引例の特徴にデザインの関連性（design-relatedness）が求められる。

PTABは、主引例がGM社の意匠と「本質的に同じ」特徴を有しないとして、GM社の意匠は自明ではないと判断した。LQ社はPTABの判断を不服としてCAFCに控訴した。CAFCの3名の裁判官からなる合議体による審理ではPTABによるRosen-Durlingテストの適用が支持された。LQ社は、これを不服とし、CAFCの大法廷での再審理を請求した。

³⁰ 米国連邦巡回控訴裁判所サイト https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/21-2348.OPINION.5-21-2024_2321050.pdf
[最終アクセス日：2026年3月6日]

(裁判所の判断)

CAFC 大法廷は、Rosen-Durling テストの適用を否定し、事件を PTAB に差し戻した。Rosen-Durling テストについて、審査対象の意匠と主引例とが「基本的に同一」であることを求めること、また、主引例と副引例との特徴に関連性を求めることは、過度に硬直的である旨が判示された。CAFC 大法廷は、Rosen-Durling テストが KSR International Co. v. Teleflex Inc., 550 U.S. 398 の最高裁の判決³¹の判旨と矛盾するため、無効とされるべきと判断し、意匠特許も米国特許法第 103 条と同様の非自明性基準で判断されるべきとした。

その結果、CAFC 大法廷は、新規性ありとして審決を支持する部分のパネルの判決を再度有効とし、非自明性については、正しい基準で審査し直すよう事件を PTAB に差し戻した。

この正しい基準とは、Graham v. John Deere Co., 383 U.S. 1 の最高裁の判決³²の事実認定に従い、判断主体は、

- ① 先行意匠の範囲と内容、
- ② 先行意匠と審査対象の意匠の違い、
- ③ 意匠の係る分野の通常の知識を持つ者（当業者）の水準

を認定し、商業的成功、長く未解決の要望、他者の失敗等の二次的考慮事項に照らし、先行意匠と審査対象の意匠を全体観察で比較し、両者の違いが当業者に自明かどうか判断することとした。

本件は、CAFC が長年使われてきた Rosen-Durling テストを破棄し、意匠特許の自明性を、先行意匠との相違点や当業者の視点を総合的かつ柔軟に評価する一般特許と同様の進歩性判断の考え方で扱う方向へ大きく変更した判決である。

(17) Allergan USA Inc. v. MSN Laboratories Private Ltd.³³ (2024 年 8 月 13 日) 特許権侵害事件

(事案の概要)

Allergan 社は、エルキサドリン (eluxadoline) という化合物をクレームする米国特許第 7,741,356 号 ('356 特許) を含む特許ファミリーを保有していた。さらに、同社はこの化合物を含有する過敏性腸症候群治療薬「Viberzi®」を販売していた。

Sun Pharmaceutical Industries Ltd. (以下「Sun 社」) および MSN Laboratories Private Ltd. 並びにその関連企業 (以下「MSN 社」) は、Viberzi® のジェネリック医薬品について略式新薬承認申請 (ANDA) を提出した。これに対し、Allergan 社は Sun 社を特許侵害で提訴した。

'356 特許は特許期間調整 (Patent Term Adjustment, PTA) により、467 日の延長が認められており、結果的に同じ特許ファミリーに属する後発特許よりも遅い満了日となっていた。

デラウェア地区連邦地方裁判所での審理において、Sun 社は '356 特許のクレーム 40 が自明型二重特許 (obviousness-type double patenting, ODP) に該当すると主張した。その根拠と

³¹ Justia 米国連邦最高裁サイト <https://supreme.justia.com/cases/federal/us/550/398/> [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

³² Justia 米国連邦最高裁サイト <https://supreme.justia.com/cases/federal/us/383/1/> [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

³³ 米国連邦巡回控訴裁判所サイト https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/24-1061.OPINION.8-13-2024_2366074.pdf [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

して、後発特許のクレームとの間に実質的な特許性の差異がなく、しかも'356 特許が特許期間調整により後に満了することが不適切であるとした。

これに対し、Allergan 社は、'356 特許が最初に出願され、かつ最初に発行された特許であることから、後発特許を基に自明型二重特許の無効理由にはならないと反論した。しかし連邦地裁は Sun 社の主張を認め、'356 特許のクレーム 40 を無効と判断した。

連邦地方裁判所は、2023 年の In re Collect, LLC (CAFC 判決)³⁴を引用し、自明型二重特許の分析においては特許の満了日を重視し、出願日や発行日は重要ではないと判示した。この論理に従えば、特許期間調整によって延長された'356 特許が後に満了することが問題とされた。

Allergan 社は地裁判決を不服として CAFC に上訴した。CAFC での主要な争点は、「最初に出願され、最初に発行されたが、特許期間調整の結果として後に満了する特許」が、「後から出願され、後に発行されたが、先に満了する特許」を参照する自明型二重特許の対象となり得るか、であった。

(裁判所の判断)

CAFC は、本件において自明型二重特許の適用に明確な制限を設け、以下のように判断した。

「最初に出願され、最初に発行され、後に満了する特許は、同一の優先日を持ち、後から出願され、発行され、先に満了する関連特許のクレームによって、自明型二重特許の引例として利用されることはできない。」

CAFC は、自明型二重特許の分析において出願日と発行日が依然として重要な評価基準であることを再確認し、「'356 特許はエルキサドリンをカバーする『最初の』特許である」と明言した。

さらに、CAFC は以下のように述べた。

「最初に出願され、最初に発行された特許は、ファミリー内でクレームされた発明について、特許性のない明白な変形に対する独占の最大期間を定める『起点』となる。」

このようにして、CAFC は、先発特許を後発特許で無効とするような自明型二重特許の適用を否定した。

本件は、CAFC が同一ファミリー内で最初に出願・最初に成立した特許については、たとえ特許期間調整 (PTA) により存続期間が後発特許より長くなっても、その後発特許を根拠とする自明性型二重特許で無効にはできないと線引きし、In re Collect, LLC (CAFC 判決)³⁵で揺らいだ特許期間調整 (PTA) と二重特許の関係に明確な限界を設けた重要な判決である。

³⁴ 米国連邦巡回区控訴裁判所サイト https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/22-1293.OPINION.8-28-2023_2181381.pdf
[最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

³⁵ 米国連邦巡回区控訴裁判所サイト https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/22-1293.OPINION.8-28-2023_2181381.pdf
[最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

(18) Novartis Pharmaceuticals Corp. v. Torrent Pharma Inc.³⁶ (2025年1月10日) 特許権侵害事件

(事案の概要)

本事件は、Novartis 社の心不全治療薬 Entresto® (サクビトリル/バルサルタン) に関する特許をめぐる紛争である。Entresto®は、心不全治療薬として 2015 年に米国食品医薬品局 (Food and Drug Administration) に承認された医薬品である。当初は駆出率が低下した心不全の治療に使用されていたが、2019 年には小児心不全、2021 年には駆出率が保たれた心不全の治療にも適応が拡大された。

MSN Pharmaceuticals を含む複数のジェネリック製薬会社が、Entresto®のジェネリック版製造販売のため簡略新薬承認申請 (Abbreviated New Drug Application、ANDA) を FDA に提出した。これに対し Novartis 社は、この申請行為が米国特許第 8,101,659 号 ('659 特許) の侵害に当たるとして特許侵害訴訟を提起した。

これらの訴訟はデラウェア州の連邦地方裁判所で多地区訴訟として統合され、審理が進められた。クレーム解釈段階では、「wherein said [valsartan and sacubitril] are administered in combination (前記 [バルサルタンとサクビトリル] が組み合わせて投与される)」という文言の解釈が争点となった。MSN 社はこの文言が「2つの別個の成分として」投与すること限定されると主張したが、連邦地方裁判所は、Novartis 社の主張を認め、より広い通常の意味を採用した。この解釈により MSN 社は、侵害を認めたが、特許の有効性を争った。

デラウェア地区連邦地方裁判所は '659 特許について以下の判断を下した。

①明細書記載要件違反により無効である。連邦地方裁判所は、バルサルタンとサクビトリルが複合体を形成するという現象が発明時に当業者に知られていなかったにもかかわらず、クレーム解釈によりこの複合体形態も特許範囲に含まれると判断した上で、明細書にはこの複合体についての具体的な記載や説明がないため、クレームの全範囲をカバーする十分な記載がなく、当業者が発明者が発明を所有していたと認識できる程度の記載を欠いているとして、明細書記載要件違反により特許を無効とした。

②実施可能要件違反は証明されなかった。後発技術である複合体は実施可能要件の分析において考慮すべきではないと判断された。

③非自明性違反は証明されていなかった。先行技術から主張された組み合わせは事後的分析に基づくものであるとされた。

Novartis 社は、この明細書記載要件に関する判断を不服として控訴し、一方で MSN 社は実施可能要件と非自明性に関する判断について反論した。これを受けて、連邦巡回控訴裁判所 (CAFC) は審理を行うこととなった。

(裁判所の判断)

³⁶ 米国連邦巡回区控訴裁判所サイト https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/23-2218.OPINION.1-10-2025_2448627.pdf
[最終アクセス日：2026年3月6日]

CAFC は「発明時に未知であった後発技術は特許の明細書記載要件の充足性判断に影響しない」という原則を明確に再確認し、Novartis 社の心不全治療薬 Entresto®に関する特許を有効と判断した。

CAFC は、連邦地方裁判所の明細書記載要件に関する判断を破棄した。CAFC の重要な指摘は以下のとおり。

- (1) 特許明細書は「クレームされたもの」を記載すれば十分である。’659 特許はバルサルタンとサクビトリルの「組み合わせ」を明確に記載しており、それで十分である。
- (2) 後発技術の記載は不要である。’659 特許はバルサルタン-サクビトリル複合体をクレームしていないため、それらの複合体を記載する必要はない。
- (3) 侵害判断と特許性判断の区別について、連邦地方裁判所は、クレームがバルサルタン-サクビトリル複合体をカバーするよう解釈し、CAFC は、特許性と侵害の問題を混同したと判断した。
- (4) 発明時に未知の複合体形態を記載する必要はない。複合体は’659 特許の優先日から 4 年後に発見されたものであり、発明時には知られていなかったため、明細書記載要件の分析においてこれを考慮すべきではない。

CAFC は、連邦地方裁判所の実施可能要件に関する判断を維持した。CAFC は、クレームされた発明（バルサルタンとサクビトリルの組み合わせ）は明細書に十分に実施可能に記載されており、発明後に発見された複合体形成という後発技術は、実施可能要件の判断に影響を与えないとする連邦地方裁判所の判断を正当と認めた。

CAFC は、連邦地方裁判所の非自明性に関する判断も維持した。CAFC は、バルサルタンとサクビトリルを組み合わせる動機付けの欠如、発明時点でのサクビトリルの臨床的不確実性、および成功の合理的期待の欠如を理由に、連邦地方裁判所の非自明性に関する判断を支持した。

本件は、CAFC が明細書記載要件や実施可能要件の充足性は「発明時点で既知の技術」及び「クレームされた発明」のみを基準に判断すべきであり、後から判明した複合体などの後発技術や具体的侵害態様を持ち込んで特許の有効性を否定してはならないことを明確に示した重要な判決である。

(19) Restem, LLC v. Jadi Cell, LLC³⁷ (2025 年 3 月 4 日) PTAB の IPR 審決に対する控訴事件

(事案の概要)

Jadi Cell 社は米国特許第 9,803,176 号（’176 特許）を所有している。この特許は、哺乳類の臍帯組織の上皮下層（subepithelial layer、以下「SL」）から得られる特定の細胞マーカーを持つ幹細胞に関するものである。

問題となったクレーム 1 は、プロダクト・バイ・プロセス・クレーム形式で記載されて

³⁷ 米国連邦巡回区控訴裁判所サイト https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/23-2054.OPINION.3-4-2025_2476259.pdf
[最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

いた。この特許の技術的重要性は、特定の細胞マーカー発現パターンを持つ幹細胞集団を、哺乳類臍帯組織の上皮下層から二段階のプロセスで分離する方法にあった。

Restem社は、特許審判部（PTAB）に対して当事者系レビュー（IPR）を請求し、'176特許がMajoreという先行技術文献によって無効であると主張した。PTABは、Restem社の無効の主張を退け、Restem社は、この決定を不服としてCAFCに控訴した。

（裁判所の判断）

CAFCは、Majoreの開示プロセスが必然的にクレームされた細胞マーカー発現を持つ細胞を生成するという証拠がないと判断し、PTABの判断を支持した。具体的には、以下のとおり。

- (1) Restem社は、Majoreのプロセスによって生成された細胞が必然的にクレームされた細胞マーカー発現プロファイルを持つことを示す試験証拠を提出していない
- (2) 細胞マーカー発現はさまざまな条件や要因によって影響を受ける可能性がある
- (3) PTABの判断を支持する実質的証拠が存在する

CAFCは、「必然的に」という固有先行性の厳格な基準を強調し、単に類似したプロセスが先行技術に開示されているだけでは不十分であると判断した。

本件は、CAFCが、プロダクト・バイ・プロセス・クレームの有効性を判断する際、先行技術文献に開示されたプロセスにより生成された物がクレームされた物の特性を「必然的に」生じさせることを、具体的な実験証拠によって立証しない限り、その特性は先行技術文献に開示されているとは言えないことを示した重要な判決である。

（20）ImmunoGen, Inc. v. Stewart³⁸（2025年3月6日）民事訴訟（特許取得）に関する事件

（事案の概要）

本事件で問題となったのは、ImmunoGen社が開発した抗体薬物複合体（Antibody-Drug Conjugate、ADC）IMGN853（一般名：mirvetuximab soravtansine）である。この薬剤は、特定の卵巣がんや腹膜がんの治療に使用される。IMGN853は、以下の3つの要素から構成されている。

- (1) 抗体「huMov19」
- (2) 毒性マイタンシノイド「DM4」
- (3) 荷電化学リンカー「charged sulfo-SPDB linker」

IMGN853は有望な治療効果を示す一方で、臨床試験において眼毒性を引き起こすことが判明した。具体的には、角膜炎や視力障害などの副作用が患者に見られた。この眼毒性は、

³⁸ 米国連邦巡回区控訴裁判所サイト https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/23-1762.OPINION.3-6-2025_2477708.pdf
[最終アクセス日：2026年3月6日]

先行技術においては認識されていなかった問題であった。

ImmunoGen 社は、特許出願（US 2015/0132323 A1）において、この副作用を軽減するための投与方法として、従来の「総体重」（Total Body Weight、TBW）ではなく、「調整理想体重」（Adjusted Ideal Body Weight、AIBW）に基づいて投与量を計算する方法を開発した。具体的には、患者の AIBW あたり 6mg/kg で投与することを特許クレームしていた。

ImmunoGen 社の特許出願は、特許審査官によって拒絶され、その後、特許審判部（PTAB）でもその判断が支持された。ImmunoGen 社は、バージニア東部地区連邦地方裁判所に提訴した。

連邦地方裁判所は当初、政府側の申立てに基づき略式判決を下し、ImmunoGen 社の請求を棄却した。しかし、CAFC は、連邦地方裁判所が「非申立人である ImmunoGen 側に不利な形で多数の事実に関する争点を解決した」として、その判断を破棄し、差し戻した。

差し戻し後、裁判官による審理が行われ、連邦地方裁判所は、再び ImmunoGen 社の請求を棄却した。連邦地方裁判所は、特許クレームが「不明確かつ自明」とであると判断した。ImmunoGen 社はこの判断を不服として再度 CAFC に上訴した。

（裁判所の判断）

CAFC は、「未知の問題に対する解決策」の自明性評価という重要な論点について判断を示した。ImmunoGen 社は、IMGN853 が眼毒性を引き起こすことは発明時点では知られていなかったため、その問題を解決するための用量設定方法は自明ではないと主張した。

これに対して、CAFC は、「特定の問題が先行技術において認識されていなかったということは、必ずしもその解決策が非自明であることを意味するわけではない」という重要な原則を示し、連邦地方裁判所の判断を支持した。CAFC は、最高裁判所の *KSR International Co. v. Teleflex Inc.* 判決³⁹を引用し、「自明性の判断において、発明者の特定の動機付けや目的は決定的な要素ではない」と述べた。むしろ重要なのは「クレームの客観的範囲」であり、「発明時に当該技術分野で知られていたあらゆる必要性または問題」が、クレームされた方法で要素を組み合わせる理由を提供する可能性があるとした。

本事件では、IMGN853 の眼毒性は先行技術で特定されていなかったものの、マイタンシノイド DM4 を含む免疫複合体が眼毒性を引き起こす可能性があることは知られていた。CAFC は、IMGN853 が DM4 を含むことから、当業者は、IMGN853 の投与においても眼毒性のリスクを監視する動機付けがあったと判断した。

自明性の判断において、「合理的な成功の期待」は重要な要素である。ImmunoGen 社は、6mg/kg AIBW という特定の用量で眼毒性を軽減できるという合理的な成功の期待がなかったと主張した。

しかし、CAFC は、特許クレームには眼毒性問題についての言及がないことを指摘した。したがって、「合理的な成功の期待」の分析において重要なのは、「6mg/kg AIBW という用量で投与することが卵巣がんと腹膜がんの治療に効果的であるという合理的な期待があったかどうか」だけであるとした。

CAFC は、先行技術には IMGN853 を総体重（TBW）に基づいて 6mg/kg 投与する方法が開示されていたことを重視した。特に重要なのは、理想体重の患者では、AIBW と TBW が

³⁹ justia 米国連邦最高裁サイト <https://supreme.justia.com/cases/federal/us/550/398/> [最終アクセス日：2026年3月6日]

同じになるという事実である。これにより、TBW での 6mg/kg 投与が効果的であることが知られていた以上、AIBW での 6mg/kg 投与についても合理的な成功の期待があったと判断された。

本件は、CAFC が先行技術で具体的な副作用（眼毒性）が認識されていなかったとしても、それを軽減するための用量設定（TBW→AIBW への単純な基準変更）のように、既知の薬剤・用量・投与方法から当業者が合理的に想到し得る組合せは自明たり得ると判示した判決である。

（21）Bullshine Distillery LLC v. Sazerac Brands, LLC⁴⁰（2025年3月12日）商標権の異議申立・登録取消事件

（事案の概要）

Bullshine Distillery LLC は 2015 年、「ビールを除くアルコール飲料」を指定商品として BULLSHINE FIREBULL の商標登録出願を行った。これに対し、シナモンウイスキー等を指定商品とした複数の FIREBALL の登録商標を保有する Sazerac Brands LLC が、Lanham 法 2 条(d)（混同のおそれ）を理由に異議申立てを行った。Bullshine は、両商標は混同しないと主張するとともに、FIREBALL は「シナモンやホットソースのような“スパイシーな風味成分”を含むウイスキー／リキュール等の一般的名称」であるとして、Sazerac が保有する FIREBALL の登録取消（genericness による取消）を求めた。TTAB（商標審判部）は、(i) FIREBALL は登録時にも審理時にも一般名称ではなく、(ii) FIREBALL と BULLSHINE FIREBULL の間に混同のおそれはないとして、Sazerac の異議も Bullshine の取消請求もいずれも退けた。これに対し、Bullshine は「一般名称判断の法的基準が誤り」として控訴し、Sazerac も「混同のおそれなし」の判断を不服として反対控訴した。CAFC は、両当事者の主張をいずれも退け、TTAB 判断を全面的に維持した。

（裁判所の判断）

CAFC はまず、Bullshine が唱えた「登録前のある時点で一般名称だったなら、その後に消費者認識が変化していても永遠に一般名称で登録不能（いわゆる *once generic, always generic*）」という立論を明確に退け、一般名称の判断時点は「登録時」とした。裁判所は、Lanham 法 2 条(e)の趣旨は「登録によって、一般名称が出所表示として保護され、消費者が誤認・混同すること」を防ぐ点にあり、その評価は必然的に「登録時に消費者が当該語をどう理解していたか」に向かうと整理した。さらに、商標が後に一般名称化した場合には、別途、Lanham 法の取消制度（一般名称化を理由に「いつでも」取消し得る枠組み）が用意されていることを指摘し、一般名称性が時間とともに変化し得るという立法構造とも整合する、と論じた。個別の証拠評価でも、TTAB が「FIREBALL は「特定フレーバーの非識別名」というより、Atomic FireBall という有名キャンディブランドに由来する商標として認識されている」とした点や、登録時にウイスキー／リキュール業界の競合が「fireball」を一般名称として用いていた証拠が乏しい点などを踏まえ、TTAB の「登録時に

⁴⁰ 米国連邦巡回区控訴裁判所サイト https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/23-1682.OPINION.3-12-2025_2480640.pdf
[最終アクセス日：2026年3月6日]

一般名称ではない」との認定は実質的証拠に支えられているとした。混同のおそれについても、Sazerac 側が主張した「著名性」は売上・ランキング等の提示だけでは比較の文脈が不足するとして支持されず、FIREBALL は示唆的で概念的に弱いとの TTAB 判断も維持された上で、両商標は外観・称呼・観念が大きく異なり、全体として混同のおそれは低いと結論づけた。

本件は、CAFC が TTAB 事件における一般名称判断につき「判断時点は登録時」という枠組みを先例として明確化し、後発的な一般名称化は取消制度で扱うという制度整理を示した判決である。

(22) Maquet Cardiovascular LLC v. Abiomed Inc.⁴¹ (2025 年 3 月 21 日) 特許権侵害事件

(事案の概要)

本事件では、特許ファミリー間でのディスクレマーの適用には「明確かつ明白な放棄」の厳格な基準が必要であり、関連特許間でも自動的に適用されるものではないことが明確にされた。CAFC は、連邦地方裁判所による過度に制限的なクレーム解釈を誤りとして非侵害判決を破棄し、特許権者の権利範囲を不当に制限しない判決を下した。

プロセキューション・ディスクレマー (prosecution disclaimer、出願経過禁反言) は、特許権者が特許審査過程において特許性を確保するために行った主張や補正によって、クレーム範囲が制限されるという法理である。しかし、この法理が適用されるためには、特許権者によるクレーム範囲の「明確かつ明白な放棄」が必要とされる。CAFC は、今回の判決で、この基準の適用について重要な指針を示した。

(裁判所の判断)

本事件では、連邦地方裁判所が親特許と子特許の出願経過から自動的にディスクレマーを適用した判断に対し、CAFC は次のような判断を下した。

- (1) プロセキューション・ディスクレマーが適用されるためには厳格な基準が必要であり、クレーム範囲の明確かつ明白な放棄が示されなければならない
- (2) 単に審査官の提案に「応じた」という事実だけでは、明確かつ明白な放棄とはみなせない
- (3) クレーム範囲の放棄を示す明示的な証拠が必要であり、曖昧な対応では不十分である

本事件では、連邦地方裁判所が Maquet 社による「審査官の提案の受け入れ」を自動的にディスクレマーとみなした点を、CAFC は誤りであると判断した。審査過程での単なる補正行為だけでは、必ずしも明確かつ明白な放棄には当たらないとの重要な判断を示した。

⁴¹ 米国連邦巡回区控訴裁判所サイト https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/23-2045.OPINION.3-21-2025_2485815.pdf
[最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

プロセキューション・ディスクレマーの適用において、出願人の沈黙や曖昧な陳述がどのように解釈されるべきかも重要な論点として、CAFC は、以下の点を明らかにした。

- (1) 特許許可通知に対する単なる沈黙は、ディスクレマーとして不十分である
- (2) 当事者系レビュー (IPR) 手続き中の陳述も「明確かつ明白」基準を満たす必要がある
- (3) Maquet 社の事例では、審査過程における沈黙や曖昧な陳述が「明確かつ明白な放棄」の基準を満たさないと判断した

特許ファミリー内の複数の特許間で、ある特許の出願経過がどの程度他の特許のクレーム解釈に影響するかという点は、実務上非常に重要な問題である。CAFC は、この点についても明確な基準を示した。

CAFC は、関連特許間でのディスクレマー適用には前提条件が必要であるとした。

- (1) 関連特許間でディスクレマーを適用するには、クレームの十分な類似性が必要である
- (2) 親特許と子特許の間でクレーム文言に実質的な差異がある場合、親特許での制限が自動的に子特許に適用されるべきではない
- (3) 本事件では、子特許である'783 特許のクレームと親特許である'238 特許のクレームには十分な類似性がなかったと判断した

本事件では、連邦地方裁判所が子特許'783 特許の「ガイド機構」に関するクレーム用語に対し、親特許'238 特許の出願経過からの制限を適用した点を誤りとした。CAFC は、両特許のクレームの相違点を詳細に分析し、親特許'238 特許のクレームは「ガイド機構」を特に主張していなかったため、その出願経過による制限を子特許'783 特許に適用すべきではないと判断した。

CAFC は、特許ファミリー内での出願経過の影響範囲について、以下のような重要な指針を示した。

- (1) 親特許での制限が子特許に及ぶ範囲には明確な限界がある
- (2) 特許ファミリー間での出願経過の解釈は、クレームの類似性を基礎とすべき
- (3) 特許権者の権利範囲を不当に制限しないよう、関連特許間のディスクレマーの適用は慎重に行うべき

CAFC は、特許権者が一つの特許出願で行った陳述や補正が、関連する全ての特許に自動的に適用されるという考え方を明確に否定した。

本件は、CAFC が出願経過によるクレーム範囲の制限は「明確かつ明白な放棄」がある場合に限られ、親子を含む関連特許ファミリー間に自動的に波及させてはならないことを示した判決である。

(23) US Synthetic Corp. v. International Trade Commission⁴² (2025年4月10日) 特許権侵害事件

(事案の概要)

US Synthetic 社は、多結晶ダイヤモンドコンパクト (Polycrystalline Diamond Compact、以下「PDC」) に関する米国特許第 10,508,502 号 ('502 特許) の所有者である。PDC は、ダイヤモンドテーブルと基材からなる複合材料で、掘削工具や機械加工装置に広く使用されている。US Synthetic 社は、中国企業による '502 特許の侵害製品の輸入が米国関税法第 337 条に違反するとして、米国国際貿易委員会 (International Trade Commission、以下「ITC」) に提訴した。

ITC の行政法判事 (ALJ: Administrative Law Judge) は、当該特許が米国特許法第 102 条 (新規性)、米国特許法第 103 条 (非自明性)、米国特許法第 112 条 (実施可能要件) の観点からは有効であると判断した。しかし、測定可能な磁気特性 (保磁力 (coercivity)、特定磁気飽和 (specific magnetic saturation)、特定透磁率 (specific permeability)) によって定義された組成物クレームは、米国特許法第 101 条に基づく特許適格性を欠くとして、「抽象的アイデア」に該当すると結論付けた。

ITC 委員会もこの判断を支持し、US Synthetic 社は CAFC に控訴した。本事件の主要な争点は、物理的な組成物の特性を定量的に記載したクレームが「抽象的アイデア」に該当するかどうかであった。

(裁判所の判断)

CAFC は、物質の組成物に関するクレームが「抽象的アイデア」に該当せず特許適格性を有するという判決を下した。

CAFC は、本事件の特許適格性の問題に対し、Alice/Mayo テストを適用した。

(Alice/Mayo テスト)

Alice/Mayo テストは、米国最高裁判所が特許適格性 (米国特許法第 101 条) を判断するために確立した 2 段階の分析フレームワークである。

第 1 段階: クレームが特許不適格な概念 (抽象的アイデア、自然法則、自然現象) に向けられているかを判断する。

第 2 段階: クレームが特許不適格な概念に向けられている場合、そのクレームが「発明概念」を追加しているか、つまり「大幅に超えるもの」を含んでいるかを判断する。

このテストは、Mayo Collaborative Services v. Prometheus Laboratories, Inc. (2012)⁴³ と Alice Corp. v. CLS Bank International (2014)⁴⁴ の 2 つの最高裁判決に由来している。

⁴² 米国連邦巡回区控訴裁判所サイト https://www.caftc.uscourts.gov/opinions-orders/23-1217.OPINION.2-13-2025_2467516.pdf [最終アクセス日: 2026年3月6日]

⁴³ Justia 米国連邦最高裁サイト <https://supreme.justia.com/cases/federal/us/566/66/> [最終アクセス日: 2026年3月6日]

⁴⁴ Justia 米国連邦最高裁サイト <https://supreme.justia.com/cases/federal/us/573/208/> [最終アクセス日: 2026年3月6日]

第1段階では、クレームが特許不適格なコンセプトに向けられているかを判断する。

Chen 判事による多数意見は、'502 特許のクレームは「抽象的アイデア」ではなく、「特定の非抽象的な物質の組成物」に向けられていると判断した。CAFC は、クレームが「構成要素、寸法情報、および固有の物質特性によって定義される物理的な物質の組成物」であると主張した。

CAFC は、ITC が以下の点で誤りを犯したと指摘した。

- (1) 物理的な組成物を「抽象的アイデア」と誤って分類したこと
- (2) 明細書で説明されている磁気特性と物理的構造の相関関係を正しく評価しなかったこと
- (3) ソフトウェア・アルゴリズム関連の判例を不適切に適用したこと

CAFC は、PDC の磁気特性が「構造的特性を記述する方法」として機能しており、構造を示す「完璧な代理」である必要はないとした。CAFC は、明細書が磁気特性と物理的構造の間の「具体的で意味のある相関関係」を提供していることで十分であるとした。

本件は、CAFC が測定可能な物性パラメータで特定された物質の組成物クレームは「抽象的アイデア」ではなく特許適格であると明確に認定した重要な判決である。

(24) **Recentive Analytics v. Fox Corp**⁴⁵ (2025 年 4 月 18 日) 特許権侵害事件

(事案の概要)

Recentive Analytics 社は、テレビ放送やライブイベントのスケジューリングに関する 4 つの特許 (米国特許第 10,911,811 号、第 10,958,957 号、第 11,386,367 号、第 11,537,960 号) を所有していた。これらの特許は機械学習技術を用いて最適なスケジュールやネットワークマップを生成する方法に関するものである。Recentive Analytics 社は Fox Corp 社とその関連会社に対して特許侵害訴訟を提起したが、被告は特許適格性の欠如を理由に訴え却下を申し立てた。

デラウェア州連邦地方裁判所は、問題の特許が米国特許法第 101 条の下で特許適格性を欠くとして訴えを却下した。Recentive Analytics 社はこれを不服として CAFC に控訴したが、CAFC は地裁の判断を支持する判決を下した。

問題となった 4 つの特許は、次の 2 つのカテゴリーに分類される。

①「機械学習トレーニング」特許 ('367 特許と'960 特許)

- (1) 両特許とも「イベントスケジュール決定のためのシステムと方法」と題され、テレビのライブイベントスケジュールに関するもの
- (2) 機械学習モデルを繰り返し訓練し、最適化されたスケジュールを生成・更新する方法を記載

⁴⁵ 米国連邦巡回控訴裁判所サイト https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/23-2437.OPINION.4-18-2025_2500790.pdf
[最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

②「ネットワークマップ」特許（'811 特許と'957 特許）

- (1) 両特許とも「ネットワークマップを自動的かつ動的に生成するシステムと方法」と題され、テレビ放送業者向けのネットワークマップ作成に関するもの
- (2) 機械学習技術を使用して全体のテレビ視聴率を最適化するネットワークマップを生成・更新する方法を記載

これらの特許はいずれも、「任意の適切な機械学習技術」を使用できるとしており、技術そのものの改良ではなく、既存の機械学習技術の特定分野への応用に焦点を当てていた。

（裁判所の判断）

CAFC は、既存の Alice テストを機械学習に適用したもので、「既存の機械学習手法を新しいデータ環境に適用するだけでは特許適格性がない」と判決を下した。

CAFC は、特許適格性の判断に際して最高裁判所が確立した「Alice テスト」を適用した。このテストは以下の 2 段階で構成されている。

ステップ 1：抽象的アイデアに向けられているか

CAFC は、問題の特許クレームが「特定の環境における一般的な機械学習技術の使用という抽象的アイデア」に向けられていると判断した。CAFC は、特に、Recentive Analytics 社自身が「機械学習自体を特許請求しているのではなく」、「基礎となる機械学習アルゴリズムを改良するための特定の方法を請求しているわけでもない」と認めている点を強調した。

既存のコンピュータ実装発明に関する判例を引用し、CAFC は、既存の機械学習技術を新しい分野やタスクに適用することは、それによって「以前は人間が行っていたタスクをより速く、より効率的に実行できる」としても、それだけでは特許適格性を満たさないとの見解を示した。

ステップ 2：発明的概念が存在するか

Alice テストの第 2 段階では、問題の特許クレームが「抽象的アイデアを特許適格な応用に変える何か」を含んでいるかどうかを評価する。CAFC は、「機械学習を使用して、リアルタイムデータに基づいて最適化されたマップやスケジュールを動的に生成し、変化する条件に基づいて更新する」という Recentive Analytics 社の主張を検討したが、これは「抽象的アイデアそのものを主張しているにすぎない」と結論づけた。

CAFC は、機械学習モデルの「繰り返し訓練」や動的調整は機械学習の本質的な特性であり、技術的改良を表すものではないと指摘した。

CAFC の判決における重要な認定事項には以下が含まれる。

- (1) 既存の機械学習手法を新しいデータ環境に適用するだけでは特許適格性を満たさない
- (2) 機械学習モデルの繰り返し訓練や動的調整は、機械学習技術の本質的な性質であり、それ自体は発明的概念を構成しない

(3) 特定の実装方法や機械学習モデルの具体的な改良を開示していない限り、単なる応用は第 101 条の下で特許適格性がない

判決文の最後で CAFC は、「機械学習は急成長している重要な分野であり、特許適格な技術改良につながる可能性がある」と認めつつも、「本日我々が判断するのは、機械学習モデルの改良を開示することなく、既存の機械学習手法を新しいデータ環境に適用するだけの特許は、米国特許法第 101 条の下で特許適格性がないということだけである」と判断した。

本件は、CAFC が既存の機械学習手法をテレビ編成など特定分野のデータにそのまま適用するだけでは、たとえリアルタイム最適化や動的更新をうたっていても米国特許法第 101 条上の特許適格性は認められず、「機械学習を使うこと」自体は発明にならないことを明確に示した重要な判決である。

(25) In re Floyd 判決⁴⁶ (2025 年 4 月 22 日) 意匠特許出願の優先日に関する事件

(事案の概要)

Bonnie Iris McDonald Floyd 氏 (以下「Floyd 氏」) は、2016 年 1 月 23 日に冷却ブランケットに関する実用特許出願 (No. 15/004,938、以下「'938 出願」) を行った。この冷却ブランケットは「統合換気システム」と「複数の密閉コンパートメント」を特徴とするものであった。'938 出願の図面には、6×6 および 6×4 のアレイ構成が描かれていた。

その後、2019 年 3 月 27 日に Floyd 氏は、6×5 アレイ構成の冷却ブランケットを対象とするデザイン特許出願 (No. 29/685,345、以下「'345 出願」) を行い、'938 出願への優先権を主張した。

本事件の中心的争点は、'938 出願の開示内容が'345 出願のデザイン (特に 6×5 アレイ構成) に対する記載要件を満たすかどうかであった。

'938 出願には、「この実施形態は人間または動物の体幹全体を冷却するのに適したあらゆるサイズで作ることができる」との記載があった。また、「この説明には多くの仕様が含まれているが、これらは発明の範囲を制限するものではなく、いくつかの実施形態の例示と見なすべきである。他にも多くのバリエーションが可能である」とも記載されていた。

特許審査官は、'345 出願に記載された 6×5 アレイ構成のデザインが'938 出願に十分に開示されていないとして、優先権の主張を認めなかった。その結果、'938 出願が先行技術となり、'345 出願に記載されたデザインの新規性を否定する根拠として使用された。

特許審判部 (Patent Trial and Appeal Board、以下「PTAB」) は審査官の判断を支持し、「'938 出願のどの部分も、ここで主張されている 6×5 アレイ構成の正確な視覚的外観に導くものではない」と結論づけた。PTAB は、'938 出願の「あらゆるサイズで作ることができる」という記載について、「これは長方形のセクションのサイズが異なることを意味している可能性があり、ブランケットの長方形セクションの数が異なることを意味しているわけではない」と解釈した。

⁴⁶ 米国連邦巡回控訴裁判所サイト https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/23-2395.OPINION.4-22-2025_2502257.pdf
[最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

(裁判所の判断)

CAFC は、PTAB の判断を支持した。CAFC は、Floyd 氏が「記載要件の充足性は技術の予測可能性と発明の単純さを考慮すべき」と主張したことに対し、「技術的要素の予測可能性がデザインの予測可能性に必ずしも結びつくわけではない」と説明した。

さらに、CAFC は、「図 1 と図 1A が範囲を定義するというよりも、異なる実施形態を示している」という解釈を支持し、これらの図だけでは「明示的に示されている以外の構成に対する特定の視覚的印象に選択肢を絞り込むのに十分ではない」と判断した。

本件は、CAFC が意匠の優先権を主張するためには、先の出願が「同じ視覚的印象のデザイン」を具体的に開示している必要があり、「サイズは任意」「多くのバリエーションが可能」といった抽象的な記載だけでは足りないことを明確に示した重要な判決である。

(26) Sigray, Inc. v. Carl Zeiss X-Ray Microscopy, Inc.⁴⁷ (2025 年 5 月 23 日) 特許権侵害事件

(事案の概要)

本事件の中心となるのは、カール・ツァイス X 線顕微鏡会社 (Carl Zeiss X-Ray Microscopy, Inc.) が保有する米国特許第 7,400,704 号 (以下「704 特許」) である。この特許は、投影拡大を含む X 線撮像システムに関するもので、X 線源、サンプル、検出器の配置により画像の拡大を実現する技術を開示していた。

争点となったクレーム 1 は、「投影 X 線ステージの拡大率が 1~10 倍」(“wherein a magnification of the projection x ray stage is between 1 and 10 times.”) という限定を含んでいた。この数値範囲の解釈が、本事件の核心的な論点となった。投影拡大は幾何学的拡大とも呼ばれ、発散する X 線が試料と相互作用した後、検出器に到達する前に光線間の距離が増加することで実現される。

Sigray 社は、すべてのクレームに対して IPR (inter partes review) を申し立て、Jorgensen 論文 (S. Jorgensen et al., Three-Dimensional Imaging of Vasculature and Parenchyma in Intact Rodent Organs with X-ray Micro-CT, Am. J. Physiology (Sept. 1998)) による新規性欠如を主張した。両当事者は、クレーム 1 の「投影 X 線ステージの拡大率が 1~10 倍」の限定を除き、Jorgensen 論文がすべての構成要素を明示的に開示していることに合意していた。

PTAB は、Sigray 社の申立てを認めて審理を開始したが、最終的にはすべての異議申立クレームを特許性ありと判断した。PTAB は、「記録全体を見ると、Sigray 社は、Jorgensen 論文が主張された範囲内の投影拡大を内在的に開示していることを示していない」と結論づけた。この判断が、CAFC での逆転判決につながるようになった。

本事件の争点は、コリメーション技術による光線平行化の程度と、微細な発散による拡大の法的取扱いに集約される。Zeiss 社の専門家である Dr. Gonzalo Acre は、「コリメートされた X 線ビームは、意味のある発散が存在しないビーム」であり、「Jorgensen のサンプルに到達する X 線は本質的に平行 (すなわち発散していない) であり、投影ステージでの拡大はない」と証言した。

⁴⁷ 米国連邦巡回区控訴裁判所サイト https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/23-2211.OPINION.5-23-2025_2519843.pdf
[最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

一方、Sigray 社は、完全な平行化は物理的に不可能であり、どんなに小さくても発散が存在する限り、何らかの拡大が発生すると主張した。この技術的な議論の背後には、クレームの数値範囲「1～10 倍」をどのように解釈するかという根本的な法的問題が潜んでいた。PTAB が使用した「十分な」という表現が、後に CAFC による暗黙的クレーム解釈の認定につながるようになった。

PTAB は、Jorgensen 論文の技術的内容について詳細な分析を行った。PTAB は、Jorgensen 論文が「十分な」発散を開示していないと認定し、コリメーション技術により「ほぼ平行」な光線を実現していると判断した。具体的には、米国特許第 4,891,829 号を引用し、「異なるコリメーション技術を用いて必要な平行度を達成できる」として、コリメーションが「ビーム発散を最小化してほぼ平行な X 線ビームを提供する技術」であることを確認した。

さらに PTAB は、Jorgensen 論文の前文で言及されている「検出器で ≤ 0.8 mrad の角度を示す X 線焦点スポット」について、Zeiss 社の専門家 Dr. Julie Bentley の「非常に小さな角度であり、無限遠の平行光源と見なすのに十分小さい」という証言を重視した。また、Jorgensen 論文がレンズの拡大率を 2 倍に設定した際の説明（サンプルでの $12\mu\text{m}$ の正方形が検出器での $24\mu\text{m}$ の正方形に対応）が、投影ステージでの追加拡大がないことを示していると判断した。

PTAB の判断で最も問題視されたのは、「enough」という表現の使用であった。PTAB は、Sigray 社が「Jorgensen における X 線ビームが『1～10 倍』の投影拡大をもたらすのに十分発散していることを示すことに失敗した」と述べた。

（裁判所の判断）

CAFC は、この「enough」という語の使用が、PTAB が特定レベルの発散をクレーム範囲外と考えていることを示しており、これがクレーム範囲の狭小化、すなわち暗黙的クレーム解釈に該当すると判断した。

CAFC が指摘した PTAB の根本的な誤りは、クレーム文言の通常の意味からの逸脱であった。PTAB は、内在証拠による裏付けなしに、「1～10 倍」という数値範囲から微小な拡大を除外する解釈を採用した。しかし、クレーム文言は「1～10 倍の間」と明記しており、1 より大きい値であれば、たとえそれが 1.001 倍のような微小な値であっても、文言上はクレーム範囲に含まれるはずである。

さらに、PTAB が依拠した証拠は、実際には発散の存在を裏付けるものでした。「ビーム発散の最小化」「ほぼ平行」「意味のある発散なし」「本質的に平行」といった表現は、完全な平行化ではなく、減少した発散の存在を示唆していた。Jorgensen 論文の「長い X 線焦点スポット-サンプル間距離とサンプル-検出器間の近接により、この懸念を大幅に軽減する」という記述も、拡大の完全な除去ではなく、軽減を示しているに過ぎなかった。

「暗黙的クレーム解釈の認定基準」

CAFC は、Google LLC v. EcoFactor, Inc.⁴⁸判例を適用し、PTAB の暗黙的クレーム解釈を認定するための新たな基準を確立した。CAFC は、PTAB が明示的にクレーム解釈を否認していても、その分析の結果論的検討が重要であると判示した。具体的には、PTAB の分析がクレームの範囲と意味を実質的に確立している場合、暗黙的クレーム解釈が成立するとした。

⁴⁸ 米国連邦巡回区控訴裁判所サイト https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/22-1750.OPINION.2-7-2024_2266326.pdf
[最終アクセス日：2026年3月6日]

「enough」という表現の法的意義について、CAFC は特に重要な判断を示した。CAFC は、PTAB が「十分」という基準を用いることで、特定レベルの発散をクレーム範囲外と見なししており、これがクレーム範囲の狭小化に該当すると明確に述べた。この判断は、審判部や審査官が使用する言葉遣いに対して、特許実務者がより注意深く対応する必要があることを示している。

「内在的開示の法理適用」

CAFC は、*SmithKline Beecham Corp. v. Apotex Corp.*⁴⁹判例を引用し、内在的開示の法理を適用した。この判例によれば、先行技術に開示された動作から必然的に生じる結果であれば、それが先行技術の作成時に認識されていなくても、内在的開示が成立する。重要なのは、必然的存在基準であり、認識や意図は不要とされていた。

Jorgensen 論文の X 線ビームが完全に平行でないことは争いがなく、物理的にも完全な平行化は不可能であった。Zeiss 社自身も「絶対的で理論的な平行化は実際問題として達成できない」ことを認めており、「X 線ビームに発散がある場合、サンプルを通過する時点で、その結果として投影において何らかの幾何学的拡大が生じる」と述べていた。CAFC は、この証拠に基づき、Jorgensen 論文のシステムが必然的に 1 を超える投影拡大を生成すると結論づけた。

CAFC は、クレーム解釈の基本原則を再確認した。クレーム文言の通常の意味が優先され、内在証拠によって反対の結論が強制されない限り、クレーム文言は発明時の当業者の使用法に従った意味を持つ。CAFC は、「1~10 倍の間」という文言の通常の意味には、「微小で検出不可能な拡大も含まれる」と明言し、Zeiss 社がこれに反する結論を強制する証拠を提示していないと判断した。

本件は、CAFC が「1~10 倍」のような数値限定は通常意味どおり「1 をわずかに超える拡大」まで含むと解すべきであり、審判部が証拠もなく「意味のある拡大」に限定して実質的にクレームを狭めることは許されないとしたうえで、完全平行ではあり得ないビームの物理的性質に基づき先行技術文献の内在的開示を認めた重要な判決である。

（27）Shockwave Medical, Inc. v. Cardiovascular Systems, Inc.⁵⁰（2025 年 7 月 14 日）特許有効性（IPR）をめぐる事件

（事案の概要）

本件は、医療用カテーテル技術に関する特許についての当事者系レビュー（IPR）をめぐる紛争である。特許権者である Shockwave Medical, Inc.（以下「Shockwave 社」）は、電極およびパルス発生器によって生成される衝撃波とバルーンカテーテルとを組み合わせるアテローム性動脈硬化症を治療する技術に関する米国特許第 8,956,371 号（以下「本件特許」）を保有している。本件特許の明細書には、「オーバー・ザ・ワイヤー血管形成バルーンカテ

⁴⁹ Justia 米国連邦巡回区控訴裁判所サイト <https://law.justia.com/cases/federal/district-courts/FSupp2/286/925/2522562/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁵⁰ 米国連邦巡回区控訴裁判所サイト https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/23-1864.OPINION.7-14-2025_2543865.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

ーテル」が当該技術分野において周知であるとする記載があり、この記載が出願人が認めた先行技術（Applicant-Admitted Prior Art、以下「AAPA」）として位置づけられた。

本件特許の代表的なクレームとして、クレーム 1、2、5 が問題となった。クレーム 1 は、ガイドワイヤ用内腔を有する細長いキャリア、その遠位端付近に配置された血管形成用バルーン、そしてバルーン内に非接触で配置された一对の電極を含むアーク発生器からなる血管形成カテーテルを規定している。クレーム 2 はクレーム 1 に従属し、一对の電極が一对の金属電極であることを限定している。クレーム 5 はクレーム 2 に従属し、一对の電極がガイドワイヤ用内腔に隣接して、その外側に配置されるという電極配置を特徴としている。

競合会社である Cardiovascular Systems, Inc.（以下「CSI 社」）は、2018 年 12 月、本件特許に対する IPR を請願した。特許審判部（PTAB）は、本件特許の明細書中で典型的先行技術として説明されているオーバー・ザ・ワイヤ血管形成バルーンカテーテルに関する AAPA を典型的オーバー・ザ・ワイヤバルーンカテーテル分野の背景知識の証拠としてのみ用いて審理を行い、クレーム 5 を除くクレーム 1~4 および 6~17 を自明と判断した。Shockwave 社はこれらのクレームが自明であるとの認定を不服として CAFC に控訴し、CSI 社はクレーム 5 の自明性が否定された点について交差控訴した。争点は、IPR 手続における AAPA の扱い、CSI 社の控訴人適格、およびクレーム 5 の自明性判断に集約された。

（裁判所の判断）

CAFC において、Shockwave 社は、米国特許法第 311 条(b)項 (35 U.S.C. § 311(b)) が IPR 請願の根拠を「特許または印刷出版物」に限定している以上、AAPA（先行技術の自認）を根拠として用いることは同条に反し、PTAB による利用は違法であると主張した。これに対し CAFC は、Qualcomm 事件⁵¹ ⁵²の先例に従い、IPR の特許性欠如の ground（根拠）を構成し得るのは特許・印刷出版物に限られる一方、AAPA は当業者の一般的背景知識を示す証拠として用いることは許されるとの立場を再確認した。そして、35 U.S.C. § 311(b)の要件を守るべき主体は PTAB ではなく請願人 CSI 社であり、本件では CSI 社が AAPA を ground として明示していないことから、PTAB の AAPA 利用は背景技術の証拠にとどまると判断し、クレーム 1~4 および 6~17 についての自明性認定を維持して Shockwave 社の控訴を退けた。

CSI 社によるクレーム 5 に関する交差控訴について、Shockwave 社は CSI 社に合衆国憲法第 III 条上の控訴人適格がないと主張したが、CAFC は、CSI 社が自社製品の臨床試験開始計画を有し、かつ Shockwave 社社長がクレーム 5 の権利行使を示唆する公式声明を行っていた事情を重視し、将来の侵害訴訟のリスクは具体的かつ差し迫っているとして、CSI 社の控訴人適格を認めた。さらにクレーム 5 の自明性について、CSI 社が Uchiyama 文献を基に電極をバルーン外側に配置することは当業者にとって設計上の選択にすぎないと主張し、専門家証言で裏付けたのに対し、Shockwave 社は有効な反証を示していなかったにもかかわらず、PTAB は Uchiyama 単独の開示しか見ずに自明性を否定していたと指摘した。CAFC は、自明性は複数の先行技術の組合せで評価すべきであり、本件では CSI 社の主張・証言

⁵¹ vLex 法律サイト <https://case-law.vlex.com/vid/qualcomm-inc-v-apple-902719814> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁵² 米国連邦巡回区控訴裁判所サイト https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/23-1208.OPINION.4-23-2025_2503159.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

からクレーム 5 も自明とみるのが相当と判断し、同クレームについても自明性を認定した。その結果、本件特許のクレーム 1～4 および 6～17 の無効判断は維持され、クレーム 5 についても無効とされ、全クレームの特許性が否定されるに至った。

本件は、CAFC が出願人が認めた先行技術 (AAPA) が IPR において「ground (根拠)」にはなり得ず当業者の背景知識を示す証拠としてのみ用いるべきことを明確にした重要な判決である。

(28) Ethanol Boosting Systems, LLC / Massachusetts Institute of Technology v. Ford Motor Company⁵³ (2025 年 12 月 23 日) 特許有効性 (IPR) をめぐる事件

(事案の概要)

本件は、MIT が保有し Ethanol Boosting Systems, LLC (EBS) 社が独占ライセンスを受ける米国特許第 10,619,580 号、10,781,760 号、9,708,965 号 (いずれも内燃機関の燃料制御・ノック抑制に関する技術) について、Ford 社が当事者間レビュー (IPR) を申し立て、PTAB が対象クレームを自明として無効とした最終書面決定を、EBS 社側が CAFC に不服申立てした事案である。

手続経過として、PTAB は当初、クレーム解釈等を踏まえて Ford 社の申立てを不成立 (審理開始拒否) としたが、その後の関連訴訟での判断等を踏まえ、Ford 社の再審理申立てを認めて審理を進め、最終的にクレームを自明として特許は無効であると判断した、という構造である。

(裁判所の判断)

第一に、PTAB の審理開始に関する判断の適否 (「審理開始拒否後に再審理で開始に転じたこと」等) について、CAFC は 35 U.S.C. § 314(d) の枠組みを前提に、審理開始判断に対する司法審査の制約が及ぶことを確認し、EBS 社側の主張を退けた。

第二に、争点となったクレーム文言 (本文中「DI fuel terms」等と呼ばれる概念) の解釈について、CAFC は PTAB が採った「平易かつ通常の意味」に基づく解釈を支持し、EBS 社側が主張するような限定 (例: 仕様の一部を強く取り込んで、特定の実施形態を排除する方向の解釈) を採らなかった。CAFC は、明細書に開示された実施形態を排除するような解釈は原則として採らず、排除が許されるのは明確なディスクレマー等がある場合に限られる、という一般論を改めて示している。

第三に、自明性判断について、CAFC は、PTAB の認定 (先行技術の組合せの動機付け、当業者の理解、証拠評価など) が「実質的証拠」により支えられているとして、PTAB の無効判断を維持した。結論として、CAFC は PTAB 決定を全面的に維持した。

本件は、CAFC が「明細書に開示された実施態様を排除するようなクレーム解釈は原則採らない」というクレーム解釈の基本線を明確に示し、PTAB 実務 (IPR の運用) にも波及し得る重要な判決である。

⁵³ 米国連邦巡回控訴裁判所サイト https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/24-1381.OPINION.12-23-2025_2623346.pdf [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

(29) Apple Inc. v. Smart Mobile Technologies LLC⁵⁴ (2026年1月21日) 特許有効性 (IPR) をめぐる事件

(事案の概要)

本件は、Apple 社が、Smart Mobile Technologies LLC (以下「Smart Mobile 社」) 保有の米国特許 8,472,936 号 ('936 特許) について当事者間レビュー (IPR) を申し立てた IPR である IPR2022-00981 ('981 IPR)⁵⁵ をめぐる争いである。Apple 社は、関連特許である USP8,761,739 号 ('739 特許) と USP 8,442,501 号 ('501 特許) について、別件 IPR (それぞれ IPR2022-00980⁵⁶ と IPR2022-00808⁵⁷) で、いずれも争点となったクレームが自明として無効となり、Smart Mobile 社が控訴しなかったため判断が確定していることを前提に、'936 特許のクレーム 1 は、過去に拒絶されたクレームと「実質的に類似」している以上、PTAB が異なる結論 (許可) に至ることは争点効 (issue preclusion/collateral estoppel) により許されないと主張した。これに対し PTAB は、争点効の適用を否定し、Apple 社が '936 特許のクレームが拒絶であることを立証できなかったとして、クレーム 1 (およびそれに依存する従属クレーム) を維持する判断をしたため、Apple 社が CAFC に控訴した。

(裁判所の判断)

CAFC は、争点効の要件 (①同一争点、②実際に争われたこと、③最終判断に本質的であること、④十分かつ公正に争う機会があったこと) を整理した上で、本件では主要要件が満たされるとして、PTAB の争点効不適用判断を覆した。まず、「同一争点」について、'936 特許と '739 特許のクレームは文言が完全一致ではないものの、制限ごとの比較で「わずかな違い」にとどまり、無効性の問題を実質的に変えるものではないと評価し、'936 特許のクレーム 1 は、過去に拒絶とされた '739 特許のクレーム 1 と実質的に類似すると結論づけた。加えて、当事者が両 IPR でほぼ同型の主張 (同様の自明性理論・同様の用語解釈) をしていることも、実質同一性の根拠として指摘した。次に「実際に争われたこと」についても、先行 IPR で当事者が争点を争い、PTAB が最終判断を下していることから充足するとした。さらに「十分かつ公正な機会」について、手続上の重大な制約がなく、Smart Mobile 社が先行 IPR と本件 IPR の間で“インセンティブの法的に重大な格差”を具体的に示していない点などを踏まえ、充足すると判断した。以上から CAFC は、争点効により '936 特許のクレーム 1 は拒絶とし (PTAB 判断を一部取消)、クレーム 1 の結論に依拠していた従属クレームについては、PTAB が独立に判断していないとして取消して差戻した。

⁵⁴ 米国連邦巡回区控訴裁判所サイト https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/24-1352.OPINION.1-21-2026_2635427.pdf [最終アクセス日: 2026年3月6日]

⁵⁵ Unified Patents (ユニファイド・パテント) サイト <https://portal.unifiedpatents.com/ptab/case/IPR2022-00981> [最終アクセス日: 2026年3月6日]

⁵⁶ Unified Patents (ユニファイド・パテント) サイト <https://portal.unifiedpatents.com/ptab/case/IPR2022-00980> [最終アクセス日: 2026年3月6日]

⁵⁷ Unified Patents (ユニファイド・パテント) サイト <https://portal.unifiedpatents.com/ptab/case/IPR2022-00808> [最終アクセス日: 2026年3月6日]

あわせて CAFC は、クレームの用語「動的設定可能」の解釈につき、PTAB が「ユーザー介入なしに」設定が起こる趣旨を含めた点について、明細書記載や経緯等に照らして不当な限定の持込みではないとして、PTAB のクレーム解釈自体は支持した。

本件は、「実質同一のクレーム」について、先行 IPR の最終判断を理由に PTAB の結論を拘束する争点効を正面から適用した重要な判決である。

第 2 節 最近の知財政策、知財制度改正

1. 人工知能 (AI) 関連の動向

(1) USPTO、PTAB・TTAB への手続における AI の不適切利用の防止に関するガイダンスを公表⁵⁸ (2024 年 2 月 6 日)

USPTO は、特許審判部 (PTAB) および商標審判部 (TTAB) への手続における AI の不適切利用を防止するためのガイダンスを発行した。

今般のガイダンスは、PTAB 等への提出書類の起草に AI が悪用される場合に、現行の特許規則等がどのように適用されるかを説明するものである。

ガイダンスの主な内容は以下のとおり⁵⁹。

- (1) 連邦最高裁の Roberts 長官は、2023 年末報告において、AI は重要な情報へのアクセスを飛躍的に向上させる大きな可能性を秘めている一方で、AI には不正確な情報を事実として提示する傾向があるという欠点があることもよく知られていると言及した。ニューヨーク州の裁判所において、実際に AI の不適切利用の事例も発生していた。
- (2) PTAB 等についても、当事者が AI を利用することはアクセス拡大とコスト削減の機会をもたらす。しかし、連邦裁判所と同様に AI が不適切に利用される懸念があり、PTAB 等のスタッフには AI の不適切利用に対して現行の規則をうまく適用することが期待される。
- (3) 現行の規則は手続の完全性を確保するためのものであり、提出書類がどのように作成されたかにかかわらず当然適用される。
- (4) 例えば、USPTO への提出書類には一般に署名が必要であり、署名者には、真実と信じられることのみを記載し、合理的な調査によりその正確性を確認したことを証明する義務が課されている。したがって、現行の規則および実務では、署名を付して提出される書類は、提出者により調査されなければならない。
- (5) また、提出書類の正確性を確認しなかった場合には、現行の規則によって、提出書類の取り消し、USPTO による手続の終了等の制裁が科される可能性がある。
- (6) 現時点において、USPTO が直面する可能性がある課題に対処するために、現行の規則は適切であると考えられる。今後数カ月の間に、USPTO は現行の規則と当事者による AI の使用に対する適用可能性について、より多くのガイダンスを提供する通知を官報に掲載

⁵⁸ 米国特許商標庁サイト <https://www.uspto.gov/subscription-center/2024/uspto-clarifies-guidance-judicial-boards-holding-parties-responsible> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁵⁹ 米国特許商標庁サイト https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/directorguidance-aiuse-legalproceedings.pdf?utm_campaign=subscriptioncenter&utm_content=&utm_medium=email&utm_name=&utm_source=govdeli-very [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

する予定と記載している。

USPTO の Vidal 長官（当時）は「AI は急速に進化しており、責任ある使用と慎重な政策が求められる。今般のガイダンスは、そのような政策を形成するための継続的な努力の一環である。現行の特許規則等における規定は、手続の完全性を確保し、遅延や不必要なコストを回避するためのものであり、提出書類の作成方法に関係なく適用される。」と発言している。

（２）AI の支援を受けた発明の発明者適格に関するガイダンスを公表⁶⁰（2024 年 2 月 13 日）

ガイダンスは、2023 年 10 月にバイデン大統領によって署名された「AI の安全性の確保および信頼性の高い AI の開発・活用のための大統領令（第 14110 号）」⁶¹における米国特許商標庁（USPTO）への指示を受けて作成された。ガイダンスは、発明に AI の支援があった場合に、発明に対する自然人の貢献が特許を取得するのに十分といえるほど大きかったかどうか判断する方法をステークホルダーや審査官に示すものであり、また、AI が支援した発明が一概に特許にならないわけではなく、自然人が発明に大きく貢献した場合には、特許による保護を求めることができることを明確にするものであると USPTO は説明している。

このガイダンスでは、AI 支援発明に対する自然人の貢献が特許を取得するのに十分であったか否かを判断するための指針を示している。また、ガイダンスは、2024 年 2 月 13 日以降の出願のみならず、以前の出願及びそれらの出願から生じるすべての特許に適用される。なお、このガイダンスに対する意見募集も行われており、その結果、変更や追加がなされる可能性がある。

USPTO は、特許出願に係る発明者は自然人に限定されるとして、AI システムである DABUS が発明者であるとする請願を棄却し、CAFC も USPTO の判断を支持した⁶²。このガイダンスの背景にあるものである。

ガイダンスの主な内容は以下のとおり。

- ①特許および特許出願に記載される発明者および共同発明者は自然人でなければならない。
- ②AI を利用した発明は、発明者が不適格であるとして一律に拒絶されるわけではない。AI を発明者として記載することはできないが、発明に AI が使用されたとしても自然人がクレームされた発明に著しく貢献した場合には、その自然人は発明者（または共同発明者）として認定され得る。
- ③発明プロセスにおける自然人の貢献の評価について、AI を使用して発明を創作する自然人も、Pannu ファクター^{**}に従って、その発明に顕著な貢献をする必要がある。自然人は、各クレームについて顕著な貢献をしていなければならない。一人の自然人が AI システムを使用して発明した場合、その一人の自然人が全てのクレームに顕著な貢献をしなければな

⁶⁰ 米国政府印刷局サイト <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2024-02-13/pdf/2024-02623.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁶¹ Federal Register サイト <https://www.federalregister.gov/documents/2023/11/01/2023-24283/safe-secure-and-trustworthy-development-and-use-of-artificial-intelligence> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁶² 米国連邦巡回区控訴裁判所サイト https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/21-2347.OPINION.8-5-2022_1988142.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

らない。少なくとも一人の自然人による顕著な貢献がないクレームが含まれている場合には、発明者適格を有しない。

※※(1)発明の着想や実用化に何らかの重要な形で貢献すること、(2)貢献が発明全体と比較した場合に不十分でないこと、(3)発明者によく知られた概念や技術の現状を単に説明する以上の貢献をすること。

④AI の支援を受けた発明における自然人の貢献が顕著であるかどうかの判断は困難であり、明確なテストは存在しない。出願人、USPTO 審査官が判断する際に役立つよう、USPTO は、AI の支援を受けた発明における Pannu ファクターの適用に役立つ原則を、非網羅的なリストとして提供する。

(1) 自然人が発明の創作に AI を使用したからといって、発明者としての貢献が否定されるわけではない。

(2) AI に問題を提起しただけの自然人は、AI の出力から特定される発明の適切な発明者ではない可能性がある。しかし、AI から特定の解決策を引き出す方法が顕著な貢献となる可能性はある。

(3) 発明を実施に移行しただけでは顕著な貢献とはいえない。したがって、AI の出力を発明として認識・評価するだけの自然人は、特に、その出力の特性や有用性が当業者にとって明らかである場合には、必ずしも発明者であるとはいえない。

(4) 状況によっては、特定の解決策を引き出すために特定の問題を考慮して AI を設計、構築または訓練する自然人が発明者になる可能性がある。

(5) 単に発明に使用される AI を所有または監督する者は発明者とはいえない。

USPTO は、バイデン前大統領の大統領令第 14110 号（下記（6）参照）に基づき、本ガイダンスを公表した。トランプ大統領は、2025 年 1 月 20 日、大統領令第 14148 号（有害な大統領令および措置の初期撤回）によりバイデン前大統領の大統領令第 14110 号を撤回した。USPTO は、2025 年 11 月 28 日、本ガイダンスを撤回し、改訂ガイダンスを公表した（下記（11）参照）。

（3）USPTO への手続における AI の使用に関するガイダンスを公表⁶³（2024 年 4 月 11 日）

米国特許商標庁（USPTO）は、USPTO への手続における AI の使用に関するガイダンスを公表した。これは、2023 年 10 月にバイデン大統領によって署名された、「AI の安全性の確保および信頼性の高い AI の開発・活用のための大統領令」⁶⁴による取組みの 1 つとされる。

本ガイダンスは、AI ツールの責任ある使用を促進し、その使用に起因する誤用や危害か

⁶³ 米国特許商標庁サイト <https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/uspto-issues-guidance-concerning-use-ai-tools-parties-and-practitioners> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁶⁴ Federal Register サイト <https://www.federalregister.gov/documents/2023/11/01/2023-24283/safe-secure-and-trustworthy-development-and-use-of-artificial-intelligence> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

ら、対 USPTO 手続等の代理人としての特許弁護士等の実務家およびその依頼人を保護するための提案を提供することを意図しており、すでに発行されている「AI 支援発明の発明者に関する審査ガイダンス」⁶⁵に続くものである。

本ガイダンスは、USPTO への手続に関わる実務者に対し、AI を使用する場合に適用される現行規則や同規則の適用例を紹介するものであり、実務者が AI を使用する際に生じるリスクを認識させ、そのリスクを軽減するための示唆を与えるものであると USPTO は説明している。

本ガイダンスの概要は以下のとおり。

- ①USPTO への手続を行う者は、誠実かつ真摯に対応する誠実義務がある。誠実義務には、手続を行う者が特許性について重要であると考えられる全ての情報を開示する義務が含まれる。
- ②USPTO に提出する書類には、署名がなければならない。署名により、書類を提出する者は、書類の内容が正確であることを証明しなければならない。
- ③USPTO への手続において、原則として AI の使用を報告する義務はないが、AI の使用が特許性判断において重要である場合には AI の使用を報告する義務がある。例えば、AI の支援を受けた発明の発明者適格に関するガイダンスに示された不適格事例に該当する場合（自然人が発明に対して顕著な貢献がない場合）には、その旨を報告する必要がある。
- ④オフィスアクションへの応答の一部を AI で作成する場合などには、記載されている文献や主張の正確性を担保する必要がある。例えば、提出される書類に記載された内容が従来の法律だけでなく、最新の法律に基づいているか否かを確認することが求められる。
- ⑤AI などのツールを用いて USPTO のデータベースに機械的にアクセスしてデータマイニングを行うことは、USPTO の利用規約に違反し、当該ツールを使用するユーザーは USPTO へのアクセス拒否や法的処分の対象となり得る。
- ⑥商標の手続において、AI が生成した証拠、例えば、使用実態のない商標の使用を示す証拠などを提出しないように注意を払う必要がある。
- ⑦AI に USPTO への手続に関する内容を入力することにより、機密情報や顧客情報が第三者に開示されるおそれがある。また、実務者は AI が米国外のサーバーを利用する可能性に留意する必要がある。AI に入力されたデータが米国外に持ち出されると、輸出管理規制、国家安全保障規制、秘密保持命令に違反するおそれがある。

（４）特許適格性に関するガイダンスに AI 関連発明の事例を追加⁶⁶（2024 年 7 月 17 日公表）

USPTO は、AI 関連発明への適用事例などを含める形で、特許適格性に関するガイダンスを更新した。AI 関連発明の特許適格性については、2023 年 10 月にバイデン大統領によって署名された、「AI の安全性の確保および信頼性の高い AI の開発・活用のための大統領令

⁶⁵ 米国政府印刷局サイト <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2024-02-13/pdf/2024-02623.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁶⁶ 2024 年特許対象の適格性に関するガイダンス更新(人工知能を含む) Federal Register サイト <https://www.federalregister.gov/documents/2024/07/17/2024-15377/2024-guidance-update-on-patent-subject-matter-eligibility-including-on-artificial-intelligence> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

(14110 号)」⁶⁷において、ガイダンスを示す指示が出ていた。更新されたガイダンスは、特許適格性の判断プロセスを大きく変更するものではなく、判断プロセスの一部を明確化し適用事例を紹介するものである。

特許適格性ガイダンスの概要は以下のとおり。

これまで、特許適格性は、クレームが法定されたカテゴリ（方法、機械、製造物、組成物）に当てはまるかというステップ 1、その上で、判例上の例外（自然法則、自然現象、抽象的アイデア）に該当しないかというステップ 2 の 2 段階の確認により判断されてきた。ステップ 2 は、さらに次のステップ 2A、ステップ 2B の 2 段階からなる。

（ステップ 2A）

特許適格性に関する判例上の例外がクレームに記載されているか。

- ①判例上の例外がクレームに記載されているか
- ②判例上の例外が実用的な応用技術として統合されているか

（ステップ 2B）

判例上の例外を顕著に超える追加的な要素がクレームに記載されているか。

更新されたガイダンスでは、ステップ 2A②に関して、AI 関連発明において、特定の課題に AI を応用する場合の具体性が考慮要素となる旨が説明されており、単に抽象的アイデアをコンピュータに実行させるものなどは特許適格性がないとされている。

また、AI 関連発明の仮想事例が 3 件追加された（事例 47～49）。

- （事例 47） ネットワークトラフィックの異常を検出する AI システム
- （事例 48） 音声から背景のノイズを区別する AI システム
- （事例 49） 患者データに基づいて患者に適した治療を提案する AI モデル

ガイダンスは、官報掲載日から発効しているが、USPTO はガイダンスに対する意見を 2024 年 9 月 16 日まで受け付けるとしている。

USPTO は、バイデン大統領の大統領令第 14110 号（下記（6）参照）に基づき、本ガイダンスを公表した。トランプ大統領は、2025 年 1 月 20 日、大統領令第 14148 号（有害な大統領令および措置の初期撤回）によりバイデン大統領の大統領令第 14110 号を撤回した。しかし、トランプ政権は、この USPTO ガイダンスを撤回も停止もしていない。

（5）USPTO、イノベーション促進のための AI 戦略を公表⁶⁸（2025 年 1 月 14 日）

USPTO による AI 戦略の策定は、バイデン前政権が 2023 年 10 月に発表した大統領令「AI の安全性の確保および信頼性の高い AI の開発・活用のための大統領令」⁶⁹に呼応する形で進められた。しかし、2025 年 1 月の政権交代により、この大統領令は撤回され、新たに「AI

⁶⁷ 安全で確実かつ信頼できる人工知能の開発と利用 Federal Register サイト
<https://www.federalregister.gov/documents/2023/11/01/2023-24283/safe-secure-and-trustworthy-development-and-use-of-artificial-intelligence> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁶⁸ 米国特許商標庁サイト <https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/uspto-announces-new-artificial-intelligence-strategy-empower-responsible> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁶⁹ 安全で確実かつ信頼できる人工知能の開発と利用 Federal Register サイト
<https://www.federalregister.gov/documents/2023/11/01/2023-24283/safe-secure-and-trustworthy-development-and-use-of-artificial-intelligence> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

に対する規制緩和を指示する大統領令」⁷⁰という大統領令が発出されている。

このような政策環境の変化にもかかわらず、USPTOのAI戦略の重要性は変わっていない。その背景には、AIの技術革新が加速度的に進展する中で、特許出願におけるAI関連技術の急増がある。特に注目すべきは、AIに関連する特許出願がUSPTOの全技術分類の60%以上に及んでいるという事実である。

このような背景から、USPTOは今回のAI戦略において、「AIの採用を通じて米国の潜在能力を解き放ち、米国のイノベーション、包括的な資本主義、グローバルな競争力を推進する」というビジョンを掲げている。このビジョンは、知的財産保護を通じてイノベーションを促進するというUSPTOの使命と密接に結びついている。

このビジョンを実現するため、USPTOは3つの具体的なミッションを設定した。第一に、国内外の経済におけるAIの研究開発と商業化の促進、第二に、職員の能力強化とオペレーションの最適化のためのAIの効果的かつ責任ある活用、第三に、データと研究を通じた現在および将来のイノベーションと投資の促進である。

これらのミッションは、相互に関連し合いながら、AIイノベーションの促進と知的財産保護の強化という二つの目標の達成を目指している。特に注目すべきは、USPTOが単なる規制機関としてではなく、イノベーションの積極的な推進者としての役割を担おうとしている点である。また、AIの開発と活用において、包括性（Inclusiveness）と責任ある利用（Responsible Use）を重視する姿勢も明確に示されている。

このUSPTOにおけるAI戦略は、技術導入の指針にとどまらず、包括的なイノベーション・エコシステムの構築を目指している。この目標を実現するため、USPTOは、レポートの中で5つの重点分野を特定し、それぞれについて具体的な行動計画を策定している。

5つの重点分野は以下のとおり。

(1) 包摂的なAIイノベーションと創作活動を促す知的財産政策の構築

- ①AI関連の政策課題の変化を予測して効率的に対応する
- ②AIのイノベーションと経済活動・知財政策との関連性を研究する
- ③AIイノベーションに様々な人・機関を巻き込む
- ④連邦政府、米国外のパートナー、公衆と協力して知財政策に貢献する

(2) インフラ、データ、ビジネス主導の開発への投資によるAI能力の最大化

- ①複雑化するユースケースにAIを利用できるようにUSPTOのコンピュータ・データ活用を継続的に行う
- ②AIイノベーションを進めるために利用分野を特定してプロトタイプの構築からその導入までを追求する
- ③ビジネス、技術、エンドユーザーを密に連携させて価値を最大化させる

(3) USPTOやイノベーション・エコシステムでの責任あるAI利用の促進

- ①価値を意識した開発、リスク軽減、透明性の高いステークホルダーとのコミュニケーション

⁷⁰ 人工知能におけるアメリカのリーダーシップの障壁を取り除く ホホワイトハウスサイト

<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/01/removing-barriers-to-american-leadership-in-artificial-intelligence/> [最終アクセス日：2026年3月6日]

ョンを通じて AI の適用に関する USPTO への信頼を維持する

②広範なイノベーションへの AI の利用を監視して知財の啓発につなげる

(4) USPTO 職員の AI に関する知識・スキルの向上

①審査における AI 関連の課題に対する研修を拡張する

②AI 専門家が USPTO 職員をサポートする

(5) 優先的な AI 課題における連邦政府機関、米国外の機関、公衆との協働

①AI/ET パートナiership 2 などを通じて将来の AI 政策・技術を通知する

②政府機関の連携を促進して新たな連携の可能性を特定する

③国際的な知財システムに影響を与える AI 関連課題について米国外のパートナーと協力する

この AI 戦略では、AI 関連発明の特許出願は 2002 年との比較で 2 倍以上に増加しており、2018 年以降で 33%増加した旨も報告されている。また、AI の利用が広範な技術分野に及んでおり、2023 年には技術サブクラスの 60%で AI 関連の出願があったとされている。

トランプ新政権の発足に伴い、この方針は USPTO のウェブサイトから削除された。現在、USPTO のウェブサイトには、USPTO が方針を再検討中であり、ホワイトハウスの AI 推進に関する見解を反映した計画を、検討作業が完了次第公表する旨が記載されている。米国法律事務所からの情報によれば、この新戦略は、いまだ保留中である。

(6) AI に対する規制緩和を指示する大統領令の公表⁷¹ (2025 年 1 月 23 日公表)

米国のトランプ大統領は、「AI に対する規制緩和を指示する大統領令 (大統領令第 14179 号)」を発表した。同令では、人類の繁栄、経済競争力、国家安全保障を促進するために、AI での米国のグローバルな優位性を維持し、強化することが米国の政策だとして、米国の AI イノベーションの障壁となっている既存の AI 政策を無効とし、米国が AI のグローバルリーダーシップを維持するために、断固とした行動を取るとした。

トランプ大統領は、大統領令第 14148 号により、バイデン前大統領による大統領令第 14110 号 (下記 (参考) 参照) を撤回した⁷²。

今回の大統領令に基づく指示は大きく 2 つに分かれる。第 1 の指示は、行動計画の策定だ。同令の発令から 180 日以内に、大統領補佐官 (科学技術政策担当)、AI・暗号資産担当特別補佐官、大統領補佐官 (安全保障問題担当) に対して、AI で米国のグローバルな優位性を維持・強化するための行動計画を策定し、大統領に提出することを命じた。

第 2 の指示は、バイデン前大統領の大統領令の見直しである。トランプ大統領による今回の大統領令では、大統領補佐官 (科学技術政策担当) らに対して、2023 年 10 月にバイデ

⁷¹ 人工知能におけるアメリカのリーダーシップの障壁を取り除く ホワイトハウスサイト

<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/01/removing-barriers-to-american-leadership-in-artificial-intelligence/> [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

⁷² Federal Register サイト <https://public-inspection.federalregister.gov/2025-01901.pdf> [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

ン前大統領が発表した「AIの安心、安全で信頼できる開発と利用に関する大統領令」に基づいて取られた全ての政策、指令、規制などを直ちに直直し、AIにおける米国のグローバルな優位性を維持し強化する政策の障壁になっている場合は、それらを一時停止、修正、撤回などの提案をするよう指示した。バイデン前大統領による大統領令は、AIの安全性評価や、公平性と公民権に関するガイダンス、AIが労働市場に与える影響に関する調査を義務付けるもので、米国で初めての法的拘束力のある行政措置とされていた。

(参考) AIに関連する大統領令を公表⁷³ (2023年10月30日)

バイデン大統領による大統領令(14110号)は、AIに関して、新たな安全性評価、公平性と公民権に関するガイダンス、AIが労働市場に与える影響に関する調査を義務づけるもので、米メディアの報道によれば、米国において初めての法的拘束力のある行政措置となる。GoogleやオープンAIなどのAI開発で先行する企業はこれまでに、AIの安全な開発のための自主的な取り組みを発表し、強制力のある規制が導入されるまでそれらを行っていた。

大統領令の主要な構成要素を8つの項目に分けている。概要は以下のとおり。

①安全性とセキュリティの新基準について、商務省傘下の米国標準技術研究所(NIST)は、AIシステムが一般公開される前のテストに厳格な基準を設定する。国土安全保障省は、これらの基準を重要インフラ分野に適用し、AI安全保障委員会を設立する。また、国家や経済の安全保障、公衆衛生や安全性に重大なリスクをもたらす基盤モデルを開発する企業に対し、モデルのトレーニングを行う際の政府への通知、テスト結果の政府への共有を義務づける。

②米国民のプライバシー保護について、議会に対し、全ての米国民、特に子供のプライバシー保護を強化するため、超党派のデータプライバシー法案を可決するよう求める。また、全米科学財団の実施する助成金事業「リサーチ・コーディネーション・ネットワーク」への資金提供を通じ、暗号ツールのような個人のプライバシーを保護する研究や技術を強化する。

③公平性と公民権の推進について、AIアルゴリズムが司法、医療、住宅における差別を悪化させるために利用されないよう、家主、連邦政府の各種支援プログラム、連邦政府の請負業者に明確なガイダンスを提供する。また、AIに関連する公民権侵害の調査および起訴のベストプラクティスに関する研修、技術支援、政府機関との調整を通じ、アルゴリズムによる差別に対処する。

④消費者、患者、学生の権利保護について、医療面では、AIの責任ある利用と、安価で命を救う薬剤の開発を推進する。また、米国保健福祉省は、安全プログラムの確立を通じ、AIが関与する有害、または安全でない医療行為の報告を受け、それを是正するよう行動する。教育面では、AIを活用した教育ツールを導入する教育者を支援するリソースの創出を通じ、教育を変革するAIの可能性を形作る。

⁷³ バイデン氏、安心、安全で信頼できるAIに関する待望の大統領令を発令 Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP 日本語版サイト <https://japanese.pillsburylaw.com/sitefiles/45231/legal%20wire%20156%20ver2.pdf> [最終アクセス日: 2026年3月6日]

⑤労働者の支援について、雇用転換、労働基準、職場の公平性、安全衛生、データ収集に取り組むことで、労働者にとっての AI の害を軽減し、利益を最大化するための原則とベストプラクティスを開発する。

⑥イノベーションと競争の促進について、研究者や学生が AI データにアクセスできる「全米 AI 研究リソース」の試験運用を通じ、米国全体の研究を促進する。医療や気候変動など重要分野における助成金を拡大し、米国全体の研究を促進する。

⑦外国における米国のリーダーシップの促進について、国務省は商務省と協力し、国際的な枠組みを構築する取り組みを主導する。国際的なパートナーや標準化団体との重要な AI 標準の開発と実装を加速し、技術の安全性、信頼性、相互運用性を確保する。

⑧政府による AI の責任ある効果的な利用の保証について、政府全体で AI 専門家の迅速な採用を加速するとともに、権利と安全を保護するための明確な基準や各省庁が AI を利用する際の明確なガイダンスを発行する。

(7) トランプ大統領、「世界知的財産の日」に向けた大統領宣言を公表⁷⁴ (2025 年 4 月 26 日)

トランプ政権は、4 月 26 日を「世界知的財産の日」と定め、AI 技術開発におけるリーダーシップのために知的財産資産を保護する重要性を強調した。さらに、この宣言の中で、トランプ大統領は、自らの政権が米国のイノベーションを守ることにいささかの揺るぎもないと述べ、国際貿易政策の一環として戦略的関税を活用し、世界中の新規および既存の貿易協定において、より強力な知的財産保護を確保していくと表明した。

「世界知的財産の日」に向けた同宣言は第一次トランプ政権下でも公表されており、その際は、コロナウイルスに対抗するために必要となる治療法の開発などと関連付けて知的財産保護の重要性が述べられていた⁷⁵。

トランプ大統領は、このほど公表された宣言の中で、米国をあらゆる技術・創作の分野において常に各国を牽引する存在であると位置づけ、人工知能 (AI) などのデジタル技術をはじめとする様々な分野におけるイノベーションの促進に現政権が取り組むことを強調している。

(8) トランプ政権、人工知能 (AI) 分野の競争力強化に向けた「AI 行動計画」を公表⁷⁶ (2025 年 7 月 23 日)

大統領令第 14179 号に基づき、トランプ現政権は「Winning the AI Race: America's AI Action Plan (AI 競争に勝利する：AI 行動計画)」を公表した。この文書は、米国が人工知能分野において世界的な優位性を確立するための 90 の連邦政策行動を示している。

⁷⁴ ホワイトハウスサイト <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/04/world-intellectual-property-day-2025/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁷⁵ ホワイトハウスサイト「世界知的所有権の日」に向けた大統領宣言を公表 JETRO サイト https://www.jetro.go.jp/ext_images/Ipnews/us/2020/20200427.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁷⁶ ホワイトハウスサイト <https://www.whitehouse.gov/articles/2025/07/white-house-unveils-americas-ai-action-plan/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

AI 行動計画⁷⁷は、(1) イノベーションの促進、(2) 国内の AI インフラ構築、(3) AI に関する外交政策・安全保障措置の 3 章で構成され、100 以上の提言が盛り込まれた。このうち、(1) イノベーションの章では、過度な規制の見直しの方針が示され、AI の開発や展開を制約する規則、指針、行政命令などの特定、改正、撤廃などが提言された。(2) インフラ構築の章では、AI に必要な半導体製造施設、データセンター、発電施設の建設許認可の迅速化に向けて、関係当局が効率的に手続きを進められる関連規則の簡素化などが提言された。(3) 外交・安全保障の章では、米国製の AI システムなどを世界に普及させることで、AI 分野における米国の優位性を強化するとともに、同盟国が戦略的競争相手の技術に依存することを防ぐことができるとして、商務省内に産業界からの輸出促進に向けた提案を受け付けるプログラムを創設するなどの提言が盛り込まれた。また、輸出促進の方針が示される一方で、懸念国への技術流出防止に向けた輸出管理の厳格化の方針も示された。具体的には、既存の輸出管理の抜け穴をふさぐため、現在規制対象に含まれない「半導体製造サブシステム」「コンポーネントサブシステム」に関する輸出管理措置を商務省が策定することが提言された。このほか、米国と同盟国が輸出管理の連携に向けて取り組む方向性も示された。

さらに、トランプ大統領は、同行動計画の発表と同日に、(1) データセンター建設許認可の迅速化⁷⁸、(2) 連邦政府の調達する AI システムから DEI (多様性、公平性、包摂性) などのイデオロギー的教義を排除⁷⁹、(3) 米国製 AI 技術の輸出促進⁸⁰、の 3 本の大統領令を発令した。(1) は、ジョー・バイデン前大統領による AI データセンターのインフラ増強に向けた大統領令を撤廃するとともに、商務長官に対しデータセンタープロジェクトの財政支援イニシアチブの設立を、関係機関に対し許認可手続きの迅速化や簡素化に向けた措置などを指示した。(2) は、政府機関の大規模言語モデル (LLM) の調達に際して、思想的中立性などを担保したシステムの調達を規定した。(3) は、商務長官に行動計画で示された輸出促進に向けた産業界の提案を受理および検討する「米国 AI 輸出プログラム」の設立を指示した。

(9) トランプ大統領、米国 AI 技術基盤 (テクノロジースタック) の国際輸出促進に関する大統領令を公表⁸¹ (2025 年 7 月 23 日)

トランプ大統領による大統領令第 14320 号を通じ、また、同日付で公表された「アメリカ AI 行動計画」⁸²に定められた政策に基づき、トランプ大統領は、米国の AI 分野におけるリーダーシップを強化し、海外で開発された技術への依存を低減することが米国の目標

⁷⁷ ホワイトハウスサイト <https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2025/07/Americas-AI-Action-Plan.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁷⁸ ホワイトハウスサイト <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/07/accelerating-federal-permitting-of-data-center-infrastructure/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁷⁹ ホワイトハウスサイト <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/07/preventing-woke-ai-in-the-federal-government/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁸⁰ ホワイトハウスサイト <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/07/promoting-the-export-of-the-american-ai-technology-stack/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁸¹ Federal Register サイト <https://www.federalregister.gov/documents/2025/07/28/2025-14218/promoting-the-export-of-the-american-ai-technology-stack> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁸² ホワイトハウスサイト <https://www.whitehouse.gov/articles/2025/07/white-house-unveils-americas-ai-action-plan/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

であると述べた。これを達成するため、トランプ大統領は、米国で開発された AI 技術の世界的採用を促進する「アメリカ AI 輸出プログラム」を設立すると述べている。

(10) USPTO、AI 関連クレームの特許適格性に関する注意喚起の書面を公表⁸³ (2025 年 8 月 4 日)

USPTO は、AI 関連クレームの特許適格性を評価する際の既存の基準について、ソフトウェア関連分野の審査官に注意を促す書面を公表した。この書面は、AI 発明の評価に新たな基準を導入するものではなく、既存のガイドラインとの整合性を確保することを目的としている。これらのガイドラインは、『特許審査手続マニュアル (第 9 版)』および 2024 年 7 月 17 日に公表された特許適格性に関するガイダンスに AI 関連発明の事例⁸⁴ (上記 (4) 参照) として定められている。

この書面は、審査官に対し、クレームされたステップが人間の思考で現実的に実行できない場合に、それを抽象的なアイデアとして AI 関連クレームを拒絶しないよう指示している。さらに、「抽象的なアイデアを記載しているクレーム (追加的な適格性審査を要する)」と「抽象的なアイデアを含んでいるにすぎないクレーム (追加審査を要しない)」とを区別する重要性を強調している。

(11) AI の支援を受けた発明の発明者適格に関するガイダンスを公表⁸⁵ (2025 年 11 月 28 日)

本ガイダンス (Revised Inventorship Guidance for AI-Assisted Inventions) は、AI システムを用いて創作・開発された発明について、発明者はあくまで自然人に限られるという大枠を維持しつつ、発明者認定の判断枠組みを「AI の有無で変えない」ことを明確化するために、USPTO が従前の説明を整理・修正したものである。本ガイダンスは、2024 年 2 月のガイダンス (Inventorship Guidance for AI-Assisted Inventions) ⁸⁶を撤回し (上記 (2) 参照)、置き換える旨を明示している。

本ガイダンスの中核は、発明者性の判断が発明過程で AI が用いられたか否かにかかわらず、従来どおりの法的枠組みで行われるという点にある。すなわち、発明者は、特許クレームごとに、少なくとも 1 人の自然人が当該クレームの発明に実質的に寄与しているか (人の貢献に基づく発明者性) を問う法的判断であり、AI 利用を理由に別個の (または修正された) 基準を新設しない、という整理である。また、AI システムは発明過程で使われ得るが、法的には他のツールと同様に位置付けて扱い得る旨も示されている。

今回の改定で、実務上いちばん目立つ変更点は、Pannu (共同発明者判断で用いられる要

⁸³ 米国特許商標庁サイト <https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/memo-101-20250804.pdf> [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

⁸⁴ Federal Register サイト <https://www.federalregister.gov/documents/2024/07/17/2024-15377/2024-guidance-update-on-patent-subject-matter-eligibility-including-on-artificial-intelligence> [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

⁸⁵ Federal Register サイト https://public-inspection.federalregister.gov/2025-21457.pdf?utm_campaign=subscriptioncenter&utm_content=&utm_medium=email&utm_name=&utm_source=govdelivery&utm_term= [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

⁸⁶ 米国政府印刷局サイト <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2024-02-13/pdf/2024-02623.pdf> [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

素)を「単独の自然人+AI」の文脈に当てはめる説明を撤回した点である。2024年2月ガイドランスは、AIを用いた発明でも「各クレームについて自然人が重要な貢献をしたこと」を確認するために Pannu の3要素を参照し得る(単独発明者の文脈でも“有意な貢献”の説明として用いる)という書きぶりを含んでいた。これに対し、本ガイドランスは、Pannu 要素は複数の自然人が共同発明者となり得るかを評価する文脈で用いられるものであり、AIは自然人ではない以上、単独の自然人がAIの支援を受けて開発した発明にそのまま適用して「共同発明者」問題として分析するのは適切でない、という整理に改めている。もっとも、ここで緩和が起きたというより、“Pannu の使い方(位置付け)”を整理し直した性格が強く、結論としては引き続き「(クレームごとに)自然人の発明者が成立するだけの寄与が必要」という要求自体は残る、という読み方が安全である。

背景として、本ガイドランスは、「AIに関する政策・指令の見直し」を求める大統領令(E.O. 14179)と整合する文脈で説明されている。E.O. 14179は、米国のAIリーダーシップ維持のため、既存のAI政策等のうち“障壁”となるものを撤回する趣旨を含む。一方で、本ガイドランスが打ち出しているのは、AI発明だけ特別扱いする新基準ではなく、むしろ「従来の発明者法理をAI利用にも同じように適用する」ことの再確認である。

(参考) 著作権を巡る動向

(i) 人工知能(AI) 関連の著作権侵害事件

(a) Raw Story Media v. OpenAI⁸⁷ (2024年11月7日)

(事案の概要)

Raw Story社とAlterNet社は、インターネット上で40万件以上のニュース記事や調査報告を公表してきたオンラインメディアである。これらの記事は、ウェブクロウリング(Web Crawl)と呼ばれる技術によってインターネット上から収集され、OpenAIの学習用データセットに取り込まれた。

特に問題とされたのは、WebText、WebText2、Common Crawlと呼ばれる3つの学習用データセットである。OpenAIは、これらのデータセットを使用してChatGPTの学習を行った。この過程で、原告の記事から著者名、タイトル、著作権情報などが削除されたとされている。

学習用データの収集方法について、OpenAI社は「公開データ」を利用していると説明しているが、その具体的な収集方法や範囲については明らかにされなかった。この不透明性が、権利者側の懸念を引き起こす一因となった。

原告であるRaw Story社とAlterNet社は、主に2つの重要な法的主張を展開した。第一に、OpenAIによる著作権管理情報の削除は、DMCAの第1202条(b)(1)に違反すると主張した。具体的には、OpenAIが原告の記事から著作権管理情報を故意に削除し、それによってChatGPTが著作権情報なしで記事の内容を再生成できるようになったと指摘した。

第二の主張は、将来的な損害の可能性に関する。原告は、ChatGPTの以前のバージョンが

⁸⁷ CourtListener サイト <https://storage.courtlistener.com/recap/gov.uscourts.nysd.616533/gov.uscourts.nysd.616533.117.0.pdf> [最終アクセス日：2026年3月6日]

他人の文章・語句・説などを用いた大量の剽窃コンテンツを生成していた事実を指摘し、著作権管理情報が削除された状態で記事が ChatGPT のデータベースに残り続ける限り、将来的に原告の著作物が適切な帰属表示なしで再生成される「実質的なリスク」があると主張した。

Raw Story 社と AlterNet 社は、これらの主張に基づき、原告が 1 件の違反につき最低 2,500 ドルの法定損害賠償を求めるとともに、OpenAI に対して著作権管理情報が削除された原告の著作物を学習データから除外するよう求める差止命令をニューヨーク南部地区連邦地方裁判所に請求した。

(裁判所の判断)

被告である OpenAI は、原告の主張に対して、連邦裁判所における訴訟を提起する資格である「原告適格」の欠如を指摘した。具体的には、原告が主張する損害が「具体的な損害」に該当せず、単なる推測的なものに過ぎないと反論していた。

特に注目すべきは、OpenAI が「フェアユース（公正利用）」や類似の法理に基づいて公開データを利用する権利があると主張している点である。OpenAI の広報担当者は、「私たちは公開データを利用して AI モデルを構築しており、これは公正利用やその他の法理によって保護されている」と述べた。

また、OpenAI は、原告が主張する将来的な著作権侵害の可能性についても、ChatGPT の膨大なデータベースの中から特定の記事が再生成される可能性は極めて低く、「実質的なリスク」とは言えないと反論した。このように、OpenAI は損害の具体性と差し迫った危険の欠如を強調する防御戦略を展開した。

ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所の McMahan 判事は、原告適格の問題を本件の「閾値的問題」として位置づけ、詳細な分析を展開した。そもそも原告適格が認められるためには、「具体的で、個別的で、現実のまたは差し迫った損害」の存在が必要である。しかし、連邦地方裁判所は、原告の主張する 2 つの損害理由のいずれについても、この要件を満たさないと判断した。McMahan 判事は、Raw Story 社と AlterNet 社による生成 AI 企業である OpenAI に対する著作権訴訟を却下した。

(b) Thomson Reuters v. ROSS Intelligence⁸⁸ (2025 年 2 月 11 日)

(事案の概要)

Thomson Reuters 社は、法律情報データベース「Westlaw（ウエストロー）」を運営する世界最大級の情報サービス企業を経営している。Westlaw は、判例法、州法・連邦法の制定法、州・連邦規則、法学雑誌、論文集などの法律情報を提供するプラットフォームとして、法律実務家に広く利用されている。Westlaw の特徴的なコンテンツとして、「ヘッドノート」と呼ばれる判例の重要ポイントを要約した編集コンテンツと、それらを体系的に分類する「キーナンバーシステム」がある。

一方、ROSS Intelligence 社は、AI を活用した法律調査ツールを開発していたスタートアップ企業である。ROSS Intelligence 社は、自社の AI 法律調査エンジンを開発・トレーニング

⁸⁸ Hunton Andrews Kurth サイト <https://www.hunton.com/assets/htmldocuments/Thomson-Reuters-v-ROSS.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

グするため、当初 Westlaw のコンテンツのライセンス取得を試みたが、Thomson Reuters 社は競合企業となる可能性を理由に拒否した。

そこで、ROSS Intelligence 社は、「LegalEase」という企業と契約を結び、「バルクメモ」と呼ばれる法的質問と回答の集合体を購入した。これらのバルクメモは、LegalEase の弁護士が Westlaw のヘッドノートを参照して作成したものであった。LegalEase は弁護士に対し、ヘッドノートを直接コピー&ペーストするのではなく、それを参考に質問を作成するよう指示していた。ROSS Intelligence 社は、このバルクメモを使用して約 25,000 件のデータを AI 学習に利用した。

Thomson Reuters 社は、この事実を知り、2020 年 5 月、ROSS Intelligence 社が自社のヘッドノートとキーンナンバーシステムの著作権を侵害したとしてデラウェア州連邦地方裁判所に訴訟を提起した。

(裁判所の判断)

連邦地方裁判所の判決では、ROSS Intelligence 社が Thomson Reuters 社の法律情報データベース「Westlaw」のヘッドノートを AI トレーニングに使用したことが著作権侵害に当たるとされ、フェアユース（公正な利用）の抗弁が認められなかった。特に注目すべきは、裁判所が AI トレーニングのための著作物利用を「変形的使用」と認めなかった点である。本事件は、現在も進行中であり、ROSS Intelligence 社は、判決に対して中間上訴を申請し、裁判所はこれを認めた。ROSS Intelligence 社は、Westlaw のヘッドノートの創造性と AI トレーニングにおけるフェアユースの適用という 2 つの重要な法的問題について、第 3 巡回区控訴裁判所での審理を求めている。

ROSS Intelligence 社は、本事件が「AI に関する緊急の問題」を提起しており、連邦地方裁判所の法的理論が「創造性の重要性を過小評価し、著作権保護の範囲を過大評価している」と主張している。ROSS Intelligence 社は、さらに、この判決が AI イノベーションに「顕著な冷却効果」をもたらし、事実に基づく記述からの「公正な学習（fair learning）」を著作権法が阻止するために使用されていると主張している。

(c) Bartz v. Anthropic⁸⁹ (2025 年 6 月 23 日)

(事案の概要)

事件の源流は、作家の Andrea Bartz 氏らが 2024 年 8 月に起こした集団訴訟「Bartz v. Anthropic PBC」にある。Andrea Bartz 氏らは、Amazon や Google の親会社 Alphabet から巨額の出資を受ける Anthropic 社が、「責任ある AI 開発」という高邁な理念を掲げながら、その実、数十万冊に及ぶ著作権保護された書籍を海賊版サイトから無断でダウンロードし、「Claude」の開発に利用したと主張した。

(裁判所の判断)

本事件の原告である Andrea Bartz 氏らは、AI 企業の Anthropic 社を被告としてカリフォルニア州北部連邦地方裁判所に提訴した。

⁸⁹ Thomson Reuters サイト <https://fingfx.thomsonreuters.com/gfx/legaldocs/jnvwbqqlzpw/ANTHROPIC%20fair%20use.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

2025年6月23日、William Alsup 判事は、Anthropic による著作権保護された書籍の AI 訓練使用を「極めて変容的」としてフェアユース（公正な利用）と認定した。

主要な判決内容：

- (1) 訓練使用の許容：Claude LLM の訓練目的での書籍利用は高度に変容的であり、フェアユースに該当
- (2) デジタル化の承認：正規購入した印刷書籍のデジタル化は、追加コピーや再配布を伴わない限り許容
- (3) 海賊版の区別：ただし、海賊版サイトから「世界中のすべての書籍」を収集する行為については著作権侵害として本審理へ付託

Alsup 判事は、「訓練利用はフェアユースである。Claude 及びその前身を訓練するための当該書籍の使用は、極めて変容的であった」と明確に述べ、AI 訓練の変容性を強調した。

ただし、この判決は、連邦地方裁判所での判断であり、今後、連邦控訴裁判所や連邦最高裁判所での審理を通じて、その法的解釈が見直される可能性があることに留意が必要である。

大手報道機関によれば、2025年9月25日、連邦地方裁判所は、被告である Anthropic 社と原告である Andrea Bartz 氏らとの著作権訴訟について約 15 億ドルの和解に予備承認を付与した⁹⁰ ⁹¹。和解は、「過去の著作」についての補償を中心とし、1 作品あたり概ね 3,000 ドルと報じられている。Alsup 判事は、学習自体の「フェアユース（公正な利用）」を一定程度認めつつも、海賊サイトからの蔵書取得という入手経路の違法性を厳しく指摘してきた経緯が報じられている。

(d) Kadrey v. Meta Platforms⁹² (2025 年 6 月 25 日)

(事案の概要)

本事件の原告は、Richard Kadrey 氏、Sarah Silverman 氏、Ta-Nehisi Coates 氏、Rachel Louise Snyder 氏、Junot Díaz 氏（ピューリッツァー賞受賞）、Andrew Sean Greer 氏（ピューリッツァー賞受賞）ら 13 名の著名作家である。これらの作家は、自身の著作物が Meta 社の大規模言語モデル（Large Language Model、LLM）である Llama の学習データとして無断で使用されたと主張した。

被告である Meta Platforms 社は、Facebook、Instagram、WhatsApp などのソーシャルメディアサービスを運営する大手テクノロジー企業である。同社は 2023 年 2 月に Llama 1 を、同年 7 月に Llama 2 を、2024 年 4 月に Llama 3 を順次リリースしており、2025 年後半には

⁹⁰ Anthropic の画期的な著作権和解 Ropes & Gray LLP サイト
<https://www.ropesgray.com/en/insights/alerts/2025/09/anthropics-landmark-copyright-settlement-implications-for-ai-developers-and-enterprise-users> [最終アクセス日：2026年3月6日]

⁹¹ Anthropic、AI 著作権訴訟の和解で少なくとも 15 億ドルを支払いへ WIRED 日本版サイト
<https://wired.jp/article/anthropic-settlement-lawsuit-copyright/> [最終アクセス日：2026年3月6日]

⁹² Justia 地方連邦地方裁判所サイト
<https://law.justia.com/cases/federal/district-courts/california/candce/3:2023cv03417/415175/598/> [最終アクセス日：2026年3月6日]

Llama 4 の公開を予定していた。Llama モデルは非商業利用では無料でダウンロード可能であるが、Meta 社は生成 AI 事業から 2025 年に 20 億～30 億ドル、今後 10 年間で 4600 億～1 兆 4000 億ドルの収益を見込んでいた。

核心争点は、Meta 社がシャドウライブラリ (shadow library) から大量の書籍を取得し、Llama モデルの学習データとして使用したことの合法性であった。シャドウライブラリとは、著作権で保護された書籍、学術論文、音楽、映画などを著作権の有無に関係なく無料でダウンロード提供するオンラインリポジトリを意味する。

(裁判所の判断)

本事件の原告は、Meta Platforms 社を被告としてカリフォルニア州北部連邦地方裁判所に提訴した。

2025 年 6 月 25 日、Vince Chhabria 判事は、Meta の Llama AI 訓練をフェアユース (公正な利用) と認定する一方、新たな「市場希釈化」理論を提示した。

主要な判決内容：

- (1) フェアユースの認定：著作権法第 107 条のフェアユース 4 要素テストを適用し、Meta 社の行為がフェアユースに該当する判断
- (2) 市場希釈化理論の導入：従来の「市場代替」を超え、同ジャンル・テーマの AI 生成物による間接的競合を新たな侵害理論として提示
- (3) 証拠不足による敗訴：原告が具体的な市場損害を立証できなかったため、現時点では権利者 (原告) 敗訴

Chhabria 判事は、市場希釈化について、「同一トピックや同一ジャンルの書籍のような、より類似性の低い出力物でも、訓練データ内の書籍と売上を競合し得る。それらの書籍から売上を奪うか、店舗やオンライン市場を氾濫させることで、それらの書籍が注目されず購入されなくなり、作者の創作インセンティブを減少させる」と説明した。

ただし、この判決は連邦地方裁判所レベルでの判断であり、今後連邦控訴裁判所や連邦最高裁判所での審理を通じて、その法的解釈が見直される可能性があることに留意が必要である。

(ii) 米国著作権局による、著作権と人工知能 (AI) に関する三部作の公表⁹³

米国著作権局は、著作権と人工知能 (AI) に関する三部作を順次公表した。

第 1 部 (2024 年 7 月 31 日公開) は、デジタルレプリカ⁹⁴に焦点を当て、デジタル複製 (ディープフェイク等) により実在人物の声・容貌が AI で再現される状況を整理。著作権の保護対象外でも人格・パブリシティ、詐欺や表示法等の交錯に留意し、州法と連邦法の役割分担、透明性・同意・救済手段の設計課題を示したものである。

第 2 部 (2025 年 1 月 29 日公開) は、AI の支援を受けて作成された作品の著作権保護可

⁹³ 米国国立国会図書館サイト <https://current.ndl.go.jp/car/252952> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁹⁴ 米国著作権局サイト <https://www.copyright.gov/ai/Copyright-and-Artificial-Intelligence-Part-1-Digital-Replicas-Report.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

能性⁹⁵について検討したもので、AI 支援作品の著作権保護可能性について体系化。人間の関与の程度・タイミング・選択判断の創作性を軸に、登録時の立証、生成物の分離可能な部分保護、共同著作否定の原則、プロンプトのみでは保護困難という判断枠組みを具体化したものである。

第3部（2025年5月9日公開）は、最終版発行前に関係者からのフィードバックを募り議論を促進するためのものであり、AI モデルの学習過程において著作権で保護された作品を使用することの法的意義について、今後の方向性を示す重要な分析を提供している。

米国著作権局による、著作権と人工知能（AI）に関する三部作（Copyright and Artificial Intelligence シリーズ）の概要は以下のとおり。

（a）第1部（デジタルレプリカ）⁹⁶（2024年7月31日公開）

この報告書は、人工知能（AI）と著作権に関する法的・政策的問題を扱っている。特に注目すべきは、「デジタルレプリカ」と呼ばれる、AI を使用して個人の声や外見を模倣した未承認の画像や録音に関する提言である。

「デジタルレプリカ」は、米国著作権局の報告書によると、「デジタルで作成または操作された、個人を現実的かつ偽造的に描写する動画、画像、または音声録音」と定義されている。これは、AI で生成されたものだけでなく、他のデジタル技術で作られたものも含む。一般的に「ディープフェイク」とも呼ばれるこれらの技術は、驚くほど本物そっくりな偽造コンテンツを生み出すことができる。

報告書の作成にあたっては、1 万件以上のパブリックコメントが寄せられ、著者、作曲家、パフォーマー、アーティスト、出版社、プロデューサー、弁護士、学者、テクノロジー企業、図書館、スポーツリーグ、業界団体、公益団体など、幅広い関係者からの意見が反映されている。

報告書の主な要点は以下のとおり。

(1) 連邦法制定の必要性

報告書の最も重要な結論は、デジタルレプリカに対処するための新しい連邦法が「緊急に必要」だということである。米国著作権局は、AI によって作成されるデジタルレプリカの精度、スピード、規模が、迅速な連邦の行動を求めていると指摘している。

既存の州法や連邦法では、未承認のデジタルレプリカの公開や配布によってもたらされる実質的な害から個人を十分に保護できないと著作権局は結論づけている。この問題は、エンターテインメントや政治の分野だけでなく、一般の人々にも影響を与える可能性がある。

(2) 連邦デジタルレプリカ権の提案要素

米国著作権局は、新しい連邦法に含めるべき重要な要素をいくつか提案している。

⁹⁵ 米国著作権局サイト <https://www.copyright.gov/ai/Copyright-and-Artificial-Intelligence-Part-2-Copyrightability-Report.pdf>
[最終アクセス日：2026年3月6日]

⁹⁶ 米国著作権局サイト <https://www.copyright.gov/ai/Copyright-and-Artificial-Intelligence-Part-1-Digital-Replicas-Report.pdf>
[最終アクセス日：2026年3月6日]

(a) 保護対象と権利者

法律は、AI で生成されたものかどうかにかかわらず、本物と区別するのが難しいほど現実的なデジタルレプリカを対象とすべきだと提言している。さらに、この権利は有名人やパブリックフィガーだけでなく、すべての個人に適用されるべきだとしている。

(b) 保護期間

保護期間については、少なくとも個人の生存期間中は保護されるべきだとしている。死後の保護については、期間を限定し、場合によっては個人のペルソナが死後も商業的に利用され続ける場合に延長できるオプションを設けることを提案している。

(c) 禁止行為と責任

未承認のデジタルレプリカの配布や公開を行為として禁止すべきであるが、単なる作成行為は対象外とすべきだと提言している。また、商業的利用に限定せず、個人的な性質の害悪も対象とすべきだとしている。責任の発生には、デジタルレプリカが特定の個人のものであり、かつ未承認であることの実際の知識が必要だとしている。

(d) ライセンスと譲渡

個人がデジタルレプリカ権をライセンス供与し、収益化することは可能とすべきであるが、完全な権利譲渡は認めるべきではないと提言している。また、未成年者の権利のライセンスには追加の保護措置が必要だとしている。

(e) 修正第 1 条への配慮

法律には表現の自由に関する懸念を明示的に盛り込むべきだとしている。カテゴリー別の除外ではなく、バランスを取るフレームワークを使用することで、過度の広がり避け、より大きな柔軟性を確保できるとしている。

(f) 救済措置

効果的な救済措置として、差止命令による救済と金銭的損害賠償の両方を提供すべきだとしている。法定損害賠償や勝訴当事者への弁護士費用の規定を含めることで、経済的損害を示せない個人や訴訟費用を負担できない個人でも保護を受けられるようにすべきだとしている。

(g) 州法との関係

米国著作権局は、確立された州のパブリシティ権とプライバシー権を考慮して、完全な連邦法の専断は推奨していない。代わりに、連邦法が全国的に一貫した保護の基準を提供し、州がさらなる保護を提供できるようにすべきだとしている。

(3) 著作権法第 114 条(b)項の明確化

報告書は、著作権法第 114 条(b)項が、音声デジタルレプリカの無断使用から保護する州法と矛盾しないことを明確にすべきだと提言している。この条項は、録音物における音の

模倣や再現を許可しているが、米国著作権局は、これが個人の固有の声に対する権利を奪うことを意図したものではないと指摘している。

(b) 第2部 (AIの支援を受けて作成された作品の著作権保護可能性について)⁹⁷ (2025年1月29日公開)

米国著作権局は、2025年1月29日、人工知能(AI)が生成する著作物の著作権保護に関する包括的な報告書を公表した。この報告書は、AIを利用した創作物の著作権保護について、人間の創造性を中心に据えた明確な指針を示している。特に重要なのは、AIをツールとして使用する場合と完全にAIに依存する場合を区別し、人間の創作的コントロールの程度に基づいて保護の可否を判断するというアプローチである。

本報告書において、特に注目すべきは、プロンプトのみによる生成物には著作権保護を認めないという明確な立場を示した点である。これは、現在の技術水準において、プロンプトだけでは、人間による十分な創作的コントロールが及んでいないと判断されたためである。一方で、人間が創作した著作物をAIに入力し、その要素が最終的な成果物に認識可能な形で残っている場合や、AI生成物に対して人間が実質的な創造的修正を加えた場合には、著作権保護の可能性を認めている。

本報告書の注目すべき要点は以下のとおり。

①報告書の背景と重要性

(1) 報告書公表の経緯

生成AI技術の急速な発展と普及を背景に、米国著作権局は2023年初頭からAIと著作権の交点に関する包括的な調査を開始した。この取り組みの一環として、2023年3月にはAI生成コンテンツを含む著作物の登録に関する政策声明を発表し、同年8月には一般からの意見募集を実施した。

今回の報告書は、1万件を超える意見提出を分析した結果として公表されたものである。意見提出者には、作家、作曲家、アーティスト、出版社、プロデューサー、弁護士、学者、テクノロジー企業、図書館、スポーツリーグ、業界団体など、幅広い利害関係者が含まれている。特筆すべきは、これらの意見が全米50州のみならず、67カ国からも寄せられたという点で、この問題に対する国際的な関心の高さを示している。

このような広範な意見収集プロセスを経て、著作権局は既存の著作権法の枠組みでAI生成物の著作権保護問題に対応できるという結論に至った。

(2) 米国著作権制度における人間の著作者性要件

米国著作権法における人間の著作者性の要件は、単なる技術的な要件ではなく、憲法上の要請に基づくものである。米国憲法第1条8節8項は、「著作者」に対して「著作物」の独占的権利を付与する権限を議会に与えている。この「著作者」という概念は、人間の創造性を前提としているというのが、長年の判例法理の立場である。

⁹⁷ 米国著作権局サイト <https://www.copyright.gov/ai/Copyright-and-Artificial-Intelligence-Part-2-Copyrightability-Report.pdf>
[最終アクセス日：2026年3月6日]

②AIの利用形態による著作権保護の判断基準

(1) AIをツールとして使用する場合

米国著作権局は、AIの利用形態を「ツールとしての使用」と「創作的表現の代替」という2つの類型に分けて判断基準を示している。AIをツールとして使用する場合、つまり人間の創造性を補助する手段としてAIを活用する場合には、従来の著作権保護が維持される。

例えば、映画製作におけるビジュアルエフェクトの生成や、音楽制作における音声の編集にAIを利用する場合は、この類型に該当する。米国著作権局は、このような利用方法がカメラやワープロといった従来の創作補助ツールの延長線上にあるものとして捉えている。

(2) AIが創作的表現を代替する場合

一方、AIが人間の創作的表現を代替する場合、つまりAIが実質的な創作的判断を行う場合には、著作権保護は認められない。米国著作権局は、このような場合には、人間による創作的コントロールが欠如しているとの立場を取っている。

特に重要なのは、AIによる創作的表現の代替が作品の一部にとどまる場合の取り扱いである。報告書によれば、人間が創作した大きな作品の中にAI生成物が含まれている場合、作品全体としての著作権保護は否定されない。これは、映画における特殊効果や背景アートにAIを使用する場合などが該当することになる。ただし、AI生成部分自体は保護対象から除外されることに注意が必要である。

(3) プロンプトのみによる生成と著作権保護

現在の技術水準では、プロンプトのみによる生成物には著作権保護が認められないというのが、米国著作権局の明確な立場である。詳細なプロンプトエンジニアリングを行った場合でも、プロンプトは、本質的には「指示」にすぎず、表現の方法をAIシステムが決定している以上、人間による十分な創作的コントロールがあるとは認められないとされている。

米国著作権局は、この判断の根拠として、現在のAIシステムが「ブラックボックス」的な性質を持つことを指摘している。同じプロンプトを使用しても、異なる出力が生成される可能性があり、プロンプトに明示的に指定していない要素が出力に含まれたり、指定した要素が出力から欠落したりする現象が一般的に観察される。つまり、プロンプトによって最終的な表現をコントロールすることは、技術的に困難だというわけである。

また、プロンプトを繰り返し修正することによって目的の出力を得る手法についても、これは単に「サイコロを振り直している」にすぎず、創作的コントロールとは認められないとしている。この判断は、著作権保護には「アイデアの表現方法」に対する人間のコントロールが必要であるという基本原則に基づいている。

③著作権保護が認められる具体的なケース

(1) 人間が創作した表現的入力認識可能な場合

米国著作権局は、人間が創作した表現的入力があるAI生成物に認識可能な形で残っている場合、その部分について著作権保護を認めている。この判断は、派生的著作物の保護に関する考え方を応用したものといえる。

具体的な例として、米国著作権局は実際の登録事例を挙げている。ある事例では、アーティストが手描きのイラストをAIに入力し、写実的な画像を生成した。この作品では、マスクの輪郭、鼻や口、頬骨の位置、茎とバラのつぼみの配置、4枚の葉の形状と配置など、元の手描きイラストの表現的要素が最終的なAI生成物に明確に認識できた。米国著作権局は、これらの人間による創作的要素に限定して著作権登録を認めたが、AIが生成した写実的な表現や背景の陰影などは保護の対象から除外している。

(2) AI生成物の創造的な選択・配列・修正

AI生成物に対して人間が創造的な選択、配列、または修正を加えた場合、その創造的貢献部分について著作権保護が認められる。これは、編集著作物の保護に関する法理を応用したアプローチである。多くのAIプラットフォームが提供している選択、編集、適応のためのツールを使用して、人間がAI生成物に対して実質的な創造的コントロールを及ぼした場合、この類型に該当する。

ただし、米国著作権局は、このような創造的貢献が著作権法上の「最小限の創作性」の基準を満たす必要があると強調している。たとえば、2つか3つの要素の選択や配列だけでは、通常、この基準を満たさないとされている。つまり、単なる機械的な選択や配列ではなく、実質的な創造的判断が必要とされるわけである。

(3) 人間の創作物とAI生成物の組み合わせ

人間の創作物とAI生成物を組み合わせた作品については、人間が創作した部分とその創造的な組み合わせについて著作権保護が認められる。米国著作権局は、この判断の具体例として、テキストと画像を組み合わせたコミック作品の登録事例を紹介している。この事例では、人間が執筆したテキストと、AIで生成した画像の選択・配置について創造的な判断がなされていたため、編集著作物としての保護が認められた。

米国著作権局は、この類型の保護において重要なのは、単なる機械的な組み合わせではなく、作品全体を通じて一貫した創造的判断が示されていることだと説明している。たとえば、映画作品においてAIで生成した特殊効果や背景アートを使用する場合、それらの要素をどのように組み込むかについての創造的な判断が、作品全体の著作権保護に影響を与えることになる。

なお、これらのケースにおいても、AI生成部分それ自体は保護対象とならないという原則は維持されている。つまり、著作権保護は、人間の創造的貢献が及ぶ範囲に限定されるということである。

(c) 第3部（生成AIモデルのトレーニングについて）⁹⁸（2025年5月9日公開）

2025年5月9日、米国著作権局は、「著作権と人工知能」シリーズの第三部として「生成

⁹⁸ 米国著作権局サイト <https://www.copyright.gov/ai/Copyright-and-Artificial-Intelligence-Part-3-Generative-AI-Training-Report-Pre-Publication-Version.pdf> [最終アクセス日：2026年3月6日]

AI 学習」に関する報告書の事前公開版を発表した。この事前公開版報告書は、最終版発行前に関係者からのフィードバックを募り議論を促進するためのものであり、AI モデルの学習過程で著作権保護された作品を使用することの法的意義について、今後の方向性を示す重要な分析を提供している。

本報告書は、生成 AI の学習データとしての著作物使用に関する法的分析を行い、特にフェアユースの枠組みにおける評価に重点を置いている。本報告書は、一律に「フェアユース」か「著作権侵害」かという単純な結論を避け、ケースバイケースでの評価の必要性を強調している。

フェアユース（公正使用）は、米国著作権法第 107 条に規定された法理であり、著作権者の許可なく著作物を使用することが許される場合を定めている。フェアユースの判断には 4 つの要素が考慮され、報告書もこの枠組みに沿って分析を行っている。特に第 1 要素と第 4 要素が重要視される傾向にあると著作権局は指摘している。

4 つの要素の要点は以下のとおり。

(1) 第 1 要素：利用の目的と性質

第 1 要素は、著作物の使用目的と性質を評価するもので、特に「変形的利用」と「商業性」が重要な観点となる。

「変形的利用」について、報告書では、「生成 AI の基盤モデルを大規模かつ多様なデータセットで訓練することは、しばしば変形的である」と評価している。しかし、同時に、「変形的である度合いは様々であり、どれほど変形的か、あるいは正当化されるかは、モデルの機能性とその展開方法に依存する」とも述べている。

重要なのは、「単に AI モデルの訓練に使用することだけでは、フェアユースを正当化するには不十分だ」と述べている。例えば、研究目的や閉鎖システム内での非代替的なタスクにモデルを展開する場合は変形的利用の度合いが高い一方、元の素材の創造的意図に近い出力（芸術、音楽、文章など）を生成する場合は、変形的というよりも派生的と見なされる可能性が高いとしている。

商業的利用に関して、報告書では、AI モデルの開発には複数の主体（商業的なものと非商業的なもの）が関わる 경우가多く、単純に開発主体の性質だけで判断するのではなく、使用の目的自体を見るべきだとしている。例えば、営利企業内の研究者が学術論文発表目的でモデルを開発する場合もあれば、非営利団体が商業的目的で AI モデルをライセンスする場合もあり得るとしている。

また、報告書では、違法に入手した著作物（海賊版サイトからの取得やペイウォール回避など）を使用することは、フェアユースに不利に働くと明確に述べている。報告書では、「著作権で保護された作品を違法に入手することは、単に許可なく使用する以上に一步踏み込んだ行為であり、使用の性質に関わる」と指摘している。

(2) 第 2 要素：著作物の性質

第 2 要素は、使用される著作物自体の性質を評価するものである。一般に、事実に・機能的な作品よりも、創造的・表現的な作品（小説、映画、芸術、音楽など）の方が著作権保護の中核に近いとされている。

報告書によれば、AI モデルの訓練セットには通常、書籍や音楽作品など「高度に創造的

で著作権の中心に近い」表現的作品が含まれており、この点ではフェアユースに不利に働く可能性がある。また、一部の訓練データが未公開作品である場合、さらにフェアユースに不利となる可能性があるものの、ほとんどの使用コンテンツは公開済みであることから、この点は「控えめにフェアユース主張を支持する」としている。

このように、第2要素の評価はモデルとそれに使用される作品によって大きく異なり、「作品がより表現的、あるいは未発表の場合、第2要素はフェアユースに不利に働く」と著作権局は結論づけている。

(3) 第3要素：使用された部分の量と実質性

第3要素は、「使用された部分の量と実質性が、コピーの目的に照らして合理的かどうか」を評価するものである。AIモデルの訓練では、一般的に作品全体を取り込むことが必要であり、この点が法的評価の焦点となる。

報告書は、裁判所が変形的使用の場合に全体コピーを認めた前例（Google ブックスやサムネイル画像検索など）があることを認めつつも、「AI 訓練の文脈では、全体の著作権保護作品の使用は、Google ブックスやサムネイル画像検索の場合よりも明確に正当化されない」と指摘している。特に、AI システムが元の作品と競合する可能性のある表現的出力を生成できる場合、全体コピーがフェアユースであるという主張はさらに弱まる。

一方で、コピーされたテキストへの公衆のアクセスを防ぐための適切な「ガードレール」が実装されている場合、この要素はフェアユースに不利に働かない可能性もあるとしている。米国著作権局は、「モデルが出力からユーザーを完全に遮断するか、非表現的な出力をもたらす場合」、全体作品の使用がより許容される可能性があることを示唆している。

(4) 第4要素：市場への影響

第4要素は、著作物の潜在的市場または価値への影響を評価するもので、著作権局はこれを「著作権のフェアユース分析において、間違いなく最も重要な要素」と位置づけている。

報告書では、AIの学習過程における著作権作品の使用が「販売機会の喪失、市場の希薄化、およびライセンス機会の損失を通じて、著作権で保護された作品の市場または価値に重大な潜在的損害をもたらす」と警告している。

特に、市場希薄化の脅威について、米国著作権局は、ロマンス小説のジャンルを例に挙げ、「AI システムが生成するコンテンツの速度と規模は、訓練データと同種の作品の市場を希薄化させる深刻なリスクをもたらす」と指摘している。「何千もの AI 生成ロマンス小説が市場に出れば、AI が訓練された人間作家のロマンス小説は売れなくなる可能性が高い」という分析は、AI がクリエイティブ産業に与える潜在的影響の深刻さを示している。

また、報告書では、市場への影響を個別の作品への影響だけでなく、同種の作品全体の潜在的市場への影響として幅広く捉えるべきだと主張している。AI の出力が創作物市場を飽和させることで、価格の低下や元の作品への需要減少、著作権使用料プールの希薄化など、著作権者に対する深刻な影響が懸念されている。

さらに、訓練のためのライセンス市場が存在する、または実現可能な場合、この要素はフェアユースに不利に働くと著作権局は明確に述べている。音楽、ニュース、画像など複数のセクターでライセンスが既に行われている事実が指摘され、ライセンスオプションの存

在はフェアユース主張を弱めるとされている。

2. メタバース・NFT 関連の動向

(1) NFT (Non-Fungible Token, 非代替性トークン) に関する商標権侵害事件

最近の NFT に関する注目すべき米国知財判決は以下のとおり。

(i) **Hermes International and Hermes of Paris, Inc. v. Mason Rothschild, 22-cv-384 (JSR)**⁹⁹ (2023 年 2 月 8 日) 商標権侵害事件

(事案の概要)

2022 年 1 月 14 日、Hermes 社は、芸術家の Mason Rothschild 氏の行為が同社の商標権侵害及び商標の希釈化に該当し、また「metabirkins.com」というドメイン名の使用がサイバー・スクワッティング（ドメイン名の不正目的での登録・使用）に該当するものであることを理由に、Rothschild 氏が同社の Birkin ハンドバッグを模した MetaBirkin と名付けられた NFT を販売したとして、Rothschild 氏をニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所に提訴した。

(裁判所の判断)

2023 年 2 月 8 日、Rothschild 氏による MetaBirkin の NFT に関して、同地方裁判所の陪審員は、商標権侵害、商標の希釈化、サイバー・スクワッティングであると評決した。また、Rothschild 氏の行為は 13 万 3,000 ドルの損害賠償に値することも併せて認定した。

Rothschild 氏は、合衆国憲法修正第 1 条 (First Amendment)¹⁰⁰による表現の自由の保護が重視される Rogers テスト¹⁰¹の適用を主張し、Hermes 社は表現の自由とは無関係に一般的な商標権侵害で用いられるテスト¹⁰²の適用を主張していた。しかしながら、Rothschild 氏は、毛皮で覆われているデザインなど、MetaBirkin は合衆国憲法修正第 1 条で認められている芸術的な表現であると主張したが、認められなかった。

(ii) **Nike, Inc. v. StockX LLC, No. 1:2022cv00983 - Document 250 (S.D.N.Y. 2024)**¹⁰³商標権侵害事件

(事案の概要)

StockX はスニーカーを中心とした衣料再販のオンラインマーケットプレイスで、株取引のようにスニーカーを売買する取引所のようなプラットフォームを提供している。その StockX が 2022 年 1 月に「Vault NFTs on StockX」という NFT を用いたサービスを開始した。

⁹⁹ Justia 連邦地方裁判所サイト <https://law.justia.com/cases/federal/district-courts/new-york/nysdce/1:2022cv00384/573363/140/>
[最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁰⁰ 米国合衆国議会サイト <https://constitution.congress.gov/constitution/amendment-1/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁰¹ Rogers v. Grimaldi, 875 F.2d 994, 1989 <https://law.resource.org/pub/us/case/reporter/F2/875/875.F2d.994.88-7828.88-7826.600.601.html> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁰² Gruner + Jahr USA Pub. v. Meredith Corp., 991 F.2d 1072, 1074 <https://case-law.vlex.com/vid/gruner-jahr-usa-pub-894586775>
[最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁰³ Justia 連邦地方裁判所サイト <https://law.justia.com/cases/federal/district-courts/new-york/nysdce/1:2022cv00983/574411/250/>
[最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

Vault NFT は、実際のスニーカーやファッションアイテムに紐付けられ、NFT の権利がそのアイテムの所有者が誰であることを証明する。具体的には、StockX のマーケットプレイスで、例えば、Nike のスニーカー「Dunk Low」の NFT を購入すると、StockX の保管庫にある「Dunk Low」の所有権を得る。権利者が Vault NFT を引き換えると、StockX から本物の「Dunk Low」が送られてくる。

引き換えずに Vault NFT を売りに出して、より高く売れたら、実際のスニーカーを一度も所持することなく転売利益を得られる。転売業者にとってスニーカーの保管スペースは大きな負担である。Vault NFT なら、最適な保管環境が保たれる StockX の倉庫施設を利用して、保管と輸送にコストをかけずに転売できる。

2022 年 2 月 3 日、Nike 社は、Nike 社のスニーカーデザインを表示した NFT を販売したとして、スニーカー転売のオンライン市場を運営する StockX 社をニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所に提訴した。

訴状にて、Nike 社は、StockX 社が同社の登録商標である「NIKE」、「AIR JORDAN」等の文字商標や、「Swoosh」と呼ばれる図形商標を Nike 社に無断で使用し、Nike 社のスニーカー商品のデジタル画像を NFT 化したもの（「Vault NFT」と呼ばれるコレクション）を販売していると主張した。

Nike 社は、同連邦地方裁判所の審理において、

①現時点ではスニーカーの配送を受けることができるサービスが提供されていない点、② Vault NFT をスニーカーと交換する際、保有者は手数料、配送料等の追加的な費用を支払う必要がある点、③StockX 社の判断によって Vault NFT が「限定セールへの参加等、一定の商品、特典を得たり、体験に参加したりする権利」と交換され、NFT 保有者がスニーカーの配送を受けることができない可能性がある点、④Vault NFT がスニーカー単体よりも非常に高額で取引されている点、⑤SNS 上での消費者の反応等に基づき、実際に混同のおそれが生じている点などを主張していた。

一方、StockX 社は、Vault NFT が実際の中古スニーカーの所有権の記録や引換券などとして機能するだけであり、Nike 社の商標権がスニーカーの最初の販売によって消尽しているなどと主張していた。

(裁判所の判断)

地裁係属中である。

(iii) **Yuga Labs, Inc. v. Ripps et al., No. 2:2022cv04355 - Document 452 (C.D. Cal. 2024)**¹⁰⁴ (2023 年 4 月 21 日) 商標権侵害事件

(事案の概要)

Yuga Labs 社は、Bored Ape Yacht Club (BAYC) などの人気の NFT コレクションを展開する米国の NFT 制作スタジオであり、NFT 業界でも屈指の売上規模や知名度を誇っていた。今回争いの対象となった BAYC は、2021 年 6 月にリリースされた猿がモチーフの NFT コレクションであり、様々な容姿を持つ全 10,000 種類のキャラクターから構成されていた。

¹⁰⁴ Justia 連邦地方裁判所サイト <https://law.justia.com/cases/federal/district-courts/california/cacdce/2:2022cv04355/855658/452/>
[最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

BAYC は高額で転売され、著名人もこぞって保有者となるなど、人気を博していた。

一方、Ryder Ripps 氏は、ビジネス・パートナーと共に、2022 年 5 月に BAYC を模倣した Ryder Ripps Bored Ape Yacht Club (RR/BAYC) と称する独自の NFT コレクションを制作した。

2022 年 6 月 24 日、Yuga Labs 社は、同社の Bored Ape Yacht Club (BAYC) の NFT コレクションの模倣品を販売したとして、Ripps 氏をカリフォルニア州中部地区連邦地方裁判所に提訴した。Yuga Labs 社は、Ripps 氏が意図的に消費者に混乱を引き起こし、Yuga Labs 社のビジネスに損害を与えることを目的としていたと主張した。Ripps 氏は、自らのコレクションが BAYC NFT を風刺したものであり、Yuga Labs 社の請求が合衆国憲法修正第 1 条 (First Amendment) ¹⁰⁵ およびフェアユース (著作権法で保護されている作品を特定の条件下で許可なく使用しても、著作権侵害とみなされないという法理) によって妨げられると主張した。

(裁判所の判断)

同連邦地方裁判所は、Rogers テスト¹⁰⁶が本件に適用されないと結論づけ、Ripps 氏の主張と異なり、Ripps 氏のコレクションが合衆国憲法修正第 1 条の下で保護される芸術表現としては適格ではないと判断した。

同連邦地方裁判所は、さらに、仮に Rogers テストが適用されるとしても、被告は意図的に消費者を欺こうとしたと判断した。同判決は、同コレクションに関連するドメイン rrbayc.com と apemarket.com には、Yuga Labs 社のブランディングと紛らわしいほど類似したブランディング要素が含まれていると指摘した。判決は、NFT は単なるデジタル証明書ではなく、ランダム法上の仮想商品とみなされることを強調し、「ランダム法上の責任を負うためには (被告の商品は) 有形である必要はない」という Hermes での Rakoff 判事の判決に同意した。

(2) 意匠の製造物品要件に関する意見募集の結果を公表^{107 108} (2022 年 4 月 21 日公表)

USPTO は、意匠特許の製造物品要件に関する意見募集¹⁰⁹の結果をまとめた報告書¹¹⁰を公表した。意見募集は 2020 年 12 月～2021 年 2 月に実施された。この意見募集は、意匠特許の保護対象を投影画像、ホログラム、仮想現実・拡張現実などのような新しい技術に拡大することの是非を問うものであった。

意見が募集された製造物品要件とは、米国特許法第 171 条 (製造物品のための新規で独創的かつ装飾的な意匠を創作した者は、本法の条件及び要件に従い、それについての特許

¹⁰⁵ 米国合衆国議会サイト <https://constitution.congress.gov/constitution/amendment-1/> [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

¹⁰⁶ Rogers v. Grimaldi, 875 F.2d 994, 1989 <https://law.resource.org/pub/us/case/reporter/F2/875/875.F2d.994.88-7828.88-7826.600.601.html> [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

¹⁰⁷ Regulations.gov サイト <https://www.regulations.gov/document/PTO-C-2020-0068-0001> [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

¹⁰⁸ 米国特許商標庁サイト [Summary of public views on the article of manufacture requirement of 35 U.S.C. § 171](https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/USPTO-Articles-of-Manufacture-April2022.pdf) [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

¹⁰⁹ Regulations.gov サイト <https://www.regulations.gov/document/PTO-C-2020-0068-0001> [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

¹¹⁰ 米国特許商標庁サイト <https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/USPTO-Articles-of-Manufacture-April2022.pdf> [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

を取得することができる)に規定されている要件であり、具体的には、同条において意匠特許の保護対象が「製造物品のための意匠」と規定されていることを指している。同規定に基づいてUSPTOは、例えば、コンピュータ画面等に表示されているグラフィカル・ユーザ・インターフェイス(GUI)等の画像デザインについては、製造物品であるコンピュータ画面等に表示されることから保護対象としてきた。しかし、壁面等への投影画像、ホログラム、仮想現実・拡張現実などのような新しい技術分野では製造物品であるコンピュータ画面等を必要としないことから、保護対象としてはこなかった。そこで、USPTOは、この運用を見直すべきかどうか検討していた。

意見募集に対し、知財団体、企業、学者等から19件の意見が提出され、保護対象の拡大に賛成する意見は13件、反対する意見は6件であった。仮想現実のような技術に関して、意匠の保護対象を拡大することに賛成する意見が多数であった。

賛成意見としては、USPTOによる第171条の解釈や審査基準が過度に制限的であり、もっと柔軟に運用すべきという意見や、日本等の他国では新しい技術分野を保護する動きがあることから国際協調を求める意見があった。反対意見としては、判例法との不整合や、先行技術文献の不足、著作権や商標権によって保護可能であることを指摘するものがあった。

(3) USPTO、コンピュータで生成された電子画像に関連する意匠特許出願の審査に関する補足ガイダンスを公表¹¹¹ (2023年11月16日公表)

USPTOは、コンピュータで生成された電子画像に関連する意匠特許出願の審査に関する補足ガイダンスを公表した。本ガイダンスは、コンピュータで生成された電子画像をクレームする意匠特許が、米国法第35編第171条に基づく製造物品の要件を満たしているかどうかを判断する際のガイダンスとして特許審査部に提供された。USPTOが述べているように、本ガイダンスは新たな実務や手続を提供するものではなく、ディスプレイパネルに表示されるコンピュータアイコンやグラフィカル・ユーザ・インターフェイス(GUI)、またはその一部は、米国法第35編第171条の「製造物品」と見なされるという長年の解釈を再確認するものである。

本ガイダンスは、パネル(例えば、コンピュータ画面、モニター、コンピュータ・ディスプレイ・システム、携帯電話画面、仮想現実/拡張現実ゴーグル)上に表示される画像と、パネル上に表示されるコンピュータアイコンやGUIとを区別しようとしている。注目すべきことに、本ガイダンスは、ディスプレイパネル上に表示されるコンピュータアイコンやGUIは、コンピュータアイコンまたはGUIを表示するパネルの操作において「不可欠で能動的な構成要素」と説明している。対照的に、本ガイダンスは、コンピュータアイコンやGUIではないパネル上に表示される単なる画像は、コンピュータの動作において不可欠で能動的な構成要素ではなく、米国法第35編第171条の法定主題を構成しないと指摘している。本ガイダンスは、現時点での法を再確認するものであり、画像単体やコンピュータ画面上の画像は意匠特許によって保護することができず、著作権のような他の手段がそのようなデザインを保護する適切なルートとなり得る。

¹¹¹ 米国特許商標庁サイト <https://www.uspto.gov/subscription-center/2023/uspto-provides-supplemental-guidance-examination-design-patent> [最終アクセス日: 2026年3月6日]

本ガイダンスは、また、コンピュータで生成された画像が米国法第 35 編第 171 条に基づく意匠特許保護を受ける資格があるか否かを判断する際に、審査官にいくつかのファクターを示している。コンピュータで生成された画像の適格性を判断する際のファクターには、以下のものが含まれる。

- (1) コンピュータで生成された画像のクレーム及びタイトルが、ディスプレイパネル上のアイコン又は GUI に向けられるかどうか (例えば、「アイコンを有するコンピュータ画面」は許容可能なタイトル及びクレームとして例示され、一方、「コンピュータ画面のためのアイコン」は許容不可なタイトルとして例示された)。
- (2) 図面が、物品に具現化されたデザインを完全に開示し、ディスプレイパネルに具現化されたコンピュータアイコン又は GUI を描写するに十分な態様で、ディスプレイパネル又はその一部を示しているかどうか。
- (3) 開示が、全体として、製造物品に具現化された、コンピュータで生成された電子画像を含むデザインに向けられているかどうか。

本ガイダンスは、ソフトウェアベースの特許の適格性のハードルが高いことを考慮して、コンピュータプログラムのコンピュータ生成電子画像 (アイコンや GUI など) の意匠出願が増加していることに対応するものである。これは、USPTO が 2021 年に、製造物品要件の解釈を仮想現実および拡張現実のデザインに適用すべきかどうかについて意見を求めたことに続くものである。本ガイダンスは、仮想現実および拡張現実のデザインについて更なる明確性を提案するものではなく、代わりに、従来のアイコンやディスプレイと結びついたグラフィカル・ユーザ・インターフェースに関する既存のガイダンスを繰り返すものである。

(4) NFT に関する調査

(i) 上院の司法委員会の上院議員が NFT と知財の関連について調査を要請¹¹² (2022 年 6 月 9 日)

連邦議会上院の司法委員会知財小委員会の Patrick Leahy 議員及び Thom Tillis 議員は、NFT に関する共同調査の実施を求める書簡を USPTO 長官及び著作権局の局長宛に送付した。

調査項目として、書簡では、NFT に関して生じ得る知財の問題や、NFT の譲渡がその NFT に関連する知財権にどのように影響するか、ライセンスや侵害がどのように機能するか、NFT の創作者はどのような知財権を有するかなどが挙げられた。

書簡において、両議員は、学術、エンターテインメント、医療、アートといった様々な場面で NFT が利用されており、知財権制度との関連を理解することが極めて重要だと述べた。そして、USPTO 及び著作権局に対して、調査を実施するかどうかを 2022 年 7 月 9 日までに回答し、2023 年 6 月までに調査を完了するよう求めた。

¹¹² 米国著作権局サイト <https://www.copyright.gov/laws/hearings/response-to-june-9-2022-letter.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

その書簡の背景は、2022年に入ってから、NFTに関して商標権侵害などを訴える、上記(1)にて説明した3件の訴訟が相次いで連邦地方裁判所へ提起されたことであった。

(ii) USPTO および米国著作権局、NFT に関する調査のための意見募集を実施¹¹³ (2022年11月23日公表)

USPTO および米国著作権局 (USCO) は、NFT に関する政策上の課題についての調査を進めるために、意見募集を実施すると発表した。

USPTO および米国著作権局 (USCO) は、Patrick Leahy 上院議員および Thom Tillis 上院議員による 2022 年 6 月 9 日付けの書簡¹¹⁴を受けて、NFT が知財に及ぼす影響に関する共同調査を開始していた。今回の意見募集は、この共同調査の一環で行われた。意見の提出期限は 2023 年 1 月 9 日とされている。意見の提出期限後には、さらなる意見収集のため、NFT と知財に関する公開討論会を 3 回にわたって開催するとしている。

今回、意見を求めている主な内容は以下のとおり。

- (1) 各業界や技術分野における NFT の利用状況
- (2) NFT に関する知財関連の課題の有無
- (3) NFT が知財の保護対象となる製品などに及ぼす影響
- (4) 権利移転、ライセンス供与や権利行使などの活動における NFT の利用状況
- (5) 現在の知財関連法における NFT に関連する課題の有無
- (6) NFT が知財ポートフォリオの管理に及ぼす影響

3. SEP 関連の動向

(1) USPTO、国立標準技術研究所、司法省、SEP の救済に関する政策声明を公表¹¹⁵ (2019年12月19日公表)

米国特許商標庁 (USPTO)、米国国立標準技術研究所 (NIST)、司法省反トラスト局は、「標準必須特許 (SEP) の救済に関する政策声明 1」(以下、2019 年政策声明) を公表した。

この政策声明は、イノベーションへのインセンティブと市場における競争の確保という目的のために、標準必須特許が侵害された場合に認められるべき適切な救済の範囲についての当局 (USPTO、NIST、司法省反トラスト局) の共通見解を示すものである。

2019 年政策声明の概要は以下のとおり。

2013 年政策声明の公表以降、同声明の解釈を巡って誤解が生じている。すなわち、同声明は「FRAND 宣言がなされた標準必須特許に関する侵害事件では、通常の特許権侵害の場合とは異なる特別な法制が適用され、差止や他の排他的救済が利用できない」旨を示唆するものであるとの誤解が生じている。こうした状況は、特許制度がもたらす絶妙な balan

¹¹³ 米国政府印刷局サイト <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2022-11-23/pdf/2022-25211.pdf> [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹¹⁴ 米国著作権局サイト <https://www.copyright.gov/laws/hearings/response-to-june-9-2022-letter.pdf> [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹¹⁵ Justice 特許商標庁サイト <https://www.justice.gov/atr/page/file/1228016/dl?inline=> [最終アクセス日：2026年3月6日]

スを崩すおそれがあり、ひいてはイノベーションやダイナミックな市場競争に害をなすおそれがある。そこで、USPTO と司法省反トラスト局は、2013 年政策声明を撤回し、NIST を加えて新たに 2019 年政策声明を公表する。

2019 年政策声明では、「標準必須特許の所有者による FRAND 宣言は、侵害の際に適切な救済措置を決定するための一要素」に過ぎず、「事件に関する事実に鑑みて特段の事情がない限り、標準必須特許に関する侵害訴訟においても、通常の特許侵害訴訟と同様に、差止を含む全ての救済が認められるべきである」との当局の見解を明確化する。

詳細は後述するが、本政策声明は、2022 年 6 月 8 日に撤回されることになる。

(2) 司法省等が SEP の政策声明改定について意見募集を開始¹¹⁶(2021 年 12 月 6 日公表)

米国司法省反トラスト局、USPTO 及び米国標準技術研究所 (NIST) は、標準必須特許 (SEP) の救済に関する政策声明の改定案¹¹⁷を公表し、意見募集を開始した。

この政策声明は、標準必須特許 (SEP) が侵害された場合に認められるべき適切な救済の範囲について、2019 年の政策声明¹¹⁸の内容を改めて、当局の見解を示すとともに、SEP ライセンスの誠実な交渉のガイダンスについても新しく示すものである。2019 年の政策声明では、標準必須特許 (SEP) に関する侵害訴訟においても差止を含む全ての救済が認められるべきとされ、SEP 保有者 (特許権者) に有利な内容になっていた。2021 年 7 月のバイデン大統領による競争促進のための行政命令¹¹⁹により、この見解の見直しが要請されていた。

2022 年 2 月 4 日に締め切られた意見募集の意見書、コメントが公開された¹²⁰。提出された意見書は 167 件であった。多くの SEP 保有者は、今回の意見募集が実施者側の機会便乗的な行為を助長し、誠実交渉が損なわれる、あるいは中国との競争力を失わせるものといった意見を述べた。一方、実施者側は、今回の意見募集が権利者側によるたとえば ITC (International Trade Commission) における差止のリスクを抑制する効果があることを歓迎している意見などが中心である。今回の意見書はさまざまな企業から寄せられているが、特に自動車関係団体からの意見書も多い。また、日本企業・団体からの意見書もあった。

(3) 司法省等が 2019 年の SEP の政策声明を撤回¹²¹ (2022 年 6 月 8 日公表)

司法省 (DOJ)、USPTO 及び米国標準技術研究所 (NIST) は、標準必須特許 (SEP) の救済に関する 2019 年の政策声明を撤回すると通知した。2021 年 7 月のバイデン大統領による競争促進のための行政命令で見直しを求められたことを受け、2021 年 12 月に政策声明の改定案を公表して意見募集を行っていた。167 件の意見が提出され、これらの意見を検

¹¹⁶ Justice 司法省サイト <https://www.justice.gov/archives/opa/pr/public-comments-welcome-draft-policy-statement-licensing-negotiations-and-remedies-standards> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹¹⁷ Justice 司法省サイト <https://www.justice.gov/archives/opa/press-release/file/1453826/dl?inline=> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹¹⁸ Jetro サイト https://www.jetro.go.jp/ext_images/Ipnews/us/2019/20191223.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹¹⁹ Jetro サイト https://www.jetro.go.jp/ext_images/Ipnews/us/2021/20211208.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹²⁰ 標準不可欠な特許のライセンス交渉および救済措置に関する政策声明案 Regulations.gov サイト <https://www.regulations.gov/docket/ATR-2021-0001/comments> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹²¹ Justice 司法省サイト <https://www.justice.gov/archives/opa/pr/justice-department-us-patent-and-trademark-office-and-national-institute-standards-and> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

討した結果、標準設定における競争とイノベーションを促進するためには政策声明を撤回することが最良と結論づけた。

撤回する通知において、USPTO 長官は、新しい産業で主導権を握るために国際標準となり得る技術への研究開発投資が重要であること、米国の多国籍企業や中小企業、スタートアップが国際的な標準化団体に多く参加することが必要であることを指摘した。その上で、米国経済の持続可能で長期的な成長をもたらすための施策を支援すると述べた。

また、撤回する通知では、司法省 (DOJ) が SEP 保有者や実施者が反競争的に市場力を利用してないかをケースバイケースで判断し、バイデン大統領の行政命令に従って司法省 (DOJ)、USPTO、米国標準技術研究所 (NIST) が協力を続けると述べた。標準化団体及び RAND/FRAND による SEP ライセンスの拡大により、イノベーションの促進、消費者の選択の多様化、産業競争力の強化につながるとした。最後に、標準化団体は、参加者に FRAND によるライセンスを求めることがあり、FRAND 宣言の内容は団体ごとに異なるものの、契約上の義務として米国法令に基づいて解釈されるとした。

(4) 米国の Avanci、SEP ライセンス契約を日系自動車メーカーと締結¹²²

自動車の移動通信システム (2G、3G、4G) に関する SEP ライセンス・プラットフォームを扱っている米国の Avanci は、2022 年 7 月 12 日、実施料率について、従来の 1 台あたり 15 ドルから 20 ドルへ値上げすると発表した。

また、Avanci は、2022 年 9 月 21 日、第 2 世代 (2G)、第 3 世代 (3G) および第 4 世代 (4G) の各移動通信システムの SEP をライセンスするプラットフォームに、トヨタ、日産、ホンダが参加したと発表した。これらの企業が参加したことにより、80 社を超える自動車ブランドが販売する 1 億台以上のコネクテッドカーに Avanci のライセンスが使用されることとなった。2023 年にさらに 3,000 万台から 4,000 万台のコネクテッドカーにライセンスが許諾された。

その後、トヨタは、Avanci との間で 2024 年に第 5 世代 (5G) のライセンス契約を締結し、日産・ホンダは、Avanci との間で 2025 年に第 5 世代 (5G) のライセンス契約を締結した。

(5) トランプ大統領に対し反 SEP 差止命令政策の採用を求める書簡を提出¹²³ (2025 年 1 月 17 日)

Amazon、Google、Apple などのテクノロジー企業から成る「Save Our Standards Coalition」は、SEP 保有者による差止救済へのアクセスを制限する新たな政策を採用するようトランプ大統領に求める書簡を提出した。

この書簡は、IoT や AI といった技術の開発における協調的アプローチの重要性を強調しつつ、トランプ大統領に対して以下を要請している。

(i) 米国で販売される製品に影響を及ぼす可能性のある、外国企業による敵対的な SEP 差

¹²² Avanci サイト <https://www.avanci.com/vehicle/5gvehicle> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹²³ Save Our Standards サイト <https://www.saveourstandards.com/wp-content/uploads/2025/01/Joint-letter-to-Trump-administration.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

止命令の他法域での発動・執行を防止することで、米国企業を保護すること。

(ii) eBay 事件における最高裁判所の判決を覆す可能性のある法案 (RESTORE 法など) に反対すること。

(iii) SEP の濫用に関与する敵対的な外国企業に対して、反トラスト法上の救済を活用することを奨励すること。

この書簡の目的は、トランプ現政権が 2019 年当時と同様の SEP 行使方針を採用することを阻止することにある¹²⁴ ¹²⁵。米国の法律事務所からの情報によれば、現時点では、現政権からの公式な回答や追加の動きは確認されていない。

(6) USPTO、標準必須特許 (SEP) Working Group の設置を公表¹²⁶ (2025 年 12 月 29 日)

USPTO は、標準必須特許 (SEP) をめぐる「意味のある政策解決策」を策定・提供することを目的として、標準必須特許 (SEP) Working Group の設置を公表した。本ワーキンググループは USPTO 長官に報告し、特許救済 (差止め等) とエンフォースメントに関する USPTO の関与を推進しつつ、米国国際貿易委員会 (USITC) および連邦地裁における SEP 訴訟に関して、イノベーションを促す観点からの政策対応を検討する位置づけとされる。公表文では、近年の SEP エコシステムが特許権者にとって厳しい局面にあるとの問題意識を示した上で、①強固な特許救済の回復 (有効な特許は予見可能な執行に値する、との方向性の明確化)、②標準開発への実質参加を促す仕組み (特に中小企業の参加促進)、③標準化団体 (SDO) 関係者間の対話チャンネル整備と、ライセンス交渉の透明性向上に資するリソース整備、という三つの柱を掲げている。

また、同公表は、SEP 差止めを含む救済をめぐる実務面で、政府が訴訟手続に関与していく姿勢も併せて示している。具体例として、Radian Memory Systems LLC v. Samsung Electronics (東テキサス連邦地裁)¹²⁷において米国政府 (司法省反トラスト局および USPTO) が「Statement of Interest (関心表明書)」を提出したことを挙げ、特許権者が発明を実施していない場合であっても、侵害が回復不能な損害を生じ得ること、損害額の算定が困難であること等を踏まえ、差止救済の検討が重要となり得る旨を主張している (同書面の構成自体が「非実施主体の特許侵害でも回復不能な損害があり得る」点を中心に組み立てられている)。

さらに、USITC の Section 337 手続 (DRAM 関連調査) でも、USPTO と司法省が共同で「公益」に関する意見提出を行った点に触れ、差止めを含む救済の意義や、公益要素の位置づけに関する当局の見解を示している。

¹²⁴ Justice サイト <https://www.justice.gov/atr/page/file/1228016/dl?inline=> [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

¹²⁵ IPWatchdog.com サイト <https://ipwatchdog.com/2025/03/21/the-outlook-for-seps-in-2025-anti-suit-injunctions-doj-policy-and-genai/> [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

¹²⁶ 米国特許商標庁サイト <https://content.govdelivery.com/accounts/USPTO/bulletins/401f7ff> [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

¹²⁷ PACER (Public Access to Court Electronic Records) サイト <https://pacer.uscourts.gov/help/faqs/how-do-i-access-pacer?utm> [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

(7) SEP を巡る最新の訴訟動向

2025 年 8 月 26 日に発表された非公開報告書において、LexisNexis は、2014 年から 2024 年にかけて米国連邦裁判所に提起された SEP 事件の件数が大幅に増加し、年間約 200 件の新規事件が提起されていると公表した¹²⁸。

同報告書の公開要約では、いわゆる「パテント・アサーション・エンティティ (PAE)」によって提起される事件の増加傾向が示されている。

SEP 訴訟における主要な動向の一つは、米国連邦裁判所において差止命令を用い、グローバルな SEP/FRAND 紛争における外国の差止命令を阻止する可能性である。2024 年 10 月 24 日、米国連邦巡回控訴裁判所 (CAFC) は、Ericsson に対する Lenovo のこの種の差止命令請求を却下した地裁の判断を取り消し、この救済の利用可能性を明確にした¹²⁹。

CAFC は、救済付与の基準を示し、差し戻し後に地裁がブラジルおよびコロンビアでの Ericsson による差止命令を阻止することを検討できるようにした。

最終的に Ericsson と Lenovo の事件は和解に至ったが、この先例は今後の訴訟戦略において一層注目されると予想されている¹³⁰。

4. 医薬品関連の動向

(1) 医薬品等関連の特許期間延長に関する情報提供ページを開設¹³¹ (2022 年 9 月 3 日)

USPTO は、過去 5 年に出願された医薬品等関連の特許期間延長出願 (Patent Term Extension : PTE) に関する情報および当該出願に基づき特許期間が延長された特許に関する情報を提供する新たなウェブページを開設した。PTE 出願に関する情報を容易に入手できるよう求める関係者の要望を受けて開設された。

USPTO 長官は、2022 年 7 月 6 日に米国食品医薬品局 (FDA) に宛てた書簡で提案された USPTO の取り組みの 1 つとして、PTE の申請とその付与状況に関する情報への一般のアクセスを促進する方法を模索することも約束した。USPTO 長官は、医薬品市場における競争を激化させるというバイデン政権の目標に応じて、この取り組みを提案した。

本ウェブページにて閲覧可能な情報は以下のとおり。

(1) 特許期間延長出願のリスト

本リストでは、過去 5 年に申請された PTE 出願の一覧が閲覧可能である。各出願について、出願番号、特許番号、PTE 出願の出願日および医薬品名称が掲載されている。また、各出願について許可や拒絶といった処分に関する情報を含む出願情報を確認できるように

¹²⁸ LexisNexis Intellectual Property Solutions サイト <https://www.lexisnexisip.com/resources/us-sep-litigation/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹²⁹ 米国連邦巡回控訴裁判所サイト https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/24-1515.OPINION.10-24-2024_2408080.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹³⁰ IPWatchdog.com サイト <https://ipwatchdog.com/2025/03/21/the-outlook-for-seps-in-2025-anti-suit-injunctions-doj-policy-and-genai/id=187157/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹³¹ 米国特許商標庁サイト https://www.uspto.gov/patents/laws/patent-term-extension/patent-terms-extended-under-35-usc-156?utm_campaign=subscriptioncenter&utm_content=&utm_medium=email&utm_name=&utm_source=govdelivery&utm_term [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

パテントセンターへのリンクが掲載されている。

(2) 特許期間が延長された特許リスト

本リストでは、PTE 出願により特許期間が延長された特許の一覧が閲覧可能である。特許番号、医薬品名称、延長前の特許期間満了日および延長が認められた期間が掲載されている。

(2) 薬価引き下げ等に向けたバイデン大統領方針を公表¹³² (2023年12月7日公表)

バイデン前政権は、競争の促進による医療・処方薬の価格引き下げのための新たな方針を発表した。その方針では、「処方薬の価格引き下げ」および「医療市場における反競争的な買収や行為の防止」の2点を柱として、様々な施策が打ち出された。

処方薬の価格引き下げのための施策に関して、その方針では、連邦政府の研究開発資金によって開発された医薬品（特許発明）に対して、バイ・ドール法（Bayh-Dole Act）に基づきマーチ・イン・ライト（March-in rights）を行使できる旨が言及されている。

バイ・ドール法は、大学や企業が連邦政府の研究開発資金をもとに行った研究から発生した発明の権利を取得し、第三者からライセンス料を得ることを可能とした法律である。また、バイ・ドール法では、連邦政府が資金提供先の契約者（特許権者）に対して、一定の条件の下で、特許発明を第三者に対してライセンスすることを要求できる権利「マーチ・イン・ライト」が規定されている。今回の方針では、連邦政府の研究開発資金によって開発された医薬品に関して、米国民がアクセスしやすい価格であるべきとの見解を示した上で、マーチ・イン・ライトの行使の可能性について言及している。

さらに、今回の方針では、医薬品の価格引き下げを目的としてマーチ・イン・ライトの行使はできないことを明確にするよう、第一次トランプ政権が提案した新規規則案をバイデン政権が規則化しないことを決定した経緯にも言及している。

(3) マーチ・イン・ライトの行使を検討する際のガイダンス案の意見募集を公表¹³³ (2023年12月8日公表)

薬価引き下げ等に向けたバイデン大統領方針の発表に合わせて、米国商務省に属する政府機関である米国国立標準技術研究所（NIST）は、マーチ・イン・ライトの行使を検討する際の各連邦政府機関の考慮要素をまとめたガイダンス案を示し、意見募集を実施する旨を官報で発表した。意見の提出期限は2024年2月6日とされている。

ガイダンス案では、政府機関がマーチ・イン・ライトの行使を検討する際の手順および各手順において考慮すべき事項が主に以下のように説明されている。

手順1：検討の対象となっている発明にバイ・ドール法が適用されるか。

¹³² ホワイトハウスサイト <https://bidenwhitehouse.archives.gov/briefing-room/statements-releases/2023/12/07/fact-sheet-biden-harris-administration-announces-new-actions-to-lower-health-care-and-prescription-drug-costs-by-promoting-competition/> [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹³³ 米政府印刷局サイト <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2023-12-08/pdf/2023-26930.pdf> [最終アクセス日：2026年3月6日]

政府機関は、以下の点について情報収集・検討を行う必要がある。

検討の対象となっている発明は、バイ・ドール法の対象発明として連邦政府に報告されているか。また、検討の対象について製品がある場合、その製品は対象発明を具現化したものであるか。

手順2：権利を行使するための法定上の条件が適用される状況が存在するか。

政府機関は、バイ・ドール法に規定されている、以下の4点のいずれかの状況が存在するか検討する必要がある。

- (1) 開発資金提供の契約者等が対象発明の実用化を達成するための効果的な措置を講じていない。
- (2) 契約者等が満たすことのできない衛生または安全上のニーズが生じている。
- (3) 連邦規則に規定されている公共的使用の要件を満たしている。
- (4) 対象発明の米国内製造に関する条件に契約者等が違反している。

また、製品の価格も考慮できる事項に含まれており、価格が妥当でない場合にはマーチ・イン・ライトの行使が正当化されるかどうかをさらに検討する必要性が生じる可能性がある」と説明されている。

手順3：権利の行使がバイ・ドール法の政策目的と一致するかどうか。

政府機関は、以下の点について情報収集・検討を行う必要がある。

- (1) 権利の行使は発明の実用化の達成、衛生または安全上のニーズの軽減、公共使用等の要件の充足に役立つか。
- (2) 特定された問題に対処するための他の方法はあるか、また、そのような代替案は、権利の行使の代わりとして検討できるものか。
- (3) 権利の行使は米国の競争力とイノベーションに広範かつ意図しない影響を与えることはないか。

また、ガイダンス案では、パンデミック、水質汚染や交通事故の多発等の8つのシナリオの例示により、マーチ・イン・ライトの行使を検討する際のポイントが説明されている。

米国の法律事務所からの情報によれば、トランプ現政権は、マーチ・イン・ライトの行使に関する公式なガイダンスを公表しておらず、この分野において、正式な政策も公表していない。しかし、最近の私立大学との対立において、トランプ現政権は、大学の特許ポートフォリオに対して、マーチ・イン・ライトを行使する可能性に言及している。

(4) FTC、薬価引き下げの取り組みを促進するため、マーチ・イン・ライトに関するコメントを提出¹³⁴ (2024年2月6日)

連邦取引委員会 (FTC) は、バイ・ドール法に基づく「マーチ・イン・ライトの行使を検討するための省庁間ガイダンス枠組み草案」(ガイダンス草案) に対する米国国立標準技術

¹³⁴ 米国連邦取引委員会サイト https://www.ftc.gov/system/files/ftc_gov/pdf/2024.02.06March-InRightsComment.pdf [最終アクセス日：2026年3月6日]

研究所（NIST）のパブリックコメント要請に応じて、コメント（FTC コメント）を発表した。

FTC はそのコメントの中で、米国商務省傘下の米国国立標準技術研究所（NIST）および米国保健福祉省（HHS）を含むバイ・ドール法に関する省庁間作業部会による取り組みを評価し、納税者資金で開発された医薬品に対して企業が過度に高額な価格を設定することを抑制する上で、マーチ・イン・ライトの活用を再検討することは重要な手段であると指摘した。さらに、FTC は、各省庁が高価格を根拠としてマーチ・イン・ライトを行使できる規定を設けることを含め、マーチ・イン・ライトに関して広範かつ柔軟な解釈・運用を採用することを支持する旨を表明した。

FTC は、そのコメントの中で、マーチ・イン・ライトは製薬業界における潜在的な競争上または公共政策上の懸念に対処するための有効な手段となり得る一方で、政府全体の対応を要するより広範な課題が依然として存在すると指摘している。

例えば、製薬企業が単一の治療法を保護するために、ますます大規模かつ複雑な特許ポートフォリオを活用することにより、いわゆる「特許の藪」が形成されている。一部の医薬品は、マーチ・イン・ライトの対象となり得る政府資金による特許に加え、民間資金に基づくブロッキング特許を含む特許の藪によって保護されており、その結果、医薬品への手頃な価格での公共アクセスを確保するというマーチ・イン・ライトの実効性が低下する可能性がある。FTC はさらに、このような特許の藪に対応するため、関係機関が協調的に取り組むことを促している。

（5）米国連邦議会（Congress.gov）における医薬品特許の法改正の動き

医薬品を巡っては、特許の藪（Patent Thicket）が度々議論されている。特許権者は、製品を単一の特許権で保護しようとした場合、その特許権が無効と判断されてしまったら第三者に対抗できなくなるため、製品に関連する複数の特許権を取得してビジネスを守ろうとする。その一方で、侵害していないことを立証しなければならない被疑侵害者側からすると、あまりにも多くの特許権を主張されると立証負担が過剰となる。

（i）特許の藪に対処するための法案を再上程¹³⁵（2025年7月15日）

2024年1月、特許の藪に対処するための法案¹³⁶が上程されている。この法案では、被疑侵害者の訴訟負担を軽減するために、先発医薬品メーカーによる特許侵害訴訟において、複数の関連特許がある場合に、侵害を訴えられる特許を1件に制限することが提案されている。例えば、自明型のダブルパテントと認定されるようなバリエーションで構成される特許群について、特許権の侵害を主張できる特許を1件に限定しなければならないことが提案されている。

2024年1月に上程された前回の法案が第118議会閉会時に失効したことを受け、2025年

¹³⁵ 米国合衆国議会図書館サイト <https://www.congress.gov/bill/119th-congress/senate-bill/2276> [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹³⁶ 米国合衆国議会図書館サイト <https://www.congress.gov/bill/118th-congress/senate-bill/3583> [最終アクセス日：2026年3月6日]

7月15日、Peter Welch 上院議員は、特許の藪の問題に対処するための法案を再上程した。本法案は、同一の範囲と目的を有する前回の法案と同様に、侵害訴訟において主張できる特許の数を「特許グループ」ごとに1件に限定することを定めている。これにより、複数の関連特許が存在する場合に、先発医薬品メーカーが侵害訴訟で主張できる特許を1件に制限し、被疑侵害者にかかる訴訟負担を軽減できることになる。

本法案は、2025年8月5日に下院でも再上程され¹³⁷、現在は上下両院の司法委員会で審議中である。

(ii) 患者への手頃な処方薬に関する法案を再上程¹³⁸ (2025年3月13日)

2024年7月、患者への手頃な処方薬に関する法案¹³⁹では、バイオ医薬品企業が後発のバイオシミラー企業の特許権侵害で訴える場合に権利主張できる特許の数を制限する内容が含まれている。具体的には、製品に関連する特許のうち、権利侵害を訴えられるのは最大20件の特許までとされている。2024年7月に上程された前回の法案が第118議会閉会時に失効したことを受け、2025年3月13日、John Cornyn 上院議員は、前回の法案と同一の範囲と目的を有する、生物学的製剤を対象とする特許侵害に対処するための法案を再上程した¹⁴⁰。

新法案は、修正を加えたうえで司法委員会において可決され、2025年4月10日に上院本会議へ付託された。

(iii) プロダクト・ホッピングを禁止する法案を上程¹⁴¹ (2025年3月13日提出)

John Cornyn 上院議員は、製薬業界におけるプロダクト・ホッピングを禁止する法案を上程した。

プロダクト・ホッピングとは、先発医薬品メーカーが既存の医薬品にわずかな変更を加え、旧バージョンを市場から撤退させることで、ジェネリック医薬品との競争を妨げる行為を指す。悪質な先発医薬品企業が独占販売権の期限切れを迎えようとしているにもかかわらず、ジェネリック医薬品との競合を避けたい場合に発生する。悪質な先発医薬品企業は、市場を操作し、患者を旧薬から新薬へと誘導しようとする行為である。

製薬会社は、旧薬の在庫を廃棄、市場からの撤退、価格の大幅な引き上げ、悪評、さらには安全性の低下など、様々な手段を用いて、患者をブランド薬からブランド薬へと「乗り換え」させる。こうした行為によって、旧薬の市場保護期間が満了しても、患者をより安価なジェネリック医薬品に切り替えることは困難となる。このような特許制度の濫用に

¹³⁷ 米国合衆国議会図書館サイト <https://www.congress.gov/bill/119th-congress/house-bill/3269> [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹³⁸ 米国合衆国議会図書館サイト <https://www.congress.gov/bill/119th-congress/senate-bill/1041/text/rs> [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹³⁹ 米国合衆国議会図書館サイト <https://www.congress.gov/bill/118th-congress/senate-bill/150> [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹⁴⁰ 米国合衆国議会図書館サイト <https://www.congress.gov/bill/119th-congress/senate-bill/1041/text/rs> [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹⁴¹ 米国合衆国議会図書館サイト <https://www.congress.gov/bill/119th-congress/senate-bill/1040/all-actions> [最終アクセス日：2026年3月6日]

より、患者は、今後何年もの間、旧薬と実質的に類似した医薬品に高額な費用を支払い続けることを強いられるのである。

本法案は、連邦取引委員会（FTC）に対し、この禁止を執行する権限を与えている。執行手段としては、同委員会による行政手続（第5条(b)に基づく手続）または連邦地方裁判所への提訴が認められており、一般的な独占禁止法の適用可能性も保持されている。

本法案は、修正を加えたうえで司法委員会において可決され、上院の立法カレンダーに付され、審議が予定されている。

(iv) 手頃な価格のジェネリック医薬品およびバイオシミラーへのアクセスの維持に関する法案を上程¹⁴²（2025年3月24日提出）

Amy Klobuchar 上院議員は、先発医薬品メーカーが、特許満了後にジェネリック医薬品またはバイオシミラー医薬品の市場参入を遅らせる見返りとして、それらの企業に対価を支払うことを禁止する法案を上程した。

本法案は、連邦取引委員会（FTC）にその禁止を執行する権限を与え、関連特許の満了後にジェネリックまたはバイオシミラーの参入を遅らせることを目的とした合意を、反競争的なものとみなすこととした。

本法案は、修正を加えたうえで司法委員会において可決され、上院の立法カレンダーに付され、審議が予定されている。

(v) 米国特許商標庁（USPTO）と米国食品医薬品局（FDA）の合同タスクフォースを設立する法案を上程¹⁴³（2025年3月24日）

Richard Durbin 上院議員は、特許に関する情報共有および技術支援を行うため、USPTO と米国食品医薬品局（FDA）の合同タスクフォースを創設する法案を上程した。本法案の目的の一つは、特許審査官が先行技術調査を行う際に FDA の情報へアクセスできるよう支援することである。

本法案が承認されれば、合同タスクフォースは両機関の評価プロセス、特許・医薬品・生物学的製剤の新規承認に関する情報の共有を監督し、特許審査官に職務遂行に必要な関連データを提供することになる。

USPTO と FDA は相互に連携し、管轄権が重複していることを踏まえ、本法案は、両機関の明確な権限を尊重しつつ、コミュニケーションを促進することで、効率性とガバナンスの向上に貢献できるとしている。こうした連携強化は、イノベーションの促進に貢献するとともに、安価なジェネリック医薬品へのアクセスを遅らせる不適切な戦術の防止にも貢献することになる。

本法案は、修正を加えたうえで司法委員会において可決され、上院の立法カレンダーに付され、審議が予定されている。

¹⁴² 米国合衆国議会図書館サイト <https://www.congress.gov/bill/119th-congress/senate-bill/1096/all-actions> [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹⁴³ 米国合衆国議会図書館サイト <https://www.congress.gov/bill/119th-congress/senate-bill/1097/text> [最終アクセス日：2026年3月6日]

(6) トランプ大統領、医薬品価格引下げに関する大統領令に署名¹⁴⁴ (2025年4月15日)

トランプ大統領は、米国内における処方薬価格の引下げに取り組む政権の姿勢を示す大統領令に署名した。

この大統領令は、他の事項と併せて、米国の政策として、すべての米国の患者および納税者がより低価格で処方薬を入手できるよう、知的財産保護を最適化することを明示している。

この大統領令では、米国保健福祉省に対して以下の業務が指示されている。

- (1) 米国保健福祉省は、90日以内に、連邦政府資金による医療センターへの助成金が、340B処方薬プログラムに基づき、医療センターの助成金受給者または二次助成金受給者が対象患者に支払う割引価格以下でインスリンおよび注射用エピネフリンを提供することを条件とすること。
- (2) 米国保健福祉省は、メディケア内での支払いが薬剤投与を医師の診療所から病院の外来部門に移行させることがないよう、180日以内に評価し、必要に応じて規制を提案すること。
- (3) 米国保健福祉省は、180日以内に、病院の外来部門でカバーされる外来薬剤の取得コスト調査を実施すること。その後、予算中立条項に従って適切な調整を提案しなければならない。
- (4) 米国保健福祉省は、高額処方薬の新しい支払いモデルについて、60日以内に規則を策定し、実施すること。

(7) トランプ大統領、処方薬の価格の引き下げで大統領令に署名¹⁴⁵ (2025年5月12日)

トランプ大統領は、米国の処方薬の価格について、世界で最も薬価が安い国と同じ水準（最恵国価格）に引き下げるよう義務付ける大統領令に署名した。より低価格で販売されている外国の水準に近づけることを目的としている。トランプ大統領は、製薬会社を交渉の場に引き出すことで薬価引き下げを図る構えをとっている。今回の大統領令では、製薬各社に対して自主的に値下げを求め、応じなければ規制措置を講じる可能性を示した。

大手報道機関によれば、2025年7月31日、トランプ政権は17の製薬会社に対し、以下を求める要請書を送付し、60日以内の対応を求めた¹⁴⁶。

- (i) 既存の医薬品を最恵国価格（MFN）で提供すること、

¹⁴⁴ ホワイトハウスサイト

<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/04/lowering-drug-prices-by-once-again-putting-americans-first/> [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹⁴⁵ ホワイトハウスサイト

<https://www.whitehouse.gov/fact-sheets/2025/05/fact-sheet-president-donald-j-trump-announces-actions-to-put-american-patients-first-by-lowering-drug-prices-and-stopping-foreign-free-riding-on-american-pharmaceutical-innovation/> [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹⁴⁶ Wolters Kluwer サイト <https://www.vitalaw.com/news/pharmaceutical-news-trump-demands-that-17-drug-manufacturers-lower-prices-within-60-days/hld01343fd5ba8317406a8d6d8bcc9ba8bb9e?refURL=https%3A%2F%2Fwww.google.com%2F#> [最終アクセス日：2026年3月6日]

- (ii) メディケア、メディケイド、および民間保険者に対して新薬についても最恵国価格（MFN）を適用することを保証すること、
- (iii) 海外での増収分を米国における価格引下げに再投資すること、
- (iv) 製薬会社が患者に直接、最恵国価格（MFN）で医薬品を販売できるようにするモデルに参加すること。

2025年12月19日、ホワイトハウスは、9つの製薬会社と最恵国待遇協定を結び、他の先進国の最も低い価格と薬価を合わせたと発表した¹⁴⁷。その企業はアムジェン、ベーリンガー・インゲルハイム、ブリストル・マイヤーズ・スクイブ、ジェネンテック、ギリアドサイエンス、GSK、メルク、ノバルティス、サノフィである。これまでの発表と同様に、9社はすべての州のメディケイドプログラムに対し、自社製品のMFN価格へのアクセスを提供し、アメリカの消費者に直接販売する際にはリスト価格を大幅に割引して提供しなければならない。

さらに、GSK、ブリストルマイヤーズ、スクイブ、メルクは、医薬品の原材料を戦略的有効医薬品成分備蓄に協力することを約束した。

5. TRIPS ウェイバー提案を巡る動向

(1) バイデン政権、TRIPS ウェイバー提案の支持を表明¹⁴⁸ (2021年5月5日公表)

米国通商代表部（USTR）の通商代表は、WTOにおいてインド、南アフリカなどから提出されたCOVID-19関連でTRIPS協定の知財保護義務を免除する提案（ウェイバー提案）について、米国が支持することを表明した。

インド、南アフリカは、知財権の保護によってCOVID-19への対応に必要な技術等の共有が遅れることのないよう世界が団結する必要があると主張し、COVID-19の予防、封じ込め及び治療に関して、TRIPS協定第2部第1節（著作権）、第4節（意匠）、第5節（特許）及び第7節（開示されていない情報の保護）の義務を免除することを提案していた¹⁴⁹。

続いて、2021年11月26日、バイデン大統領は、オミクロン変異種が南アフリカで発生したことを受けて声明を公表した¹⁵⁰。COVID-19ワクチンの知財保護を放棄し、グローバルに製造可能にするという米国のチャレンジに応えることを各国に求めた。

(2) TRIPS ウェイバー提案のCOVID-19診断薬・治療薬への拡大に関する調査を開始 (2023年2月1日)

¹⁴⁷ ホワイトハウスサイト <https://www.whitehouse.gov/fact-sheets/2025/12/fact-sheet-president-donald-j-trump-announces-largest-developments-to-date-in-bringing-most-favored-nation-pricing-to-american-patients/> [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹⁴⁸ 米国通商代表部サイト <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2021/may/statement-ambassador-katherine-tai-covid-19-trips-waiver> [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹⁴⁹ Wikipedia — TRIPS Agreement waiver サイト https://en.wikipedia.org/wiki/TRIPS_Agreement_waiver [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹⁵⁰ バイデン米大統領、アフリカ南部8カ国からの渡航制限発表、オミクロン株検出で11月29日から Jetro サイト <https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/11/184fb35024b18ff7.html> [最終アクセス日：2026年3月6日]

米国国際貿易委員会（USITC）は、プレスリリース¹⁵¹で、COVID-19 関連で TRIPS 協定の知財保護義務を免除する TRIPS ウェイバー提案について対象を診断薬・治療薬に拡大するか否かを検討するための調査を実施すると発表した。2022 年 12 月 16 日に米国通商代表部（USTR）の通商代表が USITC に調査を要請していた。

2022 年 6 月の WTO 閣僚会議においてワクチンの生産および供給に関する特許についてウェイバー提案が合意された際には、診断薬・治療薬への対象拡大は決定が先送りされ、6 カ月以内に決定するとされていた。その後、12 月に USTR は対象拡大の決定期限の延期を支持すると表明し、同月、WTO 一般理事会は決定期限の先送りを承認していた。USITC は、今回の調査にて診断薬・治療薬について以下の内容を報告する予定としており、2023 年 10 月 17 日に報告書を提出するとした。

- (1) サプライチェーンの分析を含む、生産および流通の概要
- (2) 世界の市場における需要や消費に関する概要
- (3) 入手・利用の可能性および価格に関する情報
- (4) 世界の貿易に関するデータ

USITC は、公聴会の開催を含め、調査期間中には一般の人々からの意見を求める予定であるとした。

また、USTR は外国政府や医薬品メーカーなどから以下の点に関する意見を聴取するとした。

- (a) TRIPS は COVID-19 診断薬・治療薬のイノベーションをどのように促進し、また、アクセスをどのように制限しているか。
- (b) 既存の TRIPS の医薬品に関する柔軟性を利用する際の成功例と課題。
- (c) 診断薬・治療薬への適用拡大の延長により、市場に出ていない製品や既存製品の新たな用途がどの程度影響を受ける可能性があるか。
- (d) 医薬品へのアクセスを改善するために、既存の TRIPS の規則と柔軟性をどのように活用できるか。

(3) TRIPS 協定に基づく COVID-19 の診断と治療、および柔軟性に関する報告書を発表¹⁵² (2023 年 10 月 17 日)

米国国際貿易委員会（USITC）は、COVID-19 の診断と治療、および世界貿易機関（WTO）の知的財産権の貿易関連側面に関する協定（TRIPS 協定）に基づく特定の柔軟性に関する報告書¹⁵³を発表した。この調査は、2022 年 12 月 16 日に米国通商代表部（USTR）が受け取った書簡で要請したものである（上述の（2）参照）。

USTR の要請書は、USITC に対し、COVID-19 の診断と治療に関する多くの問題と要因に関する情報を提供するとともに、重大なデータと情報のギャップが存在する場所を特定するよう求めた。要請に応じて、USITC の報告書は、特許および開発中の COVID-19 診断および治療の世界を特定し、定義している。また、関連する COVID-19 の診断と治療に関す

¹⁵¹ 米国通商代表部サイト <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2022/december/ambassador-tai-requests-usitc-investigation-covid-19-diagnostics-and-therapeutics> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁵² 米国国際貿易委員会サイト <https://www.usitc.gov/publications/332/pub5469.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁵³ 米国国際貿易委員会サイト <https://www.usitc.gov/publications/332/pub5469.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

る情報も提供している。

- (a) 知的財産の保護、生産、流通、貿易。
- (b) 需要と需要に影響を与える要因。
- (c) 世界銀行の経済分類による世界の需要と消費の市場セグメンテーション - 高所得国 (HIC)、上位中所得国 (UMIC)、低中所得国 (LMIC)、低所得国 (LIC)。
- (d) 可用性と価格。

この報告書はさらに、とりわけ、COVID-19 の診断薬や治療薬へのアクセスに対する障壁や、医薬品特許プールが調整する自主的なライセンスやライセンスを含む代替品の強制ライセンスを使用または使用しようとするために WTO 加盟国がとった行動をカタログ化している。この報告書には、特定のトピックに関する一般の人々の意見と文献レビューも含まれている。

調査結果の注目すべき事項は以下のとおり。

- (1) COVID-19 の診断薬や治療薬である製品の世界は広大である。関連する COVID-19 診断薬と治療薬の範囲を狭めるための可能なアプローチは、製品が特許の対象であるかどうか、製品が COVID-19 を対象としているかどうか、製品が規制当局の承認または認可を受けているかどうかを調べることである。
- (2) 診断と治療の 2 つの分野は、異なる生産者、インプット、ノウハウで構成されている。一般に、COVID-19 診断薬は COVID-19 治療薬よりも早く市場に投入できる。COVID-19 の診断薬と治療薬の研究開発は主に高所得地域で行われたが、診断薬と治療薬の製造は、LIC を除くすべての所得レベルの国で行われた。
- (3) 医薬品特許プールによって調整されたライセンスを含む自主的なライセンスは、LIC、LMIC、および一部の UMIC で COVID-19 治療薬を割引価格で販売するための重要なメカニズムである。ただし、多くの UMIC は自主的なライセンスに基づく補償から除外されている。特定の COVID-19 治療薬に関連する知的財産にアクセスするために、少数の国で強制ライセンスが使用されている。
- (4) COVID-19 の診断薬や治療薬へのアクセスと利用可能性の点で、さまざまな所得層の国間での格差は大きく、需要と入手可能性に影響を与える主な要因には、知的財産へのアクセス、価格と手頃な価格、規制当局の承認、医療インフラ、政府の医療の優先事項などがある。これらの要因のそれぞれと、入手可能性と需要に影響を与えるその他の要因の重要性は、国によって大きく異なる。

(4) トランプ大統領、2022 年の TRIPS 免除を批判し、さらなる延長提案を拒否¹⁵⁴ (2025 年 2 月公表)

2025 年 2 月に公表された「2025 年通商政策方針および 2024 年次報告書 (2025 Trade Policy Agenda and 2024 Annual Report)」において、トランプ政権は、2022 年に WTO 加盟国

¹⁵⁴ 米国通商代表部サイト

<https://ustr.gov/sites/default/files/files/reports/2025/2025%20Trade%20Policy%20Agenda%20WTO%20at%2030%20and%202024%20Annual%20Report%2002282025%20--%20FINAL.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

によって採択された新型コロナウイルス（COVID-19）ワクチン関連特許に対する TRIPS 協定の 5 年間の免除措置の効果を強く批判した。

同報告書は、この免除措置が新型コロナウイルス（COVID-19）ワクチンへのアクセスを拡大することにはつながらず、むしろ将来のパンデミックに向けた新たな治療法や治療法の開発に悪影響を及ぼしたと指摘している。

また、同報告書は、この免除措置により知的財産権保護の基準が弱体化し、知的財産と医薬品アクセスの役割に関して誤った、かつ危険な言説を助長していると強調している。これらの主張は、トランプ新政権が採用した知財重視の政策と一致するものである。

6. 特許の質に関する議論の動向

(1) 特許審査プロセス及び特許の質の改善に関する法案を上程¹⁵⁵（2022 年 8 月 2 日）

Thom Tillis 議員は、特許審査プロセスおよび特許の質の改善に関する法案である Patent Examination and Quality Improvement Act を Patrick Leahy 議員と共同で連邦議会上院に上程した。

法案の主な内容は以下のとおり。

(a) 政府説明責任局（GAO）による報告書の提出

法律の成立から 1 年以内に、GAO が特許審査プロセスおよび特許の質を改善する方法に関する勧告を含む報告書を、連邦議会上院および下院の司法委員会に提出することを求める。報告書には以下の事項を含める。

(a) 反復的で不当に冗長なクレームの回避を含む、米国特許法第 101 条（特許適格性）、第 102 条（新規性）、第 103 条（非自明性）、および第 112 条（記載要件）の適用に関する審査プロセスの改善

(b) 特許審査官による明確で徹底した先行技術の文献調査に関する、より明確な定義

(c) USPTO が特許の質を改善するためにこれまでに実施してきた試みの厳格な評価

(d) USPTO が以下の事項を実施する必要があるか否かの評価

(1) 何が特許の質を構成するかに関する明確な基準や、特許の質に関する指標の確立

(2) 特許審査官への審査のための追加時間の提供

(3) 特許審査官の作業成果物のレビューに関する明らかな誤りの訂正

(4) 特許審査官による面接に関する録音や自動文字起こしによる記録

(5) 特許審査官が過去に担当した技術分野の審査件数などを考慮した、特許出願の最も適した審査官への割り当て

(e) 特許出願プロセスにおける不正の証拠を調査するタスクフォースなど、不正に対処するための提案

(f) 特許審査官の研修を改善する方法に関する勧告

(b) USPTO によるガイダンスの作成

GAO による報告書の提出から 1 年以内に、USPTO 長官が当該報告書を受けて特許審査

¹⁵⁵ 米国合衆国議会図書館サイト <https://www.congress.gov/bill/117th-congress/senate-bill/4704> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

官向けのガイダンスを作成することを求める。

(c) USPTO による報告書の提出

法律の成立から2年以内に、USPTO 長官が意見募集を実施し、以下の事項を含む報告書を連邦議会に提出することを求める。

- (a) 特許審査官の新技術分野に関する技術研修の改善
- (b) 特許および商標の審査審判や特許の譲渡記録に関する USPTO の IT システムの能力
- (c) USPTO の IT システムの近代化のための5年計画
- (d) 特許審査プロセスを改善するための高度なデータの科学的な分析の USPTO の利用状況および5年計画

米国の法律事務所からの情報によれば、本法案は第117議会の終了時に失効し、第118議会では再上程されず、現時点において第119議会にも正式に上程されていない。

(2) 特許権の頑強性および信頼性を高めるための運用に関する意見を公募¹⁵⁶ (2022年10月～2023年2月実施)

USPTO は、特許権の頑強性および信頼性を高めるための運用に対する意見を募集している。意見募集は2022年10月4日付のUSPTO サイトで発表され、意見の提出期限は2023年2月3日とされた。

今回の意見募集は、2022年7月6日にUSPTO 長官から米国食品医薬品局 (FDA) へ送付された医薬品市場の競争力強化に関する書簡¹⁵⁷に記載されていた強固で信頼性の高い特許を発行するための提案に関する内容を主に扱っている。また、2022年6月8日に Patrick Leahy 上院議員などから USPTO 長官に送付された、単一の製品をカバーする大量の特許、いわゆる特許の藪 (patent thickets) を懸念する書簡に記載されていた USPTO への質問を引用して、意見を求めた。

今回の意見を求めた主な内容は以下のとおり。

(a) 先行技術調査について

先行技術調査において、審査官が最も関連性の高い情報にアクセスできるようにするため、審査官が検索すべきと思われる具体的な情報源について意見を求めた。特に非特許文献を確実に調査するための情報源の提供を求めた。また、審査官が審査対象の出願に関連する公知技術や企業の販売活動を確実に認識できるようにするためのベスト・プラクティスについても情報提供を求めた。

(b) クレームのサポート要件について

全てのクレームが明細書によって適切にサポートされていることを保証するための運用

¹⁵⁶ 米国政府印刷局サイト <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2022-10-04/pdf/2022-21481.pdf> [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹⁵⁷ 米国特許商標庁サイト <https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/PTO-FDA-nextsteps-7-6-2022.pdf> [最終アクセス日：2026年3月6日]

について意見を求めている。具体的には一部継続出願（もとの特許出願を基礎として、もとの特許出願日を確保しながら、もとの出願に開示されていなかった事項を加えて新たに行う出願）など新たなクレームを提示する出願をする際や、審査中に新たなクレームを提示する際に、出願人にクレームのサポート関係の説明や特定を要求することの是非などについて意見を求めた。

（c）継続審査請求の運用について

最後のオフィスアクションが発出された後に、新たな出願をすることなく、審査の継続を請求できる継続審査請求（RCE：Request for Continued Examination）の運用に変更が必要かどうか、意見を求めた。たとえば、1つの出願に対するRCEの件数が一定数に達した場合に出願を別の審査官に移行することや、請求に対する審査の精度を強化することについて意見を募集した。

（d）限定要求の運用などについて

1つの特許出願に2つ以上の独立した異なる発明がクレームされている場合に、出願を1つの発明に限定するよう審査官から出願人に要求する運用である、いわゆる限定要求について改善すべき点などの意見を求めた。特許の藪の原因の1つとして指摘されている継続出願（もとの特許出願を基礎として、もとの特許出願日を確保しながら、新規事項を追加せずに行う特許出願）の件数が大幅に増加している理由が限定要求に関連しているとの認識から、運用の改善を検討するとしている。具体的には2つ以上の異なる発明でも同じ出願のなかで審査できるようにする方策や限定要求の運用に代えて単一性の要件を導入することについて意見を求めた。限定要求が確定した後の分割出願の提出に期限を設定することなどについても意見を募集した。また、複数の特許出願において特許的に区別できないクレームが含まれているケース、いわゆる非法定型の二重特許（Non-Statutory Double Patenting）に対する運用に関して何らかの改善を加える必要があるかどうか、意見を求めた。

企業、団体、法律事務所、個人など、さまざまな関係者から合計178件のコメントが寄せられたが、そのうち131件のみがUSPTOにより公開された。米国法律事務所からの情報によれば、2023年3月7日付の書簡において、USPTOは、米国農務省（USDA）に対し、寄せられたコメントを精査し、必要に応じてガイダンスや規則制定を進める旨を通知した。

7. 特許適格性に関する議論の動向

（1）特許適格性の法理の現状について報告書を議会に提出¹⁵⁸（2022年6月28日）

USPTOは、特許適格性の法理の現状について報告書を議会に提出した。Thom Tillis 議員、Chris Coons 議員がUSPTOに対し、最高裁判例によって構築された適格性法理の影響につ

¹⁵⁸ 米国特許商標庁サイト <https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/USPTO-SubjectMatterEligibility-PublicViews.pdf>
[最終アクセス日：2026年3月6日]

いて調査するよう要請したことを受け、USPTO は 2021 年 7 月に意見募集を行っていた¹⁵⁹。今回の報告書は、産業界や実務家、学者などから提出された 141 件の意見を踏まえてまとめられたものである。

報告書の概要は以下のとおり。

- (1) 適格性法理は明確で予見可能性があり一貫したものであるべきというのが共通した認識である。
- (2) 大規模なハイテク企業やコンピュータ関連企業は、現状を支持する傾向にある。
- (3) スタートアップや中小企業、ライフサイエンス関連企業は、現状を支持しない傾向にある。
- (4) 現在の適格性法理を支持する理由としては、過度に広い特許を巡った特許訴訟の減少により訴訟費用が抑えられていることや、技術の共有が促進されていることなどが挙げられた。特に人工知能（AI）や量子コンピュータなどの新興技術の関係者は、最高裁判所の判決以来、投資が増加していると述べた。
- (5) 現在の適格性法理を支持しない理由としては、特許を取得しづらくなったことや、権利行使する際に予見可能性が低下したことなどが挙げられた。スタートアップや中小企業からは、小規模な投資が抑制される結果、資金力の強い大企業が市場を支配するようになったと指摘があった。
- (6) 医療診断や精密医療の分野の企業は、特許ではなく営業秘密などの他の方法で知財を保護するようになり、新しい技術情報が開示されなくなった。

USPTO は、報告書において今後も多様な関係者との意見交換を続けるとしている。

（2）USPTO、特許適格性に関する審査便覧への意見募集を実施（2022 年 7～10 月）

USPTO は、USPTO サイト¹⁶⁰で、特許適格性（米国特許法第 101 条）に関する審査便覧（MPEP：Manual of Patent Examining Procedure）第 2106 章¹⁶¹に対する意見を募集すると発表した。

USPTO 長官がブログ記事¹⁶²で適格性に関する明確性向上のための取組として紹介した。記事の中で USPTO 長官は、少なくとも 1 つの拒絶理由を含むオフィスアクションの中で、適格性に基づく拒絶理由を含むものは現在約 8% であり、非自明性（約 80%）などと比べて少ない上、近年の審査便覧の改訂により、2018 年の約 25% から減少したと指摘した。そして、これまでの USPTO の取組により適格性に関する審査の一貫性は向上してきたものの、さらなる改善のために審査便覧を見直しているとして、意見の提出を呼びかけている。意見は内容が具体的であるほど検討しやすいとしている。

33 件の意見の提出があった。

Google、Amazon、Samsungなどを会員とする High Tech Inventors Alliance は否定的な意見

¹⁵⁹ 国家公文書記録管理局サイト <https://www.federalregister.gov/documents/2021/07/09/2021-14628/patent-eligibility-jurisprudence-study> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁶⁰ 国家公文書記録管理局サイト <https://www.federalregister.gov/documents/2022/09/01/2022-18895/submission-of-comments-regarding-the-patent-subject-matter-eligibility-guidance> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁶¹ 米国特許商標庁サイト <https://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/s2106.html> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁶² 米国特許商標庁サイト <https://www.uspto.gov/blog/providing-clear-guidance-on-patent> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

を寄せた。主な意見として、「判例と矛盾しており、審査官に特許不適格なクレームを認めるよう促している」、「何千もの無効なクレームを認めてしまう」が挙げられた。

Apple、Intel、Meta、Rakutenなどを会員とする Computer & Communications Industry Association も否定的な意見を寄せた。主な意見として、「判例に準拠しない枠組みに従って特許を発行している」、「適格性の法的基準を満たさない多くの特許が発行された可能性が高い」が挙げられた。

Qualcomm、Dolby、AbbVieなどを会員とする Innovation Alliance は肯定的な意見を寄せた。主な意見として、「強固で信頼できる特許を発行することにつながっており、賞賛すべきである」が挙げられた。

GM、Ford、トヨタ、日産、ホンダ、パナソニックなどを会員とする Alliance for Automotive Innovation は肯定的な意見を寄せた。主な意見として、「自動車産業が米国でイノベーションを行う能力に負の影響を与えるものではない」、「イノベーションの奨励と、審査を通じた特許の質を向上との間で適切なバランスをとっている」が挙げられた。

特許適格性（米国特許法第 101 条）に関する審査便覧第 2106 章¹⁶³自体は、改正に至っていない。2023 年以降、USPTO の取り組みは、AI 発明に関する審査基準に重点を置くようになり、その結果として、2024 年 7 月 17 日に、特許適格性に関するガイダンス¹⁶⁴の AI 関連発明の事例の追加が行われた（上記の項目 1. の（4）参照）。

（3）特許適格性に関する米国連邦最高裁判所の対応

（i）Yu v. Apple, Inc.（2022 年 2 月 22 日却下）

デジタルカメラで異なる露光の 2 枚の画像を取得し、一方で他方を補正して画質改善する発明について、CAFC は、「2 枚撮って相互に改善」という抽象的アイデアに向けられ、実装も汎用的なカメラ部品の高レベル記載に留まり発明的概念がないとしていた¹⁶⁵。最高裁判所は、理由を示さずに上告受理を拒否した。

（ii）Ameranth, Inc. v. Olo, Inc.（2022 年 6 月 13 日却下）

飲食注文・メニュー提示などのソフトウェア的手法に関する発明について、CAFC は、飲食店の注文・予約等の「接客（ホスピタリティ）情報を同期通信でやり取りする」という抽象的アイデアを、従来の「紙とペン」業務のコンピュータ化として機能的・結果志向で述べただけで、具体的な実装方法がないとしていた¹⁶⁶。最高裁判所は、理由を示さずに上告受理を拒否した。

¹⁶³ 米国特許商標庁サイト <https://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/s2106.html> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁶⁴ 国家公文書記録管理局サイト <https://www.federalregister.gov/documents/2024/07/17/2024-15377/2024-guidance-update-on-patent-subject-matter-eligibility-including-on-artificial-intelligence> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁶⁵ Finnegan サイト <https://www.finnegan.com/en/insights/blogs/federal-circuit-ip/a-fractured-vision-of-eligibility-split-federal-circuit-panel-finds-digital-camera-claims-ineligible.html> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁶⁶ SCOTUSblog サイト <https://www.scotusblog.com/cases/case-files/ameranth-inc-v-olo-inc/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

(iii) American Axle & Manufacturing (AAM) v. Neapco (2022年6月30日却下)

自動車用ドライブシャフト（プロペラシャフト）の製造方法の発明について、CAFCは、フックの法則（物体のばね特性）や自然界の振動減衰現象という自然法則を対象としているに過ぎず、具体的な技術解決手段を特定していないとしていた¹⁶⁷。最高裁判所は、理由を示さずに上告受理を拒否した。

(iv) Spireon, Inc. v. Procon Analytics, LLC (2022年6月30日却下)

自動車ディーラーの在庫車両に市販の位置情報トラッカーを紐付けて、位置データ等を集約・表示して在庫管理（所在把握）を行う発明について、CAFCは、車両在庫管理という抽象的アイデアを、従来型のデータ管理手順＋汎用ハードウェアで実行すると機能的に述べただけで、発明的概念がないとしていた¹⁶⁸。最高裁判所は、理由を示さずに上告受理を拒否した。

(v) Interactive Wearables v. Polar Electro Oy (2023年5月15日却下)

ウェアラブル・コンテンツ・プレイヤーのシステムの発明について、CAFCは、「情報の送信、表示、ユーザーへの提供」という抽象的な概念に過ぎず、具体的な技術的な解決策や発明を規定していないとしていた¹⁶⁹。最高裁判所は、理由を示さずに上告受理を拒否した。

(vi) Tropp v. Travel Sentry, Inc. (2023年5月15日却下)

空港職員が「マスターキー」で開錠でき、利用者は別手段で施錠管理できる「二重アクセス」手荷物ロックの運用・仕組みに関する発明について、CAFCは、二重アクセス鍵という古くからの概念を空港手荷物検査に適用しただけの抽象的アイデアで、具体的な技術的改良がないとしていた¹⁷⁰。最高裁判所は、理由を示さずに上告受理を拒否した。

(vii) CareDx, Inc. v. Natera, Inc. (2023年10月2日却下)

臓器移植後の患者血液中の「ドナー由来 cfDNA」を測定し、拒絶反応など移植臓器の状態を評価する診断方法の発明について、CAFCは、「ドナーcfDNA量と拒絶反応等の「自然現象／相関」を利用するだけで、採血・増幅・シーケンス等の工程が「周知・ルーチン・慣用」の範囲を出ず、Mayo/Alice ステップ 2 の発明的概念がないとしていた¹⁷¹。最高裁判所は、理由を示さずに上告受理を拒否した。

(viii) Eolas Technologies, Incorporated v. Amazon.com, Inc., et al (2024年10月7日却下)

¹⁶⁷ Jetro サイト https://www.jetro.go.jp/ext_images/Ipnews/us/2022/20220527.pdf [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹⁶⁸ SCOTUSblog サイト <https://www.scotusblog.com/cases/case-files/spireon-inc-v-procon-analytics-llc/> [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹⁶⁹ SCOTUSblog サイト <https://www.scotusblog.com/cases/case-files/interactive-wearables-llc-v-polar-electro-oy/> [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹⁷⁰ SCOTUSblog サイト <https://www.scotusblog.com/cases/case-files/tropp-v-travel-sentry-inc> [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹⁷¹ SCOTUSblog サイト <https://www.scotusblog.com/cases/case-files/caredx-inc-v-natera-inc/> [最終アクセス日：2026年3月6日]

ウェブブラウザを通じてリモートのデータオブジェクトとやり取りする技術の発明について、CAFC は、コンピュータやネットワークを使った単なる情報処理の抽象的な概念に過ぎず、具体的な技術的な解決策や発明を規定していないとしていた¹⁷²。最高裁判所は、理由を示さずに上告受理を拒否した。

(ix) Return Mail, Inc. v. United States (2024 年 11 月 18 日却下)

配達不能郵便を処理し、宛先（住所）情報などを読み取って電子的に中継・更新する“返送郵便処理”の情報処理手法の発明について、CAFC は、クレームの発明が郵便物の宛先情報を読み取り、電子的に処理することをコンピュータ上で実行するものにすぎず、従来のビジネス慣行をコンピュータに移しただけなので、具体的な技術的な解決策や発明を規定していないとしていた¹⁷³。最高裁判所は、理由を示さずに上告受理を拒否した。

(x) Recentive Analytics, Inc. v. Fox Corp., Fox Broadcasting Company, LLC, and Fox Sports Productions, LLC (2025 年 12 月 8 日却下)

機械学習を使って、放送ネットワークの番組編成（ネットワークマップ）やライブイベントのスケジュールを、リアルタイムデータに基づき最適化・自動更新する発明について、CAFC は、機械学習を「使う」と書いてあるだけで、モデルや学習方法をどう改良したのか（技術的な仕組み）が一切書かれておらず、結局、「既存 ML を新しいデータ環境に当てはめて結果（地図・スケジュール）を出す」という抽象的アイデアにとどまるとしていた¹⁷⁴。最高裁判所は、理由を示さずに上告受理を拒否した。

(4) 特許適格性に関する法案 (2022 年 8 月～2025 年 8 月)

特許法第 101 条の特許適格性の問題について、米国連邦議会に 3 回の上程が行われている。

(i) Tillis 議員が特許適格性に関する法案を上程¹⁷⁵ (2022 年 8 月 2 日上程)

Thom Tillis 議員は、特許適格性（米国特許法第 101 条）に関する法案である「Patent Eligibility Restoration Act」を連邦議会上院に上程した。

プレスリリースにおいて、Tillis 議員は、最高裁判所の判例によって適格性法理が混乱し不明確になった結果として、一貫性が欠如した判決が出されたり、イノベーションや投資

¹⁷² IPWatchdog サイト <https://ipwatchdog.com/2024/10/08/scotus-denies-challenges-section-101-test-trademark-domicile-rules-obviousness-type-double-patenting-analysis/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁷³ IPWatchdog サイト <https://ipwatchdog.com/2024/11/19/return-mail-becomes-latest-101-petition-denied-scotus/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁷⁴ IPWatchdog サイト <https://ipwatchdog.com/2025/12/08/scotus-scraps-recentives-petition-seeking-clarity-eligibility-machine-learning-claims/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁷⁵ 米国合衆国連邦議会サイト <https://www.congress.gov/bill/117th-congress/senate-bill/4734> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

の不確実性が増したりするなど、様々な負の影響が発生したと述べた。この法案は、4年以上にわたる関係者との議論に基づき、適格性を有するものについてカテゴリーを整理し、適格性を有しないものを特定して列挙することで、多分野における重要な発明について適格性を回復するものであると述べた。

本法案では適格性について以下のように規定している。

- (1) 有用な方法、機械、製造物、組成物、もしくはそれらの有用な改善を発明または発見した者は特許を取得できる。
- (2) ただし、以下については特許を取得できない。
 - (a) 数式であり、有用な発明や発見でないもの。
 - (b)
 - (i) 技術的でない経済、金融、ビジネス、社会、文化、美術についてのプロセス。ただし、このようなプロセスが機械や製造物に具現化されており、クレームにおいて当該機械や製造物の機能と一体化されて記載されている場合には特許を取得できる。
 - (ii) 人間の精神によってのみ行われる精神的なプロセス。
 - (iii) 人間の活動から独立した、もしくは人間の活動以前から存在する、自然界で発生するプロセス。
 - (c) 改変されておらず、人体に存在するままのヒト遺伝子。ただし、遺伝子の単離、精製、濃縮等、人間の活動によって変化した場合や、他の方法により有用な発明や発見に利用されている場合を除く。
 - (d) 改変されておらず、自然界に存在するままの天然物。ただし、天然物の単離、精製、濃縮等、人間の活動によって変化した場合や、他の方法により有用な発明や発見に利用されている場合を除く。
- (3) 適格性を判断する際には、クレームされた発明を全体的に検討し、全てのクレームの要素を考慮する。また、その際には、(i) クレームされた発明が作られた方法、(ii) クレームの一部が周知、慣用、もしくは従来のものであるか、または自然発生するかどうか、(iii) 発明時点での技術の状況、(iv) 米国特許法第 102 条（新規性）、第 103 条（非自明性）、第 112 条（記載要件）に基づく検討事項は考慮しない。
- (4) 特許侵害訴訟においては、裁判所はいつでも、訴訟の対象となっている発明や発見が適格性を有するかどうかを判断できる。事実関係において争いがなく、当事者の申立てによる場合を含む。裁判所は適格性の判断の際に、適格性のみに関連する限定的なディスカバリーを実施できる。

（ii）Tillis 議員および Coons 議員が特許適格性に関する法案を再上程¹⁷⁶（2023 年 6 月 22 日上程）

Thom Tillis 議員および Chris Coons 議員は、特許適格性（米国特許法第 101 条）に関する法案である「Patent Eligibility Restoration Act」を連邦議会上院に再上程した。

本法案は、Tillis 議員が 2022 年 8 月に提出した「Patent Eligibility Restoration Act of 2022」

¹⁷⁶ Thom Tillis, U.S. Senator for North Carolina サイト <https://www.tillis.senate.gov/services/files/4B41CBF2-57AB-4E8E-9E93-7D714A7AAB40> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁷⁷を一部修正した内容となっている。昨年の法案と比較すると、「Findings」という新たなセクションが追加されており、適格性法理が不明確である現在の状況は特許実務家等の中で混乱を生じさせており、大きな変更と明確化が必要であると述べられている。

法案では適格性について以下のように規定している。

- (1) 有用な方法、機械、製造物、組成物、もしくはそれらの有用な改善を発明または発見した者は特許を取得できる。
- (2) ただし、以下については特許を取得できない。
 - (a) 数式であり、有用な発明や発見でないもの。
 - (b) 実質的に経済、金融、ビジネス、社会、文化、美術についてのプロセス。ただし、このようなプロセスが機械や製造物を使用しなければ実質的に実施できない場合には特許を取得できる。
 - (c) 人間の精神によってのみ行われる精神的なプロセス。人間の活動から独立した、または人間の活動以前から存在する、自然界で発生するプロセス。
 - (d) 改変されておらず、人体に存在するままのヒト遺伝子。ただし、遺伝子の単離、精製、濃縮等、人間の活動によって変化した場合や、他の方法により有用な発明や発見に利用されている場合を除く。
 - (e) 改変されておらず、自然界に存在するままの天然物。ただし、天然物の単離、精製、濃縮等、人間の活動によって変化した場合や、他の方法により有用な発明や発見に利用されている場合を除く。
- (3) 適格性を判断する際には、クレームされた発明を全体的に検討し、全てのクレームの要素を考慮する。また、その際には、(i) クレームされた発明が作られた方法、(ii) クレームの一部が周知、慣用、もしくは従来のものであるか、または自然発生するかどうか、(iii) 発明時点での技術の状況、(iv) 米国特許法第 102 条（新規性）、第 103 条（非自明性）、第 112 条（記載要件）に基づく検討事項は考慮しない。
- (4) 特許侵害訴訟においては、裁判所はいつでも、訴訟の対象となっている発明や発見が適格性を有するかどうかを判断できる。裁判所は適格性の判断の際に、適格性のみに関連する限定的なディスカバリーを実施できる。

(iii) Tillis 議員および Coons 議員が特許適格性に関する法案を再上程¹⁷⁸（2025 年 5 月 1 日）

Thom Tillis 議員（上院の知的財産小委員会委員長）および Chris Coons 議員は、特許適格性（米国特許法第 101 条）に関する法案である「Patent Eligibility Restoration Act」を連邦議会上院に再上程した。その法案は、同時に連邦議会下院にも再上程された。

本法案は、Tillis 議員および Coons 議員が 2023 年 6 月に提出した「Patent Eligibility Restoration Act of 2023」¹⁷⁹と同様に、特許適格性の判断基準を明確化し、特許適格性の判断

¹⁷⁷ 米国議会図書館サイト <https://www.congress.gov/bill/117th-congress/senate-bill/4734> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁷⁸ Thom Tillis, U.S. Senator for North Carolina サイト <https://www.tillis.senate.gov/services/files/66582271-634A-4102-9658-5E4A98E4D206> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁷⁹ Thom Tillis, U.S. Senator for North Carolina サイト <https://www.tillis.senate.gov/services/files/4B41CBF2-57AB-4E8E-9E93-7D714A7AAB40> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

に予見可能性を与えることを目的としたものである。本法案が特許を取得できない類型を列挙している点などは先の法案と同様であるが、前回の法案と比較すると「Rules of Construction」というセクションが新たに設けられている。

本法案で新たに設けられたセクション「Rules of Construction」では以下の内容が規定されており、本法案の解釈について明確化が図られている。

- (1) 本法案は、自明型の二重特許に関する判例の考え方に影響を与え、または変更するように解釈されるべきでないこと
- (2) 数式そのものや実質的に経済、金融、ビジネスなどにかかるプロセスについては、コンピュータ（機械や製造物を含む）による課題の解決前後の動作をクレーム中に記載したとしても、当該発明の実施にそのコンピュータの使用が必須でない場合には、特許適格性の要件を充足しないこと

8. RESTORE 特許法案を巡る動向¹⁸⁰

2024年のRESTORE法案¹⁸¹が第118議会の閉会に伴い失効した後、Chris Coons議員は、Tom Cotton議員と共に、特許権に基づく差止めに関する法案を連邦議会上院に再上程した。また、同日に連邦議会下院においても同様の法案が上程された。この法案は、裁判所が最終判断として特許権の侵害を認めた場合に、侵害行為の差止めが認められるという反証可能な推定を特許権者に与えるものである。この法案は、Realizing Engineering, Science, and Technology Opportunities by Restoring Exclusive (RESTORE) Patent Rights Act of 2025 (RESTORE 特許法案)と呼ばれている。法案の核心は、特許侵害が認められた場合に裁判所が差止め命令を発令するという推定を回復させることである。

この法案を上程した背景は以下のとおり。

- (1) 新技術に対して適切な特許権の保護を与えることがグローバルなイノベーションにおいて米国の競争優位性を確保するために不可欠である。
- (2) 憲法は、科学と有用技術の進歩のために、発明者に対してその発明について排他権を認めている。
- (3) 特許権者の許諾のない他者による特許発明の実施を妨げる権利は、特許権者がその発明の恩恵を一定期間得る上での基礎となるものである。
- (4) 議会と裁判所は、衡平法上の救済である差止めにより、特許権を長年にわたり保護してきた。
- (5) 特許権の侵害行為による回復不能な損害を考慮し、裁判所は歴史的に差止め命令を出してきたが、近年ではそのアプローチを採らなくなっている。
- (6) 特許権の侵害行為が繰り返される場合に、差止めについて反証可能な推定を適用しない場合には次の点が懸念される。
 - (a) 特許権者が差止め命令を得る能力が大幅に低下する
 - (b) 国際的な大企業による略奪的な侵害行為へのインセンティブになり、特に資力に乏し

¹⁸⁰ 米国合衆国議会図書館サイト <https://www.congress.gov/bill/119th-congress/senate-bill/708/text> [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹⁸¹ Patent Law Blog サイト https://cdn.patentlyo.com/media/2024/07/restore_act_bill_text.pdf [最終アクセス日：2026年3月6日]

い特許権者に影響が出る

これは、2006年の *eBay Inc. v. MercExchange, L. L. C.*, 547 U.S. 388 の最高裁の判決¹⁸²以降、特許侵害訴訟での差止命令の取得が困難になっていた状況を変えようとする試みである。

この法案は、2025年2月25日に連邦議会下院へ同時に再上程され、現在は、上院、下院の両院の司法委員会で審議待ちとなっている。

9. 米国特許商標庁 (USPTO) の施策・実務に関する動向

(1) 包摂的イノベーションに関する国家戦略を公表¹⁸³ (2024年5月1日公表)

USPTO は、経済成長や雇用創出等を目的とする包摂的イノベーション国家戦略 (National Strategy for Inclusive Innovation : NSII) を公表した。

この国家戦略は、包摂的イノベーション協議会の支援を受けて USPTO が策定したもので、地域社会の向上、経済成長、質の高い雇用の創出、そして地球規模の課題への取り組みといったイノベーションにおける米国のリーダーシップというビジョンに基づいている。USPTO は、科学、技術、工学、数学分野とイノベーションへの参加を、一般社会と関連する起業家精神の両方を通じて促進することにより、包摂的イノベーション国家戦略に示されたビジョンを実現し、「すべてのアメリカ人がイノベーション経済に完全に参加できる能力を解き放つ」ことを目指している。

包摂的イノベーション国家戦略は、2022年12月29日にバイデン大統領が署名して法律となった「米国イノベーター解放法」の義務を追求し、効果的な知的財産エコシステムに不可欠な社会正義の義務と効果を実現するための大胆なイニシアチブを体現している。包摂的イノベーション国家戦略で指摘されているように、知的財産への取り組みの促進は、我が国の建国以来、科学技術における米国の進歩の最前線にあるが、主要な研究により、米国のイノベーション・エコシステムへの参加は「非常に不平等」であることが明らかになっている。

内容は、若年層からの知財教育の標準化、大学以降の高等教育の充実化、多様な人材による協力の拡大、商業化によるさらなるイノベーションの促進といった流れを説明するものとなっている。

この戦略では、4つの項目が設けられ、11の提言がなされた。

(a) 新世代の発明者への啓発

- (1) 幼稚園から高校までのイノベーション教育を強化する。
- (2) イノベーション教育者のリソース、トレーニング、支援を提供する。
- (3) 若年層のイノベーションへの興味を持続させるための指導や支援を提供する。

(b) 発明者への教育と権利付与

¹⁸² Justia サイト <https://supreme.justia.com/cases/federal/us/547/388/> [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹⁸³ Jetro サイト https://www.jetro.go.jp/ext_images/Ipnews/us/2024/20240506_3.pdf [最終アクセス日：2026年3月6日]

- (4) 広範で多様な高等教育を提供する機関による研究機会の拡大を行う。
- (5) 高等教育以降でのイノベーションや起業の学習・経験を促進する。
- (6) イノベーションのための高等教育以降のインターン機会を提供する。

(c) 政府、産業界、非営利団体、学術機関の包摂的イノベーションの推進

- (7) 各種機関をまたがる包摂的な労働力確保を促進し、支援する。
- (8) 学術機関を含む組織で、より広範かつ公平にイノベーションを育む。

(d) 市場へのイノベーションの導入

- (9) すべての発明者や起業家に公平な知的財産保護を与える。
- (10) すべての人が起業のためのリソースや支援を得られるようにする。
- (11) すべての人に対する商業化支援や技術移転を活用・拡大する。

米国の法律事務所からの情報によれば、トランプ現政権は、この国家戦略を正式に終了していないため、同国家戦略は依然として有効に存続している。

(2) ターミナルディスクレマーに関する規則改正案の公表¹⁸⁴ (2024年5月10日公表)

USPTOは、ターミナルディスクレマーに関する規則改正案を公表した。ターミナルディスクレマーとは、自明型のダブルパテント (Obviousness-type double patenting) を回避するために、特許出願人が特許権の存続期間を一部放棄する手続きである。

特許出願人は、ある発明を先に出願 (先願) した後に、部分的に改変した発明を別の出願 (後願) として出願することがある。後願の発明は、特許可能な程度に先願の発明と区別できない場合、判例に基づき、自明型のダブルパテントとされて特許を受けることができない。特許出願人は、後願の特許権の存続期間満了日を先願に合わせることで、自明型のダブルパテントを回避して後願の発明についても特許を受けることができる。

今回の規則改正案は、先願の発明が新規性または非自明性の特許要件を満足せずに拒絶された場合又は無効と判断された場合に、後願の権利行使を不可能とするものである。特許出願人は、ターミナルディスクレマーにおいて、権利期間の一部放棄に加えて、先願が無効化された場合に後願の権利行使をしない旨に同意することが求められる。ターミナルディスクレマーについて、複数の想定例も紹介されている。

USPTOは、規則改正の理由について、1つの発明に対して自明な範囲にある発明群に複数の特許が与えられると、それらの全ての有効性をPTABや裁判所で争うための費用が高額となり、競争を阻害するおそれがあると説明している。自明な範囲にある発明群の特許の一つが拒絶または無効化された場合に同群の他の特許も権利行使できなくすることで、競合他社は特許権者からの権利行使を免れることができ、技術革新と競争が促進されるとしている。

¹⁸⁴ 米国連邦官報サイト <https://www.federalregister.gov/documents/2024/05/10/2024-10166/terminal-disclaimer-practice-to-obviate-nonstatutory-double-patenting> [最終アクセス日：2026年3月6日]

USPTO は、意見募集に対して、352 件のコメントを受領しており、現在、公表前にすべての提出内容を精査している段階である。どのコメントの内容を一般に公開するかは USPTO の裁量に委ねられている。米国法律事務所からの情報によれば、その後の進展は報告されていない。

(3) 遺伝資源および伝統的知識に関する条約への意見募集¹⁸⁵ (2025 年 1 月 17 日公表)

世界知的所有権機関 (WIPO) は、2024 年 5 月 13 日から 5 月 24 日まで、スイスのジュネーブで外交会議を開催し、知的財産 (IP)、遺伝資源 (GR)、および GR に関連する伝統的知識 (ATK) に関する国際法的文書の交渉を締めくくった。USPTO は、WIPO における米国代表団を率い、外交会議において米国を代表した。

条約の第 3 条は、特許出願人に対し、一定の状況下において、先住民族または地域社会によって提供される GR または ATK の起源または出所を明らかにすることを義務付けている。特に、この開示要件は、請求された発明が GR または ATK に基づいている場合に発動され、次の 2 つの要件を満たす必要がある。

- (1) GR または ATK が請求された発明に必要であったこと
- (2) 請求された発明が GR または ATK の特定の特性に依存していること

この条約は 22 条から成り、条約の目的、定義、例外と制限、遡及適用の禁止、不遵守に対する制裁と救済、他の国際協定との関係、条約文の見直しと潜在的な改正など、様々な事項を網羅している¹⁸⁶。

USPTO は、2024 年 5 月 24 日に世界知的所有権機関 (WIPO) で採択された遺伝資源および伝統的知識に関する条約¹⁸⁷に関して、米国が条約に署名するか否かについて意見募集¹⁸⁸を開始した。意見は 2025 年 3 月 18 日まで受け付けられる。

また、USPTO サイトでは、本件について、2025 年 4 月 29 日に対面とオンラインとのハイブリッド公聴会が予定されていることや、同公聴会での証言を希望する者を募集する旨も周知されている。

遺伝資源および伝統的知識に関する条約は、特許出願に関する発明が遺伝資源に基づく場合、出願人に対して遺伝資源の出所または原産国の開示を要求することなどを定めたものである。この条約は、15 の締約国による条約の批准または加入により発効することになっている。

今回の意見募集の対象となっている「署名」は、条約の採択後 1 年以内 (2025 年 5 月 23 日まで) にできる手続きであるが、署名国に条約の批准または加入に関する資格を与える

¹⁸⁵ WIPO (世界知的所有権機関) サイト https://www.wipo.int/pressroom/ja/articles/2024/article_0007.html [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

¹⁸⁶ WIPO (世界知的所有権機関) サイト https://www.wipo.int/edocs/mdocs/mdocs/en/gratk_dc/gratk_dc_exsum.pdf [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

¹⁸⁷ 米国連邦官報サイト <https://www.federalregister.gov/documents/2025/01/17/2025-01090/request-for-comments-and-testimony-on-the-world-intellectual-property-organization-treaty-on> [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

¹⁸⁸ WIPO (世界知的所有権機関) サイト https://www.wipo.int/pressroom/ja/articles/2024/article_0007.html [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

ものであって、条約の当事国になるためには批准または加入という別の手続きが必要となる。

意見募集では、この条約について、次の 8 つの観点に関する意見が求められている。

- (1) 条約に署名して加盟国となるべきか否かとその理由
- (2) 条約が既存の米国特許法に沿うものであるか否か
- (3) 条約が米国特許法に沿わない場合に米国特許法を修正すべき点
- (4) 米国の国際義務（他の条約や自由貿易協定など）に合致するか否か
- (5) 条約に加盟しない場合であっても米国特許法に取り入れるべき条項
- (6) 米国の条約加盟がイノベーションなどに及ぼす影響
- (7) 米国の条約加盟が企業や消費者などに及ぼす影響
- (8) 遺伝資源などの開示義務がある他国での経験から想定される米国への影響

この意見募集の期間中に、学者、企業、法律事務所、個人、患者、業界団体などから合計 99 件の意見が提出された¹⁸⁹。そのうち、USPTO が公開したのは 30 件のみであり、現在閲覧可能となっている¹⁹⁰。

公開された意見を分析すると、大多数が条約に反対しており、支持するものはわずか 3 件（そのうち 2 件は条約に対する重大な明確化や留保を条件とする）にとどまっていた。全体として、寄せられた意見は、条約が意図する規則が米国特許制度の基本原則の一部と抵触し、不要な負担、不明確さ、矛盾を生む可能性を強調していた。こうした状況は、イノベーション・エコシステムに悪影響を及ぼし、米国が製薬・ライフサイエンス分野における主導的役割を果たすことを妨げる可能性があるとしてされた。したがって、多くの意見は USPTO に対し、条約の採択に反対するよう求めている。

同様に、USPTO が 2025 年 4 月 29 日に対面およびオンラインで開催した公聴会においても、証言を行うよう招待された 6 名のうち 5 名が、明確性の欠如、不要な負担の創出、バイオテクノロジー産業のイノベーション・エコシステムに対する潜在的リスクを理由に、条約の採択に強く反対した¹⁹¹。

米国の法律事務所からの情報によれば、その後の進展はない。現在の政権下において、今後数か月以内に USPTO から公式な見解が示される見込みである。

（4）商標の査定系取消手続・再審査手続の導入¹⁹²（2021 年 12 月開始）

2020 年 12 月に成立した商標近代化法（TMA：Trademark Modernization Act）において、不使用商標について審判を経ずに早期に排除できるように査定系取消手続（ex parte

¹⁸⁹ 米国連邦官報サイト <https://www.federalregister.gov/documents/2025/01/17/2025-01090/request-for-comments-and-testimony-on-the-world-intellectual-property-organization-treaty-on> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁹⁰ Regulations.gov サイト <https://www.regulations.gov/document/PTO-C-2024-0048-0001> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁹¹ Regulations.gov サイト <https://www.regulations.gov/document/PTO-C-2024-0048-0001> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁹² 米国特許商標庁サイト <https://www.uspto.gov/trademarks/laws/2020-modernization-act> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

expungement) 及び査定系再審査手続 (ex parte reexamination) が新たに導入された。査定系取消手続は、一度も使用されていない商標について、登録日から3年経過後、10年経過前であればいつでも請求できる。査定系再審査手続は、出願日や使用証明の提出期限前に使用されていない商標について、登録日から5年以内であればいつでも請求できる。

これらの手続は2021年12月に運用開始された。USPTOのデータベースによると、2024年7月1日現在、3,722件の請求(査定系再審査手続:2,845件、査定系取消手続:877件)がなされている。この合計件数のうち、USPTOは1,293件の手続を開始しており(そのうち114件は長官自身の主導によるもの)、開始率は34.74%となっている。開始された1,293件の手続のうち、520件は連邦商標登録の一部または全部の取消につながり、開始された手続の成功率は40.2%となっている。これらの統計は、抹消または再審査請願を提出する際に、不使用の十分な証拠を提示することの重要性を改めて強調している¹⁹³。

(5) 特許審判部 (PTAB) に関する規則改正

(i) PTABによる審理開始拒否等に関する規則改正案を公表¹⁹⁴ (2024年4月19日公表)

USPTOは、2023年4月の意見募集¹⁹⁵を踏まえた特許審判部 (PTAB) に関する規則改正案を公表した。意見募集のコメントの提出期間は、2024年6月18日に終了し、合計3,929件のコメントが寄せられた。この規則改正案は、PTABによるIPRやPGRの審理開始拒否の手続について、先例審決やガイダンスに基づく現行の運用を変更し、規則化することで、PTABの合議体による判断の統一を図るものである。

(a) 審理開始の裁量拒否に関する規則

(1) 審理開始が拒否される事案の類型

原案で提案されていた7つの類型のうち、次の3つの類型について規則案が提示されている。

(a) 並行する請求

同一特許に対する同一人からの複数の請求で、そのいずれかの請求に対する特許権者による最初の予備応答の提出日(提出がない場合は最初の予備応答の期限満了日)以前の請求については、請求人から正当な理由が示されない限り、PTABが審理開始を拒否できる。

(b) 連続する請求

請求人、請求人の実質的な利害関係者、または請求人と内々に通じている者による同一特許に対する過去の請求があり、この請求に対する特許権者による最初の予備応答の提出日(提出がない場合は予備応答の期限満了日)後になされた請求については、PTABが審理開始を拒否できる。また、規則案には合議体が考慮する4つの要素も規定されている。

(c) 過去に取り上げられた先行技術や議論を提起する請求

¹⁹³ 米国特許商標庁サイト <https://www.uspto.gov/trademarks/protect/decisions-and-proceedings-search-tool> [最終アクセス日: 2026年3月6日]

¹⁹⁴ 米国連邦官報サイト <https://www.federalregister.gov/documents/2024/04/19/2024-08362/patent-trial-and-appeal-board-rules-of-practice-for-briefing-discretionary-denial-issues-and-rules> [最終アクセス日: 2026年3月6日]

¹⁹⁵ U.S. Government Publishing Office サイト <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2023-04-21/pdf/2023-08239.pdf> [最終アクセス日: 2026年3月6日]

同一または実質的に同一の先行技術や主張が過去に USPTO における審理や審査で取り扱われた場合には、請求人から USPTO の重大な誤りが立証されない限り、PTAB が審理開始を拒否できる。

(2) 審理開始の裁量拒否に関する手続き

PTAB による審理開始の裁量拒否に関して、特許権者が予備応答とは異なる書類を提出できる手続きが追加されている。現在、当事者は、PTAB における審理開始拒否に関する主張を無効理由の主張や応答と同一の手続きにおいて行っている。新たな手続きが追加されたことで、当事者は、IPR 等の請求書類における文字数制限の超過を回避して、裁量拒否に関する主張を別の書類で提出することができる。

(b) 審理開始前の和解に関する資料提出義務

PTAB への和解に関する書類の提出について、現在は PTAB での審理開始決定後に和解した場合のみ義務付けられているが、規則改正により、審理開始前に和解した場合にも義務付けられる。

PTAB における IPR 手続きに関する規則を改正することを目的として、USPTO は、2025 年 10 月 17 日付で、2024 年 4 月 19 日に公表された PTAB における審理開始拒否等に関する規則改正案を撤回している（下記 (iv) 参照）¹⁹⁶。

(ii) USPTO、PTAB に対するクレーム訂正の申立てに関する最終規則を公表¹⁹⁷（2024 年 9 月 18 日公表）

USPTO は、特許審判部（PTAB）における当事者系レビューなどで運用されてきたクレーム訂正の申立て（Motion to Amend (MTA)）を正式化するための最終規則を公表した。

MTA は、PTAB の手続において特許の有効性が争われた際に、特許権者が特許されたクレーム発明の訂正を申し立てる手続であり、2019 年から試行プロジェクトとして USPTO によって運用されてきた。MTA については、これまでに数次の意見募集が行われており、最終規則は意見募集の結果を反映したものとなっている。

最終規則の公表に当たり、USPTO から言及された主な概要は以下のとおり。

- (1) 特許権者は、MTA について PTAB に予備的見解を求めることができる。また、特許権者は、PTAB の予備的見解や審判請求人の MTA への異議に対応する形で、クレームの再訂正を申し立てることができる。
- (2) 訂正クレームは、当初明細書による裏付けを要する。
- (3) PTAB の予備的見解や特許権者の予備的見解への応答に対して、審判請求人が意見を提出することが認められる。ただし、新たな証拠の追加は認められない。
- (4) PTAB は、MTA に関して、審判請求人から MTA に対する異議がない場合などに限り、特許審査官に先行技術調査の支援を求めることができる。

¹⁹⁶ Federal register サイト <https://www.federalregister.gov/documents/2025/10/17/2025-19587/patent-trial-and-appeal-board-rules-of-practice-for-briefing-discretionary-denial-issues-and-rules> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁹⁷ 米国連邦官報サイト <https://www.federalregister.gov/documents/2024/09/18/2024-21134/rules-governing-motion-to-amend-practice-and-procedures-in-trial-proceedings-under-the-america> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

(5) PTAB は、訂正クレームの不特許事由を新たに自ら提起する裁量を有し、当事者は、PTAB が示した不特許事由に対して応答する権利を有する。PTAB は、当事者から提出されていない証拠も考慮して特許性を判断できる。

(6) 審決までの期間は、MTA があつた場合でも、正当な理由がある場合に限り 6 か月を超えない範囲で審判長が延長できるという一般規則が適用される。

(iii) PTAB 手続の改革に関する法案を再上程¹⁹⁸ (2025 年 5 月 1 日上程)

Chris Coons 議員は、Thom Tillis 議員らとともに、特許審判部 (PTAB) における当事者系レビュー (IPR) や付与後レビュー (PGR) の手続き及び実務を変更する法案である「Promoting and Respecting Economically Vital American Innovation Leadership Act (PREVAIL 法案)」を連邦議会上院に再上程した。

本法案は、2024 年 11 月に連邦議会上院の司法委員会を通過した法案¹⁹⁹と同様に、主に以下の内容を含むものである。

(1) 請求人適格の明確化

PTAB 手続における請求のために、請求対象の特許権に基づいて侵害訴訟を提起されていること、または当該特許権の侵害となりうる行為を米国内で現に実施し、もしくは実施する誠実な意思のあることなどを要件として課するものとする。

(2) 連邦地裁における立証負担・クレーム解釈にかかる判断実務との調和

PTAB においても、特許権を無効とするためには、連邦地裁と同じく「明確かつ説得力のある」証拠を要求するとともに、クレーム解釈を行う際には連邦地裁と同じ「一般的かつ通常の意味」による解釈基準を用いるものとする。

(3) 特許の有効性にかかる重複した係争手続の抑止

(a) 一つの手続きにおいて全ての論点を網羅させるために、PTAB 手続において財政的に貢献した者が同一の特許に対し新たな請求を行うことを禁ずるとともに、請求時の主張内容に対して禁反言の原則を適用し論点の後出しを禁ずるものとする。

(b) PTAB において、特許の有効性を争う場合には、その請求人や利害関係者は連邦地裁や国際貿易委員会 (ITC) など別のフォーラムにおいて同じ内容の請求をし、または、そのような請求を維持することができないものとする。

(c) 請求人や利害関係者が当事者となった連邦地裁や ITC などにおける係争において特許の有効性にかかる最終判断が下されている場合には、PTAB における審理は開始されず、または維持されないものとする。

(4) PTAB 手続における透明性の向上

(a) PTAB において審判合議体が設置・公表された後にその構成に変更があつた場合には、その全てが記録として残されるものとする。

(b) PTAB 審判官に対する監督・懲戒権限を有する者は、審判合議体に対して指示を行い、またはその判断に影響を与える可能性のあるコミュニケーションを行ってはならないもの

¹⁹⁸ Chris Coons U.S. Senator サイト https://www.coons.senate.gov/imo/media/doc/prevail_act_bill_text1.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁹⁹ Chris Coons U.S. Senator サイト https://www.coons.senate.gov/imo/media/doc/prevail_act.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

とする。

(iv) USPTO、IPR 手続に関する規則改正案に対する意見募集²⁰⁰ (2025 年 10 月 17 日公表)

USPTO は、IPR 手続に関する規則改正案について意見募集を開始した。本規則改正案は、紛争の一次的解決のため、他の争訟の場において有効性が争われていない特許クレームに請求対象を限定するべく、次の審理開始要件の新設を提案するものである。

- (1) 請求人および実質的な利害関係者を含む請求人の関係者は、同一特許権の有効性を巡る他のいかなる争訟の場においても、将来にわたって新規性・非自明性を理由に有効性を争わないことを誓約すること、
- (2) 請求対象の特許クレームについて、連邦地裁、国際貿易委員会 (ITC) など他の争訟の場において、新規性・非自明性に関してその有効性を支持する決定・判断が過去になされていないこと、
- (3) PTAB による審決予定日より前に、連邦地裁、国際貿易委員会 (ITC) など他の争訟の場においてその有効性について決定・判断がなされる見込みがないこと、

ただし、先行する争訟が将来の IPR 請求を妨げるための悪質なものである場合などには、上述の審理開始要件を充足しない場合でも、USPTO 長官の判断において IPR 審理を開始することは妨げられない。

本規則改正案に対する意見募集は、2025 年 11 月 17 日まで受け付けられている。

(v) USPTO 長官による PTAB 審理手続に関するメモの公表 (2025 年 10 月 17 日公表)

USPTO の John Squires 長官は、PTAB における審理開始決定手続の運用変更に関する全審判官に向けたメモを公表した²⁰¹。

USPTO は、この運用変更について、2025 年 3 月公表の PTAB 業務方針^{202 203}で示された審理開始決定に関する判断プロセスを改定するものであり、審理開始決定の一貫性・透明性の向上を目的としたものであると説明している。このメモによれば、10 月 20 日以降に適用される審理開始決定手続の概要は以下のとおり。

- (1) PTAB における全ての IPR・PGR 手続に関する審理開始の判断は、USPTO 長官が、①裁量要素、②実体要素・法定要素ともに、3 名以上の PTAB 審判官と協議した上で決定する。
- (2) USPTO 長官は、上記要素のうち一つでも審理開始が適切と判断すべきものがあれば審

²⁰⁰ 米国連邦官報サイト <https://www.federalregister.gov/documents/2025/10/17/2025-19580/revision-to-rules-of-practice-before-the-patent-trial-and-appeal-board> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁰¹ 米国特許商標庁サイト https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/Director_Institution_of_AIA_Trial_Proceedings.pdf?utm_campaign=subscrip-tioncenter&utm_content=&utm_medium=email&utm_name=&utm_source=govdelivery&utm_term= [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁰² 米国特許商標庁サイト https://www.sterneckessler.com/app/uploads/2025/03/guidance_memo_on_interim_procedure_recission_20250324.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁰³ 米国特許商標庁サイト <https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/InterimProcesses-PTABWorkloadMgmt-20250326.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

理開始を決定する旨の略式通知を行い、他方で、いずれの要素についても審理開始すべきではないと判断される場合には審理開始拒否を決定する旨の略式通知を行う。

(3) USPTO 長官は、複雑なクレーム解釈や優先権関係の精査を伴う場合など、請求内容に照らして特別な取り扱いが必要と判断した場合には、一人以上の PTAB 審判官にその判断を委ねることができる。

なお、USPTO は、上記メモに関して 10 月 17 日付で対外的にも書簡を公表しており²⁰⁴、今回の運用変更について、IPR・PGR 制度を創設した米国発明法（AIA）の定めに従い、適時かつ公平な判断を行うために、PTAB における審理開始決定に関する権限を USPTO 長官に集約・一本化するものであると説明している。

（6）商標の国際登録の部分代替に関する最終規則を公表²⁰⁵（2025 年 6 月 8 日公表）

USPTO は、マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録の部分代替に関する最終規則を公表した。本最終規則は、7 月 2 日に施行される。

本規則改正は、2021 年に発効（2025 年 2 月 1 日まで適用猶予）していた国際登録の部分代替を許容するマドリッド協定議定書の規則改正に対応するもので、これにより、先に存在していた国内登録の商品・役務と国際登録の商品・役務が部分的に重なる場合について、代替が認められることとなる。代替の対象となる商品・役務の特定は、部分的な代替を申請する場合に限らず、全ての商品・役務について代替を申請する場合にも必要とされる。

マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録の代替とは、国際登録以前に存在していた国内登録に関して、その出願日や登録日などの権利利益を害することなく、国際登録に基づく保護に一本化する制度であり、住所変更など各国で必要な手続きについて国際登録を通じて一元的に行うことを許容し、名義人における手続き負担の軽減に資するものである。

USPTO は、国際商標登録のためのマドリッド協定議定書の改正を組み込むために 37 CFR 7.28²⁰⁶を改訂している。

本最終規則の施行により、米国における代替制度は以下のとおり。

（a）先に存在する国内登録について、①名義人と商標が同一である場合に、②代替の対象として特定された商品・役務について、国際登録に代替することが認められる。

（b）国際登録の名義人は、①の要件を充足する場合に、代替の対象となる商品・役務を特定した上で、国内登録された商標について、国際登録による代替を申請することができる。

²⁰⁴ 米国特許商標庁サイト https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/open-letter-and-memo_20251017.pdf?utm_campaign=subscriptioncenter&utm_content=&utm_medium=email&utm_name=&utm_source=govdelivry&utm_term= [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁰⁵ 米国連邦官報サイト <https://www.federalregister.gov/documents/2025/06/02/2025-09916/partial-replacement-of-an-earlier-national-registration-or-registrations-by-an-international> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁰⁶ eCFR（Electronic Code of Federal Regulations）サイト <https://www.ecfr.gov/current/title-37/chapter-I/subchapter-A/part-7/subpart-E/section-7.28> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

(c) 当該申請が以下の二つの要件を満たす場合に、国際登録による代替が自動的に記録される。先の国内登録の審査が係属中である場合、その登録がなされるまで当該代替に関する申請は完了しない。

(1) 次の全ての事項を含む申請書の提出

(a) 国際登録番号

(b) 代替の対象となる国内登録番号

(c) 代替の対象となる商品・役務

(2) 米国規則第 37 編第 7.6 条に基づく手数料の納付

(d) 代替の申請が却下される場合、名義人は、その理由とともに通知を受ける。

(7) 地球温暖化に関連する活動

(i) 地球温暖化関連発明の優先審査試行プログラムを開始²⁰⁷ (2022 年 6 月 3 日)

大統領令第 14008 号におけるバイデン政権の気候目標を支援するために、USPTO は、地球温暖化関連発明の優先審査試行プログラムを開始すると発表した。

試行プログラムの概要は以下のとおり²⁰⁸。

①対象は、温室効果ガスの排出削減により地球温暖化を緩和する製品や方法のクレームを 1 つ以上含む特許出願である。通常の特許出願の他に、米国特許法第 120 条 (継続出願)、第 121 条 (分割出願)、第 365 条(c) (国際特許出願)、第 386 条(c) (国際意匠出願) に基づいて先の出願の出願日の利益を主張する特許出願であっても申請可能である。

②出願または国際出願の国内移行は電子出願システムを利用して行い、明細書等の書類は DOCX 形式とする。試行プログラムを利用したい場合には出願または国内移行から 30 日以内に申請書を提出する。

③申請の受付は 2023 年 6 月 3 日に開始し、2023 年 6 月 5 日または 1,000 件の申請が認められた日のいずれか早い日に終了する。

④発明者または共同発明者として試行プログラムの利用を申請できるのは 4 件までとする。

⑤申請が認められると、最初の実体的拒絶理由通知までの間、追加費用なしで優先審査を受けられる。

(ii) USPTO、地球温暖化関連発明の優先審査試行プログラムを終了²⁰⁹ (2025 年 1 月 28 日)

USPTO は、米国内における地球温暖化関連発明に優先審査を提供していた「地球温暖化

²⁰⁷ GovInfo (U.S. Government Publishing Office's GovInfo) サイト <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2022-06-03/pdf/2022-11930.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁰⁸ 米国特許商標庁サイト <https://www.uspto.gov/patents/laws/patent-related-notices/climate-change-mitigation-pilot-program> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁰⁹ 米国連邦官報サイト <https://www.federalregister.gov/documents/2025/04/18/2025-06701/termination-of-the-climate-change-mitigation-pilot-program> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

関連発明の優先審査試行プログラム」を正式に終了した。本プログラムは、温室効果ガス排出削減によって地球温暖化を緩和することを目的とする製品または方法に関するクレームを少なくとも1つ含む特許出願を対象としていた。

当初、優先審査試行プログラムは、温室効果ガスの排出を削減することで気候変動を緩和する製品やプロセスにのみ適用されていたが、初年度は期待したほど多くの申請を集めることができなかった。2023年2月21日、優先審査試行プログラムに基づいて243件の申請が提出され、そのうち154件のみが特別ステータスを付与された。これを受けて、USPTOは2023年6月6日から資格要件を拡大し、「温室効果ガス排出量の削減、除去、防止、および/または監視」を含む、より多くの技術を網羅した、2025年1月7日基準で優先審査試行プログラムの請願書は1,399件が提出され、そのうち898件が認められた。

優先審査試行プログラムが停止された後も、申請者は審査プロセスを迅速化する従来の方法を引き続き利用できる。これらには、たとえば、優先審査要求の提出、または米国規則第37編第1.102条に基づく特別作成の請願書の提出が含まれる。米国規則第37編第1.102条の下では、発明が実質的に(i) 環境の質を向上させるか、(ii) エネルギー資源の開発または保全に寄与する場合、特別作成の請願は手数料なしで認められる。それによって審査を加速する²¹⁰。

トランプ新政権の発足および大統領令第14148号(「有害な大統領令および措置の初期撤回」)の公表を受けて、USPTOはこのプログラムを終了することを決定した。これは、特定の技術分野に限らず、すべての特許出願における審査の滞留期間を短縮するために、USPTOのリソースと努力を振り向ける目的がある。

したがって、2025年1月28日の午後5時以降に提出された本プログラム参加のための申立ては認められない。同日以前に提出された申立てについてはUSPTOが審査を継続するが、出願人は、申請上の不備を修正・補正する機会を持つことはできない。

(iii) WIPO GREEN への参加の表明²¹¹ (2022年7月21日公表)

USPTOは、WIPO GREENへの参加を発表した。WIPO GREENは、世界知的所有権機関(WIPO)が運営する環境技術の活用を促進するためのプラットフォームであり、環境技術に関するニーズや特許を掲載したデータベースなどを提供している。2022年7月時点で政府機関や企業など146の団体が参加しており²¹²、日本やカナダ、フランス等10か国の知財庁も含まれる。USPTOはWIPO GREENへの貢献の例として、地球温暖化関連発明の優先

²¹⁰ Knobbe Martens サイト

<https://www.knobbe.com/blog/suspension-of-the-climate-change-mitigation-pilot-program-what-happens-now/> [最終アクセス日：2026年3月6日]

²¹¹ 米国特許商標庁サイト <https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/uspto-becomes-partner-international-green-technology-platform-wipo-green-0> [最終アクセス日：2026年3月6日]

²¹² WIPO GREEN サイト https://www3.wipo.int/wipogreen/en/news/2022/news_0022.html [最終アクセス日：2026年3月6日]

審査試行プログラム²¹³及び発明家を表彰する Patents for Humanity²¹⁴に新設予定のクリーンエネルギー部門を挙げている。

USPTO は、WIPO GREEN におけるテクノロジーパートナーとしての役割を撤回しておらず、同プログラムへの参加内容について修正を発表していない。前述のとおり、USPTO は、このパートナーシップにおける主要な貢献の一つであった「地球温暖化関連発明の優先審査試行プログラム」を終了している。

(参考) 気候変動に関する米国政府の最新の動き

米国は、パリ協定 (Paris Agreement) (各国が自国の排出削減目標 (NDC) を提出・更新しつつ地球温暖化対策を進める国際合意) からの離脱について、2025 年 1 月 27 日に寄託者へ離脱通告を行い²¹⁵、2026 年 1 月 27 日に離脱が発効した²¹⁶。あわせて、米国内では 2025 年 1 月 20 日付の大統領令 (E.O. 14162) により、国際環境合意に関する「America First」方針の下で、パリ協定からの離脱を含む対応が指示された。

UNFCCC (国連気候変動枠組条約) (気候変動に関する国際協力の基本枠組み (条約) であり、パリ協定等の上位の“母体”) については、2026 年 1 月 7 日付の大統領メモにより、UNFCCC からの離脱に向けた対応が政府方針として指示された²¹⁷。ただし、UNFCCC (Article 25) では、離脱は、所定要件を満たした上で寄託者が離脱通告を受領した日から 1 年後に効力が生じるため、今後は寄託者の受領日を一次資料で確定し、離脱の効力発生日 (受領日+1 年) を確定させる必要がある。

IPCC (気候変動に関する政府間パネル) (気候変動に関する科学的知見を評価し政策決定者向けに整理する政府間組織) については、同じ 2026 年 1 月 7 日付の大統領メモにより、米国としての参加を終了する方針が示された²¹⁸。

(8) 実用特許出願に対する早期審査プログラムの廃止を公表²¹⁹ (2025 年 6 月 9 日)

USPTO は、実用特許出願に対する早期審査プログラムを廃止することを発表した。この廃止は 2025 年 7 月 10 日から施行される。

²¹³ 米国政府出版局サイト <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2022-06-03/pdf/2022-11930.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²¹⁴ 米国特許商標庁サイト <https://www.uspto.gov/blog/doing-our-part-to-mitigate> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²¹⁵ United Nations Treaty Collection ウェブサイト <https://treaties.un.org/doc/Publication/CN/2025/CN.71.2025-Eng.pdf> (最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日)

²¹⁶ United Nations Treaty Collection ウェブサイト <https://treaties.un.org/doc/Publication/CN/2025/CN.71.2025-Eng.pdf> (最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日)

²¹⁷ ホワイトハウスサイト <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2026/01/withdrawing-the-united-states-from-international-organizations-conventions-and-treaties-that-are-contrary-to-the-interests-of-the-united-states/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²¹⁸ ホワイトハウスサイト <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2026/01/withdrawing-the-united-states-from-international-organizations-conventions-and-treaties-that-are-contrary-to-the-interests-of-the-united-states/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²¹⁹ 米国特許商標庁サイト <https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/uspto-discontinuing-accelerated-examination-program-utility-applications> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

USPTO によれば、この決定は、特許審査における全般的な事務処理の滞留を軽減すること、そしてプログラム期間中に出願人から提出される早期審査の申請件数が大幅に減少したことを理由としている。

2025 年 7 月 10 日以降も、例えば、以下のような方法で、出願人は、実用特許出願の審査を迅速化することができる。

- (1) 日本等における先行序出願において特許可能と判断されたクレームに基づく特許審査ハイウェイ (PPH)
- (2) 特許出願及び植物特許出願については優先審査

なお、代替となる審査迅速化のプログラムがない意匠特許出願についての早期審査は残っている。

(9) USPTO、AI ツールによる自動先行技術調査の試行プログラムを開始²²⁰ (2025 年 10 月 8 日公表)

USPTO は、特許出願の実体審査前に、AI ツールによる自動先行技術調査の結果を出願人に通知する試行プログラム「Artificial Intelligence Search Automated Pilot (ASAP!) Program」を開始する旨を公表した。USPTO は、本試行プログラムにより、先行技術文献調査における AI ツールの有効性を試す狙いがあるとしている。このプログラムを通じて、特許審査官による実体審査の前に当該出願に関する潜在的な先行技術を出願人が認識でき、自発的な補正や出願の放棄といった手続・対応の促進が期待されている。

本試行プログラムの主な内容は以下のとおり。

- (1) 対象となる特許出願は、10 月 20 日以降に電子的に出願された通常出願であり、継続出願や仮出願は対象外とされる。また、意匠（デザイン特許）出願や国内移行された国際出願なども対象外とされている。
- (2) 本試行プログラムの適用を希望する場合、出願人は、所定の手数料の納付とともに申請を行う必要がある。不備により申請が却下された場合、不備を是正する機会はなく、再申請もできない。
- (3) 自動先行技術調査は、USPTO の AI ツールにより、特許分類 (CPC)、明細書、クレーム、要約などの出願情報を基に、複数の公開文献データベースから、外国特許文献も含めた近似する情報・文献を検索することで行われる。
- (4) 自動先行技術調査の結果 (Automated Search Results Notice : ASRN) は、AI ツールにより特定された 10 件以下の文献がその近似性に応じて列記される形で、出願人に通知される。出願人は、ASRN に対して応答する義務はない。
- (5) この試行プログラムは、本年 10 月 20 日に申請受付が開始され、①2026 年 4 月 20 日または②審査部門 (TC) あたり 200 件以上の申請を受理した日のいずれか早い日まで継続され、申請受理合計数に関する情報は USPTO ウェブサイトを通じて提供・更新される予定である。

²²⁰ 米国特許商標庁サイト <https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/uspto-launches-new-ai-pilot-pre-examination-utility-application-search> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

USPTO は、本試行プログラムについて、実体審査に先立ち潜在的な先行技術を認識できる点で出願人にメリットがあることに加え、特許審査官においても先行技術文献を特定する新たな手段となることから、特許審査の品質向上・効率化にも資するものであると説明している。

10. 模倣品対策関連の動向

(1) オンライン上の模倣品対策に関する法案²²¹ ²²²の成立 (2022年12月29日)

オンラインマーケットプレイスにおける模倣品対策を強化する法律である「Integrity, Notification, and Fairness in Online Retail Marketplaces for Consumers Act (INFORM Consumers)」が成立した。

この法律では、オンラインマーケットプレイスに取引数の多い販売者の身元情報の開示を義務づけており、ブランド所有者（ブランドホルダー）が商標権侵害（模倣品販売）に対して、権利者として迅速かつ効果的に対応しやすくなると解説されている。

この法律は、販売業者の身元と連絡先情報の開示を義務付けることでオンライン取引の透明性を高め、消費者が大量の取引を行う第三者販売業者の不審な行動を報告できるようにすることを目的としている。また、オンラインマーケットプレイスを犯罪行為、偽造、盗品や危険な商品の販売、知的財産権の侵害に利用することを抑止することも目的としている。

法律の主な内容は以下のとおり。

- (1) オンラインマーケットプレイスは、取引数の多い販売者から身分証明書や銀行口座などの情報を収集し、定期的に情報の正確性を点検しなければならない。
- (2) マーケットプレイスは、販売者が身分証明書などの提出の要求を受けた日から10日以内に応じない場合は、販売者のアカウントを停止し、販売活動を停止させなければならない。
- (3) マーケットプレイスは、取引数の多い販売者の商品販売ページに、販売者による疑わしい販売活動を消費者からマーケットプレイスに報告できる仕組みを設置させなければならない。
- (4) マーケットプレイスは、年間収入が2万ドル（約250万円）以上の販売者の商品販売ページに、販売者の名前・住所・消費者と販売者とが直接に連絡可能な連絡先などの情報を開示させなければならない。
- (5) 本法律は連邦取引委員会（Federal Trade Commission :FTC）が執行の責任を負っており、法律の成立から180日以内に施行される。

²²¹ 米国合衆国議会図書館サイト <https://www.congress.gov/bill/117th-congress/house-bill/2617> [最終アクセス日：2026年3月6日]

²²² 米国合衆国議会図書館サイト <https://www.congress.gov/117/bills/hr2617/BILLS-117hr2617enr.pdf> [最終アクセス日：2026年3月6日]

(2) 模倣品・海賊版対策および将来の戦略に関する意見募集²²³ (2023年5月25日)

USPTOは、効果的な模倣品・海賊版対策および将来的な戦略に関する意見募集を実施すると発表した。意見の提出期限は2023年8月23日としている。意見の提出期限後には、さらなる意見収集のために模倣品・海賊版対策の戦略に関するラウンドテーブル会合を10月3日に開催するとしている。会合の詳細や参加方法などについては、USPTOのウェブサイトにおいても案内されている。

米国税関・国境警備局による報告では、CBPは2021年度に前年度から152%増加の33億ドル(約4,700億円)相当、27,000以上の模倣品を押収したとしている。

また、米国商工会議所によるとデジタルビデオの海賊版によって、最大56万人の米国内の雇用と最大1,153億ドル(約16兆円)の国内総生産(GDP)が毎年失われているとしている。これらの状況から、USPTOは消費者、IP権利者(商標権・著作権者など)、販売店、オンラインマーケットプレイス等の利害関係者から効果的な対策と将来の戦略について広く意見を求めたいとしている。

今回意見を求めている主な内容は以下のとおり。

- (1) 模倣品・海賊版の流通により、どのような被害が確認されているか。
- (2) 模倣品・海賊版によって生じる損失や危険について、消費者にどのように教育が提供されているか。
- (3) 実施している模倣品・海賊版対策の詳細およびその対策で成功した点と失敗した点は何か。
- (4) 模倣品・海賊版対策のための継続的な戦いにおいて課題は何か。
- (5) COVID-19のパンデミック期間中、模倣品・海賊版についてどのような傾向が確認されたか。その傾向はパンデミック後も続くと予想するか。
- (6) 経済状況の変化により、模倣品・海賊版の傾向に変化は起こっているか。
- (7) 模倣品・海賊版対策のために他の関係者との新たな協力を検討しているか。
- (8) オンライン上での模倣品を識別するためのアルゴリズム等、効果的な技術はあるか。
- (9) オンライン上の模倣品への権利行使のために既存の商標法や著作権法の規定は活用されているか。
- (10) オンライン上の模倣品・海賊版を助長するような不正な文書等を確認したことがあるか。
- (11) 模倣品・海賊版に関するデータの提供は可能か。
- (12) 資金に乏しい個人や中小企業等が模倣品・海賊版に対して容易に権利行使できるようにするために、USPTOができることは何か。

(3) オンライン上の模倣品対策に関するガイドライン案への意見募集²²⁴ (2025年5月19日)

²²³ 米国政府出版局サイト <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2023-05-25/pdf/2023-10770.pdf> [最終アクセス日: 2026年3月6日]

²²⁴ 米国政府出版局サイト <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2025-05-19/pdf/2025-08891.pdf> [最終アクセス日: 2026年3月6日]

USPTO は、オンライン上の模倣品取引に関して、経済協力開発機構（OECD）の不正取引対策作業部会が作成している対策ガイドライン案への意見募集を開始した²²⁵。このガイドライン案は、オンライン上の模倣品・海賊版と戦うにあたって、IP 権利者（商標権・著作権者など）の権利を具現化・強化するための枠組みである。

本ガイドライン案は、オンライン上の模倣品取引に関して、政府、オンラインマーケットの運営者、真正品の IP 権利者といった利害関係者が採るべき対応策・ベストプラクティスをまとめたものである。USPTO は、以下のトピックについて勘案されるべき要素や効果的なベストプラクティスについて広く意見を募集するとしていた。

(1) オンライン上の模倣品販売行為への対抗策

オンライン市場における模倣品対策に関する政府、オンラインマーケット運営者および真正品の IP 権利者に代表される利害関係者間の協力体制の構築。

(2) 繰り返し権利侵害行為を行う者

オンライン上で模倣品の販売を繰り返し行う者の特定や追跡に向けた協力体制の構築。

(3) エンフォースメントと制裁

模倣品取引の抑止力としての罰則の制定や市場から模倣品を排除しないオンラインマーケット運営者に対する制裁。

(4) 情報交換、透明性の確保および消費者意識

オンライン市場における模倣品の取り締まり件数をはじめとする統計情報の公表や利害関係者間での情報・知見の共有。

(5) 市場の監視

巧妙化する模倣品の販売行為に対する積極的なオンライン市場の監視や効果的な対策手法に関する利害関係者間での情報の共有。

(6) 通知と反論の機会

模倣品販売が疑われる場合のオンラインマーケット運営者への連絡と販売者による反論の機会の確保を含む効果的な通知スキームの構築。

(7) オンライン市場からの模倣品の排除

模倣品販売が確認された場合に、真正品の IP 権利者に生じる損害を最小限とするための即時販売停止およびオンライン市場からの該当商品の排除。

(8) 会計上の責任

オンライン上で模倣品を購入してしまった消費者に対するオンラインマーケット運営者による即時の金銭的な補償の実施。

(9) オンライン市場における商品リスト

模倣品の迅速な特定を目的とした、オンライン市場における販売商品に関する正確かつ明瞭な情報の提供。

(10) 第三者による模倣品の販売行為

オンライン市場での不特定多数の者による商品販売に際して、オンラインマーケット運営者による販売予定者の厳格な審査および法令順守の徹底。

(11) 国際的な協力

²²⁵ 米国連邦官報サイト <https://www.federalregister.gov/documents/2025/05/19/2025-08891/request-for-comments-on-oecd-working-party-on-counteracting-illicit-trade-wp-cit-draft-voluntary> [最終アクセス日：2026年3月6日]

オンライン上の模倣品取引は国境を跨いで実施されることが多いところ、政府・民間組織における国際的な協力体制の構築。

USPTO は、2025 年 6 月 5 日に OECD ワシントンセンターにおいて本件に関する意見聴取を目的としたラウンドテーブルを開催するとともに、2025 年 6 月 27 日まで意見を受け付けている²²⁶。

1 1. 営業秘密関連の動向

(1) 営業秘密の窃取への制裁に関する法律^{227 228} (2023 年 1 月 5 日)

外国企業などによる営業秘密の窃取に対する制裁を強化するための法律である米国知的財産保護法「Protecting American Intellectual Property Act of 2022」が成立した。この法律は、米国の営業秘密を標的にし、外国企業や個人による不正窃取に対して大統領が制裁を課す権限を明示した法律である。

バイデン大統領は、米国知的財産保護法に署名し、法制化した。この法律は、営業秘密の窃に関与した者に経済制裁を課すと脅すことにより、米国以外の行為者による米国の知的財産の盗難を抑止することを目的としている。この法律は、刑事訴追、民事訴訟、米国の制限当事者リストへの指定など、米国の法律に基づいて利用可能な既存の措置に追加される。

主な内容は以下のとおり。

- (1) 大統領は、法律の成立から 180 日以内および翌年以降も毎年、以下の内容などを議会に報告する。
 - (a) 米国の安全保障に対する脅威となる米国内の営業秘密の窃取に関与し利益を得た、またはそれを支援した外国の個人または企業。
 - (b) 外国の個人または企業が行った営業秘密の窃取の性質、目的および結果の評価。
 - (c) 当該外国企業の最高経営責任者および取締役の特定、また、それらの者が利益を得たかどうかの評価。
- (2) 当該外国企業に対して、米国内の財産の凍結、輸出入の制限、米国または国際的な金融機関からの融資の禁止、政府機関の調達禁止など本法律に定められた制裁のうち 5 つ以上の制裁が科される。
- (3) 当該個人に対して、米国内の財産の取引禁止および米国への入国禁止の制裁が科される。

2024 年 7 月 19 日、本保護法 (PAIPA) の運用 (報告書作成・制裁選択・執行・免除判断) を、関係省庁に“権限委任して実装する”ための行政文書である大統領メモ (Memorandum

²²⁶ 米国特許商標庁サイト <https://www.uspto.gov/about-us/events/roundtable-oecd-e-commerce-guidelines> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²²⁷ 米国議会図書館サイト <https://www.congress.gov/bill/117th-congress/senate-bill/1294> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²²⁸ 米国議会図書館サイト <https://www.congress.gov/117/bills/s/1294/BILLS-117s1294enr.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

of July 19, 2024 : Delegation of Functions and Authorities Under the Protecting American Intellectual Property Act of 2022) ²²⁹が公表されている。

(2) 中国による知財の窃取の防止に関する法案²³⁰ (2023年11月2日)

2023年1月に開会した第118回米国連邦議会では、中国に関して様々に議論されており、知財分野を含めた対中競争をテーマとした公聴会の開催、対中規制に関する多数の法案の提出などが行われている。そのような状況下において、下院の司法委員会は、中国による米国の知財の窃取の防止を強化する法案(H.R.5404)「Countering Chinese Espionage Reporting Act」を全会一致で可決した。

本法案は、中国による米国内の営業秘密、知財等を窃取する動きに対抗するための米国司法省(DOJ)の活動に関する年次報告書の提出を司法長官に義務付けることなどを規定している。法案の主な内容は以下のとおり。

(1) 議会の認識

(a) 米国内における経済スパイの訴追事件の約80%が中国共産党の利益となるような行為である疑いがあり、米国の貿易機密の窃取事件の約60%が同党との関連を持っているとされている。

(b) 中国共産党による米国内の知財の窃取は米国経済に最大6,000億ドル(約90兆円)の損害を与えていると推定されている。

(2) 中国がもたらす脅威に対抗するための司法省の活動に関する報告書

法律が成立した日から90日以内に下院および上院の司法委員会に以下の各項目を含む報告書を、7年間、毎年、提出しなければならない。

(a) 中国がもたらす安全保障上の脅威およびスパイ活動(貿易機密の窃取、米国の知財等の窃取、研究所・大学・国防関連施設の研究者等からの脅威を含む)への対策に関する司法省の活動および業務の説明。

(b) 中国共産党がもたらす安全保障上の脅威に対抗することを目的としたプログラムに充てることができる司法省のリソースおよび各プログラムの効果を裏付ける情報。

本法案(H.R.5404)は、本会議で成立せず審議未了となっている。2024年、本法案(H.R.5404)と同趣旨の法案(S.4466)が連邦議会上院に再上程されたが成立していない。また、2025年、本法案(H.R.5404)と同趣旨の法案(S.1778)が連邦議会上院に再上程されたが成立していない。

²²⁹ ホワイトハウスサイト <https://bidenwhitehouse.archives.gov/briefing-room/presidential-actions/2024/07/19/memorandum-on-delegation-of-functions-and-authorities-under-the-protecting-american-intellectual-property-act-of-2022/> [最終アクセス日: 2026年3月6日]

²³⁰ 米国議会図書館サイト <https://www.congress.gov/118/bills/hr5404/BILLS-118hr5404ih.pdf> [最終アクセス日: 2026年3月6日]

(3) 中国による米国知財侵害に対する制裁措置を導入する法案²³¹を再上程 (2025年1月30日)

John Curtis 上院議員は、米国からの知的財産 (IP) 窃盗に関与した中国の個人、企業、組織に制裁を課す法律「中国知的財産窃盗撲滅法²³² (Combating China's Pilfering of Intellectual Property Act)」を再上程した。中国知的財産窃盗撲滅法は、資産を封鎖し、違反者の移民を制限する米国の権限を拡大することで、中国共産党に対する経済的・外交的圧力を強化し、保護された米国技術の組織的な不正流用を止めるものである。

中国知的財産窃盗撲滅法の概略は以下のとおり。

(a) 米国人から重大な知的財産の盗難に関与した、または盗まれた米国の知的財産を故意に受け取ったと判断された個人または団体に制裁を課すこと。

(b) 中国政府が知的財産の盗難を阻止するための有意義な措置を講じるまで、中国共産党と政府関係者に広範なビザと入国制限を課す。以下の場合、米国ビザは拒否される。

- (1) 中国共産党の高官とその配偶者および子供
- (2) 中国政府内閣のメンバー
- (3) 中国人民解放軍の現役将校

(c) 制裁違反を試みた者、または違反を企てた者には罰則を科す。

本法案 (S.330) は、本会議で成立せず審議未了となっている。

(4) 2025年生物知的財産保護法 (Biological Intellectual Property Protection Act of 2025)²³³の上程 (2025年12月11日)

連邦議会上院、連邦議会下院に上程された法案は「2025年生物知的財産保護法 (S.330)」と題され、対象とされる外国企業への特定の生物材料や技術、特に合成 DNA および RNA 配列の輸出を規制することを目的としている。本法案は国家安全保障に関する懸念と、特に中華人民共和国が軍事能力やその他の戦略的技術開発のためにこれらの物質を悪用する可能性を懸念している。

本法案は、合成生物領域における「デジタル配列 (DNA/RNA 配列データ)」を、輸出管理の対象として位置付け、外国の懸念主体への提供をライセンス制に乗せることを狙う立法提案である。狙いは知的財産権の「保護」そのものというより、研究開発の設計情報に相当する配列データを国家安全保障上の機微情報として扱い、対外流出を制度的に抑止する点にある。したがって、企業にとっての主要インパクトは、特許制度の変更ではなく、

²³¹ 米国議会図書館サイト <https://www.congress.gov/bill/119th-congress/senate-bill/330/all-info?utm> [最終アクセス日：2026年3月6日]

²³² Senator John Curtis サイト https://www.curtis.senate.gov/wp-content/uploads/2025/01/Document_250128_095858.pdf [最終アクセス日：2026年3月6日]

²³³ 米国合衆国連邦議会サイト <https://www.congress.gov/bill/119th-congress/house-bill/6624/text/ih> [最終アクセス日：2026年3月6日]

共同研究・委託研究・クラウド共有・サプライチェーンにまたがるデータ移転管理（コンプライアンス）の強化に現れる。

本法案の中心は、米国の輸出管理改革法（Export Control Reform Act of 2018）²³⁴に新条項を追加し、特定の相手方に対して、合成 DNA/RNA 配列の「輸出」「再輸出」「域内移転」をライセンス要求の対象とする点である。ここで重要なのは、規制対象が「現物の試料」ではなく、設計情報に相当するデジタル配列へ重点を置いている点である。

1 2. 第三者による特許訴訟の資金提供（訴訟ファンド）

（1）米国会計検査院、特許訴訟への資金提供に関する調査報告書を公表（2024 年 12 月 5 日）

米国会計検査院（U.S. Government Accountability Office : GAO）は、第三者から資金提供を受けた特許訴訟に関する調査報告書²³⁵を公表した。

この調査は、上院の知的財産小委員会のランキングメンバーである共和党の Thom Tillis 議員からの要請を受けて行われた。調査報告書は、ファンド、特許訴訟の原告または被告となる企業や大学、裁判官などの複数の関係者へのインタビューに基づいて作成されている。

第三者による特許訴訟への資金提供に関しては、多額の費用を要する特許訴訟について、資力に乏しい特許権者に権利行使の機会を提供する観点から肯定的な意見がある。その一方で、直接的には特許権に関する争いがない第三者の意思により特許訴訟が行われ得るなど、司法手続きが不透明化するおそれがあることから否定的な意見もある。

調査報告書で紹介されている関係者の意見は以下のとおり。

- (1) 第三者による資金提供は 2019 年から急増し、現在も多くの訴訟で資金提供がある。
- (2) 資金提供者の中には投資の 2~3 倍の報酬を得る者がいる。
- (3) 成功報酬契約で訴訟を請け負う法律事務所が減少傾向にあるため、資力に乏しい特許権者には資金提供者の存在が大きい。第三者訴訟資金調達により特許権者が R&D 投資を保護することが可能になった。
- (4) 第三者による資金提供があることで和解交渉が長期化するおそれがある。
- (5) 中国、サウジアラビアなど、米国外からの資金提供もある。
- (6) 資金提供者を開示させることにより、利益相反の確認などができるようになり、訴訟手続きが透明化する。一方で、訴訟資金の規模感が明らかになる可能性があり、訴訟戦略上、原告側に不利な状況になり得る。
- (7) 第三者訴訟資金へのアクセスは、特許権者が訴訟に直面するまでライセンス協議に関わらない大企業による効率的な侵害に対抗する道を提供した。

²³⁴ 米国合衆国連邦議会サイト <https://www.congress.gov/bill/115th-congress/house-bill/5040/text> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²³⁵ GAO（米国会計検査院）サイト <https://www.gao.gov/products/gao-25-107214> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

(2) 連邦議会への法案の上程

(i) 「2024年訴訟透明性法」法案の上程(2024年10月4日)

連邦議会下院の法廷・知的財産・インターネット小委員会の委員長である Darrell Issa 議員は、共和党の Scott Fitzgerald 議員と共同で、民事訴訟における第三者訴訟資金調達契約の開示を義務付ける 2024 年訴訟透明性法 (H.R.9922)²³⁶を連邦議会下院に上程した。本法案は、特許訴訟に限らず、民事訴訟全般において、訴訟資金の提供者を開示させることを提案するものである。もし成立すれば、民事訴訟で支払いを受け取った第三者の開示が義務付けられる。本法案は、各当事者が「民事訴訟の結果に依存する支払いまたは価値あるものを受け取る権利」を持つ者の名前およびその権利を創出する契約を裁判所に書面で開示することを義務付けている。本法案には、ローンの返済によって支払を受ける権利が支払われる場合の例外規定が含まれている。本法案は、非公開の第三者の利害によって資金提供された民事訴訟についても明らかにすることを目的としている。

Darrell Issa 議員は、自身のウェブサイトのプレスリリースで、この法律は透明性を高め、「我々の訴訟制度における深刻かつ継続的な乱用」を標的にすることを目的としていると述べた。複数の団体がこの法案への支持声明を提出した。しかし、同様の措置に反対する人々は、訴訟費用のための第三者資金が司法へのアクセスを促進し、公平な競争環境を築くことができると主張している。

(ii) 「2025年訴訟透明性法」法案の上程(2025年2月7日)

2024 年訴訟透明性法 (H.R.9922) が会期内に成立しなかった。そのため、H.R.9922 と同趣旨の制度設計を次の議会期 (119th Congress) で改めて審議させるため、Darrell Issa 議員らは、2025 年 2 月 7 日、2025 年訴訟透明性法 (H.R.1109)²³⁷として再度上程した。2025 年訴訟透明性法 (H.R.1109) と 2024 年訴訟透明性法 (H.R.9922) は、いずれも Title 28 (連邦裁判所手続) を改正し、民事訴訟における第三者受益者の開示と契約提示を求める点で共通する。開示の考え方(「訴訟結果に依存する支払い・価値の受領権」)や、契約書面(付随文書含む)の提示、ローン返済等の例外、期限(提訴時または契約締結後 10 日)、不完全・不正確となった場合の補正義務など、主要要件は同型である。

²³⁶ 米国合衆国連邦議会サイト <https://www.congress.gov/bill/118th-congress/house-bill/9922> [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

²³⁷ 米国合衆国連邦議会サイト <https://www.congress.gov/bill/119th-congress/house-bill/1109> [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

第2章 米国の知財概況

一般財団法人知的財産研究教育財団 知的財産研究所 ワシントン事務所 所長
兼ジェトロニューヨーク事務所 知的財産部部長
蛭田 敦

米国の知財概況

2025年10月

一般財団法人知的財産研究教育財団 知的財産研究所 ワシントン事務所
兼 ジェトロニューヨーク事務所 知的財産部

蛭田 敦

連邦政府の動向

第二次トランプ政権の状況

- 経済、移民、安全保障などへの対応が先行し、知的財産関連のニュースは少ない。
- 連邦政府への要求がUSPTOの業務に大きく影響

＜連邦政府全体の縮小、オフィス回帰＞

早期退職の勧奨

→ 特許局長などがUSPTOを離職

新規採用の凍結（2025年6月に審査官採用再開）

→ 審査官・審判官の増員による滞貨の解消に暗雲

リモートワークの原則禁止

→ 管理職以上のオフィス勤務を義務付け

＜政策変更＞

多様性プログラムの廃止

→ プラットフォームの閉鎖

グリーン政策の転換

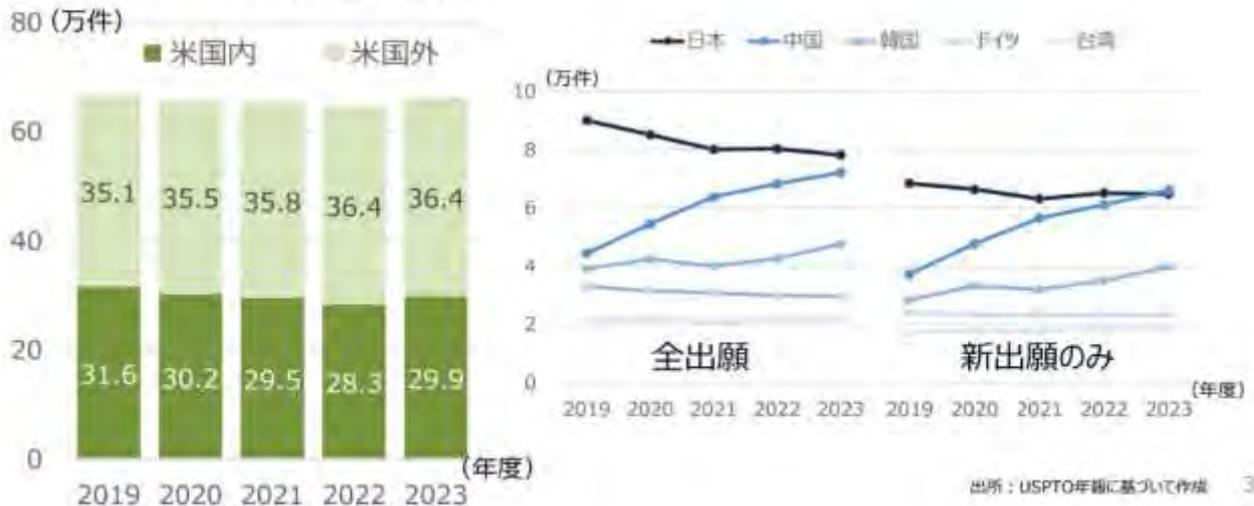
→ 気候変動最小化技術を対象とした優先審査の廃止



2

米国特許出願件数（国・地域別、意匠を含む）

- 米国外の出願人からの出願件数が過半数。
- 日本からの出願は減少傾向。



3

USPTO長官の交代

<John Squires長官（2025年9月18日上院承認）>



出所：USPTOウェブサイト

- 長官就任直前は弁護士として活動
- 知的財産と先端技術に関して、様々な訴訟代理を経験
- 特許資産を担保とする金融プラットフォームの構築を先導
- ゴールドマン・サックスの最高知的財産責任者を経験（2000 – 2008年）
- 公聴会では審査官の追加採用、AIの活用に言及

- 就任初日に2件の特許に署名
 - 対象は暗号技術と医療診断に関する2件
 - 特許適格性欠如で拒絶されやすい技術分野を選択
 - 暗号通貨、AI、量子コンピュータ、診断などの応用技術は特許可能であるとコメント



出所：USPTOによるSNS投稿

出所：USPTOによるSNS投稿

USPTOの地域展開



ニューハンプシャー州にコミュニティーアウトリーチオフィスを2024年11月に新設。
2025年6月にUSPTO本部が南東部のアウトリーチオフィスとして業務開始。
2025年10月にデンバーオフィスの完全閉鎖を公表。

5

USPTOのリモートワーク

- USPTOは政府機関のリモートワークのリーディングケース
- 全米各地に審査官を配置（多様性・人材確保）
- オフィス縮小（本庁舎ビル5棟→3棟）

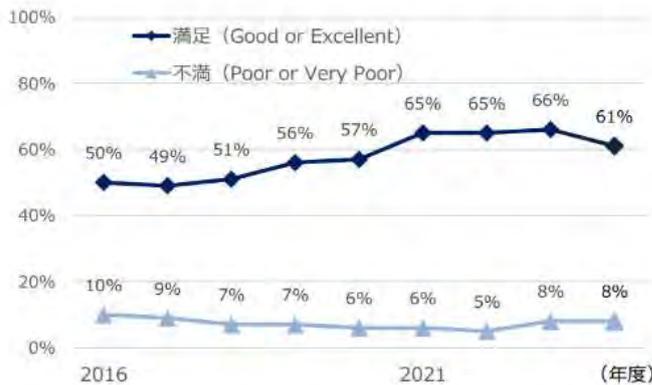


トランプ政権

- 連邦政府職員へのオフィス勤務を命令
 - USPTOの審査官による労働組合はリモートワークを拒否（労働協定を根拠）
 - 管理職、審判官などはオフィス勤務に回帰
- 大統領令により特許審査官への団体交渉権の適用を除外（2025年8月）
 - ※安全保障に関する政府職員と認定された（機微技術に接するため）
 - USPTOはオフィススペースの不足を理由にリモートワークを継続中
- USPTOの労働組合が大統領令を不服として地裁に提訴

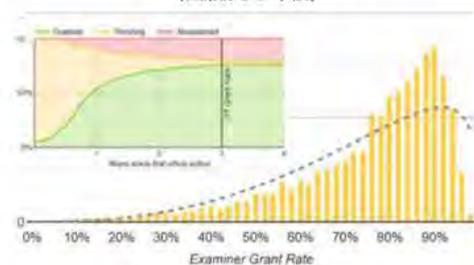
特許審査の質

- USPTOは半年単位で約3,000者に対してアンケート調査を実施。
- 2024年度第4四半期では61%が肯定的評価でやや悪化。
- 審査官による審査のばらつきが大きいという意見は多い。



出所：USTPO Patents External Quality Survey に基づいて作成

審査官の特許査定率分布
(出願から3年後)



出所：Patent Bots

特許の審査期間

- Lutnick商務長官は審査期間の長期化を懸念（指名後の公聴会で発言）
- 平均FA期間は19.9か月に短縮も、平均最終処分期間は長期化。
- 政権交代後に平均FA期間が長期化傾向



PTABにおける審理開始割合



新たな審理開始判断プロセス導入後の動き



AIツールの導入

- USPTOは、AIを利用した画像検索ツール「DesignVision」を2025年10月に導入予定
- USPTOは、AIを審査支援ツールとして利用拡大を検討中
 - 先行技術調査、特許分類付与、品質チェック
- 一般公衆への開放は未定



出所：USPTOウェブサイト「USPTO Hour: An overview and statistical update on design patents」

連邦議会の動向

連邦議会 知財関連委員会

- 上院・下院ともに知的財産を扱う委員会を設置
- 第119回連邦議会で上院の主要メンバーが交代

上院
知的財産小委員会

委員長	ランキングメンバー
	
Thom Tillis議員 ノースカロライナ州選出 共和党	Adam Schiff議員 カリフォルニア州選出 民主党

出所:US Senate

下院
法廷・知的財産・インターネット小委員会

委員長	ランキングメンバー
	
Darrell Issa議員 カリフォルニア州選出 共和党	Hank Johnson議員 ジョージア州選出 民主党

出所: (左) Wikipedia (右) Hank Johnson website

13

特許適格性に関する問題 (2025年10月8日上院公聴会開催)

特許適格性に関する法案 (2025年5月再上程)

PERA: Patent Eligibility Restoration Act

<背景>

- 現行法は、「新規かつ有用な方法、機械、製造物若しくは組成物又はそれについての新規かつ有用な改良」であることを特許適格性の要件としている。
- 判例上の例外として、自然法則、自然現象、抽象的アイデアは対象外。
- 最高裁判決で適格性要件違反が続出し、予見可能性が低下。

<法案：上院Tillis議員、Coons議員らが提出>

- 「有用な方法、機械、製造物、組成物、又はそれらの有用な改善」を要件とし、特許を取得できない例外を列挙。
- 例外に「実質的に経済、金融、ビジネス、社会、文化、美術についてのプロセス」が含まれる。
※クレームが課題解決前後でのコンピュータの利用要素を含むとしても、それが発明の実施に不要な場合には特許適格性を満足しない。

14

連邦議会の動き

- 知的財産関連法案は、上院、下院ともに、超党派で議論
(与党と野党との対立が審議を難航させることは想定しがたい)
- 上院知的財産小委員会のTillis委員長が次期中間選挙への不出馬を表明
(2025年7月に成立したThe One Big Beautiful Bill Actには反対)



出所: US Senate

- 再選を目指さない
- 今後18か月間、ノースカロライナ州のために尽力し続ける

2025年6月29日の声明

- 知的財産関係者は、知的財産関連の議論を牽引してきたTillis議員の引退が
関連法案の廃案や審議の停滞につながることを懸念



15

連邦裁判所の動向

審判・裁判件数

- PTABへの審判（IPR+PGR）請求件数は1,288件で前年と同等。
- 連邦地裁への特許訴訟件数は前年度比12%増の3,928件。



出所：裁判情報はUnified Patents Portal、PTAB情報はUSPTO年報に基づいて作成 17

裁判を巡る問題

- 特許発明の非実施主体(NPE)による訴訟提起が半数程度。

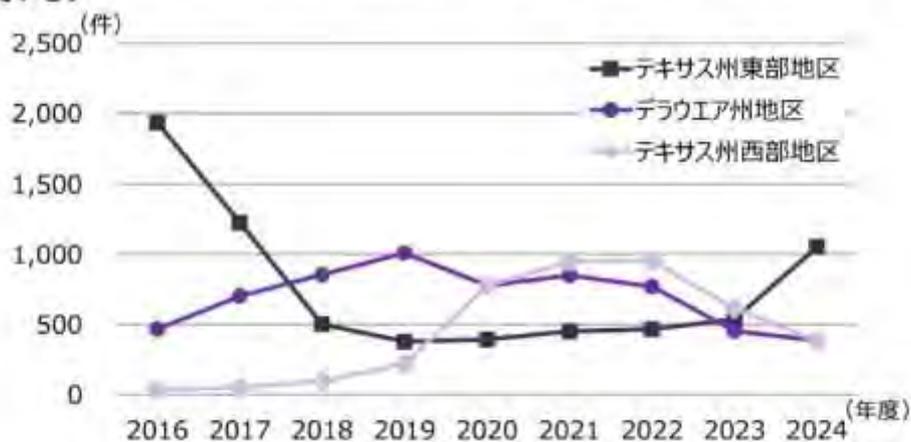


出所：Unified Patents Portalに基づいて作成

18

裁判を巡る問題

- テキサス州東部地区の訴訟件数が急増。
- デラウェア州地区では、訴訟ファンドの情報開示への懸念から訴訟件数が低下したと考えられている。



出所：Unified Patents Portalに基づいて作成

19

訴訟ファンド

- 特許訴訟を金銭的にサポートする事業者（ファンド）の活動が顕在化
- ファンドは原告の訴訟費用を負担する見返りに損害賠償金の一部を獲得
（例）5万～1000万ドルを融資し、賠償金の70～80%を要求
- ファンド全体として150～500億ドル規模と試算
- 訴訟上の意思決定に関与する実質的な当事者になり得ることなどが懸念点
- 訴訟当事者に対してファンドの存在を開示させる動きがある
←裁判が不透明になっているとの声がある



20

第3章 トルコにおける最近の知財関連注目判決及び最近の知財政策、知財制度改正

第1節 トルコの知財制度

1. 法令等整備状況

(1) 知的財産権に関する法律・規則

トルコ産業財産権法（特許、実用新案、意匠、商標、地理的表示（伝統的製品保護を含む）、著作権法が整備されている。

トルコ産業財産権法¹（Industrial Property Code No. 6769）（2017年1月10日施行）

トルコ著作権法²（Intellectual and Artistic Works No. 5846）（2015年5月14日施行）

(2) 加盟している知的財産権に関する主な条約

トルコでは知的財産権に関する以下の条約に加盟している。

【図表1】

パリ条約	1976年加盟
ベルヌ条約	1995年加盟
PCT（特許協力条約）	1995年加盟
マドリッド協定議定書	1998年加盟
欧州特許条約	2000年加盟
ハーグ協定	2004年加盟

(3) 欧州特許条約（EPC）による欧州特許とトルコ国内特許との相違^{3 4}

トルコは、2000年11月1日より欧州特許条約（EPC）の加盟国である⁵。欧州特許は、欧州特許公報において付与決定が公告され、その後トルコにおいて効力発生のための手続が行われた日から、トルコ国内特許と同等の効力を有する。

¹ WIPO（世界知的所有権機関）サイト <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/16609> [最終アクセス日：2026年3月6日]

² WIPO（世界知的所有権機関）サイト <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/17020> [最終アクセス日：2026年3月6日]

³ WIPO（世界知的所有権機関）サイト <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/11032> [最終アクセス日：2026年3月6日]

⁴ Lexpera サイト <https://www.lexpera.com.tr/mevzuat/yonetmelikler/avrupa-patentlerinin-verilmesi-ile-ilgili-avrupa-patent-sozlesmesinin-turkiye-de-uygulama-seklini> [最終アクセス日：2025年9月26日]

⁵ MTP Patent サイト <https://www.mtppatent.com.tr/en/european-patent-registration-epc/> [最終アクセス日：2026年3月6日]

欧州特許は、欧州特許公報における付与決定公告日から起算して3か月以内にトルコにおいて効力発生のための手続を行わなければならない、この期間は延長不可である。

効力発生のための手続後は、欧州特許がトルコ特許公報に公告される。3か月以内に効力発生のための手続の申請がなされない場合、その欧州特許はトルコ国内において効力を生じないものとみなされる⁶。

トルコ国内特許出願については、公表後、請求に基づきトルコ特許商標庁がトルコ産業財産権法第6769号の第97条～第100条に基づき実体審査を行う。トルコ国内審査は、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性について、欧州特許条約（EPC）の基準に沿って実施される。出願に対して異議が提起された場合、出願人は所定の期間内に応答する義務を負う。

欧州特許については、トルコ産業財産権法第6769号の第111条に基づき、付与公告日から3か月以内にクレームのトルコ語翻訳文を提出することにより、トルコでの効力発生のための手続を行うことができる⁷。

他のEP諸国と同様に、トルコ特許商標庁は、効力発生のための手続がなされた欧州特許について実体審査を行う権限を有していない。したがって、トルコ国内特許出願と欧州特許出願の最大の相違は、トルコ国内特許出願については、トルコ特許商標庁が実体審査を行うのに対し、欧州特許出願については、欧州特許庁（EPO）が実体審査を行い、トルコ特許商標庁はその審査結果を受け入れる点にある^{8 9}。

欧州特許出願に対する異議申立ては、トルコ特許商標庁ではなく欧州特許庁（EPO）にのみ行うことができる。欧州特許の登録後は、第三者は9か月間の異議申立期間において異議を申し立てることが可能である。

もともと、欧州特許の登録後であっても、トルコ国内において無効訴訟を提起することは可能である。欧州特許が無効訴訟の結果として無効とされた場合、その裁判所の決定は欧州特許条約（EPC）においても拘束力を有する。

（4）トルコが加盟していない統一特許裁判所（UPC）が及ぼす影響

トルコは、統一特許裁判所（UPC）に加盟していない¹⁰。しかしながら、UPCがトルコに及ぼす影響の評価について、トルコの大手報道機関は以下のように伝えている。

欧州特許条約（EPC）の締約国であるが統一特許裁判所（UPC）に加盟していないトルコにおける法的解釈に影響を及ぼすことが予想される¹¹。

例えば、トルコには、統一特許裁判所（UPC）と直接の法的関係は存在しないものの、

⁶ TURKLEGAL サイト <https://turklegal.com.tr/en/faqs/patents/faqs-european-patent-validations-in-turkey.html> [最終アクセス日：2026年3月6日]

⁷ Mondaq サイト <https://www.mondaq.com/turkey/patent/1679036/european-patents-and-their-validation-in-turkiye> [最終アクセス日：2026年3月6日]

⁸ WIPO（世界知的所有権機関）サイト <https://www.wipo.int/patent-judicial-guide/en/full-guide/epo-appeal-boards/11.1> [最終アクセス日：2026年3月6日]

⁹ Gün + Partners サイト <https://gun.av.tr/insights/updates/impact-of-epo-proceedings-and-epc-provisions-on-national-actions> [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹⁰ Gün + Partners サイト <https://gun.av.tr/insights/updates/does-the-long-arm-of-the-upc-reach-turkey> [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹¹ Gün + Partners サイト <https://gun.av.tr/insights/updates/possible-effects-of-a-unified-patent-court-in-tu-rkiye> [最終アクセス日：2026年3月6日]

UPC での判断が欧州特許庁（EPO）およびトルコ国内手続に実質的な影響を与える可能性が高いと考えられている。また、UPC の判断は、EPO の審理よりも早く結論が出る傾向にあるため、その内容が EPO での審査やトルコの裁判実務に先例的な影響を及ぼすことが予想される。

（５）トルコの知的財産権に係る裁判所のしくみ¹²

トルコでは、知的財産権を巡る紛争について、基本的には三審制（第一審 → 第二審 → 第三審）が採用されている。ただし、どの裁判所が対応するか（特に第二審）は、訴訟の種類（侵害訴訟か、審決取消訴訟か等）や紛争対象によって異なる。

（i）専門知財裁判所（第一審）

トルコは主要都市において、「知的財産権裁判所（Court of Industrial and Intellectual Property Rights）」を設けており、これが第一審を担う中心的な場である。

たとえば、アンカラ、イスタンブール、イズミルにはこうした専門裁判所がある。ただし、全国すべての地方に設置されているわけではなく、専門裁判所がない地域では、通常の民事裁判所が知財訴訟を扱う場合もある。

（ii）地域控訴裁判所、地域行政裁判所（第二審）

第一審の判決（侵害認定・無効認定を含む）は、第二審である地域控訴裁判所に控訴される。異議取消訴訟（審決取消）も第一審判決に基づき控訴でき、その控訴審が地域行政裁判所で処理を行う。

この地域控訴審判断に対しては、法令適用誤り・手続違反・判例適用の誤りなどを理由に、最高裁判所（Yargıtay）への上告が可能である。

（iii）最高裁判所（第三審）

第三審である最高裁判所は、法令解釈・判例統一・手続適正性の点での審査を担当し、実体認定（事実判断）に関しては限定的な関与にとどまる。また、知財訴訟判例の統一性や法的指針性を確保する役割を果たす。

2. トルコへの出願件数・登録件数

トルコ特許商標庁（TÜRKPATENT）は、トルコへの特許、実用新案、意匠、商標の出願・登録件数を提供している¹³。

トルコへの特許、実用新案、意匠、商標の出願件数・登録件数について、2020年～2024年におけるトルコへの主要国の出願件数、登録件数は以下のとおり。

¹² Efor Patent & Trademark サイト https://eforpatent.com.tr/en/ip-litigation-in-turkey/?utm_source=chatgpt.com [最終アクセス日：2025年9月26日]

¹³ トルコ特許商標庁サイト <https://www.turkpatent.gov.tr/patent-istatistik> [最終アクセス日：2026年3月6日]

【図表 2】トルコへの特許出願件数※2021年の件数データはトルコ特許商標庁ホームページに掲載されていない

年度	トルコ	中国	独国	仏国	英国	日本	韓国	米国
2020年	8200	299	2197	594	403	651	229	1800
2022年	9009	269	1415	398	315	392	167	1163
2023年	8663	354	1521	460	316	526	278	1231
2024年	10186	416	1486	501	367	491	385	1397

【図表 3】トルコへの特許登録件数

年度	トルコ	中国	独国	仏国	英国	日本	韓国	米国
2020年	2214	283	2304	616	410	657	232	1871
2021年	3342	301	1849	555	369	617	174	1627
2022年	3407	258	1460	403	317	444	181	1129
2023年	2536	274	1476	443	303	498	262	1183
2024年	3390	355	1422	499	350	496	360	1347

【図表 4】トルコへの実用新案出願件数

年度	トルコ	中国	独国	仏国	英国	日本	韓国	米国
2020年	3577	8	5	3	1	2	0	1
2021年	4418	11	6	1	0	0	0	2
2022年	5502	5	15	3	1	0	0	0
2023年	3321	12	11	4	4	0	0	2
2024年	3065	15	5	0	0	0	0	3

【図表 5】トルコへの実用新案登録件数

年度	トルコ	中国	独国	仏国	英国	日本	韓国	米国
2020年	1145	2	5	0	1	0	0	1
2021年	2513	12	11	3	4	3	0	4
2022年	2302	10	4	1	1	1	0	5
2023年	1627	3	0	2	0	0	0	1
2024年	2911	10	15	4	2	1	0	1

【図表 6】トルコへの意匠出願件数

年度	トルコ	中国	独国	仏国	英国	日本	韓国	米国
2020年	41921	63	122	23	30	57	27	183
2021年	59247	43	160	47	46	31	23	290
2022年	78268	49	93	33	31	56	21	230
2023年	52352	46	136	25	18	54	7	296
2024年	41852	229	949	264	82	52	36	372

【図表 7】トルコへの意匠登録件数

年度	トルコ	中国	独国	仏国	英国	日本	韓国	米国
2020年	38198	180	1838	531	153	72	60	449
2021年	44278	46	1428	408	126	117	40	484
2022年	58414	65	1415	250	59	102	38	356
2023年	54462	151	1406	398	54	65	36	543
2024年	36573	177	2104	500	121	86	73	415

【図表 8】 トルコへの商標出願件数

年度	トルコ	中国	独国	仏国	英国	日本	韓国	米国
2020年	155913	2249	1847	708	605	494	385	2620
2021年	176493	2028	1785	733	680	423	456	3090
2022年	197235	1960	1860	633	800	451	380	3042
2023年	168850	2249	1551	753	737	380	337	2184
2024年	170368	2316	1347	646	619	388	413	2014

【図表 9】 トルコへの商標登録件数

年度	トルコ	中国	独国	仏国	英国	日本	韓国	米国
2020年	85729	2040	1627	777	506	438	305	2268
2021年	114242	2121	1946	785	688	521	436	2723
2022年	140065	2125	2092	762	765	487	437	3251
2023年	123660	1700	1441	609	633	312	341	2116
2024年	122645	2551	1617	740	699	404	374	2153

3. 特許制度の概要

トルコ産業財産権法¹⁴（Industrial Property Code No. 6769）の第 82 条～第 145 条に、特許制度が規定されている。

トルコ特許制度と日本特許制度の相違点において、出願人に影響が大きいと考えられる主だったものを以下に述べる。

- ・トルコには、追加特許制度がある（第 123 条）。追加特許は「主特許」の補完または改良発明を対象とする。追加特許の出願日は、主特許の出願日とは別であるが、権利期間は主特許に従属する。追加特許は、主特許と一体の関係にあり、独立した特許ではない。

- ・日本は、出願人が審査請求（3 年以内）を行い、実体審査過程で拒絶理由通知が行われる。トルコはサーチ請求（12 か月）→サーチレポート→審査請求（3 か月）という二段階である（第 98 条）。運用が短期・厳格である。

- ・トルコ特許商標庁の実体審査は三回までとされる。そのため、実務上、審査官による三回目の決定が、再審査部による審査や、知的財産裁判所への提訴の対象となる。日本の実体審査は、通知回数の上限規定はない。

- ・トルコでは、出願人のみならず正当な利害関係人も、トルコ特許商標庁の最終的決定に対し、決定通知日から 2 か月以内に再審査・評価委員会へ不服申立てが可能である（第 100 条）。日本において、拒絶査定不服審判は、出願人のみが請求できる。

¹⁴ WIPO（世界知的所有権機関）サイト <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/16609> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

・グレースピリオドについて、日本は新規性喪失の例外規定（日本特許法第 30 条）による救済がある。トルコでは、日本と異なり、特許出願人が博覧会における公表日から 12 か月以内に出願すれば、トルコにおける特許出願に関して優先権の利益を享受する（第 93 条 6 項）。

・トルコには、意匠→特許、特許→意匠という変更出願はない。ただし、トルコには、特許→実用新案、実用新案→特許の相互変更が可能である（第 104 条）。

【図表 10】 トルコ特許制度と日本特許制度の違いのまとめ

	トルコ	日本
追加特許制度	あり	なし
審査請求制度	あり	あり
実体審査前のサーチレポート	あり	なし
再審査の主体	出願人、利害関係人	出願人のみ
グレースピリオド	あり（博覧会における公表による優先権）	あり（新規性喪失の例外規定あり）
出願の変更	あり（特許と実用新案の間の変更）	あり（特許と実用新案、特許と意匠、実用新案と意匠の間の変更）
刑事罰	なし（下記第 3 節の 2. の（2）参照）	あり

トルコ特許制度と日本特許制度の主な相違点は上記表の通りであるが、以下においてトルコ特許制度の詳細について説明する。

出願、権利化の手続きは以下のとおり。

（1）特許を受ける権利（第 109 条）

トルコにおいて特許を受ける権利は譲渡可能な権利であり、発明者またはその承継人に帰属する。複数人による発明の場合には、発明者の間で別段の合意がある場合を除き、全ての発明者に帰属する。もし複数の発明者が、別々に同じ発明をした場合には、特許を受ける権利は先に出願した者または優先権を有する者に帰属する。

（2）保護対象（第 82 条）

特許の保護対象は「製品」または「方法」に係る発明である。

数学的方法、精神的活動、ゲームのルール、コンピュータ・プログラムそのもの、商業的方法などは、特許の対象から除外される。ただし、コンピュータ・プログラムが技術的効果をもたらす場合には、発明として保護される可能性がある。

（3）権利の存続期間（第 101 条）

トルコにおける特許権の存続期間は、出願日から 20 年である。

(4) 特許権の効力 (第 85 条)

特許権者は、以下に掲げる行為が自己の同意なく行われた場合、当該行為の差止を請求する権利を有する。

- a) 特許の対象である商品を生産し、販売し、使用し、若しくは輸入すること又は当該目的で及び個人的必要性以外の理由で所持すること
- b) 特許の対象である方法を使用すること
- c) 他人に対し、実施が禁止されていると知られているかまたは知られているはずである方法特許を実施するよう申し出ること
- d) 特許の対象である方法により直接取得される商品を販売し、使用し、若しくは輸入すること又は当該目的で及び個人的必要性以外の理由で所持すること

(5) 方式審査 (第 95 条)

トルコ特許商標庁は、まず出願について方式審査を行う。方式審査の過程で不備が見つかった場合には、出願人に通知が発行され、通知の日から 2 か月以内に補正するように指示される。期限までに不備が補正されなかった場合には、出願は拒絶される。不備が見つからなかった場合には、出願人はその旨の通知を受け、出願の日から 12 か月以内にサーチ料金と共にサーチ依頼を提出するように促される。

(6) サーチリクエスト (第 98 条)

サーチリクエストは、出願の日から 12 か月以内に、サーチ料金を支払うことによって、窓口でまたはオンラインで提出することができる。期限までにサーチリクエストが提出されないか、サーチ料金が支払われない場合には、出願は取り下げられたものとみなされる。

(7) サーチレポート (第 98 条)

サーチレポートは、発明の特許性判断の最初のステップといえる。サーチレポートには、発明の対象分野についての公知技術である、出願日までにトルコ国内外で公知となった文書が記載される。

また、サーチレポートには、各文書の特にどの部分が発明と関連するのかも記載される。サーチレポートは、トルコ特許商標庁から出願人に通知される。出願を維持する場合には、出願人は、サーチレポートの通知の日から 3 か月以内に、審査請求をしなければならない。そうでない場合は、出願が取り下げられたものとみなされる。

(8) 出願公開 (第 97 条)

出願は、出願日または優先日から 18 か月後に、トルコ特許商標庁の公報によって公開される。出願人は、この 18 か月の期間経過前に公表することをトルコ特許商標庁に請求することもできる。この請求は、出願時に提出される願書の様式のうち、早期出願公開の欄で行うか、出願後に、早期出願公開請求書を提出して行うことができる。もし早期出願公開請求が受理されれば、出願は受理通知後に公開されることとなる。

(9) 第三者の意見 (第 98 条)

出願公開後、第三者は、特許対象となる発明の特許性に関して、意見書を提出することができる。かかる意見書は、サーチレポートの作成までに受領された場合には、サーチレポートにおいても参酌されうる。

(10) 審査請求 (第 98 条)

出願人は、トルコ特許商標庁に対して、必要な審査料金を支払い、サーチレポートの通知の日から 3 か月以内に、審査請求をする。この間、出願人は、サーチレポートについての意見書を提出することができ、明細書、特許請求の範囲または図面を訂正することも可能である。審査請求は取り下げることができない。

(11) 審査中の通知および審査結果通知 (第 98 条)

審査により、発明はクレームと特許性の観点（新規性、進歩性、産業上の利用可能性）から審査される。特許権が付与される場合には、特許付与の理由を説明する審査結果通知が発行される。審査結果通知には、審査の結果のほか、サーチレポートで特定された文書、審査段階で発見された文書がある場合にはその文書、出願人の意見、出願人になされた通知がある場合にはその通知が記載される。この審査結果通知は、特許付与の判断と共に、出願人に通知される。

出願が特許要件を満たさず、または、何らかの不備を含むために、拒絶査定となる場合は、拒絶理由が出願人に通知される。通知には、拒絶理由のほか、サーチレポートで特定された文書、審査段階で発見された文書がある場合にはその文書、出願人の意見、出願が訂正された場合にはその訂正が記載される。

出願人は、拒絶理由通知から 3 か月以内に回答するか、明細書または特許請求の範囲を訂正することとなる。特許出願の範囲を広げる訂正は認められない。トルコ特許商標庁は三回までしか通知を発することができない。もし出願人が通知に回答せずまたは必要な訂正をしなかった場合には、当該出願は取り下げられたものとみなされる。もし、三回の通知に対する回答が産業財産法の要件を満たさない場合には、拒絶理由とともに審査結果を示す審査結果通知（拒絶査定）が発行され、出願は効力を失う。この決定は出願人に通知されるほか、公報で公開される。

トルコ特許商標庁の審査は三回までとされる。そのため、実務上、審査官による三回目の決定が、再審査部による審査や、知的財産権裁判所への提訴の対象となる。

また、再審査部の決定は知的財産権裁判所への提訴の対象となる。知的財産権裁判所の判断は、民事訴訟法に従い、地域控訴裁判所、最高裁判所への上訴の対象となる。

トルコ特許商標庁が、特許付与のためには訂正が必要であると判断した場合、かかる訂正は通知の日から 2 か月以内になされなければならない。かかる訂正がトルコ特許商標庁に受理された場合には、特許査定が下され、出願人に通知され、公報で公開される。訂正がなされないまたはトルコ特許商標庁に受理されない場合には、当該出願は取り下げられたものとみなされる。その場合も、出願人に通知されるほか、公報で公開される。

(12) 登録要件 (第 82 条～第 83 条)

特許性に関する規定があり、新規性、進歩性、産業上の利用可能性を有する製品又は方

法であって技術分野に属するものは特許可能である（第1項）。

（13）明細書記載義務（第92条）

発明は、特許出願、明細書及びクレームに存在するか又は明細書若しくはクレームにおいて言及される図面を使用して、発明の主題に関する技術の熟練者により、発明を実施可能とすることができる非常に明確かつ完全な方法で説明されるものとする（第1項）。

クレームの基礎は、明細書とする。クレームは、保護を請求する主題を定義し、明確かつ不可欠なものでなければならず、明細書に定義された発明を超えてはならない（第4項）。

（14）単一性及び分割出願（第91条）

特許又は実用新案出願は、単一性を満たさない場合、分割をしなければならない（第1項）。単一性に拘らず、出願人の請求により、分割出願が可能である（第2項）。

（15）特許登録証（第98条第7項、第143条第10項）

特許査定が下され公開された後、出願人は、料金を支払い、特許登録証を請求することができる。審査結果通知を経て、特許登録は公報で公開される。

（16）優先権（第93条）

トルコを含むパリ条約又は世界貿易機関設立協定の加盟国において特許又は実用新案の出願をなした者又はその承継人は、トルコにおいて同一の発明又は考案の出願をなすために、最初の出願がなされた日から12か月以内に優先権の利益を享受する（第1項）。

トルコにおいて開催される国内若しくは国際博覧会で又はパリ条約の加盟国における公式博覧会若しくは公式であると知られている博覧会で、特許又は実用新案の主題を含む製品を提示する自然人又は法人は、博覧会における提示日から12か月以内に、トルコにおける特許又は実用新案付与の出願に関して優先権の利益を享受する（第6項）。

（17）追加特許（第123条）

特許出願人は、特許の主題である発明を補完するか又は発展させ、かつ、第91条（単一性）において主特許の主題と一貫性のある発明を保護するために、主特許出願に加え、追加特許出願をなすことができる（第1項）。追加特許出願は、主特許出願の付与に係る決定の公告までなすことができる。

（18）職務発明（第113条～第122条）

従業者が施設若しくは公的機関において遂行する必要がある従業者の業務に基づく発明又は施設若しくは公的機関における経験及び業務に相当程度基づき、かつ、業務関係との関連においてなされた発明は、職務発明となる（第113条第1項）。

使用者は、職務発明に係る全権利又は部分的権利を請求することができる。使用者は、従業者の通知を受領した日から4か月以内に、この請求を従業者に書面で通知する義務を負うものとする。通知期間内に従業者への通知がなされない場合又は如何なる権利も請求しない旨の通知がなされた場合は、職務発明は、独立発明の資格を取得するものとする（第115条第1項）。なお、トルコには、日本特許法第35条第2項の「発明前から契約で自動的

に承継される」予約承継の明文規定はない。

(19) 変更出願 (第 104 条)

特許出願人は、自己の係属中の出願を実用新案出願に変更するよう請求することができる。實用新案出願人は、遅くとも調査報告書の通知日後 3 か月の期間の終了までは、自己の實用新案出願を特許出願に変更するよう請求することができる。

(20) 先使用权 (第 87 条)

特許出願人又は特許権者は、出願日以前に発明を国内において善意で実施した者又はその実施のための真摯かつ実際の措置を講じている者が、特許の対象である発明を同一の方法で実施し続けること又は講じた措置に従って当該発明の実施を開始することを防止する権利を有さないものとする。

(21) 秘密特許 (第 124 条)

特許商標庁は、出願の主題である発明が国家の安全の観点から重要であるとの意見を有する場合は、国防省の意見を得るために、出願の写しを国防省に送付し、その状況を出願人に通知する。国防省は、出願処理を秘密裡に行うことに係る決定を下した場合、通知日から 3 か月以内にその決定を特許商標庁に通知する。

審判請求、異議申立、訂正審判、不服申立てによる提訴の手続きは以下のとおり。

(1) 異議申立 (第 99 条)

特許査定に対する第三者による異議申立手続きは、公報における公開の日から 6 か月間可能である。異議申立が適法に提出された場合には、トルコ特許商標庁から特許権者に通知される。

特許権者は、3 か月の間、意見を述べ、または必要に応じて明細書、特許請求の範囲もしくは図面を訂正することができる。特許権者による明細書や特許請求の範囲の修正は、当初の範囲を拡張するものであってはならず、また、トルコ特許商標庁からの要求から 2 か月以内になされなければならない。再審査部は、特許権者の提出した意見または明細書等の訂正の内容も踏まえて異議を検討する。もし無効理由を解消すべき訂正が受理されなかった場合には、特許権は無効となり、そのような訂正が受理された場合には、特許権は訂正後の内容にて存続し、公報にて公表される。

(2) トルコ特許商標庁の決定に対する審判請求 (第 100 条)

第 99 条の規定を害することなく、特許出願人、特許権者、利害関係人は、トルコ特許商標庁の決定に対して、決定通知日から 2 か月以内に、再審査部に審判請求をすることができる。

(3) トルコ特許商標庁の決定に対する不服申立てによる提訴 (第 138 条～第 139 条)

出願人、特許権者その他一定の第三者は、トルコ特許商標庁の決定（但し、トルコ産業財産法第 99 条に基づく異議申立に基づく決定を除く）に対し、再審査部に不服を申し立て

ることができる。第 99 条に基づく異議申立については、既に再審査部が関与しているため、それ以上さらに再審査部に不服を申し立てることはできないが、一般の民事訴訟法および産業財産法のルールに従い、知的財産権裁判所に提訴することは可能である。知的財産権裁判所は第一審となり、その決定は、民事訴訟法の一般的なルールに従い、地域控訴裁判所および最高裁判所への上訴の対象となる。

(4) 特許においてなされる訂正審判 (第 103 条)

特許査定が下された後、特許において、自明な誤り、クレームの減縮は、請求により訂正されるものとする (第 3 項)。

ライセンスの手続きは以下のとおり。

(1) 排他的ライセンス又は非排他的ライセンス (第 125 条)

特許出願又は特許は、ライセンス契約の対象とすることができる (第 1 項)。

非排他的ライセンス契約において、ライセンサーは、特許の主題である発明を自身で実施することができ、かつ、同一の発明に関して第三者に他のライセンスを発行することができる。排他的ライセンスが対象である場合、ライセンサーは、他人にライセンスを発行することができず、自己の権利を明確に留保していない限り、特許の主題である発明を実施することができない (第 2 項)。

(2) 情報開示義務 (第 126 条)

契約に別段の合意がない限り、特許出願若しくは特許の譲渡人又はライセンサーは、特許の主題である発明の通常の実施に必要なとされる技術的情報を譲受人及びライセンシーに開示する義務を負うものとする。

(3) 強制ライセンス (第 129 条)

以下に定める条件の少なくとも 1 が存在する場合は、強制ライセンスを与えることができる。

- a) 特許の主題を構成する発明が第 130 条の規定に従って実施されない場合
- b) 第 131 条にいう特許の主題の従属性が問題となった場合
- c) 第 132 条にいう公益性が問題となった場合
- d) 2013 年 4 月 30 日付けの法律第 6471 号によりトルコの参加が適切とみなされた、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定を改正する議定書に定める条件が満たされた場合において、医薬品の輸出が他国における公衆衛生問題により問題となったとき
- e) 育成者が先の特許を侵害することなく新植物品種を開発することができない場合
- f) 特許を実施する間、特許所有者が競争をゆがめ、妨害し、又は制限する活動を行った場合

(4) 不実施の場合における強制ライセンス (第 130 条)

特許所有者又は特許所有者により授権された者は、特許により保護された発明を実施する義務を負うものとする。実施の有無の判定に当たっては、市場の状況並びに特許権者の

管理及び意思の及ばない状況の発生を考慮するものとする（第1項）。

特許に関する付与決定が公報に公告された後3年以内又は特許出願日後4年以内のいずれか後に満了する期間の満了日から、関係人は、特許の主題を構成する発明の実施が開始されていないこと、特許の実施のための真摯かつ実際的な取組がなされていないこと、又は特許の実施がライセンス請求日に国内市場の必要性を満たす水準に達していないことを理由として、強制ライセンスを与えるよう請求することができる。本項は、正当な理由なく、発明の実施が連続して3年を超えて中断された場合にも適用されるものとする（第2項）。

（5）強制ライセンスの法的性質及び信頼関係（第133条）

強制ライセンスは、排他的でないが、公益性の理由で付与される強制ライセンスは、排他的とすることができる。強制ライセンスは、期間、ライセンス料及び実施区域を考慮に入れて、一定の条件下で付与されるものとする。裁判所は、特許のライセンス料を決定するに当たって、特許の経済的価値を考慮する。第129条第1項(c)により付与される強制ライセンスにおいてライセンス料を決定する際には、非商業的及び人道的目的を考慮することによって、輸入国についての当該実施の経済的価値を考慮に入れるものとする。

4. 実用新案制度の概要

トルコ産業財産権法¹⁵（Industrial Property Code No. 6769）の第82条～第145条に、実用新案制度が規定されている。

トルコ実用新案制度と日本実用新案制度の相違点において、出願人に影響が大きいと考えられる主だったものを以下に述べる。

- ・トルコには、日本にない審査請求制度がある。トルコはサーチ請求（12か月）→サーチレポート→審査請求（3か月）という二段階である（第98条）。日本は、審査請求制度がない。
- ・トルコでは、日本実用新案制度にない新規性、進歩性、産業上の利用可能性の実体審査がなされる（第98条）。
- ・トルコ実用新案出願は、出願から18か月で公開される。出願人は早期公開を請求することもできる。日本の実用新案出願は、出願公開されない。

【図表11】トルコ実用新案制度と日本実用新案制度の違いのまとめ

	トルコ	日本
審査請求制度	あり	なし
実体審査前のサーチレポート	あり	なし

¹⁵ WIPO（世界知的所有権機関）サイト <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/16609> [最終アクセス日：2026年3月6日]

実体審査	あり	なし
出願公開	あり	なし
刑事罰	なし（下記第3節の2.の （2）参照）	あり

トルコ実用新案制度と日本実用新案制度の主な相違点は上記表の通りであるが、以下においてトルコ実用新案制度の詳細について説明する。

出願、権利化の手続きは以下のとおり。

（1）保護範囲（第142条）

第83条第1項（技術水準に含まれない発明は新規とみなされる）に基づいて新規である考案及び第83条第6項（発明は農業を含む何れかの産業分野において生産可能、及び実施可能である場合は産業上利用可能とみなされる）の範囲内で産業上利用可能な考案は、実用新案の付与によって保護されるものとする（第1項）。実用新案の新規性判断では、発明の本質に寄与しない技術的特徴は考慮しない（第2項）。

次のものは、実用新案により保護されないものとする（第2項）。

- a) 化学的及び生物学的物質又は化学的及び生物学的的方法若しくはこれらの方法により取得される製品に関する考案
- b) 医薬関連物質又は医薬関連方法若しくはこれらの方法により取得される製品に関する考案
- c) バイオテクノロジーに係る考案
- d) 方法により取得される製品又はこれらの方法に関する考案

（2）権利の存続期間（第101条）

トルコにおける実用新案権の存続期間は、出願日から10年である。

（3）方式審査（第143条）

トルコ特許商標庁は、実用新案出願について方式審査を行い、方式審査において不備が見つかった場合には、出願人にその旨が通知される。出願人は、通知の日から2か月以内に不備を修正しなければならない。期限までに修正されない、または修正がトルコ特許商標庁に受理されない場合、出願は拒絶される。

方式審査において不備が見つからなかった場合、または不備が期限内に修正された場合で、かつ、出願時点においてサーチリクエストが提出されていなかった場合には、出願人は、サーチリクエストを提出するように促される。サーチリクエストを提出する場合、出願人は、方式審査において不備が無かった、または不備が修正された旨の通知があった日から2か月以内に、サーチ料を支払わなければならない。出願当初の実用新案の範囲を拡大する修正は認められない。

（4）サーチリクエストおよびサーチレポートの作成（第98条）

サーチリクエストは、出願と同時又は出願の完了から 2 か月以内に提出することができる。期限までにサーチリクエストが提出されない場合には、出願はみなし取下げとなる。

サーチレポートは、出願に記載された実用新案登録請求の範囲を考慮して作成される。実用新案のサーチレポートは、新規性および産業上の利用可能性について作成され、進歩性については作成されない。

(5) 出願公開 (第 97 条)

実用新案出願は、出願から 18 か月で公開される。出願人は早期公開を請求することもできる。サーチレポートが出願公開よりも先に作成された場合には、サーチレポートも出願と共に公開される。

(6) サーチレポートに対する意見書・補正の提出 (第 143 条～第 144 条)

サーチレポートの公開から 3 か月以内に、出願人はサーチレポートの内容に意見書・補正を述べることができる。意見書・補正には、関連する書面を添付しなければならない。トルコ特許商標庁が、審査を経て実用新案登録査定を下す場合には、出願人はその通知を受ける。登録査定は考案と共に公報にて公開される。

トルコ特許商標庁が、審査を経て、実用新案出願および対象となる考案が産業財産法に定める要件を満たさないと判断した場合には、出願は拒絶される。拒絶査定は出願人に通知され、公報で公開される。この決定に対しては、通知から 2 か月以内に、トルコ特許商標庁の再審査部に対して審査を求めることができる。

実用新案登録後の第三者による異議申立制度はない。

再審査部の決定は知的財産権裁判所への提訴の対象となる。知的財産権裁判所は第一審となり、その決定は、民事訴訟法の一般的なルールに従い、地域控訴裁判所および最高裁判所への上訴の対象となる。

5. 意匠制度の概要

トルコ産業財産権法¹⁶ (Industrial Property Code No. 6769) の第 55 条～第 81 条に、意匠制度が規定されている。

トルコ意匠制度と日本意匠制度の相違点において、出願人に影響が大きいと考えられる主だったものを以下に述べる。

・トルコでは、一通の複数意匠出願により、複数の意匠を出願することができる(第 61 条)。日本において、出願できる意匠の関係は、同一のデザインコンセプトに基づくものに限られる(意施規第 2 条の 2)。形状の同一性は、同一または類似形状であることが必要である。それに対して、トルコにおいて、出願できる意匠の関係は、同一ロカルノ分類に属すれば形態が異なっても可能である。形状の同一性は不要である。

¹⁶ WIPO (世界知的所有権機関) サイト <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/16609> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

- ・トルコには未登録意匠の保護があり（第 69 条）、最初の「公衆への開示」から 3 年間保護される。保護の要件は新規性および独自性である。
- ・トルコでは、出願人は最大 30 か月の公開延期が可能である（第 61 条）。これは日本の「秘密意匠」（登録後に公報非掲載・図面等非公開とする制度）とは性質が異なり、トルコは「出願公開自体を先送りする」仕組みである。
- ・トルコは原則として形式審査中心であり、出願段階で新規性・独自性の本格的な実体審査は行わない。ただし、公序良俗・非登録対象等の絶対的拒絶理由の確認は行われる。日本では、方式審査に加え、実体審査（新規性、創作容易性）を行う。
- ・日本の意匠制度に登録後異議はない（無効審判による）。トルコは「登録後異議」を採用している（第 67 条、第 68 条）。
- ・トルコには、関連意匠に相当する制度がない。

【図表 12】トルコ意匠制度と日本意匠制度の違いのまとめ

	トルコ	日本
形状の同一性が不要である複数意匠出願	あり	なし
未登録意匠の保護	あり	なし
出願公開自体を先送りする制度	あり	なし
実体審査（新規性、創作容易性）	なし	あり
登録後異議	あり	なし
関連意匠	なし	あり
刑事罰	なし（下記第 3 節の 2. の（2）参照）	あり

トルコ意匠制度と日本意匠制度の主な相違点は上記表の通りであるが、以下においてトルコ意匠制度の詳細について説明する。

出願、権利化の手続きは以下のとおり。

（1）保護範囲（第 55 条）

トルコにおける意匠の保護対象は、製品またはその一部、あるいはその装飾に係る外観であり、線、輪郭、色彩、形状、材料または表面のテクスチャなどの要素の組合せによって定義される。（「またはその一部」というのは、部分意匠に相当する¹⁷⁾）

工業意匠、画像意匠、ファッション意匠、建築意匠を保護範囲とする。

¹⁷⁾ 新興国等知財情報データベースサイト <https://www.globalipdb.inpit.go.jp/laws/21128/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

(2) 登録意匠の保護期間（第 69 条第 1 項）

登録された意匠の保護期間は、出願から 5 年で、5 年ごとに更新することができ、最長 25 年間まで更新可能である。更新は各期間の満了前に申請と手数料納付が必要である。

(3) 未登録意匠の保護期間（第 69 条第 2 項）

未登録の意匠の保護が、2017 年 1 月 10 日のトルコ産業財産権法の制定により導入された。その結果、トルコで市場に流通された未登録の意匠は、同意匠に新規性および独自性があれば、トルコで初めて市場に流通されてからその後 3 年間は保護される。未登録の意匠の権利者は、同意匠と同一または酷似する意匠が使用されている場合にのみ、権利の保護を受けることができる。

(4) 新規性及び独自性（第 56 条）

意匠を登録するには、絶対的新規性（国際的な非公知性）と独自性が必要となる。トルコ特許商標庁は、出願時に形式的な新規性確認を行うが、実質的な新規性・独自性の審査は行わない。意匠の保護は、一連の製品の目に見える構成要素に限って与えられる。構成要素は、新規性および独自性を有さねばならず、また、通常の使用において目に見えるものでなければならない。意匠権は、区別できない程度に類似性を有する意匠に対して及ぶ。意匠の保護範囲を決定する際には、意匠を創作する際の選択の自由度が考慮される。意匠権で保護された意匠に依拠せずに創作された意匠については、当該意匠が公表されたことを合理的な方法をもって知ることができなかった場合には、当該意匠をコピーしたものはみなされない。

(5) 出願要件（第 61 条）

意匠出願は、以下のものが含まれている必要がある。

- ・申請者の身元についての情報を含む申請書
- ・公表された場合には複製を可能にする程度の、意匠の外観を示す図や写真
- ・意匠が組み込まれまたは使用される物品の名称
- ・創作者の名前または意匠を創作した集団の名称
- ・創作者から意匠を出願する権利を取得した経緯
- ・公開延期の請求（請求する場合）
- ・代理人についての情報（代理人が任命されている場合）

申請者の身元に関する情報または意匠の図面もしくは写真に不備がある場合、申請者は 1 か月以内にこれらの不備を補正する権利がある。その他の出願要件に関する不備がある場合、トルコ特許商標庁は、申請者に申請を完了させるために 2 か月間の猶予を与える。不備に関連する情報が適時の補正により提出された場合には、それらの不備は、出願日に影響を与えない。補正の締め切りの期間までに必要な情報を提供できない場合、申請はなされなかったものとみなされる。

(6) 複数の意匠出願

申請者は、一通の複数意匠出願申請により、複数の意匠を出願することができる。トル

コでは複数の意匠をまとめて出願することが認められており、その場合、申請書の中で複数意匠出願申請であることが特定されること、各意匠が独立の図または写真および説明で示されること、ならびに追加の出願料が支払われることが必要であるほか、装飾を除き、各製品の意匠は、同じロカルノ分類に属するものでなくてはならない。1つの複数意匠出願申請により、最大100件の意匠を出願することができる。複数意匠出願申請書の要件を満たさない、または100以上の意匠を出願するものである場合には、意匠出願を2以上の出願に分割する必要がある。分割された各出願の出願日は、最初の出願申請がなされた日となる。さらに、最初の出願が優先権主張を伴うものであった場合、分割された出願も優先権の対象となる。

(7) 優先権の主張（第62条、第63条）

パリ条約またはWTO設立協定の締約国の国籍を有し、または、それらの国に住所を有しもしくはそれらの国において商業活動をしている自然人、法人またはそれらの承継人は、パリ条約の対象国における出願から6か月間、その出願と同一の物品につき同一の意匠出願について、優先権を主張することができる。優先権主張は出願と同時に進行することができる。出願日から3か月以内に優先権に関する書類がトルコ特許商標庁に提出されない場合、優先権主張を伴う出願は、無効となる。

(8) 審査（第64条）

トルコ特許商標庁は、出願要件の方式審査を行い、出願情報に不備がなければ、トルコ特許商標庁が出願を受領した日が出願日とみなされる。意匠権の保護は、出願日から始まる。方式審査が完了すると、トルコ特許商標庁は、意匠出願につき以下を審査する。

- ・意匠および物品の記載が適法か
- ・公の秩序および道徳に反するものではないか
- ・出願人がトルコ国籍の自然人または法人であるか、トルコ内で工業的又は商業的活動に従事している自然人または法人であるか、パリ条約またはWTO設立協定における相互主義により出願資格を有する者であるか、またはトルコ国民に工業所有権の保護を提供する国の国民であるか
- ・パリ条約に規定されている主権記章の不適切な使用等、庁が登録を許可していない表示がないか

(9) 公開の延期（第66条）

出願人は、出願から30か月間、公開の日を延期することができる。公開が延期された場合、意匠の図または写真、出願人の出願資料および身元は第三者に公開されることなく、意匠登録が行われる。日本の「秘密意匠」（登録後非公開）とは異なり、トルコは出願公開自体を延期する。

(10) 画像意匠（第55条）

トルコでは、線、形状、色彩、材料、表面のテクスチャなど、製品または製品上の装飾品の全部または一部の外観が意匠と定義される。

この定義によれば、アイコン、パターン、ロゴ、グラフィカル・ユーザー・インターフ

ェース、コンピュータおよび携帯電話のスクリーンショット、ウェブ・ページのデザインは意匠出願の対象となりうる。

審判請求、異議申立、不服申立てによる提訴の手続きは以下のとおり。

(1) トルコ特許商標庁の拒絶査定に対する審判請求 (第 67 条、第 68 条)

トルコ特許商標庁の拒絶査定に不服がある出願人は、その拒絶査定の一部または全部に対して、拒絶査定の日から 2 か月以内に、トルコ特許商標庁の再審査部に不服を申し立てることができる。不服申立てはトルコ特許商標庁に対して所定の様式で、理由と署名を付して提出される必要がある。

(2) 登録に対する異議申立 (第 67 条、第 68 条)

意匠の公表から 3 か月間、意匠登録に対し、以下を理由として、第三者からの異議申立てが可能である。

- ・意匠が、物品またはその装飾の特徴、線、輪郭、色彩、形状、素材または構造の一部または一部の外形ではない。
- ・意匠が新規性または独自性を欠く。
- ・意匠が公序良俗に反する。
- ・意匠の外観上の特徴が技術的な機能により定まっている。
- ・意匠が、当該意匠の対象である物品を機械接続等するためには同一の様式および形状で再現されなければならない外観上の特徴を含んでいる。
- ・パリ条約に規定されている主権記章の不適切な使用等、トルコ特許商標庁が登録を許可していない表示を含んでいる。
- ・トルコ国籍の自然人または法人、トルコ国内で工業的または商業的活動に従事している自然人または法人、パリ条約または WTO 設立協定における相互主義により出願資格を有する者、またはトルコ国民に工業所有権の保護を提供する国の国民によりなされた出願ではない。
- ・不正の目的でなされたまたは知的財産権の違法な使用を含む出願である。

異議申立に対するトルコ特許商標庁の決定に不服がある異議申立人は、その決定の一部または全部に対して、決定の通知の日から 2 か月以内に、トルコ特許商標庁の再審査部に不服を申し立てることができる。

(3) 提訴

(i) 再審査部による決定に対する提訴

再審査部により、自己に不利益な査定がなされた出願人または異議申立人は、その決定の一部または全部に対して、その決定の通知がなされてから 2 か月以内に、民事知財裁判所に訴えの提起をすることができる。

(ii) 民事知財裁判所の決定に対する上訴

知的財産権裁判所により、自己に不利益な決定がなされた出願人または異議申立人は、自己の請求を部分的にまたは完全に棄却する決定に対して、その決定の通知がなされてから 2 週間以内に、地域控訴裁判所に上訴することができる。

(iii) 地域控訴裁判所の決定に対する上告

地域控訴裁判所による決定は、同決定の通知がなされてから 2 週間、最高裁に対する上告の対象となる。

6. 商標制度の概要

トルコ産業財産権法¹⁸ (Industrial Property Code No. 6769) の第 4 条～第 32 条に、商標制度が規定されている。

トルコ商標制度と日本商標制度の相違点において、出願人に影響が大きいと考えられる主だったものを以下に述べる。

- トルコにおいて、公報に公告されたが、第 5 条又は第 6 条に従って登録すべきでない商標出願に関する異議申立は、商標出願の公告後 2 か月以内に利害関係人によりなされるものとする (第 18 条第 1 項)。日本において、異議申立は、何人も可能である。

- トルコには、商標権者でなく実施権者 (専用使用権者、通常使用権者) による不正使用を規定した日本商標法 53 条 (不正使用取消審判) に相当する制度がない。ライセンスの不適切使用は、契約違反・不正競争・侵害差止等の民事救済で対応するのが原則である。

- トルコにおいて、設定登録納付、更新納付は、10 年単位であり、5 年単位の分割設定登録納付、分割更新納付はない (前期、後期の分割納付を意味する)。

- トルコでは、先登録 (引用) 商標に基づく異議を受けた出願人が、引用商標の使用証拠の提出を法定に基づき要求でき、直近 5 年の真正使用が示されないと異議が退けられ得る (第 19 条第 2 項)。日本には、トルコ第 19 条第 2 項に相当する「異議段階の使用証拠請求」の制度はない。

【図表 13】 トルコ商標制度と日本商標制度の違いのまとめ

	トルコ	日本
異議申立人	利害関係人	何人
実施権者 (専用使用権者、通常使用権者) による不正使用取消審判	なし	あり
分割設定登録納付・分割更新納付	なし	あり
異議段階の使用証拠請求	あり	なし

¹⁸ WIPO (世界知的所有権機関) サイト <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/16609> [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

トルコ商標制度と日本商標制度の主な相違点は上記表の通りであるが、以下においてトルコ商標制度の詳細について説明する。

出願、権利化の手続きは以下のとおり。

(1) 出願手続き (第 14 条)

トルコは、マドリッド協定議定書の締約国であるため、トルコ特許商標庁に国内出願をする方法に加え、世界知的所有権機関 (以下「WIPO」という。) に国際出願をする方法によっても、トルコにおける商標登録を受けることができる。

海外からの出願方法は、(a) トルコへの国内出願、(b) マドリッド (WIPO 国際登録・トルコ指定)、(c) パリ条約に基づく優先権を伴うトルコ国内出願、に整理される。

(2) 保護期間 (第 23 条)

商標権の存続期間は出願日から 10 年であり、10 年ごとに更新することができる。更新の申請は、存続期間満了の 6 か月前に更新手数料を納付することにより行うことができ、更新申請期限から 6 か月以内に追加の手数料を納付することにより更新することもできる。

(3) 優先権主張 (第 12 条～第 13 条)

パリ条約または世界貿易機関設立協定に基づき出願権を有する出願人は、これらの条約または協定の締約国での適法な商標出願から 6 か月以内であれば、トルコにおける同一の商標出願につき、優先権を主張する権利を有する。優先権は商標出願とともに主張されなければならない。優先権主張をする者は出願と同時に優先権主張に係る手数料を支払わなければならない。出願人は、出願日から 3 か月以内に優先権証明書を翻訳文とともにトルコ特許商標庁に提出しなければならない。出願人が優先権証明書およびその翻訳文を提出しなかった場合、優先権主張の申請は取り下げられたものとみなされる。

(4) 商標の構成要素 (第 4 条)

商標は、名称、デザイン、色、文字、数字、音および製品またはそのパッケージの形状などのその他の要素により構成され、特定の自然人または法人の商品および役務を明示的に識別させることができ、保護された権利の対象を明確かつ正確に示すものであれば登録可能である。

(5) 商品および役務の分類

トルコは、標章の登録のための商品および役務の国際分類に関するニース協定 (以下「ニース協定」という。) の締結国である。標章の商品および役務の分類は、ニース協定によって定められたニース分類に従う。出願時に、出願商標の指定商品および役務の分類を、ニース分類に従って特定する必要がある。

(6) コンセント (同意) 制度 (第 5 条第 3 項)

原則として、同一または類似の商品または役務に関して、先に登録された商標または先

に出願された商標と同一または区別できない程度に類似する商標は、絶対的拒絶理由があるとして商標として登録することはできない。先に登録された商標の所有者から公証された同意書を得ることは、拒絶理由を克服するために利用可能な救済手段である。

同意書は、異議申立に対する決定がなされるまで、商標出願とともに、または決定に対する異議申立の中でトルコ特許商標庁に対して提出することができる。1つの同意書を複数の商標出願について提出することはできない。2つ以上の商標出願について同意書を提出する場合は、商標出願ごとに個別の同意書を提出する必要がある。

(7) 方式審査

トルコ特許商標庁は、出願の方式審査として、最初に出願要件が充足されているかどうかを審査する。すべての商標出願要件が充足された場合、提出日が出願日とみなされる。

方式審査の過程で不備が発見された場合、出願人は通知を受け、通知日から2か月以内に不備の修正を要求される。不備が出願人の身元、商標の表示、商標が使用される商品および役務の一覧、出願手数料の支払書類に関する情報を含む申請書に係る場合、出願日はこれらの不備が修正された日付とされる。

残りの要件に関する不備は出願日に影響を与えないが、出願日から2か月以内に不備が修正されない場合、商標出願は却下される。

(8) 実体審査（第5条～第6条）

トルコ特許商標庁が職権で審査するのは「絶対的拒絶理由（第5条）」であり、「相対的拒絶理由（第6条）」は原則として異議申立てがない限り職権では審査しない。

第5条（絶対）：識別力欠如、記述的・通用表示、形状由来、欺罔、公序良俗、宗教的シンボル、主権記章の不適切使用、登録地理的表示の包含等。

第6条（相対）：先行登録／出願との混同のおそれ、周知商標（6条2項）、著名商標の希釈化、代理人出願、先使用权等。

絶対的拒絶理由（第5条）に関する上記の審査の後、商標が上記のいずれにも該当しない場合、トルコ特許商標庁は2か月間の第三者による閲覧に供するため、出願を商標公報にて公開する。

(9) 公開（第16条）

方式審査および実体審査の後、トルコ特許商標庁は、商標出願を商標公報において公開する。絶対的拒絶理由に関する上記の審査の後、商標が上記のいずれにも該当しない場合、トルコ特許商標庁は2か月間の第三者による閲覧に供するため、出願を商標公報にて公開する。

(10) 証明標章及び団体標章（第31条～第32条）

証明標章とは、標章の所有者の管理下で、事業体、当該事業体による生産方法、原産地及び品質の共通特徴の証明に使用される標識をいう。

団体標章とは、生産者又は商社又はサービス提供者の事業集団により使用される標識をいう。

審判請求、異議申立、不服申立てによる提訴の手続きは以下のとおり。

(1) 公開後の異議申立（第 17 条～第 19 条）

第三者は、絶対的拒絶理由および以下の相対的拒絶理由に基づき、公開日から 2 か月以内に異議申立手数料を納付し、商標出願に対して異議申立をすることができる。

異議申立人は、利害関係人に限られるが、第 17 条第 1 項では、第三者による意見書の提出も規定されている。商標出願の公告後、何人も、商標出願が、同一または類似の商品もしくは役務に関して登録されていること、またはその他所定の理由で登録できないことを理由とともに記載した書面を、商標が登録されるまでの間、特許商標庁に提出することができる。ただし、利害関係のない第三者は当事者になれず、特許商標庁の登録決定に異論がある場合でも不服を申し立てることはできない。

- ・同一または類似の商品または役務に関する同一または類似の先行商標が存在するために、先行商標と関連することを含め公衆に混同を生じさせる可能性が存在する場合
- ・商標所有者の代理人が、所有者の同意または正当な理由なく、自己の名義で登録出願をした場合
- ・未登録の先使用商標権や、その他の商標に関する権利が、出願日または優先日の前に取得されている場合
- ・商標が、同一または類似の商品および役務に関して、パリ条約の第 6 条第 2 項に該当する周知の商標と同一または類似である場合
- ・商品および役務が同一または類似していない場合でも、登録商標または先に出願された商標が公衆からの評判を有していて、かかる評判のため、出願された商標が、正当な理由なしに不当な利益を得るか、先行商標の評判を毀損し、またはその特徴を害する場合
- ・商標に名称、会社名、写真、著作物その他の知的財産が含まれている場合
- ・出願商標が、同一または類似の商品および役務につき登録された団体商標または保証商標であり、出願商標が、団体または保証商標の不更新に伴う存続期間満了から 3 年以内に出願された場合
- ・出願された商標が、同一または類似の商品および役務に関して、先行商標と同一または類似しており、出願された商標が、先行商標の不更新に伴う存続期間満了から 2 年以内に出願されている場合
- ・出願された商標が不正の目的で出願された場合

(2) 使用証拠の要求（第 19 条第 2 項）

出願商標が同一または類似の商品および役務に関して、先行商標と同一または類似していることを理由に出願公開後の異議申立がなされた場合、出願人は、出願商標の出願日または優先日前の 5 年間における異議申立の基礎となっている先行商標のトルコにおける使用の証拠を要求する権利を有する。

次のような状況が使用を構成する。

- ・商標の識別力のある特徴を変えずに異なる要素の登録商標を使用すること
- ・輸出目的のみ、商品またはそのパッケージに商標を使用すること
- ・所有者の同意を得て商標を使用すること

異議申立は、申立人が異議を基礎づける真正な使用を証明できない場合、棄却される。

(3) 審判請求（第 20 条～第 21 条）

トルコ特許商標庁から不利な決定を受けた出願人または第三者は、再審査部に対して、決定の通知から 2 か月以内に拒絶決定の一部または全部について不服申立をする権利を有する。

(4) 取消審判（第 26 条）

登録日後 5 年の期間内に、商標が商標所有者により、登録対象の商品若しくはサービスに関連してトルコにおいて真正な使用に供されていない場合又は係る使用が継続して 5 年間中止されていた場合、商標は取り消されるものとする。ただし、不使用の正当な理由がある場合は、この限りでない。

(5) 提訴

(i) 再審査部の決定に対する不服申立（第 25 条）

再審査部から不利な決定を受けた出願人または異議申立人は、民事知財裁判所に対して、決定の通知から 2 か月以内に拒絶決定の一部または全部について提訴する権利を有する。

(ii) 民事知財裁判所の決定に対する不服申立

民事知財裁判所から不利な決定を受けた出願人または異議申立人は、地域控訴裁判所に対して、決定の通知から 2 週間以内に拒絶決定の一部または全部について上訴する権利を有する。

(iii) 地域控訴裁判所の決定に対する不服申立

地域控訴裁判所の決定については、決定の通知から 2 週間以内に、最高裁判所に対して上訴することができる。

7. 地理的表示制度（伝統的製品保護を含む）の概要

トルコ産業財産権法¹⁹（Industrial Property Code No. 6769）の第 33 条～第 54 条に、地理的表示制度（伝統的製品保護を含む）が規定されている。

出願、権利化の手続きは以下のとおり。

(1) 保護範囲、定義（第 33 条～第 34 条）

自然及び人的要因の統合から生じる食品、農産物、鉱業品、手工芸品及び工業品であって、本編の規定を遵守するものは、登録されることを条件として、地理的表示の保護に適格であるものとする。

¹⁹ WIPO（世界知的所有権機関）サイト <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/16609> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

地理的表示とは、外観の特徴、その評判又はその他の特性により、原産地とする場所、区域、地域又は国と関連するようになった製品を表示する標識をいう。

(2) 登録されない地理的表示 (第 35 条)

次のものは、地理的表示として登録されないものとする。

- a) 一般名称化した名称 (通称化)
- b) 植物の種・品種、動物品種等で、原産地について誤認惹起のおそれがあるもの
- c) 公序良俗に反する名称
- d) 同名・同音異義で既存登録と衝突し、公衆に混同のおそれがあるもの
- e) 本国で保護・使用実績がない／保護期間が満了したもの

次のものは、伝統的製品保護として登録されないものとする。

- a) 伝統的製品保護に関して第 34 条に定める条件を満たさない名称
- b) 製品の一般的特徴を表現する名称
- c) 誤認惹起／公序良俗違反
- d) 原産国で保護・使用実績がない／保護満了

(3) 出願人適格性 (第 36 条)

次の者は、地理的表示又は伝統的産物名の出願権を有する。

- a) 生産者集団
- b) 公的機関及び製品又は製品の地理的区域に関する公的機関と認められた専門機関
- c) 製品に関して公益のために活動しているか又はその構成員の経済的利益を保護する権原
を有する団体、財団及び組合
- d) 製品が単一の生産者のみにより生産されている場合は、この事実を証明することを条件として、関係生産者

(4) 出願条件 (第 37 条)

地理的表示出願は、次のものを含むものとする。

- a) 出願人の身元証明及び第 36 条の意味における出願権を有する者に関して、出願人が関連している区分に係る情報を含む出願様式
- b) 出願している自然人又は法人が製品の唯一の生産者である場合は、この事実を証明する情報及び書類
- c) 登録請求された地理的表示の名称、製品の原産地呼称又は原産地名称としての適格性、属する製品群及びその地理的表示の定義との合致についての情報及び書類
- d) 製品の説明、製品及び必要な場合は、その原料の物理的、化学的、微生物学的及び官能特性を説明する技術的情報及び書類
- e) 地理的区域の境界を明確に特定及び指定する情報及び書類
- f) 製品の生産方法並びに適切な場合は、製品にその特殊性を与える地域の生産技術、慣行及び伝統に関する情報及び書類
- g) 地理的表示の定義の意味における登録対象である製品の特徴、評判又はその他の特性と定義された地理的区域との間の関係を証明する情報及び書類

- h) 指定された地理的領域における製品の歴史的背景に関する情報及び書類
- i) 第 49 条の規定に従って管理手続を詳細に説明する情報及び書類
- j) 地理的表示の使用法並びにもしあれば、ラベル付け及び包装の手順を説明する情報
- k) 出願手数料が納付されている旨の情報
伝統的製品保護の出願は、次のものを含むものとする。
- a) 出願人の身元証明及び第 36 条の意味における出願権を有する者に関して、出願人が関連している区分に係る情報を含む出願様式
- b) 登録対象である伝統的製品保護の名称及びその製品群並びにそれが第 34 条の記載に合致していることを証明する情報及び書類
- c) 製品の説明、製品及び必要な場合は、その原料の物理的、化学的、微生物学的及び官能特性を説明する技術的情報及び書類
- d) 生産方法の説明であって、製品中に存在する原料及びその他の成分をその特性及び製品特徴を示す製品調製技術とともに説明するもの
- e) 第 49 条の規定に従って管理手続を詳細に説明する情報及び書類
- f) 伝統的製品保護の使用法並びにラベル付け及び包装の手順を説明する情報及び書類
- g) 出願手数料が納付されている旨の情報

(5) 出願の審査 (第 38 条)

トルコ特許商標庁は、地理的表示又は伝統的製品保護に係る出願を第 33 条から第 37 条まで及び第 39 条に従って審査するものとする。

(6) 外国を原産地とする出願 (第 39 条)

国際協定の規定を害することなく、本法の規定を外国が原産地である地理的表示又は伝統的製品保護の出願に適用するためには、第 37 条に定める条件に加え、次の条件も求められるものとする。

- a) 出願対象である地理的表示が原産国又は原産国が構成員である国際共同体により保護されているか否か
- b) 第 49 条に定める管理要件が原産国において満たされているか否か
- c) 原産国がトルコからなされる地理的表示の出願につき同等の保護を与えているか否か

審判請求、異議申立、不服申立てによる提訴の手続きは以下のとおり。

(1) 審判請求、異議申立 (第 40 条)

出願人は、第 38 条の範囲内で拒絶された出願に関して、決定通知日から 2 か月以内に理由を付して書面で審判請求をすることができる (第 1 項)。

登録請求が第 33 条から第 37 条まで及び第 39 条を遵守していないことを主張する第三者又は登録請求が第 48 条を遵守していないことを主張する先の日付の商標の所有者は、登録請求の公報における公告から 3 か月以内に理由を付して異議申立書を提出することができる。出願人は、異議申立の情報を与えられるものとし、自己の意見を請求されるものとする。

(2) 訂正審判 (第 42 条)

登録対象である出願の内容について変更がある場合は、正当な利害関係を有する当事者は、訂正手数料が納付されていることを条件として、訂正請求を提出することができる。

訂正請求は、第 38 条の規定内で審査されるものとし、適当であると判断された訂正は、公報に公告されるものとする。訂正に対してその公告から 3 か月以内に書面で理由を付して異議申立をすることができる。

(3) 提訴 (第 50 条)

地理的表示の無効は、利害関係を有する者が裁判所に対し請求することができる。

8. 営業秘密関連制度の概要

トルコにおいて、営業秘密法、不正競争法が単独で制定されていない²⁰ ²¹。営業秘密、不正競争関連の法領域は、憲法や民法、商法、刑法、債務法、労働法などで保護されている。特に、商法における不正競争規定によって包括的な対応がなされている。

なお、トルコ産業財産権法第 6769 号においても以下のような営業秘密に関連する規定が存在する。

(1) 特許権・実用新案権の侵害とみなされる行為 (第 141 条第 2 項)

特許発明が製品または物質の製造方法に関するものである場合、裁判所は、被告に対して、異なる方法を使用したことの立証を求めることができる。

当該製品または物質が新規である場合には、反証がない限り、特許された方法によって得られたものと推定される。

もっとも、そのような訴訟手続においては、被告の正当な利益、特にその生産工程および営業秘密の保護に関して十分に確保されなければならない²²。

(2) 職務発明に係る特許出願義務²³ (第 116 条第 2 項)

特許出願を行うことにより企業の営業秘密が開示されるおそれがある場合には、使用者(雇用者)は特許出願を行う義務を負わない。

このような場合には、特許登録よりも営業秘密の保護が優先される²⁴。

²⁰ CMS Expert Guides サイト <https://cms.law/en/int/expert-guides/cms-expert-guide-to-trade-secrets/turkey> [最終アクセス日：2026年3月6日]

²¹ Gün + Partners サイト <https://gun.av.tr/insights/articles/trade-secret-protection-turkey-chapter> [最終アクセス日：2026年3月6日]

²² IPR Gezgini サイト <https://iprgezgini.org/2020/03/05/cografi-isaret-ve-geleneksel-urun-adinda-amblem/> [最終アクセス日：2026年3月6日]

²³ WIPO (世界知的所有権機関) サイト <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/16609> [最終アクセス日：2026年3月6日]

²⁴ Mondaq サイト <https://www.mondaq.com/turkey/patent/829962/employee-inventions-and-designs-under-new-ip-code> [最終アクセス日：2026年3月6日]

(1) トルコ刑法 (Turkish Penal Code : TPC) No. 5237²⁵ (2004年9月26日施行)

業務上知った営業秘密を無断漏洩した場合における刑事罰を規定している²⁶ ²⁷。

(1) 営業秘密等の漏洩 (第 239 条)

- (a) 営業秘密・銀行秘密・顧客秘密に該当する情報や文書を、不正に開示または提供した者は、懲役 1～3 年に加えて最大 5,000 日罰金の刑事罰の対象となる。
- (b) 科学研究や企業の営利情報も含まれる。外国人への漏洩では刑罰が 1/3 増され、告訴なしで起訴可能である。
- (c) 強制や脅迫による開示があった場合、刑期は 3～7 年に加重される。

(2) 法人責任 (第 242 条)

- (a) 法人 (企業) による営業秘密侵害行為に対しても、法人として責任が科される可能性がある。

なお、現地法律事務所によれば、下記の条文も適用の可能性があるとのことである。

第 155 条 信任の濫用²⁸ ²⁹

- (a) 特定の方法で保管または使用する目的で本人に移転された財産について、自己または第三者の利益のためにこれを処分し、またはその移転の事実を否認した者は、告訴により、6 か月以上 2 年以下の懲役に処せられる。
- (b) 当該犯罪が、職業上の関係、技芸、商業または役務関係に関連して行われた場合、または他人の財産の移転または引渡しに関して発生した場合には、1 年以上 7 年以下の懲役および最長 3,000 日分の司法罰金に処せられる。

(2) トルコ商法 (Turkish Commercial Code : TCC) No. 6102³⁰ ³¹ (2012年7月1日施行)

第 54 条以降で「不正競争」として営業秘密漏洩の禁止を明記している³²。

(1) 不正競争の定義 (第 54 条)

- (a) 不正競争規定の目的は、すべての参加者 (企業、消費者、公共) のために、公正かつ歪

²⁵ WIPO (世界知的所有権機関) サイト <https://wipolex-res.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/tr/tr171en.html> [最終アクセス日: 2026年3月6日]

²⁶ CMS Expert Guides サイト <https://cms.law/en/int/expert-guides/cms-expert-guide-to-trade-secrets/turkey> [最終アクセス日: 2026年3月6日]

²⁷ Gün + Partners サイト <https://gun.av.tr/insights/articles/trade-secret-protection-turkey-chapter> [最終アクセス日: 2026年3月6日]

²⁸ Mevzuat Bilgi Sistemi サイト <https://www.mevzuat.gov.tr/mevzuat?MevzuatNo=5237&MevzuatTur=1&MevzuatTertip=5> [最終アクセス日: 2026年3月6日]

²⁹ Venice Commission サイト [https://www.venice.coe.int/webforms/documents/default.aspx?pdffile=CDL-REF\(2016\)011-e](https://www.venice.coe.int/webforms/documents/default.aspx?pdffile=CDL-REF(2016)011-e) [最終アクセス日: 2026年3月6日]

³⁰ Mevzuat Bilgi Sistemi サイト <https://www.mevzuat.gov.tr/MevzuatMetin/1.5.6102.pdf> [最終アクセス日: 2026年3月6日]

³¹ WIPO (世界知的所有権機関) サイト <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/11081> [最終アクセス日: 2026年3月6日]

³² Gün + Partners サイト <https://gun.av.tr/insights/articles/trade-secret-protection-turkey-chapter> [最終アクセス日: 2026年3月6日]

みのない競争を確保すること（第1項）。

(b) 誠信原則に反する欺瞞的または不誠実な行為が、事業者間または仕入先・顧客間の関係に影響を及ぼす行為は、不正競争として違法である（第2項）。

(2) 不正競争行為の具体例（第55条）

代表的な6タイプの不正競争行為を列挙している。

誤解を招く広告や手法、他社との契約崩壊を誘引（人材引き抜き等）、他人の創作物や成果物の無断使用、生産・営業秘密の不正開示、商慣行や取引条件に反する表示、強制・不当な販売条件。

(3) 不正競争の一般条項（第56条）

(a) 不正競争行為を制止し、関係復旧や損害賠償を求める法的請求が可能である（第1項）。

(b) 差止命令や営業停止措置など、訴訟前・途中での仮措置が認められる（第2項）。

(4) 不正競争行為の分類および責任（第57条）

(a) 誹謗中傷、顧客勧誘、欺瞞的表示など、具体的に違法となる行為を列挙し、それぞれに対応する救済措置や罰則を明示している。

(5) 時効（第60条）

(a) 不正競争に基づく訴訟の時効は、損害発覚から1年以内、または行為発生日起算から3年以内に提起が必要である。

(6) 刑事罰の規定（第62条）

(a) 不正競争行為に対し、最高2年の禁錮刑または罰金が適用される場合がある。

(7) 報道・放送・通信および情報機関の責任（第58条）

不正競争が、報道・放送、またはその他の通信・情報媒体（将来の技術を含む）を通じて行われた場合には、コンテンツの所有者、番組責任者、配信者、および広告主に対して訴訟を提起することができる。

当該内容が所有者または広告主の同意なしに公表された場合、または所有者／広告主が秘匿されている場合、あるいはトルコ国内で訴訟を提起できない場合には、編集長、番組制作者、コンテンツ掲載者、またはそれらが特定できない場合には、事業主が責任を負う。

上記の場合を除き、過失が認められる者は、その役割のいかんを問わず訴訟の対象となる。

第56条(d)および(e)に定められた特定の行為については、トルコ債務法（Turkish Code of Obligations）の規定が適用される。

なお、サービス提供者（インターネット事業者等）は、コンテンツの発信・選択・改変に関与していない場合には、原則として責任を負わない。

しかしながら、当該不正競争行為が重大な損害をもたらすおそれがあると認められるときは、裁判所はサービス提供者を手続に参加させ、差止命令やコンテンツ削除等の措置を

命じることができる³³ ³⁴。

(8) 法人の刑事責任³⁵ (第 63 条)

不正競争行為が法人の事業の過程において行われた場合、第 62 条の規定は、法人を代表して行為を行った、または行う義務を負う役員または構成員に適用される。

さらに、不正競争行為が法人の活動の範囲内で発生した場合には、当該法人自体に対しても、特定の予防的措置を課することができる。

(3) トルコ民法 (Civil Code) No. 4721³⁶ (2003 年 8 月 7 日公表)

第 2 条において、権利の行使および義務の履行にあたって、各当事者は誠実 (善意) および信義に従って行動しなければならないと定めている³⁷。本条は、包括的かつ指針的性格を有する一般原則条項であり、実質的に、不正競争および営業秘密に関する規律の原理的基礎を構成する規定である。

第 24 条において、人格権を侵害された者は、侵害者に対して裁判官からの保護を請求できるという一般原則を定めている。

第 25 条において、侵害者に対して提起される可能性のある措置の種類 (宣言、防止、禁止など) を規定している³⁸。

第 689 条～第 697 条において、共同知財に関する所有権、管理、行使および侵害時の訴訟対応策が定義されている³⁹。

(4) 債務法 (Code of Obligations) No. 6098⁴⁰ (2012 年 7 月 1 日施行)、労働法 (Labor Law) No. 4857⁴¹ (2003 年 6 月 10 日施行)

トルコ債務法およびトルコ労働法には、営業秘密違反の条件と結果に関するその他の関連規定が含まれている⁴²。

トルコ債務法において、第 396 条に業務・職務を通じて知り得た未公開情報を不正使用

³³ Gün + Partners サイト <https://gun.av.tr/insights/updates/trade-secret-protection-turkey-chapter> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

³⁴ Turkish Competition Authority (Rekabet Kurumu) サイト <https://www.rekabet.gov.tr/Dosya/the-impact-of-digital-transformation-on-competition-law-.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

³⁵ Serbest Law Office サイト https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.serbest.av.tr%2Fdosyalar%2Fdosya_11505_Turkish-Commercial-Code-English-Turk-Ticaret-Kanunu-ingilizce.docx&wdOrigin=BROWSELINK [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

³⁶ Yalçın Torun Law Office サイト <https://yalcintorun.av.tr/turkish-civil-code/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

³⁷ DergiPark サイト <https://dergipark.org.tr/en/download/article-file/787433> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

³⁸ Gün + Partners サイト <https://gun.av.tr/insights/articles/trade-secret-protection-turkey-chapter> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

³⁹ Yalçın Torun Law Office サイト <https://yalcintorun.av.tr/turkish-civil-code/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁴⁰ WIPO ウェブサイト <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/11084> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁴¹ Anti-Slavery Law Hub サイト <https://antislaverylaw.ac.uk/wp-content/uploads/2019/08/Turkey-Labour-Law.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁴² Gün + Partners サイト <https://gun.av.tr/insights/articles/trade-secret-protection-turkey-chapter> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

や開示から保護する義務を明記している⁴³。また、第 427 条に従業員が職務遂行中に行った発明に関して、雇用者（使用者）と従業員の権利配分を法律で規定している⁴⁴。

第 444 条において、法的行為能力を有する従業員は、雇用契約終了後において雇用者と競業しない旨を文書で約することができるものと定めている。この約定には、競業企業の設立・勤務・取引関係への関与を含む。ただし、当該競業禁止義務が有効となるのは、従業員が雇用期間中に雇用者の顧客基盤、営業秘密または業務上の情報にアクセスでき、それらの情報の利用が雇用者に重大な損害を与えるおそれがある場合に限られる⁴⁵。

第 446 条において、従業員が競業禁止義務に違反した場合、雇用者が被った一切の損害について賠償責任を負うと定めている。契約上違約金が定められており、かつ別段の定めがない場合、従業員は当該金額を支払うことにより義務を免れることができるが、雇用者がそれを超える損害を被った場合には、その差額についても責任を負う。さらに、契約書に明示的な規定があり、かつ侵害または侵害のおそれのある利益が重要であると認められる場合には、雇用者は従業員による違反行為の差止め（行為の停止）を請求することができる⁴⁶。

なお、トルコ労働法第 25 条において、雇用者が予告なしに雇用契約を解除できる事由を定めている。その第 25 条第 II 項(e)では、雇用者の誠実および信義に反する行為として、「雇用者の信頼を濫用する行為、窃盗行為、または雇用者の営業秘密を開示する行為」を挙げ、これらを雇用者による即時解雇の正当事由として規定している⁴⁷。

また、トルコ労働法第 93 条において、労働監督を行う権限ある官吏の守秘義務を規定する。当該官吏は、監督中に知り得た雇用者または事業場の営業秘密、業務条件、経済的・商業的状況に関する一切の情報を、公式手続において開示が必要な場合を除き、厳重に秘密として保持する義務を負う⁴⁸。

(5) 情報へのアクセス権に関する法律第 4982 号⁴⁹ (2004 年 4 月 24 日施行)

情報へのアクセス権に関する法律第 4982 号は、公開すべき情報と除外すべき情報を規定するものであり、営業秘密保護のための例外規定として位置づけられている。

営業秘密と定義される情報または文書、ならびに、自然人または法人が公的機関に対し、秘密保持を条件として提供した商業的・財務的情報は、情報アクセス請求の対象から除外される（第 23 条）⁵⁰。情報アクセス請求に対し、企業秘密・取引情報・財務情報などの機密性を有する情報は開示対象外とする趣旨である。

⁴³ vLex サイト <https://vlex.com/vid/trade-secrets-in-turkey-874889856> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁴⁴ Saim Incekas Law Office サイト <https://av-saimincekas.com/en/kanunlar/turk-borclar-kanunu-6098-sayili/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁴⁵ Mevzuat Bilgi Sistemi サイト <https://www.mevzuat.gov.tr/mevzuatmetin/1.5.6098.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁴⁶ Mevzuat Bilgi Sistemi サイト <https://www.mevzuat.gov.tr/mevzuatmetin/1.5.6098.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁴⁷ Mevzuat Bilgi Sistemi サイト <https://mevzuat.gov.tr/mevzuatmetin/1.5.4857.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁴⁸ Mevzuat Bilgi Sistemi サイト <https://mevzuat.gov.tr/mevzuatmetin/1.5.4857.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁴⁹ Gün + Partners サイト <https://gun.av.tr/insights/updates/a-practical-overview-of-disclosure-of-trade-secret-as-a-criminal-offense> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁵⁰ Mevzuat Bilgi Sistemi サイト <https://www.mevzuat.gov.tr/mevzuat?MevzuatNo=4982&MevzuatTur=1&MevzuatTertip=5> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

(6) 電子通信法第 5809 号⁵¹ ⁵² (2008 年 11 月 10 日施行)

第 6 条 (h) は、通信規制当局に通信事業者の営業秘密を保護する法的義務を課し、営業秘密や事業・投資計画を司法要請以外で開示できないと定める。通信規制当局は、事業者の営業秘密の範囲および公に開示し得る情報の範囲を定め、事業者の営業秘密、投資計画、事業計画の機密性を保持しなければならない。司法当局からの正式な要請がある場合を除き、これらの情報を開示することはできない。

第 6 条 (h) は、通信分野における透明性確保と企業秘密保護の調和を目的とする規定である。

9. 知的財産権のエンフォースメント

トルコは、アジアとヨーロッパとの接点であるという地理的条件から、国境における知的財産保護措置が極めて重要な問題となっている。

トルコにおける水際取締りは特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権が対象であり、税関規定において輸送の種別を特に区別していないことから、輸入、輸出、トランジットの全てが差止の対象となる。

税関が確実な証拠に基づき職権で取締りを開始することも可能であるが、税関が常に職権により措置を講じるという保証はなく、実務上は権利者による税関への申請が強く推奨されている。

トルコの知的財産権のエンフォースメントは、トルコ産業財産権法⁵³ (Industrial Property Code No. 6769) における「特許／実用新案、意匠、商標、地理的表示）、著作権法⁵⁴ (Intellectual and Artistic Works No. 5846) を中心に構成されている。これらの法律は国内全域に適用される。

トルコの知的財産権のエンフォースメントの概要⁵⁵ ⁵⁶は以下のとおり。

(1) 取りうる措置の概要

トルコにおける模倣被害に対する主な救済手段は、税関での水際措置、民事訴訟、刑事訴訟の 3 種類である。

⁵¹ Mevzuat Bilgi Sistemi サイト <https://www.mevzuat.gov.tr/mevzuat?MevzuatNo=5809&MevzuatTur=1&MevzuatTertip=5> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁵² LawTurkey サイト <http://www.lawsturkey.com/law/5809-electronic-communications-law> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁵³ WIPO (世界知的所有権機関) サイト <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/16609> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁵⁴ WIPO (世界知的所有権機関) サイト <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/17020> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁵⁵ Jetro サイト https://www.jetro.go.jp/ext_images/Ipnews/middle_east/ME_IP_Newsletter_202506-95_en.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁵⁶ 新興国等知財情報データベースサイト <https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2017/10/c466e36701b1812ad23c4abd1675699c.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

(2) 水際措置

(a) 税関登録制度

トルコでは特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権について税関登録制度が存在する。

(b) 費用負担

知的財産侵害物品と認定された貨物は、輸出入者が自ら廃棄する等の自発的な処理を行わない場合には、税関が没収して廃棄することができる。この場合、費用は税関が負担し、認定手続やその後の没収・廃棄に際して、権利者が保管費用や廃棄費用を負担することはない。

(c) 税関と権利者等の連携について

1999年10月27日制定の税関法第4458号⁵⁷ (Customs Law No. 4458)により、権利者は税関に対して、自らの商標その他の知的財産権を侵害するおそれのある貨物の監視および保留を要請することができる。

トルコ税関法第4458号第57条および関連規則（特に「知的財産権保護に関する税関通達」）に基づき、税関当局は侵害の疑いがある物品について、輸入者・出荷者・製品の原産国などの情報（ただし営業秘密に該当する情報を除く）を権利者に提供することができる。また、権利者は、税関職員への研修や情報交換活動を通じ、知的財産権侵害防止のための協力体制を強化することが認められている。

(3) 民事訴訟

権利者は、トルコの特別裁判所である知的財産権裁判所を通じて民事訴訟を提起し、以下の救済を求めることができる。

- (a) 以後の侵害を停止させるための差止命令。
- (b) 損害賠償（逸失利益と評判の毀損を含む）。
- (c) 侵害品の廃棄命令。

(4) 刑事訴訟

故意による詐欺、組織犯罪、大規模な侵害が模倣品に関わっている場合、警察は刑事訴追の手続を開始することができる。訴追の結果として、以下の刑罰が科される可能性がある。

- (a) 侵害の重大性に応じた罰金。
- (b) 4年以下の禁錮。
- (c) 甚だしく悪質な事件の場合には営業停止命令。

(5) 主要なエンフォースメント機関

以下に説明する当局は固有の役割を果たしている。商標と著作権に関するエンフォースメントは比較的単純であるが、特許、意匠および実用新案に関わる紛争は、訴訟による解決を要するのが普通である。

- (a) トルコ特許商標庁 (TÜRK PATENT) : すべての知的財産権（商標、特許、意匠、実用新

⁵⁷ Mevzuat Bilgi Sistemi サイト <https://www.mevzuat.gov.tr/MevzuatMetin/1.5.4458.pdf> [最終アクセス日：2026年3月6日]

案、著作権)を監督し、知的財産の登録を管理する。ただし自らエンフォースメントを実行する権限はなく、司法当局および規制当局と協力して活動する。

(b) トルコ税関 (Turkish Customs) : 模倣品の入国を阻止することにより、商標侵害と著作権侵害に対し、通関時に初期段階での法執行を行う。特許、意匠および実用新案の侵害判断には目視検査を超えた技術的な評価が必要になるため、通常、これらの知的財産は税関によるエンフォースメントの対象とはならない。

(c) 貿易省 (Ministry of Trade) : 商標および著作権の侵害に対して国内市場でのエンフォースメントを指揮し、調査を実施し、制裁を科す。特許と意匠に関わるエンフォースメントには、司法機関の介入が必要である。

(d) 知的財産権および産業財産権を専門とする民事裁判所、刑事裁判所 : 特許、意匠、実用新案に関わる紛争を処理する。特許、意匠、実用新案の侵害判断には法律面および技術面の詳細な評価が必要とされるからである。

第2節 知財関連注目判決

1. 最高裁判所 (Yargıtay) 判決

最高裁判所 (Yargıtay) が判決を下した、最近の注目すべき知財関連判決は以下のとおり。

(1) 2016/9364 E., 2018/2753 K.⁵⁸ (2018年4月16日) 地理的表示に基づく商標無効確認事件

原告は、商標「Safranbolu Lokumcusu + 図形」の無効および、当該「Safranbolu Lokumcusu」が地理的表示に該当すると判断した再審査審判委員会決定の取消しを求めて訴えを提起した。

第一審である行政裁判所は、本件商標が原告の保有する地理的表示 (Safranbolu lokumu) と類似しており、当該商標の指定役務が菓子製品の小売役務を包含することを認定した。さらに、本件商標の使用は、Safranbolu lokumu の名声にただ乗りして不当な利益を得るおそれがあると判断した。

その結果、第一審である行政裁判所は、原告の主張を認容し、商標「Safranbolu Lokumcusu」を無効とする旨を判示した。

最高裁判所は、原審の判断を支持し、その結論を維持 (上告棄却) した。

本判決は、地理的表示 (GI) が本来「商品」側の指標だが、関連小売役務に用いた場合でも、地理的表示の名声へのただ乗り・不当利得や品質誤認のリスクがあれば拒絶/無効の対象になり得るということを明確化したものである⁵⁹。

⁵⁸ Lexpera サイト <https://www.lexpera.com.tr/ictihat/yargitay/11-hukuk-dairesi-e-2016-9364-k-2018-2753-t-16-4-2018> [最終アクセス日: 2025年9月26日]

⁵⁹ AvEvrak.com サイト <https://avevrak.com/yargitay/10010601/safran-lokum-meshur-seklin-bitkisine-nca-bas-harflerinin-harflerini-edicilik> [最終アクセス日: 2026年3月6日]

(2) 2019/2980 E., 2020/991 K.^{60,61} (2020年2月5日) 著名商標登録簿に関する事件

本件は、国内で長年商標ブランドを用いて電子機器や小型家電を販売してきた原告企業が、自社商標をトルコ国内で著名商標として登録することを求めてトルコ特許商標庁(TÜRK PATENT)へ申請したところ、トルコ特許商標庁が2017年にその申立てを却下したため、その決定の取消しを求めて提訴した事案である。

原告は、当該商標が1990年代からテレビ、カーステレオ、ラジオ、家庭用電化製品などの分野で全国的に使用されており、広範な販売網と知名度を有するため、トルコにおいて著名商標として認められるべきであると主張した。

トルコ特許商標庁が運用している「著名商標リスト」について、最高裁判所は、「トルコ産業財産権法第6769号に基づき、トルコ特許商標庁が著名商標を公式に登録する制度を設ける権限はない」と明確に判断した。最高裁判所は、トルコ特許商標庁には法令上そのような名簿を作成する権限はなく、また、著名性は固定的な事実ではないため、ある商標が著名であると主張される場合には、具体的事件毎に、その商標が著名であるか、著名性を維持しているかを個別に立証する必要があると判断した。

この判決は、著名商標の地位やそれに基づく法的保護に関し、制度的な不確実性を引き起こしており、以後の実務に影響を与え続けている。

すなわち、裁判所は、最高裁の本判決の直後から同趣旨で却下(法律上の利益なし)の扱いに切り替えたが、トルコ特許商標庁は、「著名商標リスト」を存続させ、申請受理や手数料項目を維持してきた。この結果、実務家の目線では、「裁判で争った場合には門前払いでも、トルコ特許商標庁では申請は受け付けられる」という二重基準が続き、どの手段にリソースを配分すべきかの意思決定が難しくなった⁶²。

(3) 2017/788 E., 2020/34 K.^{63,64} (2020年3月28日) 著作権侵害事件

原告のMÜ-YAP(音楽プロデューサー著作隣接権協会)は、被告が著作権者の許可なく音楽作品を公共の場で再生したことが著作権侵害に当たると主張した。具体的には、ある小売店(マーケット/商業施設)において、インターネットラジオ放送を店舗の音響設備を通じて流す形で、複数の楽曲をBGMとして無断再生していた事実が警察・現地調査により確認されていた。

これに対し、最高裁判所は、著作隣接権を有するMÜ-YAPの主張を認め、被告の行為がトルコ著作権法第71条に違反する刑事責任を問われる行為であると判断した。最高裁判決では、公共の場において音楽を再生するために設置された視認可能な音響設備及び店舗内

⁶⁰ Turkish Law Blog サイト <https://turkishlawblog.com/insights/detail/recent-developments-in-turkpatents-practice-on-recording-of-well-known-trademarks/> [最終アクセス日: 2026年3月6日]

⁶¹ İctihatlar サイト <https://www.ictihatlar.com.tr/ictihat-detay-623afb7bb0cf635b931f04ba.html> [最終アクセス日: 2026年3月6日]

⁶² Turkish Law Blog サイト <https://www.turkishlawblog.com/insights/detail/recent-developments-in-turkpatents-practice-on-recording-of-well-known-trademarks> [最終アクセス日: 2026年3月6日]

⁶³ İctihatlar サイト <https://www.ictihatlar.com.tr/ictihatdetay-5075-cezagenelkurulu-Yargitay-Ceza-Genel-Kurulu-2017-788-Esas-2020-34-Karar-Sayili-Ilami.html> [最終アクセス日: 2026年3月6日]

⁶⁴ Telif Akademi サイト <https://www.telifakademi.gov.tr/TR-307617/yargitay-ceza-genel-kurulu-ve-yargitay-19-ceza-dairesi-kararlari.html> [最終アクセス日: 2026年3月6日]

のインターネット回線を通じてラジオ放送を受信・送出する機器が確認されたという鑑定・検証結果が、無断再生の事実を裏付ける証拠とされた。

本判決は、商業施設や店舗等における無断音楽再生が違法とされ得ることを明確にした。

(4) 2017/72 E., 2021/245 K.⁶⁵ (2021年3月11日) 商標登録(出願)に関する異議・決定に関する事件

本件は、トルコ菓子業界を代表する ETİ 社が、自社ブランド「ETİ TOP KEK Bİ'DOLU+ 図形」を含む登録商標を根拠に、競合メーカー ÜLKER 社の商標「ÜLKER MAGMA CHOCOLATE+ 図形」の登録に対して異議を申し立てたことから生じた紛争である。

原告 ETİ 社は、長年にわたり「ETİ」ブランドのケーキ製品を販売し、包装デザインにケーキの図形や色彩を組み合わせた独自の外観を用いてきた。これらは消費者の間で高い認知度を有しており、原告はこれを「周知商標」として保護すべきであると主張した。

一方、被告 ÜLKER 社は、自社の「ÜLKER MAGMA」ブランドで新たな菓子製品を展開するため商標登録を申請したが、その商標にもケーキの形状を図形要素として含んでいた。ETİ 社は、これが自社の商標・意匠に酷似し、消費者に混同を生じさせると主張して異議申立てを行った。

本件は、原告企業が所有する商標が後に無効とされたにもかかわらず、その商標を根拠に被告の商標登録に異議を申し立てたことが争点となった事案である。

最高裁判所は、原告企業の商標が異議申し立て時点では有効であり、無効判決が後日確定したものであることから、原告企業の行為を「権利の濫用」とするのは不適切であると判断し、原審判決を破棄した。

最高裁判所は、商標無効の遡及効が第三者間の法律関係に及ぶ場合でも、手続当時の既存権利に基づく異議申立てまで遡って不当と評価すべきではないことを明確に示した点に意義がある。

(5) 2021/161 E., 2022/3686 K.⁶⁶ (2022年5月10日) 意匠無効訴訟

本件は、被告 Karaca Züccaciye 社が保有する登録意匠が原告 Gürok Turizm 社の登録意匠に類似し、新規性および識別性を欠くとして、提訴した事件である。

第一審である知的財産権裁判所は、両意匠の全体的外観に類似性はなく、被告の意匠は新規性および識別性を備えていると判断し、原告の請求を棄却した。

これに対し原告は控訴したが、第二審である地域控訴裁判所も、第一審判決および鑑定意見に誤りはないとして原告の控訴を本案から棄却したため、原告は最高裁判所に上告した。

最高裁判所は、意匠保護の要件である新規性および識別性の評価基準について改めて明確化した。まず、新規性については、当該意匠と同一のものがトルコ国内外において公衆

⁶⁵ AvukatSitesi サイト <https://www.avukatsitesi.com.tr/ictihat-detay-4628-hukukgenelkurulu-Yargitay-Hukuk-Genel-Kurulu-2017-72-Esas-2021-245-Karar-Sayili-Ilami.html> [最終アクセス日：2026年3月6日]

⁶⁶ Lexpera サイト <https://www.lexpera.com.tr/ictihat/yargitay/yargitay-11-hukuk-dairesi-esas-no-2021-161-karar-no-2022-3686-11-hukuk-dairesi-e-2021-161-k-2022> [最終アクセス日：2025年9月26日]

に開示されていないことが必要であり、この判断は裁判所および鑑定人が職権で行うべきであると述べた。また、識別性については、既存の市場に流通する製品と比較して「選択の自由の範囲において知識を有する通常のユーザーの視点」から見て明確に区別できるか否かを基準とすべきとした。さらに、最高裁判所は、第一審、第二審が機能的特徴を除外したうえで識別性を十分に検討せず、鑑定結果に形式的に依拠して判断した点を手続上の誤りとして指摘した。

そのため、最高裁判所は、第二審である地域控訴裁判所の判断を破棄し、本件を第一審に差し戻す決定を下した。

本判決は、「新規性について同一の意匠が国内外で公衆に開示されていないこと」、「裁判所でも職権調査が必要であること」を明確にした⁶⁷。

(6) 2020/8509 E., 2022/3996 K.⁶⁸ (2022年5月24日) 著作権侵害事件

本件は、著名なトルコ映画「Selvi Boylum, Al Yazmalım」の脚本家が、自身が創作した象徴的スローガン「Sevgi Emektir (愛とは労働なり)」に関する著作権上の権利侵害、不正競争行為、ならびに損害賠償を求めて提起した訴訟である。被告は、同スローガンを広告において無断で使用していたが、これに対し被告は、当該映画が原作を翻案した作品であるため独自性がないと主張した。

第一審である知的財産権裁判所は、被告が映画製作会社から書面による使用許諾を得ていたとして、原告の損害賠償請求を棄却した。

第二審である地域控訴裁判所は、第一審の権利帰属に関する判断を是認し、追加条項第2条を根拠として、脚本家が映画作品に関して著作者としての権利を主張し得ないとの判断を示した。

これに対し、最高裁判所は、脚本家の権利が1995年改正前後を通じて有効であると判示した。さらに、トルコ著作権法第5846号の第52条に基づき、著作財産権の譲渡は明示的・個別かつ書面によってなされなければならないと解釈し、広告での使用は契約上明示的に含まれていなかったため有効な譲渡は成立していないと結論づけた。

また、最高裁判所は、創作性が個々の要素の単独性ではなく、要素の組み合わせによって生じる全体的印象に宿るとし、本件スローガン「Sevgi Emektir (愛とは労働なり)」は脚本家独自の創作性を反映した表現であると判断した。

最高裁判所は、鑑定や有名性に安易に寄りかからず、契約の射程・権利主体・創作性の位置づけを裁判所自ら論証すべきことを明確に示した⁶⁹。

⁶⁷ Özgün Law Office サイト <https://www.ozgunlaw.com/makaleler/guncel-yargitay-kararlari-isiginda-tasarimlarda-yenilik-ve-ayirt-dicilik-kriterlerinin-degerlendirilmesi-4351> [最終アクセス日：2026年3月6日]

⁶⁸ Gün + Partners サイト <https://gun.av.tr/insights/updates/work-bearing-the-characteristics-of-its-author-selvi-boylum-al-yazmalim> [最終アクセス日：2026年3月6日]

⁶⁹ Gün + Partners サイト <https://gun.av.tr/insights/updates/work-bearing-the-characteristics-of-its-author-selvi-boylum-al-yazmalim> [最終アクセス日：2026年3月6日]

(7) 2020/8504 E., 2022/5046 K.⁷⁰ (2022年6月20日) 意匠権および実用新案権の侵害事件

本件は、広告代理店 Step Graphics 社が HSBC 銀行の依頼で設計したクレジットカード用プレゼンテーションボックスに関し、被告 Grey Worldwide 社および HSBC 銀行による意匠・実用新案権侵害および不正競争を主張した事案である。

第一審である知的財産権裁判所は、実用新案侵害と不正競争を認定し損害賠償を命じたが、意匠無効を理由に意匠侵害請求は棄却した。

控訴審である地域控訴裁判所は、実用新案証明書が年会費未納で訴訟中に失効したとして「有効性判断不要」としたが、最高裁判所はこれを法解釈上の誤りとした。最高裁判所は、実用新案の無効訴訟は権利期間中または満了後5年以内に提起可能であり、失効後であっても無効判断を侵害判断に先立って行う必要があると判示した。さらに、無効が確定すれば効果は出願日に遡るため、無効判断前に侵害を認定すべきでないとした。

本判決は、侵害訴訟と無効訴訟の審理順序を体系化した指導的判例として高く評価されている。

(8) 2021/258 E., 2022/6133 K.⁷¹ (2022年9月21日) 映画製作契約事件

本件は、映画製作に関する契約上の履行遅滞をめぐる紛争である。原告は、被告が契約上定められた2012年12月31日までに映画を完成させなかったとして、契約書に定められた違約金条項の履行を求めた。

第一審である知的財産権裁判所は、当事者間の契約に記載された「映画を完全に公開準備の整った状態にする」との文言が「映画登録証の取得」を意味すると解釈した。本件では、映画登録証は2013年6月7日に取得されており、したがって映画は約定期日までに完成していなかったと判断した。

最高裁判所は、原告の主張を認め、映画の完成時期が映画登録証の発行時点に連動して判断すべきであると判示した。その上で、完成の遅延があった以上、原告は契約上の違約金を請求する権利を有するとの結論に至った。

本判決は、「契約に完成定義がなければ“映画登録証の交付＝完成”」という客観基準を採り、遅延・違約金の認定を安定化させた⁷²。

(9) 2022/8035 E., 2022/18214 K.⁷³ (2022年10月25日) 商標権侵害事件

補助参加人(民事上の商標権者)は、被告が登録商標を付した模倣品を販売したとして、

⁷⁰ Yargıtay Kararları サイト <https://www.yargitaykararlari.com.tr/ictihatdetay-41689-11hukukdaresi-Yargitay-11-Hukuk-Dairesi-2020-8504-Esas-2022-5046-Karar-Sayili-Ilami.html> [最終アクセス日: 2026年3月6日]

⁷¹ Gün + Partners サイト https://gun.av.tr/insights/updates/court-of-cassation-decision-linking-the-completion-of-films-to-obtaining-of-the-film-registration-certificate-1#_ftn1 [最終アクセス日: 2026年3月6日]

⁷² Gün + Partners サイト <https://gun.av.tr/insights/updates/court-of-cassation-decision-linking-the-completion-of-films-to-obtaining-of-the-film-registration-certificate> [最終アクセス日: 2026年3月6日]

⁷³ Gün + Partners サイト <https://gun.av.tr/insights/updates/can-the-accused-be-acquitted-solely-on-the-grounds-that-the-number-of-seized-counterfeits-is-very-low> [最終アクセス日: 2026年3月6日]

刑事告訴を行った。

第一審である刑事裁判所は、当初押収された模倣品が1点のみであったことを理由に、被告に故意の存在を認めるに足る証拠が不十分として、被告に対し無罪判決を下した。

しかし、その後の証拠により、被告が玩具や文房具を販売する事業を営んでいたこと、補助参加人が当該店舗から模倣品を購入し、その購入証明として領収書を提出していたこと、さらにこの証拠に基づく捜索令状によって追加の模倣品が押収されたことが明らかになった。押収された商品の多くは、法令上必要とされるバーコードおよびホログラムを欠いており、合法的に販売されたものではないことが示されていた。

最高裁判所は、被告の事業活動に鑑みれば、補助参加人（民事上の商標権者）の登録商標が付された当該製品が模倣品であることを知っていたか、少なくとも知り得たはずであると認定した。

したがって、第一審である刑事裁判所による書面上の無罪判決は、これらの犯罪構成要件を適切に考慮していないものとされ、不当と判断された。

本判決は、「少量押収＝無罪」という誤解を正し、小売事業者の注意義務と証拠を重視する刑事商標法理を明確にした⁷⁴。

(10) 2020/350 E., 2022/1638 K.⁷⁵ (2022年12月1日) 著作権侵害事件

本件は、トルコ著作権法第5846号の1995年6月12日改正によって導入された実演家の著作隣接権に関連し、特にこの改正以前に制作された映画における権利移転の効力が争われた事案である。

著名な俳優である故 Kemal Sunal 氏の相続人ら原告は、1975年から1990年の間に制作された映画における同氏の実演が、映画製作者ら被告によって有効な許諾なく放送・配信されたとして、著作隣接権に基づく権利侵害を主張した。原告らは、映画製作者がトルコ著作権法第5846号の第80条に基づく実演家の著作隣接権を適法に取得していないと訴えた。

最高裁判所は、原告の主張を認めた。最高裁判所は、1995年改正以前には著作隣接権が法的に認知されておらず、当時締結された契約によってこれらの権利を有効に譲渡することはできなかったと判断した。すなわち、故 Kemal Sunal 氏と映画製作者との契約には、当時法的に存在しなかった著作隣接権を「明示的かつ特定の、書面で」譲渡する条項が含まれていなかったため、後の改正により創設された隣接権の移転は有効に行われていないと結論づけた。

その結果、故 Kemal Sunal 氏の相続人ら原告は、初回の実演固定（録音・録画）から70年間、実演家としての隣接権を保持し、許諾または補償金の請求を行う権利を有すると判示された。

本判決は、「法改正前の契約の包括条項では“実演家の隣接権”までは移転しない」ことを明確化し、旧作ライブラリの再利用には実演家側との追加許諾・補償が必要という法的解

⁷⁴ Gün + Partners サイト <https://gun.av.tr/tr/goruslerimiz/guncel-yazilar/el-koyulan-urun-sayisinin-cok-az-oldugu-hallerde-salt-bu-gerekceyle-sanik-hakkinda-beraat-karari-verilebilir-mi> [最終アクセス日：2026年3月6日]

⁷⁵ IPR Gezgini サイト <https://iprgezgini.org/2025/03/11/yargitay-hukuk-genel-kurulunun-kemal-sunal-karari-cercevesinde-icraci-sanatcilarin-mali-hak-sahipligi/> [最終アクセス日：2026年3月6日]

積を定着させた⁷⁶。

(1 1) 2023/11-426 E., 2024/35 K.^{77,78} (2024 年 1 月 31 日) 商標無効事件

本件の原告 Migros 社は、トルコ国内で「Makro」「Macro」を要部とする複数の登録商標（シリーズ商標）を保有し、主に小売業や各種サービス事業において長年使用してきた事業者であり、これらの商標はトルコ市場で一定の認知度を有していた。被告は Makro Technic 社であり、断熱材関連製品等の分野で事業を行っていた。

被告は、2016 年、「MAKRO TEKNİK GLASS WOOL」の文字を含む商標をトルコ特許商標庁に出願した。原告は、この標章の主要構成要素「MAKRO」が自社の既存商標「Makro」「Macro」と同一又は極めて近似し、両商標が同一または類似の商品・役務に用いられた場合、消費者が両者を同一または関連企業の出所と誤認するおそれがあると主張し、異議を申し立てた。

トルコ特許商標庁は、原告の異議を一部のみ認め、第 35 類の一部商品・役務については被告商標を削除したものの、その他の指定商品・役務については登録を維持したため、原告は、これを不服としてトルコ特許商標庁の再審査評価委員会に不服申立てを行った。しかし、再審査評価委員会は、原告の主張する混同のおそれを全面的には認めず、原告の申立てを棄却した。

これに対し、原告は、再審査評価委員会決定の取消しを求めて訴訟を提起した。

最高裁判所は、Migros 社の商標が広く認知された「周知商標」であると認定し、Makro Technic 社の出願商標はこれと類似しており、一般消費者に混同を生じさせる可能性が高いと判断した。これにより、商標の識別性と市場での位置づけを重視した周知商標の保護が確認された。また、トルコ特許商標庁が混同の可能性を十分に評価せず登録を認めた判断は不適切とされ、当該登録処分取消が支持された。

本判決は、周知商標の保護と行政判断に対する司法審査の在り方を示す先例である。

(1 2) 2023/2974 E., 2024/1525 K.⁷⁹ (2024 年 2 月 27 日) 商標権侵害事件

Sheraton 社が SOYIÇ 社による商標登録に対し、自己の「Sheraton」ブランドの著名性を根拠に異議を申し立てた事件である。

Sheraton 社は 1937 年に米国で設立され、ホテル業を中心に世界各国で事業を展開し、トルコ国内でも広く知られている国際的ホテルブランドである。原告名義でトルコ特許商標庁に「SHERATON+図形」商標が複数登録されていた。

一方、被告 SOYIÇ 社は、2011 年に第 43 類（ホテル・レストラン等の役務）を指定して

⁷⁶ Gün + Partners サイト <https://gun.av.tr/insights/updates/decision-on-the-protection-of-neighboring-rights-in-cinematographic-works-1> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁷⁷ Zülküf Arslan Law Office サイト <https://www.zulkufarslan.av.tr/marka-benzerligi-tescil-basvurusunun-reddi/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁷⁸ Avrupa Patent Marka Tescil サイト <https://www.avrupapatent.com.tr/tr/haberler/migros-makro-teknik-arasindaki-marka-davasinda-ankara-fikri-ve-sinai-haklar-hukuk-mahkemesi-migrosun-taleplerini-reddetti-70> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁷⁹ Gün + Partners サイト <https://gun.av.tr/insights/articles/court-of-cassation-puts-an-end-to-long-running-sheraton-dispute> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

「SOYIÇ HOTEL+図形」商標を出願した。

Sheraton 社は、両商標の図形構成（“S”を囲む葉状デザインや“SH”モノグラムなど）や役務の類似性、そして自社商標の著名性・被告の悪意を理由に異議申立てを行ったが、トルコ特許商標庁の再審査評価委員会は、2014年1月21日付決定でこの異議を棄却した。

そこで、Sheraton 社は、再審査評価委員会決定の取消しおよび被告登録商標の無効・登録簿からの抹消を求めて訴訟を提起した。

Sheraton 社は、SOYIÇ という語とホテル業界の連想性から、消費者が「Sheraton」ブランドの系列と誤認するおそれがあると主張した。

最高裁判所は、この主張を認め、Sheraton 社の商標が高い認知度を有し、消費者の混同が生じる可能性が高いと判断し、商標の取消を命じた。

本件は、国際的に著名な商標に対するトルコ法上の保護範囲を示す指針判例として、WIPO、EUIPO などの国際的枠組みとの調和を図る判決として評価されている。



（13）2023/826 E., 2024/4268 K.⁸⁰（2024年5月23日）商標権侵害事件

本件は、登録商標「BATIKAR」および「BATISOL」を根拠として、商標「MIRADERM BATIMER」の出願に対し異議申立てがなされた事案である。

原告は、各商標の語頭に共通して含まれる「bati」という音節により、両者の間に混同のおそれが生じると主張した。

第一審である知的財産権裁判所は、被告の商標は二語から構成されており、両商標の共通点は「bati」の要素のみであることから、両商標は十分に識別され得るとして、被告の主張を認め原告の請求を棄却した。

これに対し、第二審である地域控訴裁判所は、当事者双方の商標が使用される商品是一般消費者が店頭で購入可能な防腐・消毒剤であり、かつ共通要素である「bati」が当該製品の有効成分の名称ではないことを理由に、第一審判決を取り消した。

最高裁判所は、地域控訴裁判所の判断を支持し、被告による「MIRADERM BATIMER」の使用は、商標権侵害および不正競争行為に該当すると判示した。

本判決は、医薬・衛生分野での“語頭共通”のリスクを改めて示し、また、「二語結合・ハウス併記でも混同回避の決定打ではない」というメッセージを発した先例となった⁸¹。

⁸⁰ Gün + Partners サイト <https://gun.av.tr/insights/updates/court-of-cassation-renders-controversial-decision-on-likelihood-of-confusion-in-dispute-over-pharma-marks> [最終アクセス日：2026年3月6日]

⁸¹ Gün + Partners サイト <https://gun.av.tr/insights/updates/court-of-cassation-renders-controversial-decision-on-likelihood-of-confusion-in-dispute-over-pharma-marks> [最終アクセス日：2026年3月6日]

(14) 2023/1149 E., 2024/4579 K. (2024年6月3日) 庁決定取消訴訟 (商標登録事件)

本件は、音を商標として登録するための要件が争点となった事案である。問題となった出願の対象は、トルコの著名なアニメーション「NİLOYA (ニロヤ)」のテーマ音楽であり、この音には出願人がすでに登録している商標「NİLOYA」の名称も含まれていた。出願は、第16類、第18類、第25類、第28類、第35類および第41類の商品・役務を対象として行われた⁸²。

しかし、トルコ特許商標庁は、当該音が識別力を欠くとの理由で出願を拒絶した。

第一審である行政裁判所は、当該音は芸術作品（著作物）であり、むしろ著作権法による保護が適切であって商標法による保護の対象ではないと判断した。行政裁判所の判断理由としては、出願された音と指定された商品・役務との間に関連性が認められないこと、また当該音は32秒間の長さがあり、旋律やセクションの構成から商標ではなく「歌」として認識されると述べた⁸³。

第二審である地域行政裁判所は、行政裁判所の判断を支持した。

さらに、最高裁判所は、地域行政裁判所の判断を維持し、原告の請求を退けた。

本判決は、“楽曲として知覚される長尺の音”が原則として商標の識別力を欠くという法的解釈を明確化した⁸⁴。

(15) 2024/3134E., 2025/1450K. (2025年3月4日) 商標権侵害事件

本件は、GSK（関連会社名義を含む）がトルコで使用してきた「CLINDOXYL」商標について、登録の空白（更新失効）を第三者が悪用して登録し、権利行使を示唆して圧力をかけた事案である。

GSKは2010年頃から、ニキビ治療関連製品について保健当局の許可の下で「CLINDOXYL」を商業的に使用していた。商標は2006年出願、2007年に第5類で登録されたが、2016年に更新不備により失効した。

2019年、被告が同商標を第5類で登録し、登録後10日以内にGSK Türkiyeに対し、当該登録に基づいて侵害を主張し、市場回収を示唆する差止警告を行った。GSKが譲渡を求めたところ、被告は高額の対価を要求したため、GSKは悪意（bad faith）を理由に無効訴訟を提起した。被告は、GSKには有効登録がないこと、自己は別用途で使用する事等を主張して争った。

第一審は、GSKの請求を認容し、被告商標を無効とした。裁判所は、GSKが被告出願前から国内外で当該標章を使用していたこと、極めて特徴的な標章の選択が偶然とは考え難いこと等から、被告が真正権利者の存在を認識しつつ不当な利益を得る目的で登録した悪意を認定した。

控訴審は被告控訴を棄却し、最高裁も原判断を支持して無効が確定した。確定後、トル

⁸² Gün + Partners サイト <https://gun.av.tr/insights/updates/a-trade-mark-or-a-song-turkish-court-of-cassation-casts-some-light-on-this-distinction> [最終アクセス日：2026年3月6日]

⁸³ IPKat サイト <https://ipkitten.blogspot.com/2024/09/guest-post-trade-mark-or-song-turkish.html> [最終アクセス日：2026年3月6日]

⁸⁴ Turkish Law Blog サイト <https://turkishlawblog.com/insights/detail/a-trade-mark-or-a-song-turkish-court-of-cassation-casts-some-light-on-this-distinction> [最終アクセス日：2026年3月6日]

コ特許商標庁は当該商標を遡及的に完全無効として処理し、GSK の商標登録の障害を除去したとされる。

本件は、更新失効等により生じた空白が第三者に悪用された場合に、悪意無効を通じて救済する実務上の重要な先例となる⁸⁵。

(16) 2024/3844 E., 2025/1879 K.^{86 87} (2025 年 3 月 18 日) 商標権侵害事件

原告に帰属する「Stayer」商標は、1958 年以来、トルコを含む世界 80 か国以上で建設機械の分野で使用されており、そのビジネス分野で高い評価を得ていた。被告は、識別性のない「+」記号を追加するだけで、同じ商標を登録しようとする悪意を持って行動した。

最高裁判所は、原告の認知度が高い「Stayer」商標を被告が模倣し、「Stayer+」商標を悪意を持って出願して混同を引き起こすものと判断した。最高裁判所は、商標の周知性、類似性、被告の不十分な説明から「悪意」の存在を確認し、下級審の判断を支持し、登録取消を確定した。

本判決は、“識別性が弱い付加ではコアの模倣は隠せない”という周知標章保護の基本線を、悪意の評価と結び付けて明確化した⁸⁸。

2. 地域控訴裁判所 (Bölge Adliye Mahkemesi) の判決

(1) 2021/155 E., 2021/149 K. (2021 年 2 月 18 日)^{89 90}特許権侵害事件

本件は、トルコ産業財産権法第 6769 号の第 86 条に基づき、特許権者がその特許の間接使用を防止するための仮処分命令を申立てた事件である。

原告は、被告が特許発明を間接的に使用し、特許で保護された製造方法を用いて製品を製造しているため、特許権を侵害していると主張した。

これに対し、被告は、当該特許は新規性および進歩性を欠き無効であると主張し、そのため間接使用は侵害に当たらないと抗弁した。

第一審である知的財産権裁判所は、特許は有効かつ執行可能であると判断し、原告の仮処分申立てを認容した。

この決定は、トルコにおいて医薬特許の間接使用を防止するために認められた初の仮処分命令である点で注目される。

第二審である地域控訴裁判所は、第一審の判断を支持し、仮処分命令は適法であると判

⁸⁵ Gün + Partners サイト <https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=ed872d14-09b6-446d-8a9a-3db61fb0bfed> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁸⁶ Managing IP サイト <https://www.managingip.com/article/2exgpdv9ow3j65xhniq68/sponsored-content/turkish-court-of-cassation-underlines-key-factors-in-establishing-trademark-bad-faith> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁸⁷ Turkish Law Blog サイト <https://www.turkishlawblog.com/insights/detail/turkish-court-of-cassation-underlines-key-factors-in-establishing-trademark-bad-faith> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁸⁸ Gün + Partners サイト <https://gun.av.tr/insights/updates/turkish-court-of-cassation-underlines-key-factors-in-establishing-trademark-bad-faith> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁸⁹ Gün + Partners サイト <https://gun.av.tr/insights/updates/preliminary-injunction-granted-to-prevent-indirect-use-of-invention> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁹⁰ Gün + Partners サイト <https://gun.av.tr/insights/updates/first-precautionary-injunction-granted-in-turkey-to-prevent-indirect-use-of-a-drug-patent> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

断した。

3. 地域行政裁判所 (Bölge İdare Mahkemesi) の判決

(1) 2021/893 E., 2021/1230 K.⁹¹ (2021年10月28日) 営業秘密および不正競争に係る事件

オリジナル医薬品の販売承認保持者らは、代理人を通じて、トルコ医薬品認可当局に対し、ジェネリック医薬品の販売承認申請に関する情報、具体的には、申請者の氏名、製品名、申請日、申請の現状などへのアクセスを求めた。

第一審である行政裁判所は、これらの請求を却下した。第一審である行政裁判所は、ジェネリック医薬品の販売承認申請に関する情報が営業秘密に該当し、その開示が事業上の戦略を明らかにするおそれがあると判断したためである。また、ジェネリック医薬品はまだ市場に参入しておらず、競争状態が生じていないことから、不正競争を防止するために開示が必要であるとの主張も退けられた。

第二審である地域行政裁判所は、第一審の判断を覆し、医薬品認可当局に対し、求められた情報の提供を再開するよう命じた。

地域行政裁判所は、営業秘密の定義を限定的に解釈し、それを科学的データ、財務情報、または企業にとって不可欠なマーケティング戦略に限るとした。さらに、営業秘密保護の目的は、機密情報の不正使用を防止することであり、TRIPS 協定第 39 条およびトルコの販売承認規則第 28 条の下で認められる正当な法的請求を妨げるものではないと判示した。

本判決は、申請主体・申請日・審査段階といった“手続的・非技術”情報が原則公開の対象になるということを明確にした先例となった⁹²。

第3節 最近の知財政策、知財制度改正

1. 知財政策

(1) 第11次開発計画 (Eleventh Development Plan, 2019–2023)⁹³ (2019年7月18日公表)

2019年7月18日、トルコ大国民議会 (Grand National Assembly of Turkey) が第11次開発計画を承認した。そして、2019年7月19日、トルコ大統領府戦略予算局は、第11次開発計画を公表した。

⁹¹ Gün + Partners サイト <https://gun.av.tr/insights/updates/the-regional-administrative-court-s-decision-on-trade-secrets-and-the-administration-s-responsibility-against-unfair-competition> [最終アクセス日：2026年3月6日]

⁹² Gün + Partners サイト <https://beta.gun.av.tr/insights/updates/the-regional-administrative-court-s-decision-on-trade-secrets-and-the-administration-s-responsibility-against-unfair-competition> [最終アクセス日：2026年3月6日]

⁹³ Presidency of Strategy and Budget of the Republic of Türkiye サイト https://www.sbb.gov.tr/wp-content/uploads/2022/07/Eleventh_Development_Plan_2019-2023.pdf [最終アクセス日：2026年3月6日]

トルコ大統領府戦略予算局は、5年ごとに国家開発計画⁹⁴を策定している。

第11次開発計画は、知識経済の発展、イノベーションの促進、産学連携、知的財産の商業化、行政改革などを通じて、社会的包摂と経済競争力を両立させる中長期ビジョンを提示した国家の成長戦略として策定された。

第2.2.3.4節が「知的財産権」のセクションであり、主な概要は以下のとおり。

(1) 第453節（目的：制度・商業化の強化）

法制度と執行体制の強化、知財創出を支援するエコシステムの形成、知財の商業化の加速を明記している。

(2) 第455節（統計・分析基盤の整備）

知的財産と文化産業の経済的価値の「見える化」、ライセンス契約、売買取引などの統計整備、知財の経済指標としての地位向上を明記している。

(3) 第456節（法制度と執行体制の改革）

専門裁判所・検察官・鑑定人の育成強化、営業秘密保護の法的見直し、職務発明制度の改善、大学・公的機関の知財管理体制の強化を明記している。

(4) 第458節（商業化・産業連携の推進）

R&D・大学研究と知財の連携、税制優遇・奨励措置の整備、知財資産の企業内可視化（IPインベントリ）と評価、SME（中小企業）向けサポートポータル構築、地域文化・デザイン産業への支援を明記している。

(5) 第459節（知財資産のバランスシート反映）

知的財産の評価基準整備、金融機関・会計制度との連携（担保化・資産計上など）、知財を「経済的資産」として活用できる体制の構築を明記している。

（2）第12次開発計画（Twelfth Development Plan 2024–2028）⁹⁵（2023年11月1日公表）

2023年10月31日、トルコ大国民議会在第12次開発計画を承認した。そして、2023年11月1日、トルコ大統領府戦略予算局が第12次開発計画を公表した。

本計画は、産業構造の高度化、科学技術力の強化、スタートアップ支援、産学官連携、標準化と知的財産価値の最大化などを通じ、国民の福祉向上とグローバルな競争力確保を図る中期国家戦略として策定された。

第3.2.3.5節が「知的財産権」のセクションであり、主な概要は以下のとおり。

(1) 第564章（目的）

革新的なアイデアの創出環境整備、国内外での権利保護の強化、支援によるイノベーションとグローバルブランド化促進、権利侵害への効果的な対応を明記している。

(2) 第565章（政策と措置）

社会・ユーザー・権利者向けの啓発活動（565.1）、認定教育プログラムの導入（565.2）、裁判所関係者・TTO向け研修（565.3–565.4）、小中学校の著作権教育、子供向け知財教材（565.5–565.6）、教職員・理工系学生の特許教育（565.7–565.8）、学生インターン制度促進

⁹⁴ Presidency of Strategy and Budget of the Republic of Türkiye サイト <https://www.sbb.gov.tr/kalkinma-planlari/> [最終アクセス日：2026年3月6日]

⁹⁵ Presidency of Strategy and Budget of the Republic of Türkiye サイト <https://www.sbb.gov.tr/wp-content/uploads/2025/03/Twelfth-Development-Plan-2024-2028.pdf> [最終アクセス日：2026年3月6日]

(565.9)、イノベーション拠点での専門教育(565.10)、著作権論文集・植物品種権教育(565.11-565.12)を明記している。

(3) 第 566 章 (著作権収入の強化)

集団管理制度の整備と全国的公正ライセンス制度構築、著作権協会の組織力強化・デジタル化促進(566.1-566.3)を明記している。

(4) 第 567 章 (知財の経済価値化促進)

経済指標および労働寄与の測定(567.1-567.2)、国内外の成功事例研究、収益計測(567.3-567.4)、知財評価サービス体制強化(567.5)、産業界との連携強化、パテントマーケティング・市場調査支援(567.6-567.8)、ライセンス・担保・譲渡手続の簡素化(567.9)、GI製品の国際ブランド戦略(567.10)を明記している。

(5) 第 570 章、第 571 章、第 572 章 (植物品種権と支援制度整備)

制度の環境・サービス強化、国際協力(570.1-570.2)、支援制度の再構築、産業企業向け支援(571.1-571.3)、大学・TTO体制の強化と人材育成、税関職員の知財教育強化(572.3-572.5)を明記している。

(6) 第 574 章 (環境配慮技術の IP 追跡システム)

グリーン・デジタル技術の自動パテント追跡システム構築(574.5)を明記している。

(3) トルコ特許商標庁による戦略計画(2019-2023)⁹⁶

本戦略計画(2019-2023)⁹⁷は、上位計画である第 11 次開発計画 (Eleventh Development Plan, 2019-2023) に準拠した知的財産行政の具体的指針である。

トルコ特許商標庁では、5 年毎に戦略計画⁹⁸を策定している。使命として、産業財産権に関する意識を社会のあらゆる層に浸透させるとともに、産業財産権の効果的な保護および知財の事業化を促進し、さらに国際的な場において積極的な役割を果たすことによって、「国家技術戦略」の方針に沿って、トルコの経済的および技術的發展に貢献することを掲げている。展望として、トルコの知的資本およびイノベーション能力の向上に貢献し、産業財産分野における国内外の政策に指針を与える機関となることを掲げている。

具体的な施策の概要は以下のとおり。

①目的 1 (Amaç 1) : 産業財産権に関するサービスを高品質・効率的・迅速に実施すること

目標 1 : 庁が提供するサービスに対する国民の満足度を向上させる。

目標 2 : 庁の判断が国際的な運用や判例 (司法判断) と整合するよう適合性を高める。

目標 3 : 電子出願および情報アクセスシステムを強化する。

②目的 2 (Amaç 2) : 国内全体で産業財産権に関する意識と知識水準を向上させること

目標 1 : 社会のあらゆる層に産業財産権への意識を浸透させる。

目標 2 : 中小企業のイノベーションおよび産業財産権に関する能力向上に貢献する。

目標 3 : 産業財産権分野における教育活動および学術的研究を実施する。

⁹⁶ トルコ特許商標庁サイト <https://www.turkpatent.gov.tr/stratejik-planlar> [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

⁹⁷ トルコ特許商標庁サイト <https://www.turkpatent.gov.tr/stratejik-planlar> [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

⁹⁸ トルコ特許商標庁サイト <https://www.turkpatent.gov.tr/stratejik-planlar> [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

③目的 3 (Amaç 3) : 産業財産を経済的利益へ転換することに貢献する

目標 1 : 「国家技術戦略」に沿って、国産技術の開発および国産化に貢献する。

目標 2 : 国内企業の商標や他の産業財産権が国際的に保護されることに貢献する。

目標 3 : 地理的表示や伝統的製品名称が地域開発に与える効果を高めることに貢献する。

目標 4 : 独自のデザイン (意匠) の創出と、それを経済活動に活用することに貢献する。

目標 5 : トルコの産業財産ポートフォリオを商業的価値へと転換することに貢献する。

④目的 4 (Amaç 4) : 国内における産業財産政策の指針役となり、国際的にも影響力を持つこと

目標 1 : 国際調査機関・調査官庁 (国際調査・審査機関) としての庁の制度的能力と有効性を強化する。

目標 2 : 産業財産に関わる関係者 (ステークホルダー) との協力関係を強化する。

目標 3 : 国際的な産業財産関連の動向をフォローし、トルコの国際的影響力を強化する。

⑤目的 5 (Amaç 5) : 庁の組織力・運営能力を強化すること

目標 1 : 庁の人材基盤 (人的資源インフラ) を強化する。

目標 2 : 庁の技術基盤 (情報通信技術など) を強化する。

目標 3 : 庁の物理的基盤 (施設・設備) を強化する。

目標 4 : 庁内における計画的かつ連携的な業務運営文化を育成する。

「3.3. 法令分析 (MEVZUAT ANALİZİ)」のセクションにおいて、2017 年 1 月 10 日に施行された、トルコ産業財産権法⁹⁹ (Industrial Property Code No. 6769) の制定に伴う法令の分析がなされている。

トルコ産業財産権法 (Industrial Property Code No. 6769) が施行されたことに伴い、従前の政令法 (KHK) である 551 号、554 号、555 号および 556 号は廃止された。

また、2018 年 7 月 2 日付・703 号政令「憲法改正に適合させるための一部法律及び政令法の改正に関する法律」により、5000 号法の名称が「特許・商標代理人および一部規制に関する法律」に変更された。

また、2018 年 7 月 15 日付・大統領令第 4 号「各省庁に付属または関連する機関・機構およびその他の機関の組織に関する大統領令」により、トルコ特許商標庁 (TÜRK PATENT) の設立および組織構造に関する規定が明記された。

また、トルコ特許商標庁において、特許、実用新案、商標、意匠、地理的表示、伝統的製品名称、集積回路の回路配置 (トポグラフィ) に関する登録手続きを所管するようになった。

さらに、トルコ産業財産権法 (Industrial Property Code No. 6769) の施行に伴い、多数の二次法令が制定または改正された。

(1) 2017 年 4 月 24 日付・官報第 30047 号 : 産業財産権法の施行に関する規則 (Regulation on

⁹⁹ WIPO (世界知的所有権機関) サイト <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/16609> [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

the Implementation of the Industrial Property Law)¹⁰⁰

- (2) 2017年5月5日付・官報第30057号：特許代理人および商標代理人の試験・登録手続に関する規則の改正規則
- (3) 2017年5月9日付・官報第30061号：職員の昇格・職位変更に関する規則の改正規則
- (4) 2017年5月12日付・官報第30064号：再審査・再評価部会規則
- (5) 2017年5月18日付・官報第30070号：代理人の職業倫理および懲戒規則
- (6) 2017年6月14日付・官報第30096号：TÜRKPATENTの懲戒権限者に関する規則
- (7) 2017年9月29日付・官報第30195号：従業員の発明、高等教育機関でなされた発明、政府支援プロジェクトに起因する発明に関する規則
- (8) 2017年12月29日付・官報第30285号：地理的表示および伝統的製品名のマークに関する規則
- (9) 2017年10月27日付・官報第30223号：産業財産権法施行規則の改正規則
- (10) 2018年2月23日付・官報第30341号：集積回路のトポグラフィ保護法施行規則の改正規則
- (11) 2018年5月29日付・官報第30435号：TÜRKPATENTの産業財産専門官規則

以下に、トルコ特許商標庁（TÜRKPATENT）における戦略計画（2019–2023）を基に策定された3つの施策を紹介する。

(i) 産業財産権法施行規則（Regulation on the Implementation of the Industrial Property Code）¹⁰¹の改正

2019年7月8日付官報で公布された「産業財産権法施行規則（Regulation on the Implementation of the Industrial Property Code）」¹⁰²の改正が挙げられる。

この改正は、特に、目的1・目標3（電子出願および情報アクセスシステムの強化）に沿った影響を及ぼした。

改正によれば、自然人および法人は、多くの手続（特に、出願取下げ、更新申請、意匠権者による全部または一部の放棄）に関し、公証済み署名証明書または署名届出書を特許商標庁に提出する必要がなくなった。

さらに、異議申立ておよび審判請求については、トルコ特許商標庁が決定を下す前であれば、追加手数料を負担することなく取り下げることができるようになった¹⁰³。

これらの改正により、事務手続が簡素化され、電子サービスが改善され、行政上の手続ルートがより明確になった。

¹⁰⁰ Mevzuat Bilgi Sistemi サイト <https://www.mevzuat.gov.tr/mevzuat?MevzuatNo=23528&MevzuatTur=7&MevzuatTertip=5> [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹⁰¹ WIPO（世界知的所有権機関）サイト <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/22510> [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹⁰² WIPO（世界知的所有権機関）サイト <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/22510> [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹⁰³ Gün + Partners サイト <https://gun.av.tr/insights/updates/significant-amendments-to-the-regulation-on-the-implementation-of-the-industrial-property-code> [最終アクセス日：2026年3月6日]

(ii) トルコ科学技術研究会議が実施する特許支援プログラム

トルコ科学技術研究会議が運営する特許支援プログラムは、特に、目的4・目標1（トルコ特許商標庁を国際調査機関および国際予備審査機関としての制度的能力と実効性を強化する）に沿う施策として実施されたものである。

この特許支援プログラムの主たる目的は、トルコ発の国内および国際特許出願件数を増加させることにあり、2019年1月3日に開催されたトルコ科学技術研究会議理事会の決議に基づいて導入された¹⁰⁴。

トルコ科学技術研究会議は、出願人がトルコ特許商標庁を受理官庁として選択した場合、その出願人に対して支援を提供した。

(iii) WIPO デジタルアクセスサービス (DAS) への参加¹⁰⁵

トルコ特許商標庁が取り組んだもう一つの重要な進展は、WIPO デジタルアクセスサービス (DAS) への参加であり、特に電子出願および情報アクセスシステムの強化を目指す目的1・目標3、ならびに目的3・目標3（国内企業の商標やその他の産業財産権の国際的保護の確保）に沿うものであった（下記の8.（1）参照）。

DAS システムは、国内および国際レベルで運営される各国産業財産庁間で、優先権書類を安全に電子的に共有する仕組みを提供する。トルコ特許商標庁は2022年6月1日からDAS システムにおける運用を開始した¹⁰⁶。

このWIPO DAS システムにより、トルコの出願人は国際的な手続をより低コストかつ迅速に管理することが可能となる¹⁰⁷。

(4) トルコ特許商標庁による戦略計画(2024-2028)¹⁰⁸

本戦略計画(2024-2028)¹⁰⁹は、上位計画である第12次開発計画（Twelfth Development Plan 2024-2028）に準則した知的財産行政の具体的指針である。

トルコ特許商標庁では、5年毎に戦略計画¹¹⁰を策定している。使命として、国家技術の枠組みで、国内外における知的財産権の効果的な保護と商業化支援を促進することを掲げている。展望として、トルコの知財ポートフォリオとイノベーション・エコシステムを発展させ、国内外で影響力のある知財機関となることを掲げている。

¹⁰⁴ TÜBİTAK (The Scientific and Technological Research Council of Türkiye) サイト <https://tubitak.gov.tr/en/funds/sanayi/ulusal-destek-programlari/1602-tubitak-patent-support-program> [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹⁰⁵ トルコ特許商標庁サイト <https://www.turkpatent.gov.tr/duyurular/turk-patent-ve-marka-kurumu-wipo-das-sistemine-katilim-sagladi> [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹⁰⁶ TURKLEGAL IP | Turkish Patent and Trademark Attorneys サイト <https://turklegal.com.tr/en/news/turkpatent-joins-the-wipo-digital-access-service-das.html> (最終アクセス日：2026年3月6日)

¹⁰⁷ WIPO (世界知的所有権機関) サイト <https://www.wipo.int/web/das/participating-offices/search-details?territoryId=173> (最終アクセス日：2026年3月6日)

¹⁰⁸ トルコ特許商標庁サイト <https://www.turkpatent.gov.tr/stratejik-planlar> [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹⁰⁹ トルコ特許商標庁サイト <https://www.turkpatent.gov.tr/stratejik-planlar> [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹¹⁰ トルコ特許商標庁サイト <https://www.turkpatent.gov.tr/stratejik-planlar> [最終アクセス日：2026年3月6日]

具体的な施策の概要は以下のとおり。

①目的 1 (Amaç 1) : サービス品質と迅速性の向上

目標 1 : 産業財産権に関する法規において、必要に応じて適切な改正を行う。

目標 2 : 機関が提供するオンラインサービスの品質を向上させる。

目標 3 : 特許付与プロセスの効率性を向上させる。

目標 4 : デザイン調査分野におけるサービス品質を向上させる。

目標 5 : 商標登録プロセスを迅速化し、決定の整合性を向上させる。

②目的 2 (Amaç 2) : 知的財産意識と教育の普及

目標 1 : 社会における工業所有権の意識の向上と普及を図る。

目標 2 : 我が国のイノベーション能力の向上に貢献する。

目標 3 : 工業所有権分野における教育および情報提供活動を実施する。

目標 4 : トルコ語の表記を含む商標の国際的なブランド化を促進する。

③目的 3 (Amaç 3) : 知財ポートフォリオの経済活用促進

目標 1 : 我が国における標準に基づく特許プロセスの支援を促進する。

目標 2 : 我が国で開発された発明の商業化を促進する。

目標 3 : グリーンおよびデジタル転換の分野で開発される国産・国有技術が、国際的なレベルで効果的に保護され、商業化されるようにする。

目標 4 : 我が国の輸出潜在力が高い地理的表示製品について、国際的なブランド化を促進する。

目標 5 : デザインによる国内経済への貢献の拡大を支援する。

④目的 4 (Amaç 4) : 国際競争力・協力関係の強化

目標 1 : 国際的な工業所有権に関する動向を追跡し、我が国のこの分野における効果的な役割を強化する。

目標 2 : 国内の工業所有権機関と国際機関および関係機関との協力を強化する。

目標 3 : WIPO における国際調査・審査機関としての機関の能力と効果を向上させる。

⑤目的 5 (Amaç 5) : 組織能力の強化と体制整備

目標 1 : 機関の人事インフラを強化する。

目標 2 : 機関の情報技術インフラを強化する。

目標 3 : 機関の物理的インフラを改善する。

目標 4 : 機関における戦略的管理の理解を深める。

以下に、トルコ特許商標庁における戦略計画(2024-2028)を基に策定された三つの施策を紹介する。

(i) 2025 年トルコ特許商標庁の料金表改正の告示 (追加料金告示)

トルコ特許商標庁による戦略計画 (2024-2028) に基づく最も重要な政策措置の一つは、

トルコ特許商標庁が 2025 年に適用する料金表に関する告示を改正する告示（追加料金告示）であった¹¹¹。

この追加料金告示は、2025 年 3 月 15 日付の官報に公布され、トルコ特許商標庁が決定した商標出願・更新・取消請求に関する新料金を定めたものである。

特に、この新料金表は、目的 1・目標 1（商標出願手続の簡素化）に沿った施策と位置付けられる。新たな法改正は、第 35/05 類の商標出願の簡素化や部分的商標更新請求を促進することを狙いとしている¹¹²。

（ii）トルコ国内 10 件の地理的表示（GI）の欧州委員会への登録申請

トルコ特許商標庁は、トルコ特許商標庁による戦略計画(2024-2028)の目的 4・目標 3 に基づき、トルコ各地の 10 件の地理的表示（GI）を欧州委員会へ登録申請するという重要な取組みを実施した¹¹³（下記の 5.（2）参照）。

この取組みの主目的は、欧州委員会に登録されるトルコ産地理的表示の件数を増加させることにあった。そのため、トルコ特許商標庁は、生産者団体と連携し、共同調査・検討を行った。

さらに、この取組みに関連して追加のプロジェクトも計画されており、その一例として、WIPO との共同プロジェクト（EU 登録済み GI 製品の欧州市場でのブランディング支援）が挙げられる¹¹⁴。

（iii）PATENTSCOPE へのトルコ国内特許文献の統合¹¹⁵（2024 年 6 月時点）

2024 年 6 月以降、トルコの国内特許文献が WIPO の PATENTSCOPE システムに統合されたことは、戦略計画の目的 4・目標 3 に沿った主要な取組みの一つである。

この施策は、WIPO の枠組みの下でトルコ特許商標庁が国際調査機関および国際予備審査機関としての能力と業務効率を向上させることを目的としている。

PATENTSCOPE は、WIPO が提供するグローバル特許検索システムであり、世界各国の特許文献を収録・提供している¹¹⁶。

¹¹¹ Resmî Gazete (Official Gazette of the Republic of Türkiye) サイト <https://www.resmigazete.gov.tr/eskiler/2024/12/20241231M5-10.htm> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹¹² Aksoy IP サイト <https://www.aksoy-ip.com/post/changes-to-the-official-fee-schedule-for-trademarks> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹¹³ Coğrafi İşaretler Portalı (地理的表示ポータル) サイト <https://ci.turkpatent.gov.tr/haberler/detay/uluslararası-C4%B1-co-C4%9Frafî-i-C5%9Faret-seferberli-C4%9Fi> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹¹⁴ トルコ特許商標庁サイト <https://www.turkpatent.gov.tr/haberler/turkpatentin-hedefi-sinai-mulkiyette-ticarilesme-ve-markalama> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹¹⁵ WIPO (世界知的所有権機関) サイト https://www.wipo.int/en/web/patentscope/w/news/2024/news_0003 [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹¹⁶ WIPO (世界知的所有権機関) サイト <https://patentscope2.wipo.int/search/en/search.jsf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

2. 特許及び実用新案に関する動向

(1) トルコ産業財産権法¹¹⁷ (Industrial Property Code No. 6769) における特許／実用新案の改正 (第 82 条～第 145 条) (2017 年 1 月 10 日施行)

(a) 付与後異議制度の導入 (第 99 条)

付与後異議申立制度が導入されており、特許が付与されたことを示す決定が公表されてから 6 か月以内に第三者が特許に異議を唱えることができるようになった。

(b) 強制実施権の拡充 (第 132 条)

旧法に記載されている基準に加えて、新法は、強制実施権の以下の根拠を加えることとなった。

- ① 諸外国の公衆衛生上の場合における医薬品の輸出について TRIPS 協定に則ったもの
- ② 特許を侵害せずに新しい品種を開発できない植物育種家
- ③ 市場競争を制限、防止、または損害を与えるような行動をとる特許権者

(c) 無審査特許制度の廃止 (第 98 条)

無審査特許制度が廃止され、すべての特許出願に対して実体審査が義務付けられた。現在、調査報告書の通知から 3 か月以内に実体審査を請求することが義務付けられた。

(d) 特許の対象とならない発明 (第 82 条)

生物学的プロセスや植物・動物の品種などが非特許対象として明確に定義された。例外として、微生物学的プロセスまたはそのようなプロセスによって得られる製品は特許対象となる。

(e) 放棄された特許の復活 (第 107 条)

特許権者は、年金を期限内に支払わなかったために失効した特許を復活させることができる。失効後 6 か月以内に追加料金を支払うことで特許を復活させることができる旨が規定されている。

(f) 発明の間接的利用の防止 (第 86 条)

特許権による保護は、第三者が権利者の同意なく、トルコ国内において発明の本質的要素に係る手段を他人に提供し、または提供の申出を行う場合にも及ぶ。

したがって、特許権者の専有権の効力は、発明の直接的利用のみならず、間接的利用にも及ぶ¹¹⁸。

(g) 保護期間および年金 (第 101 条)

特許権の保護期間は、出願日から 20 年、実用新案権の保護期間は出願日から 10 年とす

¹¹⁷ WIPO (世界知的所有権機関) サイト <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/16609> [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

¹¹⁸ Dr. Cahit Suluk, "Basics of the new Turkish Industrial Property Law"

る。これらの権利を維持するためには、登録を有効に存続させる目的で、毎年所定の年金を納付しなければならない。

年金の納付は、出願日から2年経過後に開始され、その後は毎年、出願日と同月同日に対応する期日までに納付する必要がある。所定期間内に年金が支払われない場合、権利者は6か月の猶予期間内に割増金を付して納付することができる。

この猶予期間内に支払いが行われなるときは、特許権または実用新案権は消滅し、その旨が通知される。ただし、消滅通知の日から2か月以内に補償金を納付した場合には、当該納付日をもって権利は回復し、その回復の事実が官報に公告される¹¹⁹。

(h) 高等教育機関における職務発明（第121条）

大学その他の高等教育機関は、その教員によってなされた発明を管理する権利を有する。発明者である教員は、当該発明について、遅滞なく書面により大学に通知しなければならない。大学が当該発明の所有権を主張する場合には、自ら出願人として特許出願を行う義務を負う。一方、大学が所有権を主張しない場合には、当該発明は自由発明として取り扱われる¹²⁰。

(i) 特許権および実用新案権の侵害とみなされる行為¹²¹（第141条）

特許権侵害訴訟において、原告は被告が以下のいずれかの行為を行ったことを立証しなければならない。

(1) 特許権者または実用新案権者の許諾を得ることなく、特許製品を全部または一部製造した行為。

(2) 特許権を侵害して製造された製品について、販売、流通、輸入その他の商業的利用を行う行為、または販売のために保管・使用し、またはそのような製品を対象とする契約の申出等を行う行為。

この場合、当該製品が全部または一部において模倣品であることを知っていたか、または通常知り得たと認められるときに侵害とみなされる。

(3) 特許権者の許諾を得ることなく、特許方法を使用する行為、またはその方法により製造された製品について、販売、流通、輸入その他の商業的利用を行う行為。

この場合も、当該製品がその特許方法により製造されたことを知っていたか、または通常知り得たと認められるときに侵害とみなされる。

(4) 特許権の不法な占有（無断譲受、盗用、冒用）行為。

(5) 契約上のライセンスまたは強制実施権の範囲を超えて権利を行使する行為、または権限なく第三者にその権利を譲渡する行為。

また、特許権における方法によって得られた製品または物質が新規である場合、特許権者の同意を得ずに製造された同一の製品または物質は、当該特許権における方法によって

¹¹⁹ Dr. Cahit Suluk, “Basics of the new Turkish Industrial Property Law”

¹²⁰ Dr. Cahit Suluk, “Basics of the new Turkish Industrial Property Law”

¹²¹ Gün + Partners サイト <https://gun.av.tr/insights/guides/patent-litigation-2022-in-turkey> [最終アクセス日：2026年3月6日]

製造されたものと推定される。

この場合、被告側に立証責任が転換し、自らの製造方法が特許権における製造方法と異なることを証明しなければならない。

裁判所はこの推定に関し裁量を有しないため、侵害によって新規な製品が得られた場合には、被告に立証責任が課される¹²²。

(j) 非侵害確認訴訟およびその要件（第 154 条）

特許権者に対して警告書を送付することは、非侵害確認訴訟を提起する前提要件ではなくなった¹²³。第 154 条の明文規定が設けられる以前は、トルコの知的財産裁判所において、警告書送付を訴え提起の前提条件（手続的要件）とみなす判断が多く見られた。しかし、本条の制定により、この要件は明確に否定される方向で整理された。

(k) 実用新案として保護されない発明（第 142 条第 3 項）

バイオテクノロジー関連の発明、医薬に関する物質・方法またはそれらの方法によって得られた製品に関する発明、化学的または生物学的物質・工程またはそれらの工程によって得られた製品に関する発明、ならびにこれらの工程または製品から得られた発明は、明示的に実用新案による保護の対象から除外される¹²⁴。

(1) 実用新案における調査報告請求義務（第 143 条第 5 項）

実用新案の出願人は、出願が方式要件を満たしている旨の通知を受けた日、または補正が期限内に適法に行われた旨の通知を受けた日から 2 か月以内に、所定の手数料を納付し、関連する規則上の条件を遵守したうえで調査報告の作成を請求しなければならない。この期間内に調査報告の請求がなされない場合、当該出願は取下げられたものとみなされる¹²⁵。

(2) 特許および実用新案侵害に対する刑事罰の廃止¹²⁶（2017 年 1 月 10 日施行）

特許保護に関する政令第 551 号（KHK551）¹²⁷では、特許権者が特許または実用新案権の侵害について検察官に刑事告訴を行った場合、検察官が起訴状を作成して刑事訴追を開始する旨が規定されていた。同政令第 73/A 条は、1 年から 4 年の懲役刑を科す刑事罰の規定を置いていた。

しかし、2017 年に施行されたトルコ産業財産権法第 6769 号により、特許および実用新案、意匠、地理的表示（伝統的製品保護を含む）に対する侵害については刑事罰が廃止され、現在では民事訴訟によってのみ追及されることとなった。

以下に、詳細な経緯を紹介する。

¹²² Dr. Cahit Suluk, “Basics of the new Turkish Industrial Property Law”

¹²³ Dr. Cahit Suluk, “Basics of the new Turkish Industrial Property Law”

¹²⁴ Dr. Cahit Suluk, “Basics of the new Turkish Industrial Property Law”

¹²⁵ Dr. Cahit Suluk, “Basics of the new Turkish Industrial Property Law”

¹²⁶ DergiPark サイト <https://dergipark.org.tr/tr/download/article-file/520575> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹²⁷ WIPO（世界知的所有権機関）サイト <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/10888> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

- (1) 2009年2月5日のトルコ憲法裁判所判決（2005/57 E., 2009/19 K.）は、「刑事罰は法律によってのみ定められる」（憲法 38 条、91 条）との原則に照らし、特許・実用新案（KHK551¹²⁸）および意匠（KHK554¹²⁹）について、犯罪類型を「政令（KHK）」だけで定めていた条項を違憲とした¹³⁰ ¹³¹。これにより、両政令における刑事罰関連条項は失効した。
- (2) その後、トルコ大国民議会第 23 期で提出された 250 号法案¹³²（2011 年 6 月 12 日に失効）でも、「特許侵害に対する刑事罰」が議論されたにもかかわらず¹³³、特許権については刑事罰が法律として再設定されなかった。
- (3) さらに、2017 年に施行されたトルコ産業財産権法第 6769 号¹³⁴により、特許および実用新案、意匠、地理的表示（伝統的製品保護を含む）に対する侵害については刑事罰が廃止され、現在では民事訴訟によってのみ追及されることとなった。
- (4) 一方、この違憲審査の対象外であった商標については、トルコ産業財産権法第 6769 号の第 30 条において法律上の刑事罰が明文で維持・規定され、トルコ著作権法第 5846 号¹³⁵の第 71 条で刑事罰が規定されている。憲法裁判所の違憲判決の時点で、商標権の刑事罰は「政令（KHK556）」そのものではなく、「法律」で追加・改正された条項として規定されていた¹³⁶ ¹³⁷。

（参考）本件に関するトルコ法律事務所からのコメント。

「弊所も産業財産権法（Industrial Property Code）の立法作業に関与し、その作成に貢献した。特許および実用新案、すなわちイノベーションに直接関わる分野において刑事罰規定を削除した主な理由は、刑事告訴の脅威に常にさらされることがイノベーションの精神を損ないかねないためである。一般的な政策として、トルコはイノベーションを促進し、例えばジェネリック医薬品市場を支援することを重視している。そのため、刑事罰を撤廃する方針が採られた。

加えて、これらの問題は高度に専門的であり、検察官が評価するには適していない。実務上も、刑事罰規定が適用されることは極めて稀であり、検察官がこの種の技術的問題を現実的に評価できないという事情は、刑事罰撤廃の重要な要因となった。また、TRIPS 協

¹²⁸ WIPO（世界知的所有権機関）サイト <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/10888> [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹²⁹ WIPO（世界知的所有権機関）サイト <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/10850> [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹³⁰ Şengün Law サイト <https://sengunlaw.com/analysis-of-design-rights-infringements-under-criminal-law/> [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹³¹ Alomaliye.com サイト <https://www.alomaliye.com/2009/06/10/anayasa-mahkemesi-karari-e-200557-515-sayili-patent-haklarinin-korunmasi-hakkinda-khk-hk/> [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹³² Dokuz Eylül Üniversitesi Hukuk Fakültesi Dergisi サイト <https://dergipark.org.tr/tr/pub/deuhfd/issue/46833/587219> [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹³³ Dünya Gazetesi（Dünya.com）サイト <https://www.dunya.com/ekonomi/patent-ihlaline-039yuksek039-cezalar-tartisma-cikardi-haberi-240591> [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹³⁴ WIPO（世界知的所有権機関）サイト <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/22592> [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹³⁵ WIPO（世界知的所有権機関）サイト <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/22507> [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹³⁶ WIPO（世界知的所有権機関）サイト <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/7273> [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹³⁷ WIPO（世界知的所有権機関）サイト <https://www.wipo.int/wipolex/en/text/499183> [最終アクセス日：2026年3月6日]

定はこれらの権利に対して刑事罰の導入を義務付けていない点も挙げられる。

意匠については、新規性判断が非常に困難であり、その結果、実質的に新規性や独自性を欠いた意匠であっても登録されてしまう可能性がある。そのような登録に基づいて刑事告訴を行うことは、実質的にはごくありふれた製品に独占権を与え、利用者を刑事責任にさらすおそれがあるため、この点も考慮された。

現時点では、これらの分野で刑事罰を再導入すべきだという社会的な議論や圧力は、トルコ国内では存在していない。これらの問題が非常に専門的であること、そして以前の刑事罰規定がほとんど適用されていなかったことから、刑事罰の撤廃によって模倣品の数に大きな変化が生じたわけではない。ただし、刑事罰の脅威が完全に消滅したことに加え、民事訴訟が長期化する傾向があるため、模倣業者が若干行動しやすくなった面はあると言える。」

(3) PPH (Patent Prosecution Highway) パイロットプログラム¹³⁸ (2018年4月1日開始)

日本国特許庁 (JPO) とトルコ特許商標庁 (TURKPATENT) は、2018年4月1日より PPH パイロットプログラムを開始した。

トルコ特許商標庁 (TURKPATENT) と日本国特許庁 (JPO) との間の特許審査ハイウェイ試行プログラムに関するトルコ特許商標庁への申請手続¹³⁹の概要は以下のとおり。

出願人は、日本出願 (第1部) または、PCT 成果物 (第2部) を基礎として日トルコ間の特許審査ハイウェイ (以下「PPH」という) 試行プログラムに基づいて、以下の申請要件を満たすトルコ特許商標庁への出願 (以下、「当該出願」という) につき、関連する書類の提出を含む所定手続を行うことで早期審査を申請することができる。

PPH 試行プログラムへの申請を行う際、出願人は本ガイドラインの「TURKPATENT PPH 申請様式」に示される PPH 申請様式を提出しなければならない。

(i) 第1部 日本国特許庁の国内出願の審査結果を利用した特許審査ハイウェイ

(1) 申請要件

- (a) PPH を申請するトルコ出願および対応する日本出願において、優先日あるいは出願日のうち、最先の日付が同一である。
- (b) 対応する日本出願が存在し、すでに特許可能と判断された一又は複数の請求項を有すること。
- (c) PPH に基づく審査を申請する当該出願のすべての請求項が、対応する日本出願の特許可能と判断された一又は複数の請求項と十分に対応しているか、十分に対応するように補正されていること。
- (d) 当該出願に関しトルコ特許商標庁において、PPH 申請時に実体審査の着手がされていること。

¹³⁸ 日本国特許庁 (JPO) サイト https://www.jpo.go.jp/e/system/patent/shinsa/soki/pph/japan_turkish_highway.html [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹³⁹ 日本国特許庁 (JPO) サイト https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/document/guideline/turkish_turkpatent_ja.pdf [最終アクセス日：2026年3月6日]

ないこと。

(2) 提出書類

次の(a)～(d)の書類を PPH 申請様式に添付して提出する必要がある。

- (a) 対応する日本出願に対して日本国特許庁から出された(日本国特許庁における特許性の実体審査に関連する)すべてのオフィスアクションの写し、及びその翻訳文
- (b) 対応する日本出願の特許可能と判断されたすべての請求項の写し、及びその翻訳文
- (c) 日本国特許庁の審査官が引用した引用文献の写し
- (d) 請求項対応表

(3) PPH 試行プログラムに基づく早期審査手続

トルコ特許商標庁は、上記書類を添付した PPH 申請を受けた場合には、PPH に基づく早期審査の対象になる出願であるか否かを判断する。トルコ特許商標庁が受理可能と判断した場合には、当該出願に PPH に基づく早期審査の対象案件として特別な地位が与えられる。当該申請が上記のすべての要件を満たさない場合には、不備事項が出願人に通知される。PPH に基づく早期審査の対象案件として特別な地位を与えない旨が通知される前に、不足文書を提出する機会が出願人に与えられる。PPH に基づく早期審査の対象案件として特別な地位を与えない旨を通告された後でも、出願人は新しい申請書において、PPH の再申請を行うことができる。PPH に基づく早期審査のためのすべての要件が満たされた場合、トルコ特許商標庁は申請者に PPH への申請が許可されたことを通知する。

(ii) 第 2 部 日本国特許庁の PCT 国際段階成果物を利用した特許審査ハイウェイ

(1) 申請要件

PCT-PPH の申請がなされたトルコ特許商標庁への出願が下記の要件を満たしている必要がある。

- (a) 当該出願に対応する国際出願の国際段階における成果物、すなわち国際調査機関が作成した見解書 (WO/ISA)、国際予備審査機関が作成した見解書 (WO/IPEA) 及び国際予備審査報告書 (IPER) のうち、最新に発行された国際成果物において特許性 (新規性・進歩性・産業上の利用可能性のいずれも)「あり」と示された請求項が少なくとも 1 つ存在すること。
- (b) 当該出願と対応する国際出願とは下記のいずれかの関係を満たす。
 - (CaseI) 当該出願は、対応する国際出願の国内段階である。
 - (CaseII) 当該出願は、対応する国際出願のパリ条約に基づく優先権主張の基礎となっている。
 - (CaseIII) 当該出願は、対応する国際出願をパリ条約に基づく優先権主張の基礎とする国際出願の国内段階である。
 - (CaseIV) 当該出願は、対応する国際出願を国内優先権主張又はパリ条約に基づく優先権主張の基礎とする国内出願である。
 - (CaseV) 当該出願は、上記(CaseI) ～(CaseIV) のいずれかを満たす出願の派生出願 (分割出願、国内優先権を主張する出願等) である。
- (c) PCT-PPH に基づく審査がなされるすべての請求項が、対応する国際出願の最新国際成果

物で特許可能と判断された一又は複数の請求項と十分に対応しているか、十分に対応するように補正されている。

(d) 当該出願に関しトルコ特許商標庁において、PPH 申請時に実体審査の着手がされていないこと。

(2) 提出書類

出願人は、PCT-PPH に基づく申請を行う際、申請様式に添付して下記の書類を提出する必要がある。

(a) 特許性ありとの判断が記載された最新国際成果物の写しとその翻訳文

(b) 対応する国際出願の最新国際成果物で特許性ありと示された請求項の写しとその翻訳文

(c) 対応する国際出願の最新国際成果物で引用された文献の写し

(d) 当該出願の全ての請求項と、特許性ありと示された請求項とが十分に対応していることを示す請求項対応表

(3) PPH 試行プログラムに基づく早期審査手続

トルコ特許商標庁は、上記書類を添付した PPH 申請を受けた場合には、PPH に基づく早期審査の対象になる出願であるか否かを判断する。トルコ特許商標庁が受理可能と判断した場合には、当該出願に PPH に基づく早期審査の対象案件として特別な地位が与えられる。PPH に基づく早期審査のためのすべての要件が満たされた場合、トルコ特許商標庁は申請者に PPH への申請が許可されたことを通知する。

(4) 一帯一路特許早期審査試行プロジェクトへの参加¹⁴⁰ (2025 年 1 月 20 日発足)

トルコは、「一帯一路特許早期審査試行プロジェクト」¹⁴¹に参加する最初の国となった。このプロジェクトは、一帯一路構想 (BRI ; Belt and Road Initiative) の参加国の出願人による中国への特許出願について早期審査を実施するために考案された枠組みである。中国国家知識産権局 (CNIPA) が主導する同プロジェクトは、2025 年 1 月 20 日に発足し、2027 年 1 月 19 日までの 2 年間にわたって実施される予定である。プロジェクトの発足後、BRI 参加国の適格な出願人は、出願の特許査定を迅速に行うために構築された体系的なプロセスに従い、CNIPA を通じて特許の早期審査を求める書面を提出することができる。

(5) トルコ特許商標庁による手数料の改定¹⁴² (2024 年 4 月 24 日施行)

トルコ特許商標庁は特許、実用新案、商標および意匠に関する手数料を改定し、改定料金は 2024 年 4 月 24 日から適用されている。料金改定の詳細は、同日付で官報¹⁴³に掲載さ

¹⁴⁰ CNIPA サイト https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/1/17/art_53_197208.html [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁴¹ CNIPA サイト https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/1/17/art_53_197208.html [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁴² T.C. Resmî Gazete (Official Gazette of the Republic of Turkey) サイト <https://www.resmigazete.gov.tr/eskiler/2024/04/20240424-4.htm> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁴³ T.C. Resmî Gazete (Official Gazette of the Republic of Turkey) サイト <https://www.resmigazete.gov.tr/eskiler/2024/04/20240424-4.htm> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

れた「2024年に適用される料金表に関するトルコ特許商標庁の公告」に示されている。

3. 意匠に関する動向

(1) トルコ産業財産権法¹⁴⁴ (Industrial Property Code No. 6769) における意匠の改正 (第55条～第81条) (2017年1月10日施行)

(a) 未登録の意匠の保護 (第69条 (2))

トルコ国内で初めて公表された新規性と独自性を有する未登録の意匠に対し、3年間の保護が認められた。

未登録の意匠の権利者は、同一または識別不能な程度に類似する意匠、すなわち実質的な模倣品 (コピー) に対してのみ、差止めその他の法的措置を講じることができる¹⁴⁵。

(b) 意匠の定義の拡大 (第55条)

工業意匠に限定されず、ファッションや建築意匠も保護対象となった。

(c) 従業員意匠の権利帰属 (第73条)

従業員が職務外で創作した意匠でも、職場の情報や設備を使用した場合、雇用主が権利を取得できる旨が明記された。

(d) 異議申立期間の短縮 (第67条)

異議申立期間が6か月から3か月に短縮された。

(e) 部品使用に関する免責規定 (第59条第1項、第2項)

補修目的で使用される部品の使用は、製品の元の外観を回復するための補修目的で使用される場合、意匠権の侵害とみなされない。産業技術省によって確認・公表された同等の部品の使用も、意匠権の侵害とはみなされない。

(f) 部品意匠の可視部分に対する意匠保護 (第56条第2項および第3項)

部品の意匠が保護の対象となるためには、その部品が取り付けられる最終製品において、当該部品の意匠が可視であることが必要である。

ここでいう「可視性」とは、製品の通常使用時における可視性を意味し、保守、修理、点検などの作業時にのみ見える部分は含まれない¹⁴⁶。

(g) 未登録意匠の保護の範囲 (第55条第4項)

未登録意匠についても保護が認められるが、国外で最初に公衆に利用可能となった意匠

¹⁴⁴ WIPO (世界知的所有権機関) サイト <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/16609> [最終アクセス日: 2026年3月6日]

¹⁴⁵ Gün + Partners サイト <https://gun.av.tr/insights/updates/the-fashion-industry-and-new-provisions-of-turkish-industrial-property-code-regarding-protection-of-unregistered-design-rights> [最終アクセス日: 2026年3月6日]

¹⁴⁶ The New Turkish Industrial Property Code, Dr. Cahit Suluk, DergiPark サイト <https://dergipark.org.tr/en/pub/tfm/issue/38811/451624> [最終アクセス日: 2026年3月6日]

は、未登録意匠としての保護を受けることはできない¹⁴⁷。

(h) 特定の同等部品の使用は意匠権侵害に該当しない（第 59 条第 5 項）

意匠が市場において初めて公表された日から 3 年以内に、科学・産業・技術省によって公表された同等部品の使用は、意匠権の侵害とはみなされない¹⁴⁸。

この規定の趣旨により、例えば、自動車のドア、車体、フェンダーなど交換頻度の高い部品については、自動車メーカーの許可を得ることなく、二次産業の企業（補修部品メーカー等）が製造することが認められている¹⁴⁹。

(i) 複数意匠登録の範囲（第 61 条第 7 項）

装飾を除き、複数の意匠について登録を求めることができるのは、各意匠が同一の区分（クラス）に属する製品に使用され、またはその製品に適用される場合に限られる¹⁵⁰。

(j) 意匠登録出願の職権却下（第 64 条第 6 項）

トルコ特許商標庁は、当該意匠登録出願について新規性を欠くと判断した場合、職権により登録を却下する¹⁵¹。

(k) 意匠登録の一部無効（第 68 条第 5 項および第 77 条第 2 項）

意匠の一部について異議申立てまたは無効審判の請求がなされた場合、トルコ特許商標庁は、当該意匠の一部拒絶または一部無効の決定を行うことができる。ただし、残存部分が引き続き意匠として保護を受けるためには、当該部分が意匠保護の要件を満たすとともに、意匠の同一性を保持していることが必要である¹⁵²。

(1) 大学教員による意匠の帰属（第 73 条第 3 項および第 74 条第 2 項）

大学教員が科学研究の結果として創作した意匠の権利者は、当該教員が所属する高等教育機関（使用者）である。また、当該意匠から得られる収益は配分の対象となり、その配分方法は、所属する高等教育機関の理事会によって決定される。この際、収益の少なくとも半分は意匠を創作した教員（デザイナー教員）に帰属しなければならない¹⁵³。

(m) 不正の目的による意匠登録（第 67 条第 2 項および第 77 条第 1 項(a)）

¹⁴⁷ The New Turkish Industrial Property Code, Dr. Cahit Suluk, DergiPark サイト
<https://dergipark.org.tr/en/pub/tfm/issue/38811/451624> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁴⁸ The New Turkish Industrial Property Code, Dr. Cahit Suluk, DergiPark サイト
<https://dergipark.org.tr/en/pub/tfm/issue/38811/451624> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁴⁹ Basics of the new Turkish Industrial Property Law, ResearchGate サイト
https://www.researchgate.net/publication/340252608_Basics_of_the_new_Turkish_Industrial_Property_Law [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁵⁰ The New Turkish Industrial Property Code, Dr. Cahit Suluk, DergiPark サイト
<https://dergipark.org.tr/en/pub/tfm/issue/38811/451624> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁵¹ The New Turkish Industrial Property Code, Dr. Cahit Suluk, DergiPark サイト
<https://dergipark.org.tr/en/pub/tfm/issue/38811/451624> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁵² The New Turkish Industrial Property Code, Dr. Cahit Suluk, DergiPark サイト
<https://dergipark.org.tr/en/pub/tfm/issue/38811/451624> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁵³ The New Turkish Industrial Property Code, Dr. Cahit Suluk, DergiPark サイト
<https://dergipark.org.tr/en/pub/tfm/issue/38811/451624> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

不正の目的（悪意）による意匠登録は、意匠登録に対する異議申立ての理由となるとともに、登録意匠の無効理由にも該当する。

（n）国章、公的・宗教的・歴史的・文化的象徴の不正使用により保護の対象外となる意匠¹⁵⁴（第58条第4項）

一定の公的または公共的象徴を不正に使用する意匠は、意匠保護の対象から除外される。この規定には、パリ条約第2条の6に定められた国章、紋章、公式の標章、および宗教的・歴史的・文化的価値に関する公共的関心を有するその他の象徴が含まれる。

これらはいずれも公有に属するものとみなされ、かつ関係当局による登録許可が与えられていない場合には、意匠として登録を受けることはできない。

（2）トルコ特許商標庁によるデザインに関する戦略計画（2018–2020）¹⁵⁵

本戦略計画（2018–2020）は、企業の能力開発、既存の支援策の実効性向上、そして国民によるデザイン活用の促進を通じて、デザイン分野の質的・量的な成長を実現するための行政上の行動計画として位置付けられる。

目的1：公共部門および民間部門におけるデザインの管理・生産・活用能力の強化

目標1-1：デザイン関連の情報・データ・調査・コンサルティングなど、デザイン業務に必要なあらゆる機能を備えた拠点・センター群からなる「デザイン・バレー」を設立する。

目標1-2：トルコ・デザイン諮問評議会（Turkish Design Advisory Council）の機能を強化する。

目標1-3：デザイン・プロセスの効果的な管理に関する教育・広報活動を実施する。

目標1-4：研究開発（R&D）センターおよびデザインセンターにおいて、専門デザイナーによるデザインの創造・開発・管理に関する研修を提供する。

目的2：デザイン支援策の実効性向上およびデザイン分野における起業促進

目標2-1：既存のデザイン関連支援策を分析し、その改善提案を策定する。

目標2-2：研究開発、製品開発および商業化支援の評価基準に工業デザインを組み込む。

目標2-3：デザインを要するR&D・製品開発プロジェクトの選考・評価委員会にデザイン専門家や学識経験者を参画させる。

目的3：デザイン分野の人的資源の能力および質の向上

目標3-1：「技術・デザイン」分野の教員の専門能力を向上させる。

目標3-2：学部・大学院レベルで同一内容を扱う教育課程について、カリキュラム内容および名称の統一を図る。

目標3-3：学部・大学院レベルのデザイン教育の質的向上策を講じる。

目的4：国内外におけるトルコ・デザインの認知度・可視性の向上

¹⁵⁴ Dergipark サイト <https://dergipark.org.tr/en/download/article-file/520575> [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹⁵⁵ トルコ特許商標庁サイト <https://www.turkpatent.gov.tr/tasarim-bilgilendirme> [最終アクセス日：2026年3月6日]

- 目標 4-1：トルコ・デザインの国際的な広報・プロモーション戦略を策定・実施する。
- 目標 4-2：トルコ世界デザイン評議会（Turkish World Design Council）を組織する。
- 目標 4-3：デザイン意識を高めるための文書・映像資料を作成する。
- 目標 4-4：トルコ人デザイナーを国内外で積極的に紹介・支援する。
- 目標 4-5：国際的なデザイン団体・評議会との共同イベントを開催する。
- 目標 4-6：科学センターにおいてデザイン意識向上のための活動を実施する。
- 目標 4-7：デザイン博物館を設立する。

目的 5：意思決定支援のためのデザイン関連知識・データ基盤の整備

- 目標 5-1：デザイン関連データセットを特定し、デザイン・インベントリ（デザイン資産）データベースを構築する。
- 目標 5-2：トルコのデザイン文化要素および地域固有の知識を記録・保存する。
- 目標 5-3：トルコ国内におけるデザイン活動の産業別分析を実施する。

4. 商標に関する動向

（1）トルコ産業財産権法¹⁵⁶（Industrial Property Code No. 6769）における商標の改正（第 4 条～第 32 条）（2017 年 1 月 10 日施行）

（a）不使用取消制度の導入（第 26 条）

旧法では、登録から 5 年間使用されていない商標に対する取消請求は裁判所でのみ可能であった。新法では、トルコ特許商標庁への行政的な取消請求が可能となった。

（b）コンセント制度の導入（第 5 条）

旧法では、類似商標に対する拒絶を回避するための共存合意書は認められていなかった。新法では、先行商標権者による書面での同意（コンセント）があれば、類似の商標であっても登録が認められると規定された。

当該書面による同意書は、先行商標権者によって庁に提出されなければならない、その書面は公証人による認証文書でなければならない。

（c）国際的消尽原則の採用（第 152 条）

新法では、国内的消尽原則に加えて、新たに国際的消尽原則が採用され、商標権者の権利行使が制限されるようになった。

（d）異議申立期間の短縮（第 17 条）

新法では、異議申立期間が 3 か月から 2 か月に短縮された。異議申立期間は、第 18 条において規定されている。

（e）異議申立手続における使用証拠の請求（第 19 条第 2 項）

¹⁵⁶ WIPO（世界知的所有権機関）サイト <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/16609> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

異議申立てが、出願人の商標と類似していることを理由とする場合であり、かつ異議申立ての根拠となる商標が、出願日または優先日から起算して5年以上前に登録されている場合、出願人は、異議申立人に対して、当該商標のトルコ国内における真正な使用の証明を求めることができる。

(f) 異議を申し立てる権利の喪失（第25条第6項）

商標権者が、後の商標の使用を知っていた、または知っていたとみなされるにもかかわらず、5年間連続して異議を唱えなかった場合、当該後の商標の登録に対して異議を申し立てる権利を失う。ただし、後の商標の登録が悪意に基づくものである場合は、この限りでない。

(g) 識別力を欠く標章の職権却下（第5条(b)）

いかなる識別力も有しない標章は、第5条に定める絶対的拒絶理由の一つとして、独立して規定されている。

したがって、トルコ特許商標庁は、識別力を欠く商標出願を職権により却下する¹⁵⁷。

(h) 周知商標と同一または類似の商標出願に対する異議による拒絶（第6条第4項）

従前の法制度においては、トルコ特許商標庁が職権で、周知商標と同一または類似する商標出願を拒絶できることが、絶対的拒絶理由として規定されていた。

しかし、新法（現行法）においては、周知商標と同一または類似する商標出願を拒絶するためには、その商標が属する業界またはパリ条約加盟国のいずれかにおいて保護される周知商標の権利者による異議申立てが必要とされる。

したがって、周知商標と同一または類似する商標出願の拒絶は、現在では「相対的拒絶理由」として取り扱われることとなった¹⁵⁸。

(i) 悪意による商標出願（第6条第9項）

悪意をもってなされた商標出願は、第6条第9項に基づき、異議申立ての理由とすることができる。

従前の法制度下では、悪意による商標出願は「無効審判」の理由としてのみ主張可能であり、出願段階での異議申立て理由としては規定されていなかった¹⁵⁹。

(j) トルコにおいて周知な商標と同一または類似の商標出願に関する「正当な理由」抗弁（第6条第5項）

先行商標と同一または類似する商標出願であっても、その使用が、先行商標の名声または識別力を不当に利用し、または損なうおそれがある場合には、商品やサービスの類否を問わず、当該出願は拒絶され得る。

しかしながら、これらの状況に対して「正当な理由」が存在する場合には、当該異議申立ては成立しない。

¹⁵⁷ Sınai Mülkiyet Kanunu'nun Öne Çıkan Yenilikleri, Ünal Tekinalp, The New Turkish Industrial Property Code, Dr. Cahit Suluk

¹⁵⁸ Sınai Mülkiyet Kanunu'nun Öne Çıkan Yenilikleri, Ünal Tekinalp, The New Turkish Industrial Property Code, Dr. Cahit Suluk

¹⁵⁹ Sınai Mülkiyet Kanunu'nun Öne Çıkan Yenilikleri, Ünal Tekinalp, The New Turkish Industrial Property Code, Dr. Cahit Suluk

この「正当な理由」抗弁の制度は、新法（改正法）により新たに導入されたものである¹⁶⁰。

(k) 代理人等による、先行商標と識別不能な類似商標の出願（第6条第2項）

商標権者の同意を得ず、また正当な理由がないにもかかわらず、商標権者の商業代理人または代表者が自己の名義で、先行商標と識別不能な程度に類似する商標を出願した場合、商標権者による異議申立て（**opposition**）に基づき、その出願は拒絶される。

従前の法制度においては、この拒絶理由は、代理人による出願が先行商標と「同一」である場合に限り適用されていた¹⁶¹。

(1) 商標の使用（第9条）

商標が登録日から5年間の期間内に、商標権者によってトルコ国内で、登録された商品または役務に関して真正に使用されていない場合、またはその使用が5年間継続して中断されている場合には、正当な理由が存在しない限り、当該商標は取消の対象となる¹⁶²。

(m) 商標の誠実な使用（第7条第5項）¹⁶³

第三者による誠実な使用については、以下のいずれかに該当する場合、商標権者はその使用を妨げることができない¹⁶⁴。

- (1) 自然人が自己の氏名または住所を示す場合
- (2) 商品または役務の種類、品質、数量、用途、価値、地理的原産地などを説明する目的で使用する場合
- (3) 特に器具、部品、装置などについて、その使用目的を示すことが必要である場合

(n) 第三者による意見提出（第17条）

第三者による意見提出は、商標出願の全部または一部の拒絶理由となる場合がある¹⁶⁵。

(o) マドリッド協定議定書に基づく国際商標出願の効果（第14条）

マドリッド協定議定書の枠組みの下で提出された国際商標出願は、トルコ特許商標庁に直接提出された商標出願と同一の効果を有する¹⁶⁶。

(p) 商標に関する刑事罰の範囲（第30条）

新法により、商標関連犯罪の範囲が拡大された。具体的には、以下の行為が商標権侵害行為として刑事罰の対象に追加された¹⁶⁷。

¹⁶⁰ Sınai Mülkiyet Kanunu'nun Öne Çıkan Yenilikleri, Ünal Tekinalp, The New Turkish Industrial Property Code, Dr. Cahit Suluk

¹⁶¹ Sınai Mülkiyet Kanunu'nun Öne Çıkan Yenilikleri, Ünal Tekinalp, The New Turkish Industrial Property Code, Dr. Cahit Suluk

¹⁶² TURKLEGAL IP | Turkish Patent and Trademark Attorneys サイト <https://turklegal.com.tr/resources/public/en/legal/Turkish-Industrial-Property-Code-in-English.pdf> [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹⁶³ Sınai Mülkiyet Kanunu'nun Öne Çıkan Yenilikleri, Ünal Tekinalp, The New Turkish Industrial Property Code, Dr. Cahit Suluk

¹⁶⁴ TURKLEGAL IP | Turkish Patent and Trademark Attorneys サイト <https://turklegal.com.tr/resources/public/en/legal/Turkish-Industrial-Property-Code-in-English.pdf> [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹⁶⁵ Sınai Mülkiyet Kanunu'nun Öne Çıkan Yenilikleri, Ünal Tekinalp, The New Turkish Industrial Property Code, Dr. Cahit Suluk

¹⁶⁶ Sınai Mülkiyet Kanunu'nun Öne Çıkan Yenilikleri, Ünal Tekinalp, The New Turkish Industrial Property Code, Dr. Cahit Suluk

¹⁶⁷ Sınai Mülkiyet Kanunu'nun Öne Çıkan Yenilikleri, Ünal Tekinalp, The New Turkish Industrial Property Code, Dr. Cahit Suluk

- (1) 商標権を侵害して行う輸入または輸出行為
- (2) 商業目的での購入行為
- (3) 商標権侵害品の所持・輸送・保管行為

(2) 商標出願に関する新審査要領^{168,169} (2019年9月30日公表)

本ガイドラインは、2011年に発行された従前の指針を改訂したものであり、トルコ特許控訴委員会、トルコ知的財産権裁判所、ならびにトルコ最高裁判所の判例に基づいて策定された。さらに、欧州連合知的財産庁(EUIPO)の決定および実務、ならびに欧州連合司法裁判所(CJEU)の判例法も参照している。

このため、本ガイドラインは、トルコおよび欧州の法制度・実務の枠組みを踏まえ、商標審査において生じうる多様で複雑な問題に関し、具体的な判断指針を明確に示している。

本ガイドラインは、商標の登録要件に関する多くの側面を網羅しており、トルコ工業所有権法に基づき商標の登録可能性を評価する際の、審査官・出願人・弁護士にとって重要な参考資料となっている。

なお、本ガイドラインは法令や規則ではなく、法的拘束力を有しないが、実務上の判断の一貫性を確保するための指針として位置付けられている。また、複雑な審査事例に対応するため、多数の具体例やケーススタディを収録した実務的資料でもある。

本ガイドラインは、産業財産権法 6769 号¹⁷⁰の第 5 条に基づく絶対的理由の審査を補完するものである。産業財産権法 6769 号の第 5 条は、商標として登録できない標章について定めている。要約すると、それらは主に記述的な標章（つまり、登録を求める商品やサービスを直接的に特定するもの、および／または、関連商品やサービスの質や性質を直接的に記述するもの）を指す。

本ガイドラインの主な原則は、以下のとおり。

- ①商品やサービスが関連するセクターで使われる表現やコンセプトの一つが含まれる、あるいは言及されるからという理由だけで、標章が記述的であるとみなされない。標章と商品またはサービスの間には直接的な関係がなければならない。
- ②複数の説明的要素が特異な方法で組み合わせられて新たな意味を与えるものである場合、標章の記述的な性質は打ち消され得る。
- ③関連商品またはサービスの種類、目的や他の性質を表すためだけに用いられた図形的標章で、元の形から大きく変わらないものは、記述的であると判定する。

¹⁶⁸ Turkonfed サイト <https://turkonfed.org/tr/detay/2157/turk-patent-ve-marka-kurumu-yeni-marka-inceleme-kilavuzunu-yayinladi> [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹⁶⁹ TURKLEGAL IP サイト <https://turklegal.com.tr/en/news/turkish-patent-and-trademark-office-has-published-new-examination-guideline-for-trademarks.html> [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹⁷⁰ Mevzuat Bilgi Sistemi (Mevzuat Information System) サイト <https://www.mevzuat.gov.tr/mevzuat?MevzuatNo=6769&MevzuatTur=1&MevzuatTertip=5> [最終アクセス日：2026年3月6日]

(3) トルコ特許商標庁、商標審査に関するガイドラインの刷新¹⁷¹ (2021年8月18日公表)

トルコ特許商標庁は商標出願の審査に関するガイドラインの改正を発表し、更新されたガイドラインを公開した。このガイドラインは、産業財産権法第6条(1)に定める混同可能性の評価を含め、競合する商標の類似性が混同を惹起する程度に達しているか否かを評価する際に従うべき原則／基準を定めたものであった。最新のガイドラインでは、商標審査における別の重要な基準が扱われている。それは相対的拒絶理由である。相対的拒絶理由として最も一般的な混同可能性に関わる原則を詳細に説明している。このガイドラインは、特に異議申立手続において商品および役務の類似性の審査を処理する際の基本原則を示している。

改正の対象となった重要な主題は以下のとおり¹⁷²。

- ①商標の類似性と商品／役務の類似性の評価
- ②混同可能性評価におけるニース分類の役割
- ③商標の類似性と商品および役務の類似性
- ④ターゲット消費者と当該消費者が商標に対して抱く関心の水準
- ⑤先行商標の識別力に関する審査
- ⑥複数の商標の比較に適用される視覚的・聴覚的・概念的な類似性判断の基準

(4) トルコを指定国とするマドリッド出願に関する公定料金の引下げ¹⁷³ (2023年11月6日施行)

WIPO 事務局長は手数料の改定を決定した¹⁷⁴。新たな料金体系において、国際出願の際に指定国としてトルコを選択した場合にトルコの指定国登録に関して支払われる指定締約国個別手数料およびトルコを指定国とする国際登録の更新手数料を引き下げることとした。新たな公定料金は2023年11月6日から適用された¹⁷⁵。

¹⁷¹ 日本貿易振興機構 (JETRO) サイト
https://www.jetro.go.jp/ext_images/Ipnews/middle_east/ME_IP_Newsletter_202111.pdf [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹⁷² 日本貿易振興機構 (JETRO) サイト
https://www.jetro.go.jp/ext_images/Ipnews/middle_east/ME_IP_Newsletter_202111.pdf [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹⁷³ WIPO (世界知的所有権機関) サイト
https://www.wipo.int/edocs/madrdocs/en/2023/madrid_2023_28.pdf?utm_source=WIPO+Newsletters&utm_campaign=9ce094158a-DIS_MADRID_NEWS_EN_091023&utm_medium=email&utm_term=0_-e80981fddd-%5BLIST_EMAIL_ID%5D [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹⁷⁴ WIPO (世界知的所有権機関) サイト
https://www.wipo.int/edocs/madrdocs/en/2023/madrid_2023_28.pdf?utm_source=WIPO+Newsletters&utm_campaign=9ce094158a-DIS_MADRID_NEWS_EN_091023&utm_medium=email&utm_term=0_-e80981fddd-%5BLIST_EMAIL_ID%5D [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹⁷⁵ トルコ特許商標庁サイト <https://www.turkpatent.gov.tr/duyurular/madrid-protokolu-ucretleri-2023-yili-ucret-teblig-i-uyumlastirildi> [最終アクセス日：2026年3月6日]

(5) トルコ産業財産権法第 6769 号の商標関係部分の一部の改正の施行¹⁷⁶ (2024 年 1 月 10 日施行)

トルコは、2017 年に産業財産権法第 6769 号¹⁷⁷の大幅な改正を実施し(上記(1)参照)、改正法¹⁷⁸により、商標取消手続の監督責任が司法裁判所からトルコ特許商標庁に移転された。今回の施行は、取消手続の簡素化と迅速化を狙ったものであり、例えば、商標の不使用、一般性、紛らわしい商標、技術的基準の不遵守を理由とした商標の取消に関するものである。監督責任の移転によって商標の取消はより迅速で費用の掛からない行政手続となるため、取消申立(特に積極的に使用されていない商標に関する取消申立)の件数は増える可能性があると予想される。

産業財産権法第 6769 号は、2017 年 1 月 10 日に官報に公布され、同日に大半の規定が施行された。しかし、「取消理由及び取消請求」に関する産業財産権法第 26 条は、法律の公布から 7 年後に施行されることになっており、登録商標の取消に関する手続は、2024 年 1 月 10 日よりトルコ特許商標庁に移管された。商標の取消請求ができるのは利害関係人で、トルコ特許商標庁の処分不服がある場合には専門の知的財産民事裁判所に控訴することができる。

本規則の目的は、EU 商標指令 2015/2436 号及び欧州連合商標規則 2015/2424 号に整合させることである。

産業財産権法第 6769 号は、トルコ特許商標庁が商標の取消を決定できるのは以下の場合と規定している。

- ① 正当な理由なく、登録日後 5 年の期間内に、商標が商標権者により登録対象の商品・サービスに関連してトルコにおいて真正な使用に供されていない場合又は係る使用が継続して 5 年間中止されていた場合
- ② 商標権者の行為により又は商標権者が必要な措置を講じなかった結果、商標が登録された商品・サービスで普通名称となった場合
- ③ 商標権者自身による又は商標権者の同意のある使用の結果、その登録対象の商品・サービスの性質、品質又は原産地に関して公衆に誤解を与える場合
- ④ 証明標章又は団体標章に係る技術規約に反する使用の場合

(6) トルコの商標登録取消手続を明確化¹⁷⁹ ¹⁸⁰ (2025 年 3 月 15 日施行)

トルコ特許商標庁は、産業財産権法第 6769 号の実施に関する規則 (Regulation on the

¹⁷⁶ KPLAW (KP Law) サイト <https://kplawtr.com/news-insights/in-depth-analysis-of-expected-changes-in-the-trademark-cancellation-process> [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

¹⁷⁷ TURKLEGAL IP サイト <https://turklegal.com.tr/en/news/turkish-trademark-cancellation-procedures-clarified.html> [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

¹⁷⁸ KPLAW (KP Law) サイト <https://kplawtr.com/news-insights/in-depth-analysis-of-expected-changes-in-the-trademark-cancellation-process> [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

¹⁷⁹ TURKLEGAL IP サイト <https://turklegal.com.tr/en/news/turkish-trademark-cancellation-procedures-clarified.html> [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

¹⁸⁰ Aksoy IP サイト <https://www.aksoy-ip.com/post/an-overview-of-the-administrative-revocation-of-trademarks-in-turkey?> [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

Implementation of the Industrial Property Law)¹⁸¹に関する商標の取消手続き（上記（5）参照）を明確化するために、第 30/A 条および第 30/B 条に定められた新しい規則^{182 183 184}を規定した。

新規則の概要は以下のとおり¹⁸⁵。

（a）取消請求の要件（第 30/A 条）

- (1) 取消請求は、提出時点で登録簿上に登録されている商標権者に対して行わなければならない。
- (2) 申請書には、商標登録番号、対象商品・サービス、申請人情報、法的根拠（証拠書類付）、手数料支払い証明が必要である。代理人経由の場合は委任状も必須である。
- (3) 提出書類に不備があった場合、トルコ特許商標庁は申請者に対して 1 か月以内の補正期限を与える。商標権者は、取消請求に対して 1 か月以内に応答しなければならない。正当な理由がある場合、1 か月の延長が可能である。
- (4) 商標が既に失効又は取下げである場合、トルコ特許商標庁は取消申請を審査せず却下する。

（b）実体審査および料金制度（第 30/B 条）

- (1) 不使用取消の対象商標は、登録から最低 5 年間継続して使用されていないことが必要である。申請前 3 か月以内の「最後の使用」は却下される可能性がある。
- (2) 取消は、請求された区分・商品・サービスに限定され、それと類似しているだけの別区分や商品・サービスにまで取消判断を広げることができない。申請対象として明示した具体的な商品・サービスのみ審査対象となる。
- (3) 提出には「公式申請料金」と「エスクロー預託金（紛争当事者への返金の可能性を考慮した保証金）」が必要である。棄却で商標権者へ返金となる。全面取消で申請人へ返金となる。部分取消でエスクロー預託金は没収となる。
- (4) 取消申請を決定前に申請者自身が撤回することが可能である。委任状で撤回権限が明示されていれば預託金の返還対象となる。

（7）ニース分類の改訂

WIPO は、商標登録のための商品および役務の国際分類に関する特別同盟を構成する専門家委員会（ニース同盟専門家委員会）を開催し、2025 年 4 月 28 日から 5 月 2 日までジ

¹⁸¹ Mevzuat Bilgi Sistemi」(Mevzuat.gov.tr) サイト

<https://www.mevzuat.gov.tr/mevzuat?MevzuatNo=23528&MevzuatTur=7&MevzuatTertip=5> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁸² TURKLEGAL IP サイト <https://turklegal.com.tr/en/news/turkish-trademark-cancellation-procedures-clarified.html> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁸³ Aksoy IP サイト <https://www.aksoy-ip.com/post/an-overview-of-the-administrative-revocation-of-trademarks-in-turkey> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁸⁴ T.C. Resmî Gazete (Official Gazette of the Republic of Turkey) サイト <https://www.resmigazete.gov.tr/eskiler/2025/03/20250315-20.html> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁸⁵ Gün + Partners サイト <https://gun.av.tr/tr/goruslerimiz/guncel-yazilar/markalarin-idari-iptaline-iliskin-sinai-mulkiyet-kanunu-nun-uygulanmasina-dair-yonetmelige-iliskin-degisiklikler-turkpatent-arafindan-yayinlandi> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

ユネーブにおいて会合を行った。トルコは、この専門家委員会に出席した加盟国の一つである¹⁸⁶。

本会合での審議の結果、第 13 版となる新しいニース分類を 2026 年 1 月 1 日から発効させることが決定された。

委員会は、まず、いわゆる「メガクラス」と呼ばれる第 09 類を審査し、第 09 類に含まれる一部の商品を他の類に移行させることを決定した。具体的には、バーチャルまたは立体技術に関連しない眼鏡類を第 10 類へ移行し、消火用器具および装置に関する商品を第 12 類へ移行することが決定された¹⁸⁷。

新たに発行されたニース分類第 13 版は、以下の WIPO 公式ウェブサイト¹⁸⁸において確認することができる¹⁸⁹。

このニース分類の改訂はトルコにおいても拘束力を有し、トルコ特許商標庁は 2026 年 1 月 1 日付で、この改訂内容を分類公告の付属リストに反映させる義務を負う¹⁹⁰。

5. 地理的表示（伝統的製品保護を含む）に関する動向

（1）トルコ産業財産権法¹⁹¹（Industrial Property Code No. 6769）における地理的表示（伝統的製品保護を含む）の改正（第 33 条～第 54 条）（2017 年 1 月 10 日施行）

（a）伝統的製品名称の保護（第 34 条）

新法では、EU 規則に倣い、地理的表示に該当しない伝統的製品名称も保護対象となった。言い換えると、地理的表示の範囲に該当しない従来の製品名にも保護が拡大された。

（b）監査期間の短縮（第 45 条）

新法では、監査期間が 10 年から 1 年に短縮され、監視体制が強化された。

（c）申請手続の簡素化（第 37 条）

旧法では、申請の公表が官報で行われていた。新法では、申請の公表がトルコ特許商標庁（TÜRKPATENT）の公式公報に変更され、手続きが簡素化された。

出願に必要な書類は、新法により、地理的表示の出願要件と伝統的製品名称の出願要件とで、それぞれ別個に規定されている¹⁹²。

¹⁸⁶ WIPO（世界知的所有権機関）サイト https://www.wipo.int/edocs/mdocs/classifications/en/clim_ce_35/clim_ce_35_2.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁸⁷ IPR Gezgini サイト <https://iprgezgini.org/category/nice-siniflandirmasi-mallarin-ve-hizmetlerin-uluslararası-siniflandirmasi/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁸⁸ WIPO（世界知的所有権機関）サイト https://nclpub.wipo.int/enfr/?basic_numbers=show&class_number=1&explanatory_notes=show&gors=&lang=en&menulang=en&mode=flat¬ion=&pagination=no&version=20260101 [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁸⁹ WIPO（世界知的所有権機関）サイト https://nclpub.wipo.int/enfr/?basic_numbers=show&class_number=1&explanatory_notes=show&gors=&lang=en&menulang=en&mode=flat¬ion=&pagination=no&version=20260101 [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁹⁰ IPR Gezgini サイト <https://iprgezgini.org/category/nice-siniflandirmasi-mallarin-ve-hizmetlerin-uluslararası-siniflandirmasi/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁹¹ WIPO（世界知的所有権機関）サイト <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/16609> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁹² Prof. Dr. Ünal Tekinalp, “Key Innovations in the Industrial Property Law”

(d) 地理的表示および伝統的製品名称の登録申請者（第 36 条）

新法において、新たに、地理的表示または伝統的製品名称の登録申請を行う権利を有する者は、法人格の有無にかかわらず、「生産者グループ」が地理的表示や伝統的製品名称の登録申請を行う権利を有することとなった。また、「公的機関および組織、ならびに専門職団体」も地理的表示や伝統的製品名称の登録申請を行う権利を有することとなった。

(e) 登録内容の修正申請（第 54 条）

登録された地理的表示または伝統的製品名称の仕様に変更が生じた場合、関係者は修正を請求することができる。この修正申請には、新規申請と同様の手続が適用される¹⁹³。

(f) 出願人の範囲（第 36 条）

地理的表示または伝統的製品名称の登録出願を行うことができる者の範囲は、新法（改正法）により拡大された¹⁹⁴。

法改正により、従来は、生産者団体・商工会議所・協同組合など限定された団体のみが出願可能であったのに対し、新法（現行法）では、地域行政機関、開発機関、研究機関、大学、非営利団体、消費者団体などにも出願資格が拡大された。

(g) 登録された地理的表示に関連する商標出願（第 48 条）

地理的表示が登録された後に、当該登録地理的表示に関連する商品または役務について商標出願がなされた場合、その出願は拒絶される。すでに登録されている商標であっても、法的手続（訴訟）により無効とされることがある。

(2) トルコ特許商標庁が地理的表示の対象となる製品 10 種の登録を欧州委員会に申請¹⁹⁵ (2023 年 1 月 5 日)

トルコ特許商標庁は、地理的表示の国際的な保護を目指す取組の一つとして、地理的表示の対象となる製品 10 種の登録を欧州委員会に申請した。これら 10 種の申請により、現在 EU が審査中の申請の件数は 42 件となった。

(3) 地理的表示および伝統的製品名称のエンブレムに関する規則¹⁹⁶ (2017 年 12 月 29 日)

「地理的表示および伝統的製品名称のエンブレムに関する規則」は、2018 年 1 月 10 日に施行され、エンブレムの運用原則を定めた初の法令である。

本規則によれば、エンブレムとは、トルコ産業財産権法第 6769 号の規定に従って登録さ

¹⁹³ The New Turkish Industrial Property Code, Cahit Suluk

¹⁹⁴ Prof. Dr. Ünal Tekinalp, “Key Innovations in the Industrial Property Law”

¹⁹⁵ トルコ特許商標庁サイト <https://www.turkpatent.gov.tr/haberler/uluslararası-cografî-isaret-seferberligi> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁹⁶ T.C. Resmî Gazete (Official Gazette of the Republic of Turkey) サイト <https://www.resmigazete.gov.tr/eskiler/2017/12/20171229-8.htm> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

れた地理的表示または伝統的製品名称であることを示す標章（マーク）と定義される¹⁹⁷。

このエンブレムは、登録証に記載された条件を満たす製品の生産または販売に従事する者によって使用される。トルコ国内においては、登録された地理的表示が流通・販売される商業的取引領域において、エンブレムと地理的表示の名称を併記して表示することが義務付けられている。

一方、登録された伝統的製品名称については、エンブレムの使用は任意（義務ではない）とされている。

6. トルコ特許商標庁に係るその他の動向

(1) WIPO の DAS の寄託官庁としての業務開始¹⁹⁸（2022 年 6 月 1 日）

トルコ特許商標庁は、WIPO デジタルアクセスサービス（DAS）の枠組規定の第 10 項及び第 12 項に従い、出願人が WIPO の DAS を利用して国際出願・国内出願を行うことを承認する体制に移行した。トルコ特許商標庁は 2022 年 6 月 1 日以降に官庁に DAS を利用して提出された PCT 出願を含む、特許、実用新案、工業意匠、および商標出願の認証謄本を優先権書類として寄託する¹⁹⁹。

(2) 当局との意見交換のための電子通信システムを開設²⁰⁰（2022 年 12 月 5 日）

トルコ特許商標庁は、出願人や特許／商標弁護士がトルコ特許商標庁のサイト <https://iletisim.turkpatent.gov.tr/iletisim/giris> から産業財産権に関する情報を入手し、当局者との意見交換を行うことができる電子情報システムを開設した。電子政府を利用する際のパスワードは、本人がパスワード取得の申請を行った上で自らの「トルコ共和国 ID 番号」が記載された身分証明書を提示することによって PTT 中央総局から取得するか、在外の大使館および領事館から取得することができる。

7. 経済連携協定（EPA : Economic Partnership Agreement）

現在、トルコは 24 の EPA や自由貿易協定（FTA）を発効させており、その相手国・地域は以下のとおり²⁰¹。

¹⁹⁷ IPR Gezgini サイト

<https://iprgezgini.org/2020/03/05/cografi-isaret-ve-geleneksel-urun-adinda-amblem/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁹⁸ トルコ特許商標庁サイト <https://www.turkpatent.gov.tr/en/announcements/turkish-patent-and-trademark-office-participated-in-the-wipo-das-system> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁹⁹ トルコ特許商標庁サイト <https://www.turkpatent.gov.tr/en/announcements/turkish-patent-and-trademark-office-participated-in-the-wipo-das-system> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁰⁰ 日本貿易振興機構（JETRO）サイト https://www.jetro.go.jp/ext_images/Ipnews/middle_east/ME_IP_Newsletter_202301.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁰¹ トルコ商務省サイト

<https://www.trade.gov.tr/free-trade-agreements#:~:text=Currently%2C%20T%20C3%BCrkiye%20has%2024%20FTAs,Kingdom%2C%20the%20UAE%20and%20Qatar> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

2026年2月3日時点

【図表 14】

NO.	名称	加盟国・地域	発効年月
1	EFTA・トルコ自由貿易協定	EFTA、トルコ	1992年4月
2	北マケドニア・トルコ自由貿易協定	北マケドニア、トルコ	2000年9月
3	ボスニア・ヘルツェゴビナ・トルコ自由貿易協定	ボスニア・ヘルツェゴビナ、トルコ	2003年7月
4	アルバニア・トルコ自由貿易協定	アルバニア、トルコ	2008年5月
5	モンテネグロ・トルコ自由貿易協定	モンテネグロ、トルコ	2010年3月
6	セルビア・トルコ自由貿易協定	セルビア、トルコ	2010年9月
7	トルコ・フェロー諸島自由貿易協定	トルコ、フェロー諸島（デンマーク領）	2017年10月
8	トルコ・コソボ自由貿易協定	トルコ、コソボ	2019年9月
9	アラブ首長国連邦・トルコ包括的経済連携協定	アラブ首長国連邦、トルコ	2023年9月
10	トルコ・イスラエル自由貿易協定	トルコ、イスラエル	1997年5月
11	トルコ・パレスチナ暫定自由貿易協定	トルコ、パレスチナ	2005年6月
12	トルコ・チュニジア自由貿易協定	トルコ、チュニジア	2005年7月
13	トルコ・モロッコ自由貿易協定	トルコ、モロッコ	2006年1月
14	トルコ・エジプト自由貿易協定	トルコ、エジプト	2007年3月
15	トルコ・ジョージア自由貿易協定	トルコ、ジョージア	2008年11月
16	チリ・トルコ自由貿易協定	チリ、トルコ	2011年3月
17	韓国・トルコ自由貿易協定	韓国、トルコ	2013年5月
18	トルコ・モーリシャス自由貿易協定	トルコ、モーリシャス	2013年6月
19	マレーシア・トルコ自由貿易協定	マレーシア、トルコ	2015年8月
20	トルコ・モルドバ自由貿易協定	トルコ、モルドバ	2016年11月
21	トルコ・シンガポール自由貿易協定	トルコ、シンガポール	2017年10月
22	トルコ・ベネズエラ自由貿易協定	トルコ、ベネズエラ	2020年8月
23	英国・トルコ自由貿易協定	英国、トルコ	2021年1月
24	トルコ・カタール自由貿易協定	トルコ、カタール	2025年8月

※トルコは、EUに加盟していないが、関税同盟に加盟しているため、トルコと自由貿易協定（FTA）を締結した国のうち、EUに加盟した国との自由貿易協定（FTA）は、撤廃された経緯がある。

なお、2012年7月19日、当時の日本の外務大臣、経済産業大臣は、来日中の当時のトルコ経済大臣と会談を行い、両国間で、経済連携協定（EPA）に関する共同研究を立ち上げることに合意した。2012年～2019年までに、経済連携協定（EPA）に関する共同会合が17回

開催された²⁰² ²⁰³。第 14 回会合²⁰⁴、第 15 回会合²⁰⁵にて知的財産権について議論された。しかしながら、2019 年以降、日本とトルコの間で経済連携協定（EPA）に関する共同会合は開催されていない。

以下に、注目すべき先進国である EFTA（欧州自由貿易連合）諸国、大韓民国、英国における知的財産権に関する規定を紹介する。

（1）EFTA（欧州自由貿易連合）諸国とトルコ共和国との間の自由貿易協定（FTA）²⁰⁶

附属書では、著作権、商標、特許、意匠、地理的表示、知的財産権の取得および維持、知的財産権の執行ならびに協力に関する基本原則が規定されている。

その中で、本規定第 5 条の特許に関する規定は以下のとおり。

第 5 条 特許

- (1) 当事者は、自国の法令において、欧州特許条約（EPC）を自国法に実施した上で、あらゆる技術分野の発明について、少なくとも適切かつ実効的な特許保護を確保する。
- (2) 当事者の国内法は、特許により保護される製品又は特許方法から直接得られた製品が輸入され国内で生産されていないことのみを唯一の根拠として、強制実施権を付与することを許さない。本項は、TRIPS 協定に適合し、かつ当事者の国内法に定める他の事由に基づく強制実施権の付与を妨げない。
- (3) 当事者は、協定発効から 2 年後に、共同委員会において補償的特許期間に関する協議を初めて行う。

（2）大韓民国とトルコ共和国との間の自由貿易協定（FTA）²⁰⁷

本協定第 2 章は知的財産権に関する規定である。

第 2 章の第 2.1 条（一般規定）の第 2 項に、「当事者は、TRIPS 協定を含む、各自が締約している知的財産に関する国際条約の実施を適切かつ効果的に行うものとする。本章は、TRIPS 協定に基づく当事者間の権利および義務を補完し、具体化するものである。」と規定されている。

また、第 4 項に規定された事項は以下のとおり。

本協定において「知的財産権」とは、特に次の権利を包含するものとする。

²⁰² 日本外務省（Ministry of Foreign Affairs of Japan）サイト https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_turkey/index.html [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁰³ 日本外務省（Ministry of Foreign Affairs of Japan）サイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000009576.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁰⁴ 日本外務省（Ministry of Foreign Affairs of Japan）サイト https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_007292.html [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁰⁵ 日本外務省（Ministry of Foreign Affairs of Japan）サイト https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_007554.html [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁰⁶ EFTA（European Free Trade Association）サイト <https://www.efta.int/sites/default/files/documents/legal-texts/free-trade-relations/turkey/EFTA-Turkey-Main-Agreement-2018.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁰⁷ 韓国関税庁（Korea Customs Service）サイト https://www.customs.go.kr/download/ftaportalkor/download/trty/han_turkey_02_01.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

- (a) 著作権（コンピュータ・プログラムおよびデータベースに係る著作権を含む）ならびに著作隣接権
- (b) 特許権および実用新案権
- (c) 商標
- (d) サービス・マーク（役務商標）
- (e) 意匠権
- (f) 集積回路の回路配置（トポグラフィー）
- (g) 地理的表示（原産地名称を含む）
- (h) 植物新品種の保護
- (i) 未公開情報の保護（営業秘密・ノウハウを含む）

（３）英国とトルコ共和国との間の自由貿易協定（FTA）²⁰⁸

英国とトルコとの間で締結された自由貿易協定（FTA）の第 9 章および第 13 章には、知的財産権に関する改正規定が定められている。本協定第 9 条は、TRIPS 協定に整合した最低基準の遵守義務を確認する一般条項である。

第 9 条の注目すべき条項は以下のとおり。

第 9 条（一般規定）

- (1) 両締約国（以下「当事者」という）は、知的、工業的及び商業的財産権の適切かつ効果的な保護および執行を確保することの重要性を確認する。
- (2) 当事者は、TRIPS 協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）に整合する形で、知的、工業的及び商業的財産権の適切かつ効果的な保護を提供するものとする。
- (3) 当事者は、以下に掲げる知的、工業的及び商業的財産権に関する多数国間条約に基づく義務を、十分かつ効果的に履行するものとする。
 - (a) 1886 年 9 月 9 日にベルヌで作成され、1971 年 7 月 24 日にパリで改正され、1979 年 9 月 28 日に改正された文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約
 - (b) 1961 年 10 月 26 日にローマで作成された実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約（ローマ条約）
 - (c) 1883 年 3 月 20 日にパリで作成され、1967 年 7 月 14 日にストックホルムで改正され、1979 年 9 月 28 日に改正された工業所有権の保護に関するパリ条約
 - (d) 1957 年 6 月 15 日にニースで作成され、1977 年 5 月 13 日にジュネーブで改正され、1979 年 9 月 28 日に改正された商標登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定
 - (e) 1970 年 6 月 19 日にワシントンで作成され、1979 年 9 月 28 日に改正され、1984 年 2 月 3 日に修正された特許協力条約（PCT）
 - (f) 1989 年 6 月 27 日にマドリッドで採択された商標の国際登録に関するマドリッド協定議定書

²⁰⁸ GOV.UK（英国政府）サイト

https://assets.publishing.service.gov.uk/media/67fe3650393a986ec5cf8d4c/TS_Turkey_24.2025_Free_Trade_Agreement.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

- (g) 1977年4月28日にブダペストで作成され、1980年9月26日に改正された特許手続の目的のための微生物寄託の国際的承認に関するブダペスト条約
- (h) 1961年12月2日にパリで作成され、1991年3月19日に改正された植物の新品種の保護に関する国際条約（UPOV条約）

8. 人工知能（AI）に関連する動向

（1）国家 AI 戦略行動計画（2021–2025）²⁰⁹ ²¹⁰（2021年8月20日公表）

2021年8月20日に公表された「国家 AI 戦略行動計画（2021–2025）」は、第11次開発計画と2021年大統領年次計画に沿って今後5年間に実施される予定の人工知能研究と取り組みを収集し、指導することを目的とした戦略文書である。これに関連して、この文書はトルコ大統領府デジタル変革局と産業技術省が共同で作成した²¹¹。

本行動計画は、6つの異なる分野における戦略的優先事項を定め、これらの優先事項の範囲内で合計24の目標と19の措置を定めている。これに関連して、戦略的優先事項は次のとおりである。

- (1) 人工知能の専門家を育成し、この分野での雇用を増やす
- (2) 研究、起業家精神、イノベーションの支援
- (3) 質の高いデータと技術インフラへのアクセスを改善する
- (4) 社会経済的適応を加速するための手配を行う
- (5) 国際協力の強化
- (6) 構造と労働力の変革を加速する

（2）国家 AI 戦略行動計画(2024-2025)²¹² ²¹³（2024年7月30日公表）

トルコ大統領府デジタル変革局は、AIの進歩と国家のニーズに対処するための第12次開発計画に基づき、国家 AI 戦略行動計画（2021–2025）の後期アップデートとして、最新の国家 AI 戦略行動計画(2024-2025)を発表した²¹⁴。

本行動計画は、さまざまな分野からの意見を取り入れて策定され、生産的な AI テクノロジー、トルコ語モデル、研究開発、イノベーション、労働力の変革に焦点を当てることで、

²⁰⁹ トルコ教育省（Millî Eğitim Bakanlığı）サイト

https://sgb.meb.gov.tr/meb_iys_dosyalar/2022_07/25145919_Ulusal_Yapay_Zeka_Stratejisi_UYZS_2021-2025.pdf [最終アクセス日：2026年3月6日]

²¹⁰ トルコ大統領府デジタル変革事務局サイト

<https://cbddo.gov.tr/SharedFolderServer/Genel/File/TR-UlusalYZStratejisi2021-2025.pdf> 最終アクセス日：2025年9月26日]

²¹¹ SETA（Siyaset, Ekonomi ve Toplum Araştırmaları Vakfı）サイト

<https://www.setav.org/5-soru-turkiyenin-ulusal-yapay-zeka-stratejisi> [最終アクセス日：2026年3月6日]

²¹² トルコ大統領府デジタル変革事務局サイト

<https://cbddo.gov.tr/SharedFolderServer/Genel/File/UlusalYapayZekaStratejisi2024-2025EylemPlani.pdf> [最終アクセス日：2025年9月26日]

²¹³ トルコ産業技術省サイト

<https://www.sanayi.gov.tr/assets/pdf/UlusalYapayZekaStratejisi2024-2025EylemPlani.pdf> [最終アクセス日：2026年3月6日]

²¹⁴ Esin Attorney Partnership サイト

<https://www.esin.av.tr/tr/2024/07/30/yapay-zeka-stratejisine-iliskin-2024-2025-eylem-plani-yayimlandi/> [最終アクセス日：2026年3月6日]

トルコの世界的な AI の地位を強化することを目的としている。

本行動計画は、主にトルコにおける人工知能システムの利用を奨励し、トルコを人工知能分野の主要国の 1 つにするために、以下の 6 つの戦略的優先指針を定めている。

- (1) 人工知能の専門家を育成し、この分野での雇用を増やすこと
- (2) 研究、起業家精神、イノベーションを支援すること
- (3) 質の高いデータと技術インフラへのアクセスを拡大すること
- (4) 社会経済的適応を加速するための取り決めを行うこと
- (5) 国際協力を強化すること
- (6) 構造変革と労働力変革を加速すること

本行動計画は、関連する目標を実現し、プロセスを実行するために、71 の具体的な行動計画が示されている。

(3) 人工知能法案 (Draft Law on Artificial Intelligence Law)

2024 年 6 月 24 日、人工知能法案がトルコ大国民議会 (Grand National Assembly of Türkiye) に提出された²¹⁵。

本法案は、この分野における最初の法的規制である欧州連合 (EU) の「人工知能法 (EU Artificial Intelligence Act)」^{216 217}に着想を得ている²¹⁸。

本法案の目的は、

- (1) 人工知能技術の安全・倫理的かつ公正な利用を確保すること
 - (2) 個人データの保護を保証すること
 - (3) プライバシー権の侵害を防止すること
 - (4) 人工知能システムの開発および利用に関する規制枠組みを確立すること
- にある。

現在、本法案は委員会審議中である²¹⁹。

²¹⁵ Gün + Partners サイト <https://gun.av.tr/insights/updates/legislative-developments-for-artificial-intelligence-in-turkiye> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²¹⁶ EUR-Lex (欧州連合法令) サイト <https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2024/1689/oj/eng> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²¹⁷ EU Artificial Intelligence Act (人工知能法) サイト <https://artificialintelligenceact.eu/high-level-summary/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²¹⁸ トルコ大国民議会サイト <https://www.tbmm.gov.tr/Yasama/KanunTeklifi/e21539a0-888a-4500-81be-01904a918c53> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²¹⁹ トルコ大国民議会サイト <https://cdn.tbmm.gov.tr/KKBSPublicFile/D28/Y2/T2/WebOnergeMetni/e50ccc8a-ab90-45fa-a553-76b880c78fb8.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

第4章 トルコにおける模倣品対策の概要と課題

ジェトロドバイ事務所 知的財産権部部長
後藤 泰輔

トルコにおける模倣品対策の概要と課題

2025年11月

日本貿易振興機構（JETRO）ドバイ事務所 知的財産権部
後藤 泰輔

Copyright © JETRO. All Rights Reserved

日本企業の模倣品の流通ルート

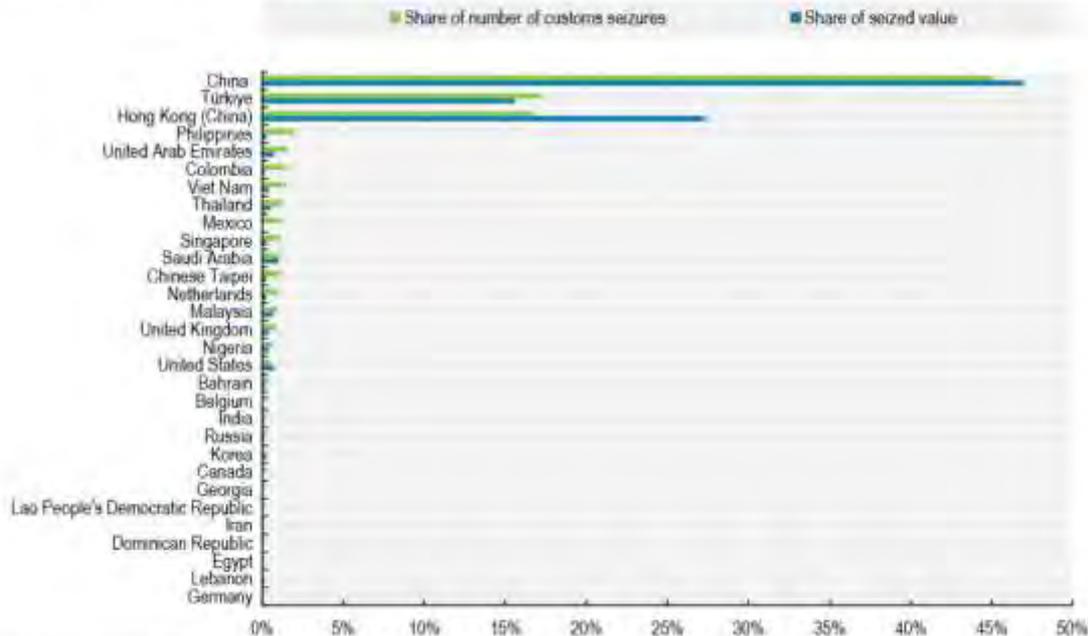
- 中東への模倣品は中国ルートが主で、さらにアフリカ地域にも流れていく。



Copyright © JETRO. All Rights Reserved. 経済産業省・デロイトトーマツ「我が国模倣品被害の課題分析及び課題解決のための対策検討に関する調査」（2018年） | 1

模倣品の出所国別の差止実績 2020-2021年

- 模倣品の差止点数、総額ともに、トルコ発のものが全体の15~17%を占め、中国、香港とともに模倣品の主な供給源になっている。



Copyright © ICTPI of All Rights Reserved.

OECD-EUIPO "Mapping Global Trade in Fakes 2025" | 2

中東・アフリカ地域の知財保護評価 - 2025年版 米国301条スペシャルレポート

2025 Special 301 Report



優先監視国 (8か国)
中東アフリカ地域なし

監視国 (18か国)
エジプト、パキスタン、トルコ、アルジェリア

米国通商代表部(USTR)が、知的財産の保護・執行・公正かつ公平な市場アクセスに問題のある国を毎年指定。

過去の削除済み

- アラブ首長国連邦 (UAE) (2021年に削除)
- サウジアラビア (2022年に優先監視国から削除)
- クウェート (2022年に削除)
- レバノン (2022年に削除)

模倣

- エジプト**
 - 税関に権利者の要請なしに貨物の通関停止職権なし
 - 裁判手続きが遅く煩雑、抑止力のある結果が得にくい
 - 特許紛争早期解決メカニズム欠如
 - (バイオ分野以外の)特許や商標の審査基準の未公表
- パキスタン**
 - 模倣品(医薬品等)や海賊版が蔓延、国内製造・配信の増加
 - 権利者の告訴なしに刑事手続きを開始する職権欠如
 - 裁判官の専門性不足、判決の一貫性の欠如、膨大な未処理事件
 - 医薬品試験データ保護不足
- トルコ**
 - 模倣品(医薬品等)や海賊版の重要な供給源・中継地
 - 裁判所における捜査令状の取得の困難基準が厳しい
 - 侵害に商標模倣品取り締まりの権限なし
 - 医薬品試験データ保護不足
- アルジェリア**
 - 模倣品やデジタル海賊版が蔓延
 - 医薬品試験データ保護不足
 - 執行手続きに透明性や一貫性が欠如

Copyright © ICTPI of All Rights Reserved.

水際対策

- 税関への商標登録制度あり。電子システムで登録可能。
- 職権による一時差止もあり。

□ トルコは、8カ国と接し、29の国境ゲート、百数十か所の税関検査所が存在。

□ 税関への登録

- **税関のウェブサイトの電子システムで登録可能。**

□ 差止後のプロセス

- 税関が、権利者またはトルコ国内における権利者の代理人に通知。
- 通常、上記の通知には、問題の貨物の詳細情報、製品の画像、輸入者/輸出者の基本的な情報が含まれる。
- **通知から10営業日**の間に、権利者は侵害を確認し、訴訟提起などの手続きを行う。

□ 職権による差止（一時差止）

- 税関職員が模倣品の疑いのある製品を発見した場合、当該貨物を**職権で3日間留置**。
- その間に権利者は税関に申請（商標登録）。

水際対策（廃棄手続き）

- 簡易廃棄は、裁判所の手続きが不要。ただし、製品の所有者の合意が必要。
- 簡易破棄も刑事訴追も、手続き期間は通知から10営業日。

□ 簡易廃棄（裁判所の手続き不要）

- **製品の所有者と権利者の両者の合意が必要**
- 税関から通知があつてから**10営業日以内**
- 廃棄の日程は、税関側が業務量を考慮して決定。

□ 刑事訴追

- 相手側の同意は不要。
- **10営業日以内**に手続きをする必要がある。追加で10日の猶予が与えられることがあるが、稀である。
- 裁判所の廃棄決定後、税関が業務量に応じて破棄日を決定。

市場取り締まり

- 捜査令状は、申立てに応じ検察官によって請求され、治安裁判所によって命令される。
- その後、強制捜査は警察によって執行される。

強制捜査の流れ

- 検察への訴訟請願書の提出
- 捜査令状の取得
 - 検察が治安裁判所に請求
- 警察による強制捜査の手配
- 強制捜査への立ち合い
 - サンプルの取得
- 専門家による侵害の鑑定報告書の発行

市場取り締まり（捜査令状の取得）

- 捜査のためには裁判所の決定が必要と、憲法に規定されている。

- トルコ憲法
 - 私生活のプライバシー
 - 1つまたは複数の根拠に基づき裁判官により正当に下された決定がない限り、または、遅延によって不利益が生じる場合において、前述の根拠に基づき法律によって認められた機関による書面による命令がない限り、いかなる者も、またはいかなる私文書もしくは個人の所有物も、捜索または差押えを受けることがないものとする。
 - 居住地の不可侵権
 - 1つまたは複数の根拠に基づき裁判官により正式に下された決定がない限り、または、遅延によって不利益が生じる場合において、前述の根拠に基づき法律によって認められた機関による書面による命令がない限り、いかなる居住地にも捜索または差押えのために立ち入ることはできないものとする。